

平成二十七年九月一日開会
平成二十七年九月十八日閉会

平成二十七年第三回定例会会議録

西之表市議会

平成二十七年九月第三回定例会議録

西之表市議會

平成二十七年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月一日（火）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	七
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
長野市長	七
一、議案審議	一七
報告第一五号 平成二十六年年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について	一七
園田農林水産課長説明	一七
長野広美さん質疑	一六
園田農林水産課長	一六
坂元副市長	一六
下川和博君質疑	一七
長野市長	一七
橋口美幸さん質疑	一八
瀬下満義君質疑	一八
榎元一己君質疑	一八
濱上幸十君質疑	二一
一、休 憩	二一

一、再 開	議案第六三号 西之表市教育長の任命について	二二
	長野市長説明	二二
	長野広美さん質疑	二二
	長野市長	二二
	榎元一己君質疑	二二
一、休 憩		二四
一、再 開	議案第六四号 西之表市教育委員会委員の任命について	二四
	長野市長説明	二五
	議案第六五号 西之表市監査委員の選任について	二七
	長野市長説明	二七
	議案第六六号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	二九
	長野市長説明	二九
	議案第六七号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	三一
	榎田市民生活課長説明	三一
	議案第六八号 西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について	三二
	榎田市民生活課長説明	三二
	長野広美さん質疑	三三
	榎田市民生活課長	三三
	小倉伸一君質疑	三三
	議案第六九号 西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	三四
	神村地域支援課長説明	三四

榎元一己君質疑	．．．．．	三五
神村地域支援課長	．．．．．	三五
小倉伸一君質疑	．．．．．	三七
橋口美幸さん質疑	．．．．．	三八
下川和博君質疑	．．．．．	三八
瀬下満義君質疑	．．．．．	三九
一、休憩	．．．．．	四〇
一、再開	．．．．．	四〇
議案第七〇号 西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	．．．．．	四〇
大瀬行政経営課長説明	．．．．．	四〇
議案第七一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号)	．．．．．	四四
大瀬行政経営課長説明	．．．．．	四四
瀬下満義君質疑	．．．．．	四八
大瀬行政経営課長	．．．．．	四八
議案第七二号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算(第二号)	．．．．．	四九
福山水道課長説明	．．．．．	四九
議案第七三号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	．．．．．	五〇
戸川健康保険課長説明	．．．．．	五〇
議案第七四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	五一
榎田市民生活課長説明	．．．．．	五一
議案第七五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	五一
園田農林水産課長説明	．．．．．	五二
議案第七六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	．．．．．	五二

戸川健康保険課長説明	五二
小倉伸一君質疑	五三
戸川健康保険課長	五四
議案第七七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	五五
戸川健康保険課長説明	五五
議案第七八号 平成二十七年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	五六
福山水道課長説明	五六
認定第 一号 平成二十六年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	五七
大瀬行政経営課長説明	五七
一、決算特別委員会の設置及び構成	五九
一、決算特別委員会委員の選任	五九
一、休憩	五九
正副委員長互選	五九
一、再開	五九
一、決算特別委員会の正副委員長選出結果報告	六〇
認定第 二号 平成二十六年西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	六〇
福山水道課長説明	六〇
認定第 三号 平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	六二
戸川健康保険課長説明	六二
認定第 四号 平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	六三
楯田市民生活課長説明	六三
認定第 五号 平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	六四
園田農林水産課長説明	六四

認定第 六号	平成二十六年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	六五
戸川健康保険課長説明	．．．．．	六五
認定第 七号	平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	六六
戸川健康保険課長説明	．．．．．	六六
認定第 八号	平成二十六年西之表市水道事業会計決算認定について	六七
福山水道課長説明	．．．．．	六七
一、請願・陳情の委員会付託	．．．．．	六九
一、日程報告	．．．．．	六九
一、散 会	．．．．．	六九
第二号 九月二日（水）		
一、開 議	．．．．．	七五
一、一般質問	．．．．．	七五
小倉伸一君	．．．．．	七五
長野市長	．．．．．	七六
松元経済観光課長	．．．．．	八三
神村地域支援課長	．．．．．	八七
立石教育長	．．．．．	九三
一、休 憩	．．．．．	九三
一、再 開	．．．．．	九三
一、一般質問	．．．．．	九三
小倉初男君	．．．．．	九三
楯田市民生活課長	．．．．．	九四

長野市長	．．．．．	九八
立石教育長	．．．．．	九八
美園建設課長	．．．．．	九九
園田農林水産課長	．．．．．	九九
松下社会教育課長	．．．．．	一〇四
一、休憩	．．．．．	一〇八
一、再開	．．．．．	一〇九
一、一般質問	．．．．．	一〇九
中原 勇君	．．．．．	一〇九
園田農林水産課長	．．．．．	一〇九
長野市長	．．．．．	一一〇
大瀬行政経営課長	．．．．．	一一一
一、休憩	．．．．．	一一九
一、再開	．．．．．	一一九
一、一般質問	．．．．．	一一九
丸田健次君	．．．．．	一一九
大瀬行政経営課長	．．．．．	一二〇
一、休憩	．．．．．	一二〇
一、再開	．．．．．	一二〇
中野総務課長	．．．．．	一二二
前田財産監理課長	．．．．．	一二五
松下社会教育課長	．．．．．	一二七
立石教育長	．．．．．	一三〇

一、日程追加上程・審議	一三三
一、諸般の報告	一三三
一、日程報告	一三三
一、散会	一三四

第三号 九月三日(木)

一、開議	一三九
一、一般質問	一三九
瀬下満義君	一三九
大瀬行政経営課長	一四〇
長野市長	一五〇
中野総務課長	一五四
一、休憩	一五九
一、再開	一五九
一、一般質問	一五九
鮫島市憲君	一五九
戸川健康保険課長	一六〇
長吉税務課長	一六二
美園建設課長	一六三
大瀬行政経営課長	一六四
長野市長	一六四
中野総務課長	一六四
一、休憩	一六六

一、再 開	．．．．．	一六六
一、一般質問	．．．．．	一六七
下川和博君	．．．．．	一六七
園田農林水産課長	．．．．．	一六七
長野市長	．．．．．	一七〇
大瀬行政経営課長	．．．．．	一七二
楢田市民生活課長	．．．．．	一七八
一、休 憩	．．．．．	一八〇
一、再 開	．．．．．	一八〇
一、一般質問	．．．．．	一八〇
濱上幸十君	．．．．．	一八〇
谷口学校教育課長	．．．．．	一八〇
中野総務課長	．．．．．	一八三
立石教育長	．．．．．	一八五
神村地域支援課長	．．．．．	一八七
長野市長	．．．．．	一八九
大瀬行政経営課長	．．．．．	一八九
園田農林水産課長	．．．．．	一九〇
一、休 憩	．．．．．	一九一
一、再 開	．．．．．	一九一
一、一般質問	．．．．．	一九一
渡辺道大君	．．．．．	一九一
戸川健康保険課長	．．．．．	一九二

美園建設課長	一九二
長野市長	一九三
松元経済観光課長	一九六
園田農林水産課長	一九九
一、日程報告	二〇二
一、散会	二〇二

第四号 九月四日(金)

一、開議	二〇七
一、一般質問	二〇七
橋口美幸さん	二〇七
長野市長	二〇八
中野総務課長	二〇八
大瀬行政経営課長	二一四
戸川健康保険課長	二二二
一、休憩	二二五
一、再開	二二五
一、一般質問	二二五
榎元一己君	二二五
大瀬行政経営課長	二二六
園田農林水産課長	二三〇
松元経済観光課長	二三〇
中村教委総務課長	二三一

神村地域支援課長	．．．．．	二二六
長野市長	．．．．．	二二七
一、休憩	．．．．．	二四四
一、再開	．．．．．	二四四
一、一般質問	．．．．．	二四四
田添辰郎君	．．．．．	二四五
長野市長	．．．．．	二四六
大瀬行政経営課長	．．．．．	二四七
谷口学校教育課長	．．．．．	二五二
立石教育長	．．．．．	二五五
一、議案追加上程・審議	．．．．．	二六六
議案第七九号 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について	．．．．．	二六六
川村孝則君説明	．．．．．	二六六
議案第八〇号 「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について	．．．．．	二六七
橋口美幸さん説明	．．．．．	二六七
一、休憩	．．．．．	二六八
一、再開	．．．．．	二六八
議案第七九号 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について	．．．．．	二六九
長野議会運営委員長報告	．．．．．	二六九
濱上幸十君反対討論	．．．．．	二六九
川村孝則君賛成討論	．．．．．	二七〇
中原 勇君反対討論	．．．．．	二七〇
下川和博君反対討論	．．．．．	二七〇

議案第八〇号 「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について	二七一
長野議会運営委員長報告	二七一
渡辺道大君反対討論	二七二
濱上幸十君賛成討論	二七二
瀬下満義君賛成討論	二七三
一、日程報告	二七四
一、散 会	二七四

第五号 九月十八日(金)

一、開 議	二七九
一、議案審議	二八〇
議案第七一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号) 撤回の件	二八〇
長野市長説明	二八〇
一、日程追加上程・審議	二八〇
議案第八一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号)	二八一
大瀬行政経営課長説明	二八一
一、休 憩	二八二
一、再 開	二八二
一、日程追加上程・審議	二八二
議案第六七号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	二八二
小倉(初)総務文教委員長報告	二八二
瀬下満義君質疑	二八三
小倉(初)総務文教委員長	二八三

渡辺道大君反対討論	二八三
丸田健次君賛成討論	二八四
議案第六八号 西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について	二八五
鮫島産業厚生委員長報告	二八五
瀬下満義君反対討論	二八六
議案第六九号 西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	二八七
小倉(初) 総務文教委員長報告	二八七
瀬下満義君質疑	二八八
小倉(初) 総務文教委員長	二八八
瀬下満義君反対討論	二八八
長野広美さん賛成討論	二九〇
議案第七〇号 西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	二九〇
小倉(初) 総務文教委員長報告	二九〇
瀬下満義君反対討論	二九一
橋口美幸さん反対討論	二九二
小倉伸一君賛成討論	二九三
議案第八一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号)	二九四
小倉(初) 総務文教委員長報告	二九四
鮫島産業厚生委員長報告	二九五
瀬下満義君質疑	二九七
小倉(初) 総務文教委員長	二九七
瀬下満義君反対討論	二九八
橋口美幸さん反対討論	三〇〇

榎元一己君賛成討論	三〇〇
一、休 憩	三〇二
一、再 開	三〇二
議案第七二号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算(第二号)	三〇二
鮫島産業厚生委員長報告	三〇三
瀬下満義君反对討論	三〇三
議案第七三号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	三〇三
鮫島産業厚生委員長報告	三〇四
瀬下満義君反对討論	三〇四
議案第七四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	三〇五
小倉(初)総務文教委員長報告	三〇五
瀬下満義君反对討論	三〇五
議案第七五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	三〇六
鮫島産業厚生委員長報告	三〇六
瀬下満義君反对討論	三〇六
議案第七六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	三〇七
鮫島産業厚生委員長報告	三〇七
瀬下満義君反对討論	三〇八
議案第七七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	三〇九
鮫島産業厚生委員長報告	三〇九
瀬下満義君反对討論	三〇九
議案第七八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	三一〇
鮫島産業厚生委員長報告	三一〇

瀬下満義君反対討論	三二〇
請願第三二号 「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書	三一〇
小倉(初)総務文教委員長報告	三一〇
橋口美幸さん賛成討論	三二二
濱上幸十君反対討論	三二三
瀬下満義君賛成討論	三二三
請願第四〇号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める請願書	三一四
鮫島産業厚生委員長報告	三一四
川村孝則君賛成討論	三一五
下川和博君反対討論	三一六
請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	三一七
鮫島産業厚生委員長報告	三一七
請願第四三号 一般廃棄物(古紙)の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書	三一八
鮫島産業厚生委員長報告	三一八
一、日程追加上程・審議	三一九
議案第八二号 「空母艦載機離着陸訓練(FCLP)の馬毛島調査に反対する意見書」の提出について	三二〇
小倉(伸)馬毛島対策特別委員会委員長説明	三二〇
下川和博君質疑	三二一
小倉(伸)馬毛島対策特別委員会委員長	三二一
中原 勇君反対討論	三二一
長野広美さん賛成討論	三二二
濱上幸十君反対討論	三二二
田添辰郎君反対討論	三二二

川村孝則君賛成討論	．．．．．	三二三
一、特別委員会委員の辞任の件	．．．．．	三二四
一、休憩	．．．．．	三二四
一、再開	．．．．．	三二四
一、日程追加上程・審議	．．．．．	三二五
議案第八三号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出について	．．．．．	三二五
小倉伸一君説明	．．．．．	三二五
榎元一己君反対討論	．．．．．	三二六
川村孝則君賛成討論	．．．．．	三二七
田添辰郎君反対討論	．．．．．	三二八
一、総務文教委員会所管事務調査報告	．．．．．	三二八
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	三二九
一、産業厚生委員会所管事務調査報告	．．．．．	三三一
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	三三一
一、閉会中の継続審査	．．．．．	三三四
一、市長挨拶	．．．．．	三三四
長野市長	．．．．．	三三四
一、議長閉会挨拶	．．．．．	三三六
永田議長	．．．．．	三三六
一、閉会	．．．．．	三三七

平成二十七年第三回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種	別	内 容
九	一	火	本	会	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、決算特別委員会の設置及び構成、決算特別委員会委員の選任
九	二	水	本	会	決算特別委員会（正副委員長互選）
九	三	木	本	会	決算特別委員会の正副委員長選出結果報告、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託
九	四	金	本	会	一般質問
九	五	土	本	会	一般質問
九	六	日	休	会	一般質問
十	一	月	本	会	一般質問、議案二件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）
十	二	火	委	員	付託案件審査 議会運営委員会
十	三	水	本	会	議案審議（議会運営委員会委員長報告・質疑・討論・表決）

十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会	休 会	委 員 会	休 会	休 会
	各特別委員会、 議会運営委員会	付託案件審査 総務文教委員会	付託案件審査 総務文教委員会・産業厚生委員会 (連合審査会)				付託案件審査 産業厚生委員会		付託案件審査 総務文教委員会		

十八		
金		
本 会 議	委 員 会	本 会 議
<p>議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案二件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、特別委員会委員の辞任の件、各常任委員会所管事務調査報告、閉会中の継続審査、閉会</p>	<p>付託案件審査 各常任委員会・議会運営委員会</p>	<p>議案撤回の件、議案の追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）</p>

一、付議事件

番号	事 件 名	審議方法	結 果
報告第 一五号	平成二十六年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について		九月 一 日報 告
議案第 六三号	西之表市教育長の任命について	即 決	九月 一 日同 意
議案第 六四号	西之表市教育委員会委員の任命について	即 決	九月 一 日同 意
議案第 六五号	西之表市監査委員の選任について	即 決	九月 一 日同 意
議案第 六六号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即 決	九月 一 日同 意
議案第 六七号	西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 六八号	西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 六九号	西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七〇号	西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七一号	平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）	委員会付託	九月 十八 日撤 回
	【総務文教】歳入全款、地方債補正		
	歳出中 一款、二款（一項十九目を除く）、九款、十款、十二款		
	【産業厚生】歳出中 三款、四款、六款、七款、八款、		
議案第 七二号	平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七三号	平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七四号	平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七五号	平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七六号	平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七七号	平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月 十八 日原案可決
議案第 七八号	平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月 十八 日原案可決

認定第	一号	平成二十六年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査
認定第	二号	平成二十六年西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査
認定第	三号	平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査
認定第	四号	平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査
認定第	五号	平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査
認定第	六号	平成二十六年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査
認定第	七号	平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査
認定第	八号	平成二十六年西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	九月一	日継続審査

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 七九号	安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について	委員会付託	九月四 日原案可決
議案第 八〇号	「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について	委員会付託	九月四 日否 決
議案第 八一号	平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号） 【総務文教】歳入全款、地方債補正 歳出中 一款、二款（一項十九目を除く）、九款、十款、十二款 【産業厚生】歳出中 三款、四款、六款、七款、八款、 【空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書】の提出 について	委員会付託	九月十八 日原案可決
議案第 八二号	「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出について	即 決	九月十八 日原案可決
議案第 八三号	「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出について	即 決	九月十八 日原案可決

一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号	事件名	提出者	結果
請願第 三二号	「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書	西之表市安城二七〇二―二八番地 反原発・たねがしま代表 和田香穂里	九月十八日不採択
請願第 四〇号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書	西之表市西町六〇番地 連合鹿児島熊毛地域協議会 議長 西司	九月十八日採択
請願第 四二号	種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	中種子町坂井二〇九三―二〇三 熊毛地区茶業推進協議会長 山浦重夫 西之表市古田一〇七四 西之表市茶業振興会長 澤柳伸一	九月十八日継続審査
請願第 四三号	一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求る請願書	西之表市西之表一六九五〇番地一 有限会社種子島クリーン産業 代表取締役 仁禮憲夫	九月十八日継続審査

一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事件名	提出者	結果
請願第 四三号	一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求る請願書	西之表市西之表一六九五〇番地一 有限会社種子島クリーン産業 代表取締役 仁禮憲夫	九月十八日継続審査

本會議第一号（九月一日）

本会議第一号（九月一日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年九月一日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十七年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。

これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第一五	議案第七二号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）
日程第二	会期の決定	日程第一六	議案第七三号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
日程第三	提出議案の一括上程	日程第一七	議案第七四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
日程第四	市長の所信表明並びに提案理由説明		
日程第五	報告第一五号 平成二十六年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について		

日程第六 議案第六三号 西之表市教育長の任命について

日程第七 議案第六四号 西之表市教育委員会委員の任命について

日程第八 議案第六五号 西之表市監査委員の選任について

日程第九 議案第六六号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第一〇 議案第六七号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一一 議案第六八号 西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程一二 議案第六九号 西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程一三 議案第七〇号 西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

日程一四 議案第七一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）

日程一五 議案第七二号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）

日程一六 議案第七三号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程一七 議案第七四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

- 日程第一八 議案第七五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一九 議案第七六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)
- 日程第二〇 議案第七七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)
- 日程第二一 議案第七八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第二号)
- 日程第二二 認定第一号 平成二十六年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第二三 決算特別委員会の設置及び構成
- 日程第二四 決算特別委員会委員の選任
- 日程第二五 決算特別委員会の正副委員長選出結果報告
- 日程第二六 認定第二号 平成二十六年西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第二七 認定第三号 平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第二八 認定第四号 平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第二九 認定第五号 平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第三〇 認定第六号 平成二十六年西之表市介護保険特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第三一 認定第七号 平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第三二 認定第八号 平成二十六年西之表市水道事業会計決算認定について

日程第三三 請願・陳情の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、三番議員濱上幸十君、四番議員小倉初男君を指名いたします。

△会期の決定

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る八月二十八日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から九月十八日までの十八日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月十八日までの十八日間とし、配付し
てある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であ
ります。

報告第一五号及び議案第六三号から議案第七八号まで、並びに認
定第一号から認定第八号までを一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提
案理由の説明を求めます。

〔市長 長野 力君登壇〕

○市長（長野 力君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成二十七年第三回西之表市議会定例会を招集いた
しましたところ、議員各位には御出席いただきまして、まことにあ
りがとうございます。

今日は九月一日であります。立秋が過ぎ、残暑も過ぎ、朝晩の風
に秋を感じるようになってまいりましたが、まだまだ暑い日が、夏
が続いているように思います。

今年の夏は歴史的にも大きな節目となる夏でありました。戦後七
十年、総理大臣も述べられておりますように、八月は我々日本人に

しばし立ちどまることを求めるようであります。終戦の日の前日、
八月十四日には、今年になってから注目されていた総理大臣談話も
発表されました。キーワードとされていた侵略、植民地支配、痛切
な反省、おわびの全てを使いながら、総理大臣は歴代内閣の立場を
継承する姿勢を明確にされました。

いろんな立場からのいろんな批判や評価があるようではありますが、
我々はさきの大戦を忘れることなく、その歴史から学び、反省し、
悲しい教訓から未来を見据えていかなければならないんだと思いま
す。

ここ種子島には、沖縄、奄美のような占領の歴史はありません。
しかし、肉親の命を戦火に奪われた方々がいらつしやいます。空襲
や疎開を体験し、食糧難など大変な苦労をされた先輩方もおられま
す。その悲しみや苦労に思いをはせ、不戦の誓いを新たにしたいも
のだと考えます。

国の動向について触れたいと思います。まず、我々地方公共団体
に直接関係する地方創生に関してであります。今年は全国の市町村
で総合戦略づくりに取り組む夏となるようであります。計画策定を
念頭に平成二十六年度補正予算で交付金が全国の自治体に交付され、
コンシェルジュなど人的サポート体制も整備され、R I S A Sとい
う情報システムが提供されるなど、国を挙げてのサポート体制が整
備されています。国の方針も示され、開設や事例も多く示されてお
り、多くの自治体でそれらを参考にしながら作業が進められてるこ

とだと思えます。私どもの西之表市も、いち早く、その作業に着手し、多くの人の意見を伺い、関係者の意見聴取を行いながら計画策定を進めており、今回、本会議の議案として提案する運びとなっております。

計画自体は、今考えられることを全て織り込み、プロセスを重視しながら策定しており、議員の皆さんの審判を受けるにふさわしいものができたと確信いたしております。

しかし、地方創生に関し、日本全体の動きや国の取り組み方、提示のあり方など、若干違和感も感じます。二〇〇〇年四月に地方分権一括法が成立してから既に十五年がたちました。その間、市町村合併の議論や三位一体の改革の議論もありました。関係者は補完性の原理など、大いなる議論を重ねてまいりました。その分権の議論を踏まえたときに、今回の動きがどうなんだろうと考えてしまうということもあります。

戦略計画は総合計画を補完するもの、あるいはまさに効果を發揮させるために難しくとも挑戦すべき価値があると考えております。そういった意味では今回の取り組みは意義あるものであります。しかしながら、どうしても全体を眺めると風景が違ってまいります。戦後七十年談話ではありませんが、常にこれまでの歴史や積み上げてきたものを思い出し、基本を振り返りながら自治をつくり上げていきたいものだと考えております。

国においては、平成二十八年度予算の概算要求が昨日締め切られ

たようであります。全体として基本的な方針は、歳出削減の文字はあるものの新しい日本のための優先課題推進枠が設けられ、要望基礎額に三割までの上乘せが認められています。今後の国の財政運営に注視するとともに、本市財政健全化の方向性を堅持しながら、成長につながる施策には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、主な分野の状況や出来事に触れておきます。

まず、地域づくりの動向についてであります。市内においても人口の減少や高齢化は年々厳しさを増しており、各地域活動の衰退が懸念されております。しかしながら、ここに来て幾つかの地域では、住民自らが地域課題に向き合い、活性化に向けた取り組みを行うとする動きも見られております。行政といたしましても積極的なかわりを持ち、支援を行ってまいりたいと考えています。

その一例といたしまして、集落の再編の報告もありました。かねてより統合へ向けた話し合いが進められていた伊関校区の柳原集落と又延集落の話し合いが整いまして、本日九月一日に正式に柳原集落として発足することになったようでございます。同じ甕島にルーツを持つ両地域の皆さんが一つの垣根を越え、相互扶助の思いで前向きな判断をされたものと思えます。今後の当地域の再編後の支援も行つてまいります。

次に、地域づくりに関連して、毎年慣例の交流会について報告をお願いいたします。

四月の関東種子島会に引き続き、七月五日には東海西之表会が開催されました。旧交を温め、ふるさとへの思いを強くする中、市政への提言もいただくよい機会として長く続いていただいております。来る十月三日にはまた、本年度で五回目となります。ふるさと交流大会も開催されます。出郷者の皆さんも含め、島内外より百名近い方々が集い、ゴルフを通じて交流を図っていくこととしておりますので、市民の皆さんの多く参加をお願いしたいと思います。

次に、農業の状況についてであります。まず、生育状況については、基幹作物であるさとうきびが六月から七月にかけて、長雨、日照不足の影響により、昨年度同時期と比較して莖数・莖長ともに下回り、現在のところ、昨年度を下回る平均反収が予想される厳しい見込みとなっております。また平成二十七、二十八年期作付面積、七月一日現在でございますが、六百九十七ヘクタールと、前年同期より八十五ヘクタールも減少し、このまま不作の状況が続くとさらなる作付面積の減少が想定され、地域経済の衰退につながってしまうのではないかとこの危機感を感じております。

このようなことから不作の悪影響を早急に断ち切り、さとうきびの安定供給を緊急に確立するため、各種助成に取り組んでおり、中でもセーフティーネット基金の活用による新植支援を図り、生産量の持続を図りたいと考えております。

園芸関連につきましては、七月十四日に開催されました西之表市園芸振興会総会において、初めて販売金額十五億円を突破したとの

報告があり、非常に喜ばしく感じております。畜産につきましては、七月競り市の平均価格が雌で五十三万八千四百四十六円、去勢で六十一万八千八百六十四円と、六月競り市より若干価格は下がったものの、依然として好調な取り引きとなっております。また、第三百三回畜産共進会が八月二十八日、市畜産センターによって行われ、畜産農家を初め、市内の保育園児やたくさん親子連れの方々が会場を訪れており、場内は大変盛り上がりとなりました。各校区から選ばれた五十五頭が出品され、審査員が発育、資質、品位等を厳正に審査した結果、最優秀賞十八頭が九月九日の熊本地区畜産共進会へ出品されます。

次に、観光交流面では七月二十六日に予定しておりました第九回種子島カップヨットレースが台風により中止、また口永良部島の噴火による風評被害も聞いており、大変心配したところであります。しかし、八月十九日に打ち上げられました宇宙ステーション補給機こうのとりを初め、今後複数回のロケット打ち上げも予定されており、観光業の皆さんとともに観光客の増加に向けて大いに期待したいと思っております。

さて、八月二十二日、二十三日は、両日にわたり種子島鉄砲まつりが開催されました。二十二日の前夜祭では、島内のフラダンスなどの六団体が参加して「たねがしまフラフェスタ二〇一五」を開催し、祭りを盛り上げていただきました。翌二十三日は、午前中に太鼓山行列と南蛮パレードを同時に行い、午後からは手踊りを中心

に実施するなど、例年と内容を変えた取り組みを行ったところがございます。

高等教育機関との連携も意識し、大学生など島外の若者にも参加をいただき、さらに祭りがにぎやかに行われました。夜は、演芸大会と花火大会を行い、多くの市民や観光客でにぎわっております。

今年の鉄砲まつりには、ポルトガル大使夫妻や元ポルトガル大使で現在日本ポルトガル協会会長の四宮信隆夫妻も参加いただきました。歴史的なつながりのあるポルトガル国との交流、親善のきずなをより深めることができましたと感じております。

今回の鉄砲まつりは、昨年から市民の方と何度も議論を重ね、多くの意見をいただきながら計画したものです。この場をおかりしまして実行委員会や祭りの準備に携わっていただきました関係者の皆さんに深く感謝を申し上げます。また、鉄砲まつりの開催に合わせ、姉妹都市である伊佐市交流事業の一環として両市新規採用職員による手踊り参加など、合同研究会も開催いたしました。戦後七十年の節目に疎開時代の御恩を風化させることなく、将来にわたり良好な関係を築いていきたいと考えております。

経済面にも触れておきたいと思えます。西之表市商店街振興協同組合と種子島あらしホテルで申請している地域商業自立促進事業を活用し、西町において温泉施設の建設が計画されております。このことにより新たな雇用が発生し、中心商店街地域への人の流れがつくり出され、各施設を活用した人的交流が図られ、商店街の活性化

につながるものと考えております。さらに、商店等の中核施設として運営を図ることにより、中心市街地、ひいては市全体の活性化にも波及すると考えております。

スポーツ面におきましては、第五十六回県体熊毛地区大会が本市を主会場に七月五日、十九日に開催され、二十七種目中十種目で優勝し、四年連続総合優勝を果たしております。競技スポーツを通じて親睦と融和を図り、それぞれの競技力向上はもちろんのこと、心身の健康増進と体力向上につなげていただきたいと思います。あわせて、今年の十九日、二十日に開催される県民体育大会では、熊毛の代表として全力を尽くしてくれることを願っております。

また、市内の中学生、高校生の活躍も目覚ましいものがございます。種子島中学校、種子島高校の陸上部においては、九州大会、全国大会に出場、種子島中学校野球部も九州大会に出場し、すぐれた成績を残してくれております。今後の活躍を期待するのであります。最後に、議案説明に入ります前に、うれしいお知らせをしたいと思えます。かねてより要望・要請を重ねておりました海上保安署の設置経費が海上保安庁平成二十八年度の概算要求の中に第十管区海上保安本部鹿児島海上保安部種子島海上保安署の設置として計上されたようであります。これまで御努力いただきました関係各位には感謝申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたし

ます。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市教育長の任命など人事案件四件、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案三件、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての計画議案一件、平成二十七年一般会計補正予算など予算関係議案八件、平成二十六年一般会計歳入歳出決算認定についてなど認定八件、その他報告案件一件の合計二十五件であります。

主な議案について説明いたします。

議案第六三号は、西之表市教育長の任命についてであります。平成二十七年十月二十四日付で教育長の教育委員としての任期が満了となることから、教育長としての立石望氏を任命することにつき議会の同意を求めるとあります。

議案第六四号、六五号、六六号も同じく任期満了に伴う人事議案であり、それぞれ議会の同意や意見を求めるものであります。

議案第六七号は、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いわゆるマイナンバー法の施行に関連し、関係する手数料条例の部分を改正しようとするものであります。

議案第六八号は、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。西之表市汚泥再生処理センター新設に伴い、新たに条例を制定しようとするものであります。議案第六九号は、西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する

条例の制定についてあります。地域への人の流れを促すことで地域の活性化を図ることなどを目的に住宅支援を行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案第七〇号は、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります。まち・ひと・しごと創生法に基づき、基本的な計画を策定しようとするものであります。

議案第七一号から七八号は、一般会計及び特別会計の補正予算であります。

議案第七一号は、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）であります。歳入は、普通地方交付税が確定したことに伴い二億六千二百三十五万一千円を追加しております。さらに、平成二十六年決算に伴う収支の確定により、繰越金に一億七千五百三十五万八千円を追加しております。歳出は、財産管理費積立金に四億四百六十五万八千円を基金積み立てとしたほか、企画費の工事請負費二億八千万円など、にぎわいの中心拠点施設整備事業関連経費を計上いたしております。

次に、認定第一号から認定第八号までは、平成二十六年一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定であります。平成二十六年一般会計及び特別会計の収支状況は、歳入決算額百五十五億六千二百九十三万三十四円、歳出決算額百五十二億二千七百九千二百九十九円、歳入歳出差引額は三億四千二百五十五万八千二百二十五円、翌年度へ繰り越すべき財源六千四百九万七千三百八十円を控除した実質収支

額は二億七千八百五千四百四十五円となりました。

一般会計の収支状況は、歳入決算額百四億一千四百七十七万六千三百八十四円、歳出決算額は百一億四千二百九十二万一千四百七十二円で、歳入歳出差引額は二億六千八百五十五万四千九百十二円となり、翌年度に繰り越すべき財源六千三百十九万七千三百八十円を控除した実質収支額は二億五百三十五万七千五百三十二円となり、実質単年度収支は黒字であります。

前年度の決算額に對しまして歳入は七・七％、歳出は一一・四％それぞれ増となりました。

特別会計では、歳入の決算額五十一億五千四百四十五万三千六百五十円、歳出決算額は五十億七千七百八十五万七千七百三十七円で、歳入歳出差引額は七千三百五十九万五千九百十三円となり、翌年度へ繰り越すべき財源九十万円を控除した実質収支額は七千二百六十九万五千九百十三円となりました。

前年度の決算額に對しまして、歳入は四・五％、歳出は三・八％それぞれ増となりました。

なお、普通会計における経常収支比率は九六・三で、対前年度比三・三ポイント増えております。健全化指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がゼロ、いわゆる黒字であります。実質公債比率の三カ年平均は八・九で、対前年度比一・九％の改善。将来負担比率は七〇・三で、対前年度比一〇・一ポイント改善をいたしました。財政の健全化が進んでいると考えますが、経常収支比率の状況など

検討すべき課題も存在いたします。財政の健全を損なうことのないよう細心の注意を図ってまいります。

提案いたしました議案につきましては、議員各位の御審議をお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△報告第一五号 平成二十六年公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、報告第一五号、平成二十六年公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明をいたします。

本案は、地方自治法第二百四十三条の第三項、財政状況の公表等に基づき、公益社団法人西之表市農業振興公社の平成二十六年の事業実績並びに収支決算状況を御報告いたします。

平成二十六年公益社団法人西之表市農業振興公社決算書をお開きください。

一 ページは、事業報告書でございます。

二十六年一年間の公社の取り組みを総括的に記載してございますが、他説明項目と重複することが多ございますので、後ほどご紹介いただければと思います。

あけて二ページ、三ページについては、平成二十六年の農作業受託事業実績を示しております。二ページは、公社直営で行った作業取り扱い額でありまして、直営受託作業収入は一億二千七百万円の実績となり、計画対比、前年対比ともに増加しております。結果的に、園芸関連作業、茶管理作業部分の計画未達部分をきび関連作業でカバーした形となっております。きび関連事業の伸びについては、さとうきび増産基金事業による作業申し込みの増えたこと、また前年のきびの持ち越しが多かったことが要因と考えます。

三ページについては、市作業受託者組織の各作業班への依頼した作業再委託の実績及び育苗事業、研修事業等の取り扱い額を示しております。再委託作業は一億八千四百万円の取り扱いであり、計画比、前年比とも増加になっております。

事業総体の取り扱い実績は、その他の事業である育苗事業等を含み三億三千八百九十九万四千円であり、計画比一千五十六万五千円、前年比四千九百十三万円の増加となっております。

四ページからは各事業ごとの概要を示しております。

まず、農地保有合理化事業でございます。

本事業は平成二十一年度を終了しての事業で、農地の賃貸借契約も平成二十五年で終了しましたので、収入はなく、支出について共通管理費の費用案分によるものでございます。

農地集積円滑化事業については、平成二十二年度から取り組んでおり、二十六年末で三十一・四ヘクタールの農地を集積を行い、うち公社直営圃場、並びに研修圃場として四・四ヘクタールを所有しております。損益については百三十五万八千円の経常収支となっております。

農地賃借料及び直営圃場の農作物収益であります。今後については記述のとおり、農地中間管理事業へ移行してまいりたいと考えております。

研修事業については、平成二十二年度に種子島富農大学校を開設し、現在まで取り組みを進めてまいりましたが、平成二十六年末までの卒業生は十一名となっております。平成二十七年について一名の在校生を受け入れ、現在は二名の在校生で研修をしております。育苗事業については、水稲苗、安納芋、バイオ苗を中心に施設利用を行っております。ソラマメの播種については数年前から生産者を中心とした取り組みを行い、コスト低減、動力省力化を図っております。

農作業受託事業については、作業部門ごとさとうきび作業部門、園芸作業部門、牧草作業部門、茶作業部門、水稲作業部門及び

再委託作業部門で概要を示しておりますが、先ほどの作業受託実績のところでも述べたとおり、園芸部門、牧草部門、茶部門、水稲部門の減収をきび作業部門でカバーした事業展開の結果となりました。

公益一共通管理事業のところは、公益目的事業の共通管理費の案分及び農作業受託事業以外の当法人運営にかかわる直接的な区分です。後ほどごらんいただきたいと思えます。

八ページから二一ページについては、当社のシステム管理をしている事業収支計算書、並びにその詳細な科目ごとの修正表となっておりますので、後ほどごらんいただきたいところであります。

また、正味財産増減計画書の一八ページの平成二十六年実績欄の中段、当期一般正味財産増減額の五百九十六万九千九百九十九円が最終的な平成二十六年末の基金となります。また、二二ページから二六ページまでが財産目録となっております。資産、負債、資本の明細を示した勘定集計表であります。これについても後ほどごらんいただければと思えます。

さらに、二九ページに今申しました財産目録を集約した貸借対照表であります。若干説明いたします。

まず、資産の部ですが、現金について三月末の残高です。預金については、定期預金一千万の運用を含む運転資金として四千九百九十九万円の残高であり、前年比一千三百六十九万一千円の増になります。

事業未収金については六千七百九十九万九千円となっております、前年比

で約二百万増となっておりますが、この中には年度末決算に伴う未収益売り上げ計上分が含まれておりますので、六千万という数字になっております。特に、お茶農家の作業代金が固定化している状況であり、茶葉の価格低迷の影響で営農の資金繰りが厳しい状況です。また、さとうきびについても承知のとおり、低反収低糖度ということとで、きび農家についても厳しい営農となることが固定化が増加している状況です。今後、固定化の未収金の流動化対策を図ってまいります。

貸し倒れ引当金については、三月末事業未収金の三%を計上しております。流動資産合計で一億三百四十六万六千五百五十三円で、前年対比一千四百五十五万三千三百六十五円の増となりました。

次に、固定資産ですが、特定資産については建物、車両、機械取得において、国、県、市、JAの補助金及び公社の持ち出しで取得した固定資産を計上しております。三四ページから三五ページについて明細を示しております。作業機械の積立金の一千五百五十二万五千円及び市、農協からの受け入れ出捐金三千万を含み、八千八百三十六万七千八百五十五円であり、前年比三百三十五万五千円の減となっております。減価償却による減少でございます。

作業機械積立金については、先ほど事業収支の中で示した二十六年末の益金、五百九十六万九千九百九十九円を積み立てた一千五百五十二万五千円となり、将来の機械導入の資金として積み立てております。

その他の固定資産の合計が一千六十七万四千六百七十九円について

ては、公社のみの財源で取得しました資産の簿価額でありまして、三六ページから三八ページに明細として示しております。

負債の部ですが、流動負債の事業未収金四千二百三十三万一千四百六十四円については、事業に伴う未払い金であり、特に決算修正に伴う未払い金を計上しており、前年対比五百六十二万六千円の増になっています。

未払い明細を二八ページに示しておりますが、管理未払い金、その他未払い金を含んだ額、四千四百六十三万一千円の明細になっております。リース未払い金等を含み、負債合計で五千七百九十二万一千七百六十円となっており、前年比六百二十九万一千円の増となっております。

資本、正味財産の分でございますが、指定正味財産合計が三千四百四十二万七千五百八十八円については、固定資産の特定資産で取得した国、県、市、JAの補助金額であります。

正味財産合計は、一般正味財産一億一千三百十五万八千五百六十八円を含み、一億四千四百五十八万六千五百六十六円であります。

貸借対照表金額は二億二百五十万七千九百七十七円となり、前年比五百九十九万一千八百五十七円の増となりました。

通常企業等において経営分析として使われます財務比率中、流動資産比率、流動資産と流動負債の割合、基準値が二〇〇%という基準でございますが、それが一七八%となっておりますが、受け入れ出捐金を含めると二〇〇%を超えており、他の固定比率、当座比

率、負債比率等々も含め、基準内の数値となっておりますので、財務上おおむね健全な経営状況にあると思われれます。

以上で貸借対照表の説明を終わります。

三〇ページから三三ページについては、これらの財務諸表を作成するに当たったの注記を示しております。三〇ページについては、重要な会計方針として棚卸し財政の評価基準なり、固定資産の減価償却の方法、消費税の税込み方式の記載、基本財産の明細、特定資産、固定資産に係る補助事業資金での取得資産等々の増減表、三一ページには、公社独自資金で取得しましたその他固定資産の明細を記載しております。三二ページは、特定資産の二十六年度末減価償却累計を控除した帳簿価格三千四百四十二万七千の明細、営農大学校への助成金の明細を示しております。最後の三九ページについては、当公社監事による監査報告書を示しております。

以上、簡潔に説明をいたしました。

終わりに、御承知のとおり、西之表市農業振興公社は、収益事業としてではなく公益的事業として、農家の皆さんの手助けをして、農業振興を図っていくことを大きな目標としてございます。また、市の雇用の場としても、再委託事業を含めると百四十名近い雇用を創出しているところでございます。今後とも議員各位の御支援と御理解をお願いいたしまして、平成二十六年の公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 何点か、わかる範囲で教えていただければと思います。

まず、一ページにもありますように種子島営農大学校についてですけれども、これまで十一名ということになりました。現在もこの十一名が農業をされてるといふうに確認されてるのか。ちよっと補足なので、わかれば教えてください。

○農林水産課長（園田博己君） 卒業生十一名については、就農しているという状況でございます。

○一二番（長野広美さん） それから、一点、概要は御説明いただいたとおりですけれども、さとうきびが今年度大変厳しい状況が続いております。二年間に引き続き、農家所得もですね、前年度も大変厳しいございましたし、今年もまたなかなか厳しい生育状況にあるわけですけれども、そのさとうきびに特化した事業収入収支を見ますと、ほかの作物、ほかの事業に比べましても突出して利益性が高い結果になっておりますが、このような状況についてはどのような議論がなされてるのか、説明できるものがあれば御説明お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 議員の質問は、五ページの農作業受託事業のさとうきび事業のことかと考えていますが、この表の下のところにありますように、昨年度のさとうきびの事業につきま

しては、さとうきび増産基金事業という補助事業がございまして、そのお金の補助金を一括計上を直営事業でいたしましたして、その関係で事業収支が黒字と。一千四百万という形になっております。まあ、前年対比の三百七十万増となっておりますが、これまた再委託事業部門の相殺によりまして、昨年並みの収支でなろうかと思っております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 最後になりますけれども、副市長も監事というふうになっていらっしゃいます。いわゆる一般社団法人です。やはり公益性というのも非常に大事になります。農家の厳しい状況が背景にありますので、約六百万強の、六百万弱ですか、収支決算ということになります。これがその公益性という意味から、この水準がどのように議論されたのか。もう少し、例えば農家への還元ですとか、手数料の見直しですとか、そういった部分についてはどのような議論をなされたのか、意見があれば御説明をお願いいたします。

「副市長 坂元茂昭君」

○副市長（坂元茂昭君） はい。公社のほうの監査をですね、私ら、JAのほうと二名で監査をやってるわけですけども、ただ、経営の内容につきましては、今、課長のほうが説明したとおりの、ほぼ健全な経営を行っていったるかなということをおもいます。ただ、公益性ということで、大変農家の皆さんが苦しい状況の中にあつて、

どうやって農家の人々を助けていくかというのが、やはり公社の目的の一つではありますので、経営を重視して、強化をしていくということもですね、ちよつと考え方によつては一部で違いがあるかもしれませんが、ただ経営状況としましては、ただ私が監査をしてる中では、一部牧草の収益事業等につきましては、しっかりと管理方法の改善をすることでさらなる収益増加につながるという部分もございます。

そしてまた、一番の課題であります未収金についてはですね、現在六千万という未収金になっておりますけれども、現在、これは未収収益ということで二千八百万程度に現在なっておりますけれども、これにつきましては、現在、新しい所長さんを迎えてですね、個人の調査を徹底的に調査をしまして、個人に合わせた徴収方法の仕方とか、そういった徴収手順等をつくつてですね、今、懸命に取り組んでいるところでございますので、この未収金については、今後改善が見られてくるかなと思つてるところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありますか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） ページの、今、ちよつと関連になりますけれども、当期の余剰金が五百九十六万、六百万弱とあるというところですけれども、これについては作業機械の積み立てのほうに充当していくということが書いてありますけれども、確かに作業機械の

充当も非常にいいとは思いますが、きびの作業なんかは十二月から三月、四月まで、とにかく休みなしのような状態でやつてるようなところもあります。局長も四月から交代をしたということで、幾らか改善も。確かにいろんな問題があつたもんですから、確かに改善もされてるんだろうと思つてすけれども、できればこの公社で働く職員の方とか、この作業員の方々の、もう少し給与面も考えていただけるような、そういうところもあればと思つております。これには後で市長にお答えをお願いします。

それから、今、未収金の話を、副市長のほうからありましたけれども、これについてはやはり米の苗なんかは三月、四月に植えて、多分五月か六月にはもう集金が来てます。来てるんじゃないかなと思つてすけれども、なんかそこら辺も、できれば米の生産が終わつてから集金いただけるような、何かそういうところも。今年は特にさとうきびが悪かつたわけですから、農家の状況も考えていただけていただければと思つております。

この未収金については、二千八百万ほどあるということですが、でも、やはり公平とか公正とかということを考えるときには、しっかり集金をしていただきたいと、個人的には思つております。

市長に、すみませんが一言お願いします。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） おっしゃつたように幾らか改善もされたところで、今年度から職員の給与体系ですか、これについても改善を

してはかかっております。そういうことで全体的に見直しまして、正職員、臨時職員も踏まえまして改善を図り、増額の改善を図ってる所です。

○五番（下川和博君） 人事のことで私どもがどうのこうの言うあはれないかもしれませんが、できれば今いる職員の中から先々は局長という形で持つていけるようにできないもなかなかというのを思う所です。よろしくお願いします。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 後継者育成の農業大学校のことなんですけれども、開校以来一名、今、二名が入校してるという報告だったんですけれども、三名、四名と、結構複数の年もあったと思うんですけれど、やはり農業後継者を育成するという公社の目的に沿った大事なことだと思いますが、なぜ入校者の減があったのか。で、ふやす方向性が議論されてるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

後継者の営農大学生の学生につきましては、多分、募集期間がです、一月から四月までですので、募集期間が短いということもありません、一応、市のホームページでも募集をかけてるんですが、なかなか周知徹底が図れないというところで、やっぱり希望者数、入校者数が少ないのかなという所です。今、市長からも指示を受けまして、その募集の要綱の公表とか、それをもっと早めて、十

一月、十二月に早めて募集要綱を適切に設定しまして募集を図るという指示を受けてますので、幹事会、並びに営農大学運営委員会等もございますので、その中で早期に入学できるように体制、並びに学生が多く来るような方策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） 決算書も見たんですけど、なかなか読み解くのが大変で、ちょっと教えてもらいたんですが、農協と市で出資してやってたと思うんですけども、この運営資金として、結局幾ら入ったのか、それぞれ農協と本市から、実質的な助成金ですか、として幾ら入ったのかわかれば教えてください。

○農林水産課長（園田博己君） 出捐金につきましては双方で三千万という形と、あと年度外に会費ということで、双方から二百五十万の会費をもらっています。あと、なお先ほど説明しました補助事業等につきましては、こっちに手持ちの資料がございませんので、後ほど議員のほうに御報告したいと考えてます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一一番 榎元一己君」

○一一番（榎元一己君） すみません、受託事業ですかね、いわゆるその農家からのニーズに十分今応えられているのか。いわゆる技術、量について、あるいは設備についてですね。業者が農家からの

要望にまず答えられているのか、その状況を聞きたいんですが。

○農林水産課長（園田博己君） 要望につきましては一〇〇%受けてるとい状況ではないというのは認識しております。機械の更新等もございませし、それに伴う資金等も必要です。市と農協で助成もありませけど、こちらの都合もございませので。

また、作業するにもオペレーターの育成が必須でございませので、そういう育成もなかなか高齢化と後継者不足ということでなかなかできない状況でございませ。なお、さとうきびについては独自で作業の集落なりで、集落とかグループで農作業受託組織をしようという事業を昨年度からしましたので、さとうきびについては比較的その受託体制が整備しつつあるという認識でございませ。

以上です。

○一番（榎元一己君） 認識の点ですけど、やはり農家のいわゆる最後の砦っていいませかね、やっぱりそこをお願いしてもできないってなると、当然仕事はもう成り立っていかない状況が出てきていますよね。それの場合によつては、技術とか量がマッチングしてないために、いわゆるお断りをする、それから選択をする、こういう状況が農家に非常に出てくる部分があると思ひませ。

で、これは非常に今の農業政策で持つてる中で一番重要なところで、ここにやっぱり当市が農業の活性化として継続的に自力を發していくためには、一定の投資もなり、あるいは活動のやり方についても研究が必要だと思っております。そこら辺のことに關してはど

うですかね。

○農林水産課長（園田博己君） 議員の御指摘も踏まえまして、幹事会等々で検討を進めて、使い勝手のいい公社なり、それから農家のためになる公社を目指して指導を進めてまいりたいと思ひてませ。

○議長（永田 章君） 市長は。

○一番（榎元一己君） いいですよ。

○議長（永田 章君） いいですか。

○市長（長野 力君） 今の問題に關連するんですけども、やはりオペレーターというんですかね、作業員、これが非常に不足しているのが出てきておりますんで、今年度は若い作業員、オペレーターを採用して、いわゆる研修体系をしながら、やっぱりそういうものをですね、しっかりと確立しないと、技術面、時間的な配置の面、それから技術面等をですね、もう少し進めることが必要かなとは思ひておりますんで、今年度そういう意味でオペレーター養成、作業員の養成というのはですね、一応計画には入っております。

○一番（榎元一己君） はい。これからも重要なところで高齢化に伴ったり、あるいは離農が増えていく中で、いわゆるどういうふうになるこの農業体制をつくっていくかというのは、この組織というのはこれから非常に重要になっていくだろうと。まあ、これは見識は一致してませし、だからそこは継続的に力を發揮するような施策集中をお願いしたいということ。

それともう一点はですね、私、三月の議会から申し上げました労

働力の問題について、ここもいろいろ派遣をしてる部分があります。これについて、今度予算の中にもそういう方向性は見えてきてるみたいですけども、ただやっぱり私は現在平成二十五年、六年度を見てみてもですね、労働力の派遣に関して、やはり公平性、透明性、それといわゆる遵法、法律に合ってるかどうかというところは、非常に、先ほど監査の方は何の指摘もなかったですけども、遵法性からいうたら、平成二十五年、六年、違法的なものがあります。それは今後、適応していくでしょうけれども、その公平性と安定性とそれから透明性の確保をお願いをして、質疑を終わります。

○議長（永田 章君） これについて答弁はよろしいですか。

○一番（榎元一己君） できれば。

○市長（長野 力君） 透明性がないということについては、ちょっと私、また後日、調べおくことも必要かと思えますけど、ただ今後ですね、人の労働力というのは非常に不足してきております。特に、農業従事者の労働力が不足してる。本人が自分で農業経営をするというのが一つの形でですけども、したとしても労働力が不足ということになればですね、今考えてるというか、今後検討し、組み立てていこうと思ってますけれども、やはり受委託のですね、若い人の労働力を活用する点、それはイコール雇用につながるということを含めて、受託、それからですね、機能というのを、さとうきびだけじゃなくて、ほかにももうちょっと展開をすることがいいんじゃないかということ、一応検討は今しているところでござい

ますんで、それがどういう形でののか、派遣ということも、いろいろなことの法的なこともございますので、いろいろ研究しながら、どういう形でしたらいいのかということですね、検討して、それが可能になれば実施にしたいと思っております。

○一番（榎元一己君） すみません、これで終わります。

今、透明性を今市長は言ったんですけど、透明性が今、保たれないということじゃないんです。保たれないという話じゃないので、そこは御理解いただきたい。

それとやっぱり先ほどの営農大学校の話もありましたけれども、やっぱりこのセンターにですね、センター独自で持つてる機材を一般の方、あるいはグループが今、借りられるような状況なんですかね。そういうのはないんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 機械のリースにつきましては、今のところ、平成二十六年、それから本年度ですが、先ほど申し上げました農作業受託体制整備事業でさとうきびのマルチ作業機、それから本年度はさとうきびの管理機械を導入しまして、それをリースするという形をとってる状況でございます。また、他の機械につきましては、直営事業で活用しております。リースする物件はまだないと認識をしております。

○一番（榎元一己君） ぜひですね、その活用ができて、いわゆる農業に初期投資にはかなりの機材が要ります。だから、その部分が公益な部分で、いつも使ってる時には難しいでしょうけども、

そういった部分で、その公社で持つてる、全体で持つてる部分についてですね、個人かグループで新規就農者も含めて、それが利用できるっていうような部門があると、新しく就農した方々の動きも、また全然違ってくると思いますので、ぜひそこら辺も今後御検討いただきたいと思います。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔三番 濱上幸十君〕

○三番（濱上幸十君） 収支計算書ですね、一三ページ、研修、これは二百三十六万ばかり増えてるんですけど、研修にはどういった分があるんでしょうか。一三ページですね。収支計算書、研修、二百三十六万ばかり増えてるんですけども、こういった研修があるんでしょうかね。

○農林水産課長（園田博己君） これは受託者部会等の研修というところですよ。多分、失礼しました。研修につきましては、多分、受託業者部会の農業機械の安全研修会とか、そういう等々の支出でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、地方自治法第二百四十三の三第二項の規定による議会への報告案件であります。よって、以上で審議を終了いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十一時五分ごろより

再開いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第六三号 西之表市教育長の任命について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第六三号、西之表市教育長の任命についてを議題といたします。

〔教育長 立石 望君自主退席〕

○議長（永田 章君） 議案説明を求めます。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） それでは、議案第六三号、西之表市教育長の任命についてでございます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、現に在職する教育長の教育委員としての任期満了後に教育長を議会の同意を得て任命することとなっております。平成二十七年十月二十四日付で教育長の教育委員としての任期が満了となりますことから、教育長として立石望氏を任命することについて、議会の同意を求めらるるものであります。

住所は、西之表市西之表七六六〇番地三六。氏名は立石望氏。昭

和二十六年一月三十日生まれであります。

以上、よろしく願います。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 市長に理由をお伺いしたいと思います。特に昨今、環境が大きく変わり、また教育の制度も変わります。今回ももちろんこれまでの実績を踏まえてのことと理解しておりますけれども、あえてこの時点で、現教育委員長を教育長にという際に任命される、特に期待される点等を、御意見があれば御説明お願いいたします。

○市長（長野 力君） 立石氏におかれましては、これまでも教育の行政につきまして、また学校教育につきましても経験も豊富だし、また教育行政につきましてもいろいろな形で率先し、そしてまた委員の人の皆様を取りまとめながら、意見集約しながらですね、本市の教育行政に大変尽力いただいております。その経験、その人とりも含めまして、引き続き任命をお願いしたいということでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一一番 榎元一巳君」

○一一番（榎元一巳君） 市長に伺いをいたします。

これまでのこの教育長人事とか教育の人事にありましては、特に県の意向であるとか、上部団体の意向が非常に大きく働いていると

も聞き及びます。それを見るとほとんどの方々が校長出身であり、そのところへ、各地域に当たっては教育長として拝命を受けることがほとんど多いんでございますけれども、市長の中でそれも踏まえてですけれども、今回ほかの部門から、民間も含めて、そういう考慮はなさらなかったのかお聞きをいたします。

○市長（長野 力君） 私、教育長等、任期等にですね、県とか国とか、そういうことからのお話を決めたことは一回もございません。また、そのつもりもございません。あくまでも本市における教育長としての最大、適任であるということですね、前提に置いてやっておりますんで、私のほうではですね、当然これからもいろいろな形で人材、人を求めることはあると思えますけれども、今回にはですね、今までやっていただいたことの継続も含めながら、さらに今いろいろな発生している教育のあり方を含めまして、立石さんにも一回ですね、お願いしようということでございます。

ですから、全然ですね、県から言われたとか、教育畑から出すとかいうことはですね、前提としてはございません。あくまでも地域の教育行政、また学校行政、児童等についてのことについて、より適任である方をですね、民間であろうといらっしやれば、今後ともですね、それはお願いしていくことでございます。

○一一番（榎元一巳君） いや、そういう部分があるという話ではなくて、やっぱり民間とか含めて、多岐に、大きな分野から御検討があったのかなというこの質疑だけでしたので。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

一番 木原幸四議員

二番 鮫島市憲議員

三 番 濱 上 幸 十 議 員
四 番 小 倉 初 男 議 員
五 番 下 川 和 博 議 員
六 番 瀬 下 満 義 議 員
七 番 小 倉 伸 一 議 員
八 番 田 添 辰 郎 議 員
九 番 中 原 勇 議 員
一〇番 川 村 孝 則 議 員
一 一 番 榎 元 一 已 議 員
一 二 番 長 野 広 美 議 員
一 三 番 橋 口 美 幸 議 員
一 四 番 渡 辺 道 大 議 員
一 五 番 丸 田 健 次 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」
○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。
議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。
会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、
鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。
投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対二票

であります。

よって、議案第六三号、西之表市教育長の任命については、これ
に同意することに決しました。

○議長（永田 章君） しばらく休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

「教育長 立石 望君着席」

午前十一時十八分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

議案審議を続行いたします。

△議案第六四号 西之表市教育委員会委員の任命について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第六四号、西之表市

教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） それでは、議案第六四号、西之表市教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、西之表市教育委員会委員の平川浩氏が平成二十七年十月四日付で任期満了となるため、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は、西之表市西町一八〇番地パレオドル平川五〇一。氏名は平川浩。昭和四十五年八月二十八日生まれであります。

以上、よろしく願います。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 木原幸四議員
- 二番 鮫島市憲議員
- 三番 濱上幸十議員
- 四番 小倉初男議員
- 五番 下川和博議員
- 六番 瀬下満義議員
- 七番 小倉伸一議員
- 八番 田添辰郎議員
- 九番 中原勇議員
- 一〇番 川村孝則議員
- 一一番 榎元一巳議員
- 一二番 長野広美議員

一三番 橋口美幸議員
一四番 渡辺道大議員
一五番 丸田健次議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第六四号、西之表市教育会委員の任命については、これに同意することに決しました。

△議案第六五号 西之表市監査委員の選任について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第六五号、西之表市

監査委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） それでは、議案第六五号、西之表市監査委員の選任についてであります。

本案は、西之表市監査委員の宮浦友一氏が平成二十七年十一月二十三日付で任期満了となるため、同氏を再任いたしたく、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

住所は、西之表市西之表七七二六番地。氏名は宮浦友一氏。昭和二十二年一月二十五日生まれであります。

以上、よろしく願ひいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

- 一 番 木 原 幸 四 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 三 番 濱 上 幸 十 議 員
- 四 番 小 倉 初 男 議 員
- 五 番 下 川 和 博 議 員
- 六 番 瀬 下 満 義 議 員

七 番 小 倉 伸 一 議 員

八 番 田 添 辰 郎 議 員

九 番 中 原 勇 議 員

一〇番 川 村 孝 則 議 員

一 一 番 榎 元 一 已 議 員

一 二 番 長 野 広 美 議 員

一 三 番 橋 口 美 幸 議 員

一 四 番 渡 辺 道 大 議 員

一 五 番 丸 田 健 次 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十四票

反対一票

であります。

よって、議案第六五号、西之表市監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第六六号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第六六号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 議案第六六号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、人権擁護委員の西村建二氏が平成二十七年十二月三十一日をもって任期満了となるため、同氏を再度、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求

めるものでございます。

住所は、西之表市西之表七二三〇番地。氏名は西村建二氏。昭和十七年十月十九日生まれでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票に

より採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

います。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び

賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたしま

す。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、
鮫島市憲君を指名いたします。

よつて、兩名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十四票

無効投票一票

有効投票中

賛成十三票

反対一票

であります。

よつて、議案第六六号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を
求めることについては、これに同意することに決しました。

△議案第六七号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第六七号、西之表
市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 楫田竜一郎君〕

○市民生活課長（楫田竜一郎君） 御説明いたします。

議案書の一三ページをお開きください。

本案は、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
てであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律（略称マイナンバー法）の施行に伴い、住民
基本台帳カードの交付が本年末日で終了し、同法に基づき個人番号
の通知カード及び個人番号カードの交付が開始されるため、住民基
本台帳カードの交付及び再交付の項を削り、個人番号の通知カード
及び個人番号カードの再交付の項を加え、再交付に係る手数料を徴
収するため条例を改正しようとするものであります。

なお、個人番号の通知カード及び個人番号カードの初回の交付に
ついては手数料を徴収しないこととなっており、その費用について
は最終的に国が負担します。

個人番号の通知カードの各世帯への発送が本年十月五日から行わ
れることから、第一条において通知カードの再交付に係る事項につ
いて別表の一部を改正することとしております。住民基本台帳カー
ドの交付が本年末日で終了し、来年一月一日から個人番号カードの
市民への交付が始まることから、第二条において、住民基本台帳カ
ードの交付及び再交付にかかる事項、並びに個人番号カードの再交

付に係る事項について別表の一部を改正することとしております。

それでは、具体的な内容について御説明いたします。

西之表市手数料条例の一部を次のように改正する。

第一条では、別表第一の十二の項から四十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十二の項として、個人番号の通知カードの再交付に係る事項を加えています。一件につき五百円の手数料を規定しています。なお、追記欄の余白がなくなった場合その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除いておりますが、このことについては規則で定める予定です。この改正は附則第一条本文で平成二十七年十月五日から施行することとしています。

第二条では、別表第一の十三の項及び十四の項の住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る事項を削り、新たに個人番号カードの再交付に係る事項を十三の項として加えています。一件につき八百円の手数料を規定しています。これに伴い、十五の項から四十七の項までを一項ずつ繰り上げています。なお、追記欄の余白がなくなった場合、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除いておりますが、このことについては規則で定める予定です。

この改正は、附則第一条ただし書きで平成二十八年一月一日から施行することとしています。

附則第二条では、住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料についての経過措置を規定しています。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六八号 西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管

理に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第六八号、西之表

市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 楫田竜一郎君」

○市民生活課長（楫田竜一郎君） 御説明いたします。

議案書一五ページをお開きください。

本案は、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。汚泥再生処理センターの新設に伴い、新たに設置及び管理に関する条例を制定し、あわせて附則で稼働中のし尿処理場、西京苑の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。

第一条では、この条例の趣旨を、第二条では汚泥再生処理センターの設置を規定し、その名称を西京苑としています。

第三条では、センターの職員及び運転管理について規定し、第三項で運転管理業務の一部を法人その他の団体に委託することができるとしています。

第四条では、センターを使用する場合の市長の許可について。

第五条では、センターを使用する場合の使用料について規定しています。この使用料は、現在の西京苑の使用料と同額としています。

センターには、発生する堆肥を袋詰めする設備が整備されることから、袋詰め堆肥を譲り受ける場合は手数料を徴収することとし、第六条にそのことを規定しています。消費税込みで一袋百円となります。なお、袋に入れない場合は、現在の西京苑と同様無料です。

第七条では、使用料及び手数料の減免について規定しており、具体的な内容については規則で定める予定です。

第八条では、センターの使用時間を定め、第九条に委任規定を設けています。

附則第一項では施行日を規定していますが、センターの運転管理業務の一部を法人その他の団体に委託する予定であることから、ただし書きで、第三条の規定は平成二十七年十月一日から施行するとしています。

附則第二項では、西之表市し尿処理場設置及び管理に関する条例の廃止を規定しています。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 堆肥の扱いについて伺いたします。これは袋詰めの場合のみ百円、一袋百円ということでしたけれども、実質年間を通して大体どれぐらいの袋詰めの手数料がこれによって計上される予定なのかということが一点と、それから袋なしの場合には無料にということでしたが、袋詰め用の機材等が整備されるわけで、袋なしとした理由についても御説明お願いいたします。

○市民生活課長（楯田竜一郎君） 今、袋の堆肥の関係ですけれども、月に、こちらの予定としましては四千五百キロですので、一袋が十五キロですので、月に三万円程度ということで考えております。年間その額を、十二掛けたものというふうに考えております。

あとそれと袋のない話ですけども、元々袋なしでいただきたいということ、軽トラック等で来られる方もおりますので、そういう方たちに無理に袋をする必要もないということと、考えております。こういう形にしております。袋のこの百円については、袋の原料代金分等ですね。その袋を購入した場合の代金分等ということと、考えているところです。

以上です。

「七番 小倉伸一君」

○七番（小倉伸一君） 附則の中にこれまでの西之表市し尿処理場設置及び管理に関する条例は廃止をするということで、新たに条例が提起をされてるわけですけども、簡単に聞きますけども、条例の

継続性という観点からはどういう視点で論議をされたのか教えていただきたい。

○市民生活課長（梅田竜一郎君） 当初、係のほうでは、今のし尿処理場の設置及び管理に関する条例を一部改正という形で考えておりましたが、今の施設の横に新たに循環型の、交付金等使ったこの施設ができるということで、また隣、別物ができますので、新たな施設ということで考えて、関係課と協議をしまして、そして法規審議会で議論をして、新しい施設の設置条例ということでしております。継続性がある、ないとかという問題がありますけれども、全然別のところにつくればですね、多分それはどなたでも新しい設置条例というふうに考えられると思うんですけども、また同じ敷地であっても隣につくりますので、そのことはもう新条例のほうが妥当じゃないかということで判断をいただいたところです。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六九号 西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第六九号、西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議

題いたします。

議案説明を求めます。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） それでは、議案六九号について御説明をいたします。

議案書の一七ページをお開きください。

本案は、西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。条例の提案理由については二一ページに掲載をしておりますけれども、急激に進行する地域の高齢化と人口減少に対して、地域への人の流れを促すことで地域の活性化を図るべく、大字地区に若者や担い手となり得る世帯の定着を促進する住宅支援を行うことを目的に条例を制定しようとするものでございます。

対象とする住宅は、平成二十六年、二十七年度に教職員住宅より市営住宅へと移管をされた二十七の住宅のうち、都市計画区域外に存する二十六住宅を対象にしておりますけれども、うち二十一の住宅については、既に市営住宅としての活用が図られておりますので、残りの空き家となっている四軒と七月より地域おこし協力隊が入居をして一軒を当該住宅として活用を図ろうとするものでございます。

それでは、条文の主な中身を御説明をいたします。
一七ページをごらんください。

西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例。

まず、第一条には、本条例制定の目的を掲げてございます。

また、第二条には用語の意義として、本条例が適用となる地域を指定地域としておりますが、榕城、下西校区の都市計画区域以外の地区を定めてございます。

さらに二号では、適用要件となる定住の概念について、住民票の異動と五年以上の居住、集落組織への加盟、地域活動への参加等、五つの要件を定めたところでございます。

第三条では、住宅の名称、所在地については規則で定めることを、第四条では、入居の募集は公募を行うことを定めてございます。

第五条では、入居要件として、一八ページのほうになります。指定地域への移動であること、入居申込時の年齢が四十五歳以下であること、定住の意思を明らかにしていること等を定めてございます。また、二項では例外規定として、市長が特に必要があると認めたと者としてございます。

第七条では、入居者の選考方法について、島元郷たねがしま定住促進住宅等入居者選考委員会において選考を行うことを、第八条では、入居の手続きについて定めてございます。

第九条では、家賃については規則で定めることを、二項では家賃の減免、徴収猶予ができる場合を定めてございます。

一九ページに移りまして、第十条では、敷金について三カ月分の家賃に相当する範囲内で徴収できることを、二項では、敷金の減免、徴収猶予ができることを規定しております。

また、第十一条では、入居者が負担すべき費用について、第十三条は転貸の禁止、第十四条は住居以外の目的外使用の原則禁止、二〇ページになりますが第十五条では、原形変更を行うとき

の事前申請、費用の入居者負担等について規定をしております。十六条では、家賃や敷金の減免、徴収猶予等の申請があった場合において、本人の同意を得て収入状況を調査を行うことができることを、第十八条では、改善命令、指導ができる場合を、さらに第十九条では、契約の解除、明け渡しの請求ができる場合を規定しております。

続いて二一ページになりますが、第二十条では、住宅管理人を置くことを、第二十一条では、住宅の管理に関する事務を委託することができるとを定めております。

最後に、附則として公布の日を条例の施行日と定めております。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一一番 榎元一巳君」

○一一番（榎元一巳君） 区域が、指定区域がずっと限定をしてあるんですけど、この区域の中に市営住宅はあるんですか。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えいたします。

この区域というと、今、指定地域と呼んでる区域ということですか。当然、ほかの地域にも市営住宅がごいます。

○一番（榎元一巳君） 市営住宅と今度、教職員住宅がなるこの活性化住宅と、何が違って、何の目的がどういふふうに違って管轄が二つに分かれるのか、ちょっとわからないんですが、御説明いただけますか。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

御承知のとおり、市営住宅については、公営住宅法の趣旨にのっとりまして低所得者層の住宅需要に應えるために設置をされているものでございます。地域活性化住宅については、政策として設置をする住宅でございまして、所得制限とかという部分は基本的にございせん。年齢制限とかございせんけども、地域に入って、地域の中で活動をする、地域活性化に貢献をしたいというような思いの方について優先的に入居をしていただきたいというような趣旨の住宅でございます。

以上です。

○一番（榎元一巳君） 割り方にはわかりました。そういう方向なんでしょうけど、やっぱりそういうふうに分けてはいるんでしょうけど、やっぱり地域全体として物を考えるとしたらね、やっぱりそこはだつて、同じ教職員住宅が、片や市営住宅になり、片やこういう政策的にこういふなるとしたら、どういった運用がいいのかなと思うと、もうちょっとこう、言われるように、地元でそういう人

たちが住むようなね、ある意味、ちょっとそういういろんな職制限とか、そういうな、ない人たち、そういうものができるとしたら、もつとこう、地域の振興とか、運営とかと言ったら、何か後から、最初から。最初やったのは市営住宅、後からはちよつと政策考えたので、今のこの地域振興住宅という考え方じゃなくて、やっぱりもつとこう計画的にできなかったのかなと思います。考え方は、割り方はわかるんですけど、地域振興全体で考えたときは、それは片や皆さんの頭で割つたことで、だけど地域全体の振興を考えると、今までのものも、そういう運営の仕方とかですよ、何かしたほうがより能動的で、地域に住みたい人のあれ、ニーズに比べられるんじゃないかと思ひます。

ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

○議長（永田 章君） ここで議長よりお願いをいたします。

正午となりましたけども、議事の進行上、このまま議案審議を続行いたします。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えいたします。

御指摘の点については、非常によくわかります。私のほうもそういうふうに分ければ一番いいのかなというふうに思ひます。ただ、やはり市営住宅というふうになりますと、法的な住宅ということになりますので、どうしても制限がかかってしまつと。市営住宅のままで所得制限を取つ払つて利用していただくということは、なかなか、私は所管ではございせんが、なかなか難しいんではないかな

というふうに思ってます。

ただ片や、やはり地域の住民にとってみれば、こういう方に来ていただき、こういう方に住んでいただきたいというような思いというの、やはり年々強くなっているんじゃないかなというふうに思いますし、そういった方をやっぱり地域の中に引き入れて、住んでいただいて、地域の活性化にやっぱり貢献をしていただくということであれば、こういうような形で政策をまとめたというようなことでございます。

以上です。

○一 番（榎元一己君） わかりました。ただ、私が言っているのは、同じタイプのものであった旧教員住宅とか、そういうものであつて、ただ时期的に、そういったものが市営住宅にしようという話でずっとやってきたんだけど、今度またそういうものを、同じものを、そういう格好になっていくということでしょう。そしたら、皆さんの理由だつて話よ、そのところはね。だけど、地域支援課長として、今度これができたから市営住宅を変えるっていうことができるとかは別に、やっぱりそれを全体として運用するんだつたら、やっぱりそういう地域に合つて、そういうニーズがあるところだつたら、そういう運営もいいんじゃないですかという考え方ですから、ちよつと違うかもしれないけど、そういうやり方も今後すべきじゃないんですかという御意見です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔七番 小倉伸一君〕

○七番（小倉伸一君） 今、同僚議員のほうからありましたけども、その辺について、やっぱり何というか、平等性ちゅうか、これまで地域のほうに市営住宅を求めてきて、そこでやはりしっかりと地域活動を進めてるということがあれば、やっぱりそこはしっかりと取り入れていくべきだなというふうに思います。

それとあと、年齢制限の関係ですけども、定住促進の支援事業で新築とか改修とかですね、ありましたけども、これ、引き上げがなされて、たしか六十歳ぐらいまでなつてたと思うんですが、その支援策と今回のこの地域活性化住宅の設置と、どういう、根本的に違うのか、そこら辺の考え方というのを教えていただきたい。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

年齢の話ですが、昨年まで若者の地域への定住を促進するというところで、議員が今、御紹介いただきましたように、家賃補助、それからリフォーム補助、それから新築住宅購入等の補助をやつてきたという経過がございます。それで今年度からは、同じような事業でまた定住促進事業ということで実施をさせていただきますが、議員御指摘いただきました年齢制限の撤廃、六十歳という話については、一部、リフォーム補助の場合について六十歳という規定を変えてるということでありまして、家賃補助とそれから住宅の新築購入については四十五歳という枠は継続をさせていただきます。基本的に、やはりその地域の中で活動していただく、あとお子さんがいらっしゃつて

というような感じが、やはり地域の方で望まれるところが多いものですから、うちの考え方としては基本的に四十五歳というのを線として考えていることだと思います。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 家賃の設定についてなんですけれども、これは指定地域の状況に合わせた家賃設定となるのか、どういうふうに考えてるのかをお伺いしたいと思います。

それから、今、四軒、空き家になつてることが、この条例の現時点では対象だと思いますが、今後、需要が多ければふやす方向も考えてるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○地域支援課長（神村弘二君） 家賃の設定については、委員会の方は規則もお示しをしたいというふうに思いますが、一応、今回受け入れた住宅が全て六十平方メートルの住宅でございます。一応、考え方としては、先ほど申し上げました平成二十六、平成二十七年度に市営住宅に移管をした教職員住宅の面積というのが五十平米のもの、六十平米のものがほとんどです。四十平米というのが一軒あるわけですが、一応、基本的には面積で統一した金額というのを設定したいというふうに考えております。

それから、今後のその考え方なんです、先ほど最初、冒頭説明を申し上げましたとおり、今の考え方は平成二十六、平成二十七

年度に市営住宅に移管をされた二十七軒の教職員住宅のうち、都市計画区域外にあります二十六軒を考えてございます。ただ、うち二十一については、既に入居をして市営住宅として活用がされてございますので、そのあき次第、あきが出れば、そのあいた分についてまた活性化住宅として受け入れるというのが今の考え方でございます。また、今後、例えば教職員住宅が不要になったというような場合については、その都度検討する必要があるかというふうに思います。

以上です。

○議長（永田 章君） 橋口議員、よろしいですか。

○一三番（橋口美幸さん） はい。

○議長（永田 章君） はい。

「五番 下川和博君」

○五番（下川和博君） 今聞いてて、非常に疑問があるところですけども、このあきの四軒あるということでしたけれども、一軒は地域支援隊が入るといことですね。それで、合わせて五軒になるんでしょうけど、その五軒の場所を教えてくださいますか。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今、御案内があったとおり、あきが四軒と一軒が地域おこし協力隊が七月一日から入居をしてございます。

場所はですね、国上、それから安納、それから中割の二軒、今言った四軒があきになっている住宅です。それから立山の二軒が地域

おこし協力隊が入居をしている住宅ということになります。

以上です。

○五番（下川和博君） 若者定住が、今までずっとやってきてましたけれども、若者定住でこの中割とか立山とか、その実績と照らしたときにどうですか。国上とか、ここに残った住宅。若者定住を使ってそこに住んだとか、家賃で借りたとか、そういうのはありますか。

○地域支援課長（神村弘二君） 三年間の若者定住促進事業の実績でしようけども、年々制度の周知が図られていくのにやっぱり時間がかかるということで、年々件数としては利用が増えてございますが、どこの地域に何件という資料は、今持ち合わせてございませんので、後ほど資料として提供したいというふうに思います。

以上です。

○五番（下川和博君） 私の下石寺にも若者定住を使って四、五軒できたわけですけども、自分が総務文教委員長時代でしたけれども、傾向を見ると、街に近いところは結構、若者の定住に使われるんですけども、離れていくとなかなか使われない。立山なんか百五十万出ますけれども、立山に新築をするちゅうのがなかなか難しいところもありますんで、ぜひ。制度はいいということだろうと思いますから、そういうところはしっかり検討していただいて、有効的に使われるようにしていただきたいと思います。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） これ、指定地域というのが二十ぐらい書いてありますが、これ、人数は何名ぐらいを予定してるんでしょうか。世帯。この世帯人数。世帯になりますか。この地域活性化住宅に入られる。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今お話をしたとおり、今、立山のほうは地域おこし協力隊が一名ということが入ってますけども、通常夫婦としたときに二人、であと四軒ですから、八人から、お子様がいらっしやれば十人ぐらいというような話になるのかなというふうに思います。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 全部で何世帯ぐらいのことを予定してるのか。全部で。この二十地域に、例えば一世帯ずつぐらいあると二十世帯ぐらいになるんですけども。これは二世帯、三世帯でもいいわけですか、各地域に。一世帯ずつということですか、一応、予定しているのは。要するに、一人ずつ配置。ちょっと意味がわからんかな。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えいたします。

対象としての住宅は二十六の住宅を対象として考えてはおりますが、現段階では、もう既に二十一は市営住宅として活用がなされてますので、残りの五住宅について地域活性化住宅として活用していくという考え方でございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） あと、これは自治組織に入ると。入るのを義務づけるということですが、それと年齢が四十五歳以下ということですが、一般にこういう指定地域のところから街のほうに出てくる傾向があるんですが、この年齢で果たしてそういうふう、しかも義務づけて、自治組織に入るのを義務づけて、そこに住む方がそんなにおられるのかどうかというのが、私、なんか疑問ですが、ちょっときつくはないかと。何となくきつい感じがしないかと。ちょっと受けがよくないんじゃないかという気もするんですが、いかがですか。

○地域支援課長（神村弘二君） はい。お答えをいたします。

先ほど下川議員のほうから、若者定住の実績について尋ねられたところなんですが、場所がどこというふうに詳細に記憶にございませんのでお答えをちょっと控えさせていただきますが、実際にその年齢的かというと、やっぱり新しく住宅を建てられたり、買われたりという方が、制度の周知が図られるにつれて利用が結構増えます。年齢的にいっても、やはり三十代とかいう方が結構いらつしやるというような状況でございますので、家賃設定自体も、そんなに特に高い家賃の設定を考へてはございませんし、そこら辺については入居をしていただける、地域に帰って、地域のためにやりたいという方がいらつしやるんだというふうに考へております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。ここでしばらく休憩をいたします。おむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第七〇号 西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の

策定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書二二ページをお開きください。

議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

についてであります。

まち・ひと・しごと創生法は、平成二十六年、法律第一三六号第一〇条の規定に基づき、平成二十七年年度から平成三十一年度までの五年間のまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を策定するために提案をしております。

内容に入ります前に、主な策定体制と経過の報告を申し上げますと思います。

計画の策定につきましては、全課長からなります戦略本部会で全体の進行管理を行いつつ、実際の起草ですとか、草案の作業につきましては、庁内の十二名の重立った係長職からなる専門部会で行っていただき、外務部の農協ですとか、漁協ですとか、そういった組織からなります十三名の委員なんですけれども、審議会をもちまして御審議をいただきまして、全体をつくるという作業をしております。

策定の経過でございますけれども、今年の二月の十日に第一回の戦略本部会を立ち上げて、開催をしております。その間、五月の十八日から六月の二日で、課別の意見交換会等を行いつつ、全課との意見交換等を行っております。その後、六月の一日から住民のアイデアの募集をいたしました。その途中で戦略本部を開きまして、アドバイザーを東京大学の助教授の先生をお願いしておりますので、そちらの協議をいたしまして、全庁評価会議、戦略本部会議等を経まして、素案を策定したところでございます。七月の一日には

パブリックコメントを実施いたしましたして、それから、八月に入りまして全体の審議会、戦略本部会等でもみまして、全体で戦略本部会を七回、外部の委員を中心に行います審議会を四回開催しております。その間、広域の連携が必要だということで、中種子町、南種子町、事務局レベルでございますけれども、企画担当課長で集まりまして、一市二町の企画担当課長会というのを二回ほど開催しております。

それでは、中身について説明を申し上げます。別冊で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を配付してございますので、そちらのほうをごらんください。

一ページをお開きください。

このページでは、計画策定の背景、地域の歴史、取り巻く状況、計画で何を指すかなどが記載されてございます。

二ページ目、三ページ目をお開きください。

基本的な考え方として、人口減少と地域経済縮小の克服のため、どのような視点から取り組みを進めていくのか、対策を講じていくのが記載されております。

二ページ目の視点として、二ページ目、国の視点としましては、①東京一極集中を是正する、②若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する、③地域の特殊性に即して地域課題を解決するが上げられております。

三ページ目、西之表市の視点といたしましては、①としまして、

日本のモデルとなり得る循環型社会づくり、②将来にわたって愛着と誇りが持てる魅力あるふるさとづくり、③歴史、文化の多様性を生かした地域づくりを上げています。

四ページをお開きください。

二といたしまして、計画の対象期間でございますけれども、平成二十七年から平成三十一年度にかけて、五年間を計画期間としております。

四ページから六ページにかけて、計画の企画実行に当たっての考え方を記載してございます。

四ページ、一としまして、本市、種子島の課題と長期的展望に即した視点としましては、(一)長期的展望に基づく戦略、(二)地域課題の解決につながる戦略、(三)的確な生活指標の設定とPDC A、継続的改善の整備、(四)住民理解の促進と協働連携を掲げております。

五ページには、まち・ひと・しごとの創生に向けた政策五原則が記載されています。

一、自立性、二、地域性、三、将来性、四、直接性、五、結果重視の各項目にしましては、国の項目立てと同じではありませんけれども、それに対する本市の考え方が述べられてございます。

六ページ目をお開きください。

取り組み体制とPDC Aの整備が記載されております。(一)総合戦略の推進体制、(二)政策目標設定と政策検証の仕組み、

(三)データに基づく地域ごとの特性と地域課題の抽出、(四)地域間の連携推進が記載されていますが、これまで整備に取り組んできたPDC Aの仕組みを生かすとともに、現実的なデータの活用、地域間連携の必要性が述べられています。

七ページから最後の一八ページにかけて、四といたしまして、今後の施策の方向としまして、一、政策の基本目標と、二、四つの基本目標が記載してございます。

一、政策の基本目標では、本市として実現すべき成果、(アウトカム)を重視した数値目標を設定することが記載されています。

七ページ中段以降に四つの基本目標が記載されていますが、項目ごとに説明を申し上げます。

七ページ、中段以降、基本目標①としまして、安定した雇用を創出するを掲げています。基本的な方向性の中でその考え方を述べながら、八ページに記載されているような数値項目を上げ、具体的な施策と重要業績評価指標、KPIとしましては、アで、循環の仕組みを生かした活性化の取り組みとして九ページ以降に記載されていますように、分散型エネルギーの推進、四角括弧で書いてあると思いますが、地産地消の推進を掲げ、KPIとしてはエネルギー自給率の向上、循環型エネルギーの実証(導入件数の増加)、食糧自給率の向上を掲げています。

イ、連携による産業振興としては、地場産品の振興、新規就農、就業者への総合的支援を掲げ、KPIとしては、たねがしまるの協

力件数の増加、新規就農者数の増加を掲げています。

一〇ページ目になりますけども、ウ、地域特性を生かした取り組みとしましては、農地の有効活用、地域ブランド化の推進、地域における高齢者や女性の活躍推進を掲げまして、KPIとしましては、農地集約、集積率の向上、荒廃農地の面積の維持、検証、試作品開発支援による商品化件数の増加を掲げています。

一一ページには、エ、ICTの利活用による地域の利活性化を掲げています。

KPIとしては、実証、先端技術実証件数の増加です。ちなみにKPIといえますのは、重要な指標という意味でございまして、行評価でやるときの成果指標と同じように考えていただければ、それでいいかなと思います。英語的には、Key Performance Indicator というのの略になります。

それでは、一一ページ目、中段頃より、基本目標二といたしまして、本市への新しい人の流れをつくるを掲げております。これまでの流れを踏まえ、現状を踏まえて基本的な方向を掲げる一方、一二ページ上段では数値目標を掲載しています。

一二ページをお開きください。

具体的な政策と重要業績評価指標、KPIとしましては、ア、移住定住環境の整備として空き家、空き店舗、耕作放棄地情報の整理、既存取得マネジメントの強化、仮称種子島移住就労支援センターの設置、姉妹都市、友好都市との連携強化を掲げ、KPIとしまして

は、移住、定住の相談者数の増加、出郷者団体、姉妹都市等との交流機会件数の増加を掲げています。

一三ページ、地域性に特化した取り組みとしまして、大学や企業等と連携した人材育成及び産業観光の振興、遠隔勤務の受け皿づくり、観光地域づくりインバウンド（訪日外国人旅行）、観光の推進、地域の歴史、町並み、文化・芸術・スポーツ等による地域活性化を掲げ、KPIとしましては、交流体験をした学生の数の増加、観光客支援ツールを利用した観光客の数の増加を掲げています。

一四ページをお開きください。

基本目標三といたしまして、結婚、出産、子育ての希望をかなえるを掲げています。離島である現状を踏まえて基本的な方向性を掲げる一方、数値目標として合計特殊出生率や婚姻率、転入率、転出率、高校新卒者の島内就職率を掲げています。具体的な施策と重要業績評価指標、KPIとしましては、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援としまして、婚活応援プロジェクトの推進、周産期医療、不妊治療の確保を掲げ、KPIとしましては、結婚希望者に対する婚活支援によるカップル成立数の増加、流出人口に対する出生割合の増加を掲げています。

一五ページ中段ごろ、イ、子育てや就労環境の整備としまして、祝休日における幼児、児童預かりの機会や場の確保。気軽に悩みや相談、預かりができる機会や場の設置を掲げ、KPIとして、子育てしやすい環境が整っていると思う人の割合、母親がフルタイムで

働く割合の増加を掲げています。

ウ、社会全体で子供を育てる仕組みづくりとしまして、愛着と誇りを持つ教育環境の整備、特色ある教育推進、定住に結びつく奨学金制度の構築を掲げ、KPIとしまして、山村留学生の増加、奨学金制度の利用者の増加を掲げています。

一六ページ目中段以降をござらんください。

基本目標四といたしまして、中心部と周辺の小さな拠点の連携による魅力ある地域を創出するを掲げています。人や物の動きをつくることによる活性化を基本に、基本的方向性を整理し、今後も今の場所に住み続けたいと思う人の割合を数値目標に、KPIとしましては、歴史や風土を生かしたまちづくりとして、小さな拠点、多世代交流、多機能型拠点、集落ネットワーク圏の形成、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援、廃校の有効活用を掲げ、KPIとして、多世代交流施設の利用者数の増加を掲げてございます。

一七ページ目後半、住み続けることが楽しいまちづくりとしまして、故郷に対する愛着と誇りを高める施策の推進、中心部ににぎわい創出と周辺への波及、大字地域の存続のための最適化支援を掲げ、KPIとして、地域の伝統芸能や芸術文化に親しみを感じている人の割合の増加、中心商店街の歩行者数の増加を掲げています。

一八ページ、ウ、地域連携における経済生活圏の形成として、利便性の高い地域公共交通の整備、人や物の移送にかかる経費、負担軽減に関する取り組みを掲げ、KPIとして、島内公共交通機関の

満足度の向上を掲げています。

以上、議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容でございますが、内容の詳細につきましては、委員会御説明をしたいと思います。なお、参考資料といたしまして、本日もと思えますけれども、事業計画、あるいは数値の説明、人口ビジョン等、参考資料を配付する予定でございますので、そちらのほうも審議の参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算
(第三号)

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第七一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。
本案は、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八億九千八百十三万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十六億四千七百五十九千円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二表、地方債補正は変更四件で、臨時財政対策債については、起債額の確定に伴うもの、辺地対策事業につきましては、あつぽくらんど施設整備事業で追加一件、他は各事業における負債積算等による増減と、辺地債の財源調整分であります。過疎対策事業につきましては、新規で地方創生特別分としまして、中央拠点施設整備事業費二億九千万円の追加。既存分については、ハード分、ソフト分ともに国からの財源枠による調整分でございます。一般廃棄物処理事業につきましては、汚泥再生処理センターの事業分で、継続事業の通次繰り越しによる財源調整であります。

次に、歳出から御説明をいたします。

一四ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、一〇目財産管理費に四億四百七十九万六千円を追加しています。二五節基金積立金で財政調整基金、減債基金、西之表市ふるさと応援寄附基金への追加がその主なものであります。

一二目企画費に三億一千四百六十四万二千円を追加しています。

全額、国費事業の総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトを活用し、本市の分散型エネルギーに係るマスタープランを策定す

る、分散型エネルギーマスタープラン策定事業二千二百五十八万二千円と、中央拠点施設整備事業分二億九千二百六万円がその内容であります。

一五ページをお開きください。

一六目電算管理費三百六十二万四千円の追加は、一三節委託料三百五十一万円の追加がその主な内容で、マイナンバー制度に係る中間サーバー接続用の装置設置に係るネットワーク変更の委託料であります。

一九目あつぽくらんど管理費に八百六十九万二千円を追加しています。主な内容といたしまして、一一節事業費、細部修繕料百二万一千円は、屋根つき競技場の雨どい改修及びふれあい館エレベーター修繕の追加。一五節工事請負費五百八十万円はゲートボール場整備工事分、一八節備品購入費百四十八万九千円は、芝管理用の乗用芝刈り機の購入費用であります。二三目地域振興費には三百八十二万四千円を追加しています。

一六ページ、一五節工事請負費、浅川海岸観光交流スポット整備事業三百八十五万七千円の追加がその主な内容であります。

一六ページから一七ページにかけまして、三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費に六百八十七万七千円を追加しています。

一七ページをお開きください。

一九節負担金補助及び交付金五百七十五万一千円の追加がその主

な内容で、マイナンバー制度の導入に伴い、個人ナンバー、個人番号カード等の作成を地方公共団体情報システム機構で行うことに対する交付金であります。

一八ページをごらんください。

三款民生費、一項社会福祉費、九目障害者福祉費に九百五十二万七千円を追加しています。二三節償還金利子及び割引料で、国及び県への前年度障害児通所給付費等精算返還金がその主な内容であります。

二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に一千二百八十六万九千円を追加しています。

一九ページをお開きください。

一三節委託料二百四十八千円の追加は、登録児童数の増加などによる榕城児童クラブ運営管理委託料の増がその主なものです。

一五節工事請負費は旧古田保育園の増改築及び周辺整備を行い、幼児から高齢者まで多世代の交流を図る多世代交流多機能型支援の拠点づくり事業の施設改修増築工事と、グラウンド排水連絡道整備工事分です。ちなみに、多世代交流多機能型支援の拠点づくり事業全体では、ソフト関連事務経費を含め八百九十八万八千円の事業費となります。

一九節負担金補助及び交付金二百七万一千円は、放課後児童クラブ運営補助金百九十九万八千円の増がその主なもので、登録児童数の増などによるものです。

二〇節扶助費二百七十七万円は、主に国の景気対策後の対策として、引き続き、子育て応援券を支給しようとするものであります。

二〇ページをごらんください。

四款清掃費、二項清掃費、一目清掃総務費に二千七百五十五万一千円を追加しています。一九節負担金補助及び交付金、種子島広域事務組合負担金二千七百四十九万四千円の増がその主なもので、普通交付税の確定に伴う基準財政事業額相当分に対する負担金の調整分であります。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に一千五百五十六万一千円を追加しています。

二一ページをお開きください。

一番上、一九節負担金補助及び交付金一千四百七十七万二千円の追加がその主なもので、中でも茶価格低迷による茶農家の経営、経営回復を図るため、茶加工量の一部助成を行う、茶業経営回復緊急対策補助金一千六百二万三千円や、さとうきびの栽培組織の基盤強化のためのさとうきび組織集団化経営力基盤強化補助金五百万円の追加がその主なものであります。

六目農業構造改善事業推進費は三百三十一万円を減額しています。多面的機能支払交付金補助金の減で、国の補助金交付額の内示による減であります。

二二ページをごらんください。

二項林業費、二目林業振興費に二百九十八万七千円を追加して

ます。一九節負担金補助及び交付金二百九十六万円の追加がその主なもので、県営県単治山事業安城地区八十万円の追加、島内一市二町で一斉に実施されることになった間伐推進事業の補助金二百十六万円の追加がその主なものであります。

三項水産業費、二目水産振興費に五百七十五千円を減額していただきます。一九節負担金補助及び交付金の減額で漁協が行う製氷冷蔵施設設置事業の減額で、事業費の調整によるものであります。

二三ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋樑梁費、二目道路橋樑維持費に百五十七万八千円を追加しています。一五節工事請負費百五十万円の追加がその主なもので、湊泊四号線のガードパイプの取りかえ工事分であります。

二四ページをごらんください。

九款消防費、一項消防費、一目常備消防費に百七十五万六千円を追加しています。熊毛地区消防組合の負担金で、人事異動に伴う人件費の追加がその主なものです。

四目災害対策費に百六十八万四千円を追加しています。

二五ページをお開きください。

一八節備品購入費で、防災行政無線の個別受信機の不足が見込まれることから受信機の追加がその主なものであります。

二六ページをごらんください。

一〇款教育費、四項社会教育費、六目市民会館管理費に一千四百

八十万円を追加しています。一五節工事請負費、防災拠点中央公民館、市民会館建設事業で事業費の変更分がその主なものです。

二七ページをお開きください。

一二款公債費、一項公債費、一目元金に六千七百四万円を追加しています。平成二十五年度にふるさと融資としてたねがしま平安閣が借り入れた融資の繰り上げ償還分がその主なものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

八ページをお開きください。

九款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税二億六千二百三十五万一千円の追加は、平成二十七年普通交付税の額の確定に伴うものであります。十三款国庫支出金から、一〇ページの一四款県支出金は、歳出の事務事業に見合う補助金等を計上いたしております。

一一ページをお開きください。

一六款寄附金、一項寄附金、一目寄附金に一千二百六十万円を追加しております。西之表市ふるさと応援寄附金七百六十万円の増と、さとうきび組織集団化経営力基盤強化に伴う指定寄附金五百万円を見込んでおります。

一八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金一億七千五百三十五万八千円は前年度繰越金であります。

一二ページをごらんください。

一九款諸収入、三項貸付金元利収入、四目地域総合整備資金貸付

金収入に六千六百万円を追加しています。歳出でも出てまいりましたけれども、平成二十五年度にふるさと融資としてたねがしま平安閣が貸し付けた融資の繰り上げ償還分であります。

二〇款市債、一項市債、二目臨時財政対策債は五千四百三十三万円を追加しています。起債額の確定に伴うものであります。

三目辺地債、四目過疎債、六目衛生債は、それぞれ新規事業と、事業費の変更及び国からの財源枠による調整により起債額の変更を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 五ページに地方債補正というのがあります。これで結局今年度は二十億八千四百万ほど市債を発行するわけですが、要するに借金を新たにするわけですが、これの負担、国と、国が、国と本市で負担するということになるかと思うんですけども、それがどんなふうになるのか教えていただければ。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

地方債の場合の交付税の算入の話だと思っておりますけれども、ここに出ております臨時財政対策債と申しますのは、実は地方交付税の振り替えのような性格を持ってございまして、臨時財政対策債の場合は一〇〇%国のほうで持つてまいります。百でございまして。

辺地対策事業の場合につきましては、交付税の算入率が直接借入

額をそのまま算入しまして、八割が国から基準財政需要額として交付金でまいります。過疎対策事業債の場合には、これが七割になります。基準財政需要額の中に借り入れ分の償還分をそのまま七割算入するということになります。

一般乗分処理整備事業の場合には、これはいわゆる理論償還というやつでございまして、単独事業費の分につきましては三割、あるいは補助事業の場合には五割、そういったものを償還額として基準財政需要額の中に計算していきます。實際上、過疎とか辺地と違いますが、係数を掛けて算入していきますので、なかなかその実態というのは把握しにくいというのが状況でございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 今のその負担分というのは、いわゆる地方交付税で、後で国のほうから支払ってくれるということになるんですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

先ほどの理論償還額の場合は、借り入れのときの額を理論的に入れていくんですけども、過疎とか辺地とかは、過去、借りまして、各年度でお金を返しますけども、返す額があるわけなんですけど、その返すお金の、例えば七割とか八割が、そのまま基準財政需要額に乘りますので、そのままそのお金が返ってくるイメージです。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第七二号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第七二号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書をお願いいたします。

条文をお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額について増減を行わないものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

六ページをお開きください。

一款簡易水道費、一項簡易水道事業費、二目簡易水道経営費の一

九節負担金補助及び交付金につきましては、県水道協会の負担金の確定による負担金の減額十七万七千円の減額であります。

四款予備費、一項一目予備費は、端数調整のため十七万七千円を増額補正するものであります。

歳入につきましては五ページをごらんください。

一款使用料及び手数料、一目衛生使用料につきましては、行政財産使用料の増額であります。

四款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金につきましては、財源調整のため二百三十五万一千円を減額補正をいたしております。この結果、本年度末の基金残高は五千九百二十七万円となる見込みであります。

五款繰越金、一目繰越金につきましては、平成二十六年年度決算確定による補正でございます。二百三十四万二千円の増額となっております。

六款諸収入、二項一目雑入につきましては、通信費の過誤納金の返還金五千円の増額というふうになっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七三〇号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算(第二号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一六、議案第七三〇号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長(戸川信正君) 本案は、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)であります。

予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四百二十二万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三〇億四千四百八十八万三千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等五十六万九千円の増額は、職員の時間外勤務手当で、過去二カ年分の平均額を計上いたしております。

二款保険給付費の補正は、補正額は零円であります。歳入の増減による財源組み替えでございます。

七ページをごらんください。

八款二項保険事業費、一目疾病予防費、一八節備品購入費四万七

千円は、ワイヤレスマイクホンを更新するものでございます。

一九節負担金補助及び交付金十七万五千円は、説明欄、脳ドック施設利用五名分で十万円と、PET健診施設利用三人分の七万五千円でございます。

九款一項基金積立金、一目準備積立金十万四千円の減額は、前年度繰越金確定に伴うものでございます。これにより、平成二十七年末基金保有高は一千三百五十八万八千円となる見込みでございます。

八ページをお開きください。

一一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目償還金、二三節償還金利子及び割引料八十四万一千円の減額は、前年度退職者医療等療養給付費の確定によるものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

五款一項一目前期高齢者交付金十九万七千円の減額は、交付決定通知によるものでございます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金五十六万九千円の増額は、歳出で御説明いたしました。職員給与等に対応するものでございます。

十款一項繰越金、一目その他繰越金四百四十一万一千円の減額は、決算の確定によるものでございます。

二目療養給付費等交付金繰越金八十四万一千円の減額は、決算確定による退職者医療に係る交付金の返納金でございます。

一 一款諸収入、一目延滞金及び過料、一目一般被保険延滞金六十五万二千円の増額は、七月十三日現在、収納額が予算額を超えており、さらに増える見込みのため計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特

別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第七四号、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 楢田竜一郎君」

○市民生活課長（楢田竜一郎君） 御説明いたします。本案は、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百八十五万四千円とするものです。

補正の主なものについて歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款一項一目事業費、一節需用費の印刷製本費八万円は、交通災害共済事業の加入申し込み用圧着はがきに不足が見込まれることによるものです。

四款一項一目予備費に三千円を追加し、予算調整しています。

次に歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款一項一目一節繰越金は前年度繰越金で、決算に基づくものであります。八万三千円を増額し、八万四千円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第七五号、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。本案は、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）でございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三万三千円増額し、歳入歳出それぞれ五十三万四千円とするものであります。

補正の主な内容を御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

予算書の六ページをお願いいたします。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の二五節積立金と、二八節繰出金にそれぞれ一万五千円を増額と、二款予備費、一項予備費、一目予備費を三千円増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお願いいたします。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金を三万三千円増額でございます。二十六年年度の決算に基づくものであります。

以上の補正によりまして、地方卸売市場基金の平成二十七年期末現在高は二百九十四万九千円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第七六号、平成二

十七年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。本案は、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書をごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百七十九万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億六千三百六十万二千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

六ページを開きください。

一款総務費、三項介護認定審査会、一目認定審査事務負担金五十七万二千円の増額は、種子島広域事務組合の補正に伴うものでございます。

七ページをごらんください。

二款保険給付費、二項介護予防サービス等諸費、五目介護予防サービス計画給付費、一九節負担金補助金及び交付金四百万円の減額は、七月までの実績に基づき減額するものでございます。

八ページをお開きください。

三款地域支援事業費、二項包括的支援事業任意事業費、二目地域包括支援センター運営事業費百七万一千円の増額は、保健師の退職に伴い、短時間勤務の残額を減額し、今後、常勤雇用の賃金及び共済費を計上するものでございます。

九ページをごらんください。

同款三項介護予防生活支援サービス事業費、一目サービス事業費九百八十六万五千円の減額は、七月までの実績に基づき、通所型サービス事業費を四百八十六万五千円、訪問型サービス事業費を五百万円減額するものでございます。

二目介護予防ケアマネジメント事業費七百五十二万四千円の増額は、臨時職員一名を短時間勤務から常勤へと変更するため、賃金及び共済費の増額、また総合事業分の介護予防ケアマネジメント計画分委託料六百六十万円を予算計上するものでございます。

六款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千三百四十七万八千円の追加は、前年度実績額確定により、国県支出金等の返還金を予算計上するものでございます。

一〇ページをおひらきください。

同款三項一目繰出金三百六十八万七千円の追加につきましても同様に、前年度事業確定に伴う補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

五款一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金、二節過年度分三百四十八万三千円の追加は前年度給付実績による追加交付分でございます。

八款繰入金、二項一目基金繰入金七百六十三万四千円の増額は、収支調整によるものでございます。これにより、平成二十七年末基金残高は三千五百三十八万一千円となる見込みでございます。

九款一項一目繰越金百三十一万五千円の増額は、前年度決算確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 小倉伸一君〕

○七番（小倉伸一君） まず、二点ありますけども、一点目はですね、本年度からこの介護の保険の関係については変更があつて、前年度という要支援とかいうやつが地域の私どもの市の事業というふうになつていくというのがあるわけですけども、介護保険料はたしか西之表の場合は約六五歳以上で五千八百円ぐらいだったというふうに認識をしますけども、全体的に見れば、非常に安いこと、それから非常に高いところ、西之表の場合は県平均なんだというふう

けとめておりますけれども、最近の知見から、この要介護のほうから改善をして、要支援、それから要支援のほうから自立というふうな取り組みちゅうんですか、そういった動きもですね、出ているようなんです。

それで、わが市として、この、この任意事業も含めてですが、この改善率について掌握をするように今年度からなっているのか、なければ今後どうするのか。その辺をちよっとお伺いしたいというふうに思っています。

○健康保険課長（戸川信正君） 改正率でいきますと、ちよっと資料を持ってきていませんけれども、約一〇%ほど、一〇%前回からするとですね、改正をしていると思います。

○七番（小倉伸一君） 一〇%ですか。

○健康保険課長（戸川信正君） それから、県下でいきますと、大体、中分類に入るといって、五千八百円というのは県下の平均、大体平均になっていると思います。あと、その要支援一、二の関係でございませけれども、今度の介護保険法の改正によりまして、どういう改正が行われたかといいますと、訪問看護、福祉用具貸し付けにつきましては現在の状態そのまま移行ができると、要支援一、二はそういう、そのままの現在の同様の給付が受けられますけれども、訪問看護、通所介護につきましては総合事業として、その総合事業として訪問型サービス、通所型サービスというサービスに変わっていきます。あと、その総合事業というのは、市町村単独で事業がで

きるようになってまして、多様なサービスができるということ、そういう取り組みを行いながら要支援一、二の減少を図っていきたいと思っております。

以上です。

○七番（小倉伸一君） 今、内容的にはわかりましたけれども、私が言いたいの、言え、この介護保険のサービスを受けて、最近ではこの介護分野においても状態が改善をしていくというようなことですね、知見上、出てるようなんで、そのことを取り組むことによつて、この保険料を抑制していくということがですね、認識がされつつあるんですけども、わが市として状態の改善率について、しっかり把握を今年からされるのか、その部分についてどう考えているのか、ちよっとお伺いしたいというふうに思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 導入前の要支援者ですけども、三六六人中、サービス利用者が二五三人ということで、未利用者が一一三人でありました。導入後、認定を受けなくても、今度はサービスが受けられるということもありまして、要支援認定者が三〇三人から六三人は減少しているということになっておりますので、そういうデータも、またとっていきたいと思っております。そういうことを減らすのが、総合事業のまた目的であると思しますので、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

○七番（小倉伸一君） その辺も意識して取り組んでいただきたいと思えます。

それと、グループホームの関係なんです。いろいろ私のほうにも問い合わせが。一般質問になったらいけないんですね、気をつけてほしいと思いますが、この今まで特老とか、そういったところも、言えば入所のほうのサービスの充実がされてきていますけども、より症状が低減化していくと、このグループホーム等のニーズもですね、逆に今度は増えていくようなことですね、あって、なかなか待機者もかなり今出ているということも伺っておりますけれども、こちら辺の取り組みについてお聞かせをいただければと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） グループホームの待機者も多いということですが、この、今度の法改正の一番の利点というか、既存のサービス事業者に加えて、NPOとか、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して高齢者を支えるということになっておりますので、また、高齢者が支え手側に回ることもあるということで、そういうNPO、民間企業も育成をしながら、そういう受け皿をつくっていくというのが、この総合事業のことでありますので、そこもまた推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第七七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。本案は、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六十六万三千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

四款諸支出金、二項一目繰出金、四十五万三千円の増額については、一般会計の精算返納金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

四款一項一目繰越金九十七万円の増額は、前年度決算に伴う繰越金確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予

算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第七八号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 御説明いたします。本案は、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文、一ページをお願いいたします。

第二条につきまして、資本的収入及び支出の補正でございます。

資本的収入を千七百八十万円増額をいたしまして、四億五千七百九十九万四千円に。資本的支出を四千二百十万円増額をいたしまして、六億四千四百十万円に改めるものであります。これに伴いまして、

不足する額の補填につきましては、括弧書きの後半になります。不足する額一億八千六十万六千円は、過年度分損益勘定留保資金一億五千九百七十六千円、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千七百三万円で補填するものに改めるものであります。

二ページをお願いします。

三条につきましては、今回の補正に伴う企業債の限度額の変更でございます。今回の補正の内容につきましては、五ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の執行計画書でございます。

収入の一款資本的収入、三項企業債、一目企業債、二節企業債につきましては、武部・深川両地区の統合整備事業に要する費用に充てるための企業債の増額でございます。

支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目建設改良費、四節委託料につきましては、水道事業変更認可申請書の作成業務千五百五十万円の増額、武部・深川両簡易水道の創設認可申請書の作成業務八百七十万円、武部・深川地区の簡易水道事業に係る実施設計業務委託料千七百九十万円の増額、三件の合計で委託料四千二百十万円の増額というふうになっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△認定第一号 平成二十六年西之表市一般会計歳入歳出決算

認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、認定第一号、平成二十六年西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十六年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二二三条三項の規定により、議会の認定に付するものであります。わかりやすいように、監査の意見書を使用させていただきます。そちらのほうで御報告をしたいと思います。

お手元の平成二十六年西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を、そちらのほうをごらんください。

二ページをお開きください。

一般会計決算の総括について御説明をいたします。一般会計歳入決算額は百四億一千四百七十七万六千三百八十四円、一般会計歳出決算額は百一億四千二百九十二万一千四百七十二円、形式収支は二億六千八百五十五万四千九百十二円で、翌年度へ繰り越すべき財源六千三百十九万七千三百八十円を控除した実質収支額は、二億五百三

十五万七千五百三十二円となりました。

次に、財政指標の主なものについて御説明をいたします。

四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられております財政力指数でございますけれども、平成二十六年度は〇・二六となっております。若干ではございますけれども、改善をいたしてございます。財政構造の弾力化を測定する方法として用いられる経常収支でございますけれども、平成二十六年度は九六・三で、前年度と比較すると三・三ポイント増となっております。こちらのほうは悪化と申しますか、硬直化が進んでいるということは言えるのかもしれませんが。

あと、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

六ページ目、調定額で百十二億九千四百八万六千三百三十円に対し、収入済み額百四億一千四百七十七万六千三百八十四円で、収入率は九二・二％、不納欠損率、不納欠損額は一千六十九万四千六円、収入未済額は八億七千九十一万五千七百四十円であります。

次に、市税の収納率であります。

一〇ページをお開きください。

現年課税分が九七・六％、滞納繰り越し分が二三・七％、合計で九一・〇％。対前年度比〇・五ポイントの増になります。

一一ページから一二ページにかけて、歳入関係、地方譲与税

交付金等の状況が載っておりますけれども、その中で最も構成比の高い地方交付税について説明をさせていただきたいと思っております。

一三ページをお開きください。

地方交付税は、四十一億二千五百四十万四千円で、対前年度比二・四％、一億五十七万七千円の減となっております。

一四ページをお開きください。

分担金及び負担金の収入済み額は増加、使用料及び手数料についても増の状況となっております。

国庫支出金は収入済み額十七億五千六百二十九万八千五百七十七円で、対前年度比九・八％、一億五千六百六十万百十円の増となっております。

一五ページをごらんください。

今度は県支出金でございますけれども、県支出金は収入済み額七億七千七百七十八万八千五百五十五円で、前年度と比較して、三千七十七万七千二百四十七円、四・一％の増となっております。歳入全体から見まして、構成比の低い一五ページから一六ページの第一五款財産収入、第一六款寄附金、第一七款繰入金につきましては、それぞれ御確認をいただければと思います。

一七ページをお開きください。

第二〇款市債は八億八千四百五十六万六千円、前年度に比較しまして二億二千九百四十八万五千円、三五・一％の増となっております。次に歳出についてでございます。

一八ページをごらんください。

予算額百二十二億九百五十九万七千六百六十円に対し、支出済額は百一億四千二百九十二万一千四百七十二円、執行率で八三・一％。翌年度への繰越額が、十五億六千七百七十五万一千三百八十円、不用額が五億五百三十八万六千九百八十八円でございます。

一九ページをお開きください。

歳出を、今度は款別に比較いたしますと、大きい順で、金額の大きいものから民生費、総務費、衛生費というふうな状況になってございます。公債費についてでございますけれども、七千三百三十四万二千四百二十二円減少してございます。起債発行の抑制の効果かと思われ

ます。次に、公債費の状況について御説明を申し上げます。

二六ページをお開きください。

実質公債費比率が八・九で、対前年度比一・九ポイントの改善となっております。地方債残高は百億円を切りまして、九十八億七千八百五十二万二千六百九十九円となりました。対前年度比九三・九％になってございます。過去五年間の歳出総額に占める割合も減少しつつありまして、財政状況は改善しつつあるとはいえます。財政状況は経年比較をしますと、改善しつつあるともいえませんが、他市町村と比べますと、まだまだ改善すべき点もあるかと思っております。また、一部事務組合での大型事業の起債の償還、国保の法定外の繰り入れが常態化しているというあの問題もございますので、そうい

った課題等注意すべき点も多いと認識しておりますので、そこは注意したいと思います。

二十六年度分を二十七年度に繰り越した事業が、大變額的に多ございまして、二十六年度決算額が全体として小さく見えるというふうな減少がありますので、さきの、今やっております二十七年度予算見ながら、そしてまた、二十七年度決算をやる二十八年度の状況等見ながらですね、長期の視点で見ながら、ちよつと財政運営をしつかり考えたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

△決算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第二三、決算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきましては、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、認定第一号、平成二十六年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、七名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△決算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次に、日程第二四、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員に、総務文教委員会から濱上幸十議員、長野広美議員、丸田健次議員の三名。産業厚生委員会から木原幸四議員、下川和博議員、田添辰郎議員、橋口美幸議員の四名、以上七名の諸君を指名いたします。

ここで決算特別委員会開催のため、休憩いたします。

決算特別委員会に選任された諸君は、直ちに委員会を開催し、正副委員長の選出をお願いいたします。

なお、再開については庁内放送等でお知らせいたします。
以上で休憩をとります。

午後二時十六分休憩

午後二時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△決算特別委員会の正副委員長選出結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、決算特別委員会の正副委員長選出結果について御報告いたします。

決算特別委員会委員長は下川和博君、同副委員長は濱上幸十君、以上のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

△認定第二号 平成二十六年西之表市簡易水道特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、認定第二号、平成二十六年西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 平成二十六年西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

本案は、平成二十六年西之表市簡易水道歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

すみません。簡易水道の説明につきましては、西之表市一般会計・特別会計の決算書というのを、一四二ページから一五二ページにかけてになります、簡易水道につきましては。

まず、一四二ページをお開きいただきたいと思えます。

一四二ページでございます、にありますとおり、歳入決算総額が一億九千八百八十六万九百八十七円。次の一四三ページをお開きください。歳出決算総額につきましては、一億九千四百四十一万九千四百六十三円ということになります。

一五〇ページをお開きください。申しわけありません。実質収支に関する調書を添付をいたしております。

歳入歳出差引額は三百七十四万一千五百二十四円で、翌年度へ繰り越すべき財源九十万円を差し引いた実質収支につきましては、二百八十四万一千五百二十四円の黒字ということでございます。

なお、簡易水道事業積立金につきましては、一〇五ページにありますとおり、九百万円を積み立て、決算年度末現在高は六千三百五十万円となりました。

平成二十六年西之表市簡易水道事業につきましては、年間総給水件数一万九千百十件、有収水量二十四万六千六百六十三立方メートルで、これを前年度と比較いたしますと、給水件数で二十八件、有収水量で一万七千七百七十二立方メートルの減少となっております。

一四四ページをごらんください。

水道使用料調定額につきましては、現年度分六千四百一十八百二

十二円、過年度分七十一万三千九百二十五円の合計六千四百七十二万四千七百四十七円となり、収納状況につきましては、現年分六千三百八十九万八千九百十九円、過年度分二十五万八千八百七十四円の合計六千四百五十七万七千七百九十三円で、歳入総額の三二・三八%を占めており、前年度と比較して現年度分二百二十八万五千六百五十三円、過年度分十六万六千八百八十七円、合計で二百四十五万一千八百四十円の増というふうになっております。

収納率についてでございますが、現年度分が九九・八三%、過年度分が三六・二六%、全体で九九・一二%、対前年度比、現年度〇・二五ポイント、過年度分二・二八ポイント、全体で〇・三八ポイントの増というふうになっております。

収納対策といたしましては、これまでと同様、給水条例に基づく給水停止の実施及び平成二十年度から実施をいたしております延滞金の徴収など、水道使用料の期限内納入の確保に努めたところでございます。

一四七ページをごらんください。歳出につきましては、歳出につきましては、歳出につきましては、前年度より五千二百六十五万九千九十五円、率にして三七・一%の増額となっております。これを構成比で見えていきますと、一款一項一目簡易水道総務費が五・九%、一款一項二目簡易水道経営費が七七・五%、三款公債費が一六・六%となっております。

また、対前年度比では、一目簡易水道総務費が、人事異動等によ

り七十一万三千六百六十七円の増、二目簡易水道経営費が、国上簡易水道統合整備事業等の工事請負費の増額等により五千二百一十一万一千六百十四円の増、三款公債費の地方債償還金は百七万二千四百六十四円の増加となっております。

二十六年年度の主な事業といたしましては、簡易水道再編推進事業の導入によります国上簡易水道統合整備事業を実施をいたしたところでございます。本事業につきましては、平成二十五年からの四カ年事業で、基幹的改良に伴う送水管及び配水管の更新、遠隔監視設備を整備をいたすもので、事業費総額は三億一千万の事業を予定をいたしておりますが、平成二十六年年度につきましては、送水管、配水管の布設替え及び遠隔監視装置等を設置をいたしたところでございます。

その他の事業といたしましては、県単の道路工事、立山でございます。に伴う配水管布設替工事を実施をいたしたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第三号 平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、認定第三号、平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算書につきましては一五三ページから一七三ページになりますけれども、説明のほうは決算審査意見書のほうで行いたいと思いますので、三〇ページをお開きいただきたいと思えます。

本会計の決算額は、歳入が、対前年度比二・四％増の二十七億三千万一千二百四十一円、歳出が、一・一％増の二十六億六千二百五十五万七千二百四十二円となり、歳入歳出差引額は六千七百四十四

万三千九百九十九円の黒字となりました。

三一ページをお開きください。

歳入では、国民健康保険税が対前年度比一・三％増の四億九千七百九十八万二千七百二十一円、国庫支出金が二・二％減の七億五千二百九十九万九千九百五十一円、療養給付費等交付金が二七・五％増の一億一千二百五十三万八千四十二円、前期高齢者交付金が二三・七％増の五億二千九百四十五万五千五百六十三円、県支出金が一・〇％減の一億六千三十八万八千八百円、共同事業交付金が一・六％増の三億八千二百八十八万一千七百二十二円、繰入金が二三・二％減の二億五千五百四十六万五千三百四十円となりました。

三三ページをごらんください。

歳出では、保険給付費が十六億四千四百五十六万三千三百三十七円で、構成比が六一・八％、後期高齢者支援金等が三億四百二十九万八千二百七十七円で一五・九％となっており、これらを合わせますと、歳出決算額の八九・一％を占めております。

平成二十六年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算は六千七百四十四万三千円の黒字となりましたが、一般会計からの法定外繰入金五千万円を繰り入れており、国民健康保険事業の財政状況は一層厳しいものとなっております。今後におきましても市民の健康と生活を守る根幹の保険制度として、安定した事業の運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第四号 平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別

会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二八、認定第四号、平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 楢田竜一郎君」

○市民生活課長（楢田竜一郎君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

決算書の一七四ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入歳出予算の総額二百七十六千円に対し、歳入決算額二百七十八千六百六十三円、歳出決算額二百九万四千三百円で、歳入歳出差引額八万四千三百三十三円は全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは共済会費収入二百九万六千二百二十五円で、歳入全体の九六・二％を占めております。

加入者は、一般会員が八千七百二十五人、ゼロ歳から小学一年生までの掛金免除の特別会員が九百十五人の合計九千六百四十人で、加入率は五九・九二％です。前年度より一・〇三ポイント増加しています。

歳出の主なものは共済見舞金で、入院・通院の十件分、六十九万三百円を支出しています。ほかに事務補助賃金として三十七万五千八百八十五円、町村会システムへの移行に伴う委託料三十八万八千八百円を支出しています。

また、交通災害共済基金へ三十一万五千円を積み立て、二十六年度末の基金現在高は三千二十一万五千円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第五号 平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二九、認定第五号、平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

決算書一八一ページをお開きください。

一八一ページは歳入の総括表で、予算額百六十二万七千円に対し、収入済み額が百六十二万七千二百六十八円で、一〇〇・〇二%の収

入率となっております。

次の一八二ページが歳出の総括表でございます。

予算額百六十二万七千円に対し、支出済み額が百五十九万三千元で、執行率が九七・九二%となっております。

一八三ページからは事項別明細書でございます。

歳入の主なものは、市場使用料四十八万二千二百八十五円、基金繰入金百八万九千円でございます。市場使用料の前年度対比は九八・三%となっております。減の要因は売上高割使用料の減に伴うものがございます。また、基金繰入金は、市場の照明器具等取替工事等に充当したものでございます。

続いて、一八四ページをお開きください。

歳出の事項別明細書でございますが、歳出の主なものは、一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十一節需用費、細節消耗品費二十五万一千百三十円、細節修繕料九十一万八千円、十三節委託料八万八千五百六十円、二十五節積立金の地方卸売市場基金積立金十五万三千元、二十八節繰出金の一般会計繰出金十五万三千元でございます。

この結果、平成二十六年西之表市市場基金現在高は二百八十一万四千円となっております。

なお、歳入歳出差引残額の三万四千二百二十九円は全額翌年度に繰り越すものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第六号 平成二十六年西之表市介護保険特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三〇、認定第六号、平成二十六年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年西之表市介護保険特別会計歳入歳出の決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算書のページは一八八ページから二〇四ページになりますが、決算審査意見書の四一ページをお開きください。

平成二十六年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算額は、歳入が対前年度比四・五％増の二十億六千八百八十六万五千六百三十八円、歳出が四・五％増の二十億五千四百九十九万四千六百七十七円となり、歳入歳出差引額は百三十一万六千七百七十一円の黒字となりました。

四二ページをお開きください。

歳入では、介護保険料が二億九千四百三十七万二千二百円、構成比一四・七％、国庫支出金が五億五千三百五十五万三千三百九十九円で二七・六％、支払基金交付金が五億三千六百五十四万七十一円で二六・七％、県支出金が二億七千五百七十八万八千二百十二円で一七・七％、一般会計及び基金からの繰入金金が三億四千二百九十九万一千七百七十一円となりました。

四三ページをお開きください。

歳出では、総務費が九千七百二十四万九千五百三十三円で、構成比四・九％、保険給付費が十八億三千五百三十九万六千九百九十二円で一五・五％、地域支援事業費が四千九百七十一万九千六百二十一円で二・五％、諸支出金が一千二百一十八万二千二百二十五円で〇・六％ありました。

平成二十六年西之表市介護保険事業計画の初年度でございます。六期の計画におきましては、基本理念を「いきいき元氣・よろこび支え合い安心して暮らせるまちづくり西之表」と定め、

本市が目指す地域包括ケアシステムの実現を目指し、介護保険事業の適切な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第七号 平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特

別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三一、認定第七号、平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出の決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算書のページは二〇五ページから二二二ページになりますが、決算審査意見書の四四ページをお開きください。

平成二十六年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出の決算額は、歳入が対前年度比九・三%増の二億一千六百六十二万三千五百五十三円、歳出が九・五%増の二億一千六百四十四万三千三百九十六円となり、歳入歳出差引額は九十七万五千九百五十七円の黒字となりました。

四五ページをお開きください。

歳入では、後期高齢者医療保険料が対前年比九・一%増の一億一千二百二十七万三千二百円、一般会計繰入金が一〇・四%増の九千五百四十九万九千九百九十六円、繰越金は一二・八%増の百二十二万九千八百八十四円、諸収入が八・三%減の四百一十五万五千七百七十三円となりました。

歳出では、広域連合納付金が対前年度比一一・七%増の一億九千七百三十万八千一百一十円、全体の九三・二%を占めております。

今後とも後期高齢者医療広域連合や構成市町村との連携を図り、事業の適切な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第八号 平成二十六年西之表市水道事業会計決算認定
について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三二、認定第八号、平成二十六年西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 平成二十六年西之表市水道事業決算認定について御説明をいたします。

本案は、平成二十六年西之表市水道事業決算認定について、地方公営企業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委員の意見をつけ議会の認定に付するものであります。

決算書の一ページをお願いいたします。ちょうど中ほどになり

ます決算額のところになります。

平成二十六年西之表市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出でございます。

収入における事業収益は、三億七千九百十四万九千九百四十四円、支出における事業費は、三億六千四百二十三万七千四百八十五円で、課税売り上げ及び課税仕入れに係る消費税及び地方消費税をそれぞれ控除いたしますと、二ページ、次のページになります、損益計算書の下段にありますように、当年度純利益につきましては、九百二十四万六千七百十二円となっております。

二十五年度と比べ、営業収益は消費税の増税により千六百六十九万一千三百二十二円の増収となっておりますが、営業費用も六百五十七万六千七百七十八円の増というふうになっております。

二ページの今ほどのところ、当期純利益の下のほうをごらんください。

前年度繰越欠損金四億二千六百六十二万八千七百九十六円につきましては、会計制度見直しに伴い、補助事業等により取得いたしました固定資産等のみなし償却が廃止をされました。これに伴い、みなし償却制度を適用をしていなかった資産については、過去の償却費に相当する額を資本剰余金から未処分利益剰余金へと振りかえるという処理をすることになっておりまして、その金額が七千九百七十二万六千五百六十八円でございます。

当年度の純利益金九百二十四万六千七百十二円も合わせ加算がさ

れるため、累積欠損金額は三億二千九百八十三万五千八百四十九円と大幅に減額をされることとなりました。これにつきましては、地方公営企業法第三十二条の二の規定に基づきまして、当年度未処理欠損金として翌年度に繰越しをいたす処理をいたしております。

次に、一ページ中段からの資本的収入及び支出についてであります。

収入額六千八百三万二千八百八十四円、支出額一億九千四百四十四万二千五百七十六円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億二千三百四十一万三千九十二円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額五百六十万五千三百四十六円及び過年度分損益勘定留保資金一億一千七百八十万五千四十六円で補填をいたしたところでございます。

総括の説明といたしましては、九ページに事業報告書をつけておりますが、業務量につきましては、前年度に比べ、総給水件数で二百四十三件、〇・二九％の減、総給水量で四万五千六百八十五立方メートル、二・七％の減、総有収水量で三万八千六百八立方メートル、二・八三％の減と軒並み減少をいたしております。

また、年度末における給水人口につきましても、前年度比二百四十八人、一・九六％の一万二千四百三十四人となっております。

水道料金の収納状況につきましては、収納率は九七・九二％で、前年度比〇・二二ポイント改善したところでございます。

一一ページを開きください。建設改良費の概況であります。

施設改良費の構築物につきましては、阿曾浄水場の取水施設整備事業として、既設の三号井戸の改修工事が三件、県の鴨女川改修に伴う岳之田ポンプ室の解体工事及び岳之田取水施設の移設工事、安城取水堰改良工事、市道洲之崎九号線配水管布設替工事の六十七メートル、県道西之表南種子線石堂地区の配水管布設替工事延べ延長百七十八メートル、西之表港線配水管布設替工事延長十メートルなど実施をいたしたところでございます。

機械及び装置購入費では、現和第二・古田・牧之峯各浄水場の滅菌機、配水用水中ポンプを二台、汚水・汚泥用水中ポンプ、阿曾浄水場第六送水ポンプ二基、桃園ポンプ場送水ポンプが一台、第一・第二配水池の遠隔監視装置の更新などを実施し、軽自動車一台、また、事務所用のデジタル複合機をそれぞれ購入したところであります。

平成二十六年年度決算における企業債残高は、三一ページにありますとおり、十四億九千四十五万八千五百六十六円となったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願い

したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第三三、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において新たに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす二日は午前十時から本会議を開きます。
日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時十四分散会

本會議第二号（九月二日）

本会議第二号（九月二日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長 長野力君
 副市長 坂元茂昭君
 教育長 立石望君
 会計管理者兼
 会計課長 日高研一君
 総務課長兼
 選管書記長 中野哲男君
 行政経営課長 大瀬浩一郎君
 市民生活課長 楫田竜一郎君
 財産監理課長 前田秀夫君
 地域支援課長 神村弘二君
 税務課長 長吉輝久君
 健康保険課長 戸川信正君
 経済観光課長 松元明和君
 農林水産課長 園田博己君
 建設課長 美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年九月二日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

七番 小倉 伸一 議員

四番 小倉 初男 議員

九番 中原 勇 議員

一五番 丸田 健次 議員

日程第二 諸般の報告

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、小倉伸一君の発言を許可いたします。

〔七番 小倉伸一君登壇〕

○七番（小倉伸一君） おはようございます。トップバッターとして一般質問を行います。

基幹産業である農業分野では、さとうきびなど農業所得が減少しており、今年度も、長雨や台風被害により大きな懸念を覚えているところです。これから先は天候にも恵まれますよう、収量など回復が図られますよう御祈念申し上げたいと思います。市長にも、関係団体と連携し、適格な情報収集と適正な対応を要請いたします。

それでは、私の今回の一般質問でかかわり合いの深い最近のニュースで、議員として幾つか非常にうれしく思っていることがあります。

まずは、HⅡBロケット打ち上げ成功であり、コウノトリが無事宇宙ステーションとドッキングに成功しました。

また、これまで本市で地域再生や地域活性化、伝統工芸品の継承のため取り組みがまいました。一つは、なかわり生姜村構想が、小泉進次郎内閣政務官が訪問され、高い評価を受けたことであり、二つは、種子缺が、経済産業省の日本が誇るふるさと名物として全国四十七都道府県の雑貨や食品など五百品目を選定し発表し、未知なる驚きという意味を込めた共通ブランドにより海外での販売を支

援するとのことですが。

三つとして、議会の特別委員会でも十年来誘致活動を展開してきました西之表港への海上保安署の新設が決定するなど、長年にわたる地道な活動が実を結んできたように感じております。継続は力なり、継続こそ力なりと再確認したところであります。

まずは、地方創生についてであります。

民間のシンクタンクの日本創成会議による消滅自治体リストが発表され、全国的にセンセーショナルな報道がなされました。国は、昨年十一月、まち・ひと・しごと創生法を成立し、十二月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を決定し、三月には平成二十六年年度補正として先行型交付金を成立し、平成二十七年年度現在、各地域で地元商品券発行事業など取り組みがなされてきました。本市でも総合戦略が本議会で提案されているところであります。

地方創生について現状と課題についてであります。

まず、国際化の中での日本についてであります。

グローバルな視点や国際化の波を乗り越えて国際貢献に寄与しつつ、諸外国の成長発展を自国に取り組み取り組みも必要となつてきているようです。

国際化はグローバル化との違いがあります。地球規模では、経済面でのグローバル化、環境面でのグローバル化など多々ありますが、経済の特にグローバル化では、金融の自由化や情報通信の飛躍的発展により短期的な資本の移動などが起こり、為替の投機的な取引な

どにより、過去、通貨危機や世界同時不況がもたらされ、日本も経済的損失や長きにわたりマイナス低成長を余儀なくされ、雇用や実質賃金の減少を招き、デフレ状況が長く続くほどの影響を受けてきました。その反省から国際協調と連携を深めつつ、さまざまな危機を乗り越える動きも出てきています。日本の立ち位置もその中にあると言えます。

国際化とは、人・物・情報が国を越えて拡大し、国家間レベルから地域レベル、さらには草の根レベルで人・物・文化など交流を展開していくことと存じます。自らの地域のアイデンティティーを明確にし、魅力ある地域づくりを進めることにあると思います。市長の見解を伺います。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） ただいま、世の中の国際化ということの話がございました。おっしゃるとおり、もう皆さん国際化の時代到来、グローバル化とかいろいろ言葉はございますけれども、以前に比べて特に昨今は、日常的によくですね、国際化、また、現実に国際的な動き、そういうものが十分感じられるところでございます。

そういう時代背景がある中で、我々はどう乗り越えていくかということが大切でございますが、やはり議員がおっしゃいましたように、そうあればあるほど、時代の背景、そういうものを持ちながら、国の背景、そういうのを大事にしながらいく必要があるかと思いますし、また、地域においては、地域のアイデンティティーをですね、

その、しっかりと構築し、明確にしながらかつていく、これが大変重要かと思えます。

それで、今後とも、地域の歴史や風土に根づいた、そして我々アイデンティティーを持った考え方もあって、そして世界の中の、それで私どもの立ち位置のところもしつかり明確にしながらかつて進めていくことが大切だと思えますし、やはり国を、国際を見据えた、小さくても私ども国の世界の発展、国のあり方を見据え、国際のあり方を見据えながら進めていく、その中に自分、我が地域のあり方をしつかり押さえながらやるということがですね、今後大事だと思いますんで、今議員のおっしゃったその背景については、私もそういうことかと思っております。

○七番（小倉伸一君） 次に、本市種子島の現状についてですが、過去の一般質問で、特に私どもの地域経済はファストフード化していると。特に島外資本のだいわ等の進出、それから鹿児島への県外資本のイオンの進出などを挙げて、また、特にインターネットによる通信販売の現状もですね、示して、我が地域が非常に経済が吸い上げられる構造となっていることを示しました。また、SNSの導入をですね、あわせて求めたところでもあります。

地域内経済の循環を特に意識しなければならぬこと、また、外貨を獲得する重要性など、特に独立国的な発想を高め、そのときに地域通貨の導入も検討を求めてきたところですね。また、中種子町、南種子町の長期振興計画を示したこともあります。

少子高齢化の進行、それから、雇用問題、雇用のミスマッチや人材育成について、また、我が地域が低所得構造になっていること、農業を初め、観光業も含め、さまざまな分野における課題の共通性と施策や事業について提示をし、その改善と能動的な取り組みを求めてまいりました。最終的には、種子島の市の実現や合併も求めてきたところです。

また、農業の六次産業化や、雇用吸収力のある製造部門の誘致、地元産品を生かすため、加工施設の建設など、その重要性も示してきました。本市においては、雇用と所得向上に特化した地域再生戦略の作成も求めたところです。

長期振興計画において一部長野市長におかれましては検討がされ、地域再生や雇用確保・拡大について行政主導で取り組みがなされてきておりますが、しかし、特に民間企業や金融機関を巻き込んだ地域的なプロジェクトが我が地域にはないように思われます。また、女性の活用についても非常に弱いように感じます。市長の見解を伺いたいと思えます。

○市長（長野 力君） これまでも、私どもといたしましては、いろいろな分野の施策について取り組んでまいったところでございます。

そういう中で、企業誘致や、それからふるさと融資の活用など、民間や金融を意識した取り組みを行ってきたつもりでございますが、議員が指摘した状況であればですね、今後この点は見直しをし、取

り組みを強化していかなければいけないかと考えております。

最近ですね、金融化については、私も、創生の経過がありましたんで、いろいろな形で話し合いの機会も多く持つようになり、また、今後、金融機関との連携は、地域の経済の情報収集、また、発展のためには大変必要かと思えます。今後、連携を進んでいくものと考えておりますし、また、民間の企業等ですね、情報収集もぜひ進めなきゃいけないかと思っております。

今後ですね、やはり特に社会的な課題となってくるのが、やはり女性の活用というのですね、今後大きな課題になりますし、また、こういう女性の活用が中心になってこない地域は、やはり発展も厳しいなという状況の社会構造でございます。

そのあと、高等教育間との連携などですね、おっしゃったように、あらゆる主体との連携を大切にしながら今後進めていくようにしていきたいと考えております。

○七番（小倉伸一君） ぜひですね、ただ金融機関を話し合いの場に呼ぶだけじゃなくて、金融機関自らが地域おこしちゅうんですか、それに参画するように国も金融機関には求めているようでもありますので、地元ですね、支店等も含めて対応をですね、お願いしたいと思えます。

次に、新たな国づくりについてであります。これはもう市長も認識をされていると思えますが、日本創生会議で、この日本の人口減少について、都市部の高齢化がより進んでいくと。で、地方から

それを支えるために若年層がさらに都市部に行くだろうということも言われております。

特に三大都市圏、特に東京に人口移動が進み、東京はブラックホール化、宇宙で言えばそういう、こう、ブラックホールとして吸い込むようなイメージだと思いますが、そういった中で、都市部は地方よりも超低出生率ということで、人口減少はさらに進んでいくということが言われております。

国は、特に人口減少と東京集中ということを緩和していくために、今回地方創生を掲げて、都市機能の移転、また、企業の本社機能の移転、また、地方移住、地方での雇用拡大など、地方が元気でなければ国の再生はないとの視点と受けとめて、今取り組みがされているというふうに思います。

高度成長時代を体験した一人として、特に日本は自由経済を進めてきているわけですが、これがうまくマッチしていいのか非常に不安感もあるわけですが、初めてこの地方創生をうたった意義は大きいというふうに思います。各地域がこの取り組みを生かし切ることにも必要です。

ただ単に国のさまざまな政策誘導に期待するのではなく、自らが考え、動き、活動を続けていくことが大事なことだというふうに考えます。これについて市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 現在、あるシンクタンクが人口減少ということで発表してから、急激にですね、人口減少・高齢化というのが、

国を挙げて、国の中で大きくクローズアップされました。そういう中において、この地方創生というのが出てきた環境があります。

しかし、この地方創生については、私どもは共感するものではございませんが、国がこう投げてきた、投げたというか、あの、こうやってきたことについては、若干国主導もあって、その点については幾らか疑問に思うということもあるんですが、しかし、現在の状況を勘案したときに、それはそれということで、我がまち、我が地域がどう生きるかということであればですね、この地方創生の一つのあり方によってですね、我々はしっかりと自分の地域を立ち上げていくことが必要かと思えます。

そのためには、やっぱり自らの地域のことは自ら考えるべきでありまして、そしてまた、自ら行動をしないと、しなければ、いろいろな依存した格好での体質では発展性はない。我々は自分たちで自分たちの地域を大事にしながら成長へ向かって機を捉えてやっていくということが必要かと思っております。今後、あらゆる点を踏まえながら、あらゆる主体と連携をしながら、取り組んでいきたいと考えております。

○七番（小倉伸一君） 次に、地域資源を生かし、外貨を獲得し得る自立した持続可能な地域づくりについてであります。

大島地区にですね、県の大隅加工技術研究センターができておられます。それに連携した取り組みとして、鹿屋市では鹿屋市産業支援センターが建設され、六次産業化推進事業、商談会の支援、

商品開発・販路拡大のための支援、さらには創業支援事業計画認定、市が認定するわけですね。多様化するニーズに対応しようとしておりますし、地域資源を生かし外貨を獲得し得る持続可能な地域づくりを目指している一環だというふうに思います。

しっかりとしたわかりやすいこのビジョンを示して、特に金融機関や民間機関と連携し強力に推し進めるべきであるというふうに思います。言うはやすく行うはかたしであります。中期的な努力のないところからは何も生まれてこないというふうに認識します。

また、一方、特産品の開発も非常に大事ですが、特産品の開発だけでは地方創生にはつながらないというふうに考えます。そこには、我が郷土の歴史や文化、ストーリー性がなければなりませんし、独自性を誇りとするアイデンティティーがなければならぬと考えます。市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 今回提案している本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、これは議員の今指摘したとおり、地域資源を生かすこと、また、資源の高付加価値化に取り組み、外貨を獲得することを想定しているところでございます。

特産品はやっぱり開発、これを一つの地域の初歩の段階というところで、ベースとしては私は当然やっていく必要があると思えますし、それからの後の開発した後、どのようにしてこれを販売し、そこに島外から外貨を稼ぐということがない限り、我々の限られたこの島の中の経済圏におきましてだけをねらっていると、やはりその辺の

成長がない、限られたものになります。

だから、外に向かつて外貨を稼ぐ、要するにそういう意味ではですね、今後ですね、特産品の開発もしていく必要あるし、その特産品については、やはり地を、これまでの私どもの地域の歴史や文化、それから文化的素材、自然素材を含めた格好で売出しができるような特産品で世間の競争に勝つ必要があると思います。

そういう意味では、今後ともですね、その製品づくりはしっかりとやっていく必要がありますし、また、私どもは地域の民間の方と一体となって、そのためには、六次産業まで持っていくかどうかというのをですね、持っていく必要があると思いますので、その話し合い、協調をですね、していく必要があるかと思えます。

若干民間で取り組んでいらっしゃるかもしれませんが、まだまだですね、力が足りない、私どもの力が足りないかという反省はしておりますんで、今後、六次産業化に向けてもですね、しっかりと進めていければと思っております。

○七番（小倉伸一君） 次に、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

議案第七十号において提案された議会の議決事項でありますので、細部については委員会審査で伺いたいと考えますが、幾つか大事な視点について論議をしてみたいと存じます。

まずは、地域課題解決に向けての重点化についてであります。長期振興計画では、子育て支援、雇用創出、地域の再生を掲げ取

り組んできましたし、今回提案された総合戦略は、人口減少と地域経済の縮小の克服を焦点にして、長期的ビジョン策定がなされていると考えます。また、数値目標を示している点は評価をしたいと考えます。

一つは、長期振興計画と今回提案されている総合戦略との違いや位置付けを明確にすべきだというふうに考えます。

これまでの交付金や補助金での事業実施と地方創生交付金等の事業についてありますが、真に地方創生につながる新たな発想による、また、これまでできなかった新たな事業について活用していく姿勢が求められていると考えます。

当然国の金には色はないわけですが、国の動きを注視しつつ、来年度の地方創生交付金の規模にもありますが、特に雇用創出を重点化して施策を取り組むよう要請いたします。市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） これまでも、私は、雇用の創出、これももう最大の課題ということであるいろいろな施策を打ってきております。

また、これはこれからずっと引き続きですね、重要課題でございますし、今度の国の創生、地方創生でも、雇用というのが大きな課題になっておりますんで、この地方雇用創出はですね、私どもの本市の重要課題ということで位置付け、さらにこれをどう濃くするか、展開を図るかということになろうと思えます。

こういうことにつきましても、長期振興計画とも絡みがございしますが、ここで国の創生が出てきました。調整との絡み、また、手直

し、ローリングするというものもしっかりしながら、新たなものについては新たなものとして計画に織り込みながら、先へ向かっての展開を図る必要があります。

今、先へ向かった展開をしない限り、どの自治体も、どの場合も、そういう意味では非常に厳しく競争状態に入っておりますし、国がそういう意味で地方創生ということが進めたことについてはですね、しっかりとやっていければと思っております。その一点で、議員のおっしゃった雇用創出は重点の中の重点ということで位置づけていきたいと思います。

○七番（小倉伸一君） 次に、総合戦略を策定するに当たって、基礎データを見させていただきました。これは今治市ですが、このリーサシステムによるビッグデータを活用し、地域の見える化を実施し、総合戦略策定に活用しています。

本市の人口ビジョンの素案の中でも、このビッグデータの活用について触れられておりますが、これは、携帯電話の発信地や回数などから、人・物の動き、そういった経済活動、また、文化的な面とかですね、我が地域がどのような立ち位置にあるのかということ、しっかりとした自覚を持つ必要があるというふうに思います。

早期にですね、このビッグデータの活用を求めたいと存じますが、市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 今回の計画策定におきましては、リーサスの活用はしておるわけですが、まだまだ十分ではないと思

っております。

具体的、現実的なデータを活用した施策展開はこれからとても重要になってくると思いますので、ビッグデータの活用もこれからはやはり我々も研究し、検討して応用していくことは必要かと思っておりますので、このビッグデータの活用は、ぜひです、あわせて進めていきたいと考えております。

○七番（小倉伸一君） 次に、負のサイクルからの脱却、地域再生戦略についてであります。

幾度となく、現実を直視し、知恵を高め、未来を選択する基本姿勢のもと、さまざまな提案をしてまいりました。これまで、現状を打破し、持続可能な地域づくりのために、雇用と所得に特化した本市独自の地域再生戦略策定も求めてきたところであります。

総合戦略、今回提示された総合戦略は、私の提案してきた理念と大きく重なっております。市長も特に力を入れてきた安定した雇用の創出において、数値目標が残念ながら農林水産分野だけでありまして、製造業分野、サービス業、観光業、医療・福祉分野など網羅した数値目標を求めたいと存じます。

また、新しく業を起こす取り組みやその数値目標設定も重ねて要請したいと存じます。市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 今回の計画の中にも、一応は数値目標は提示しておりますけれども、現状において考えられる代表的なものを提示しているわけではありますが、やはり今後、数値目標はやっぱり

りこれからの成果を望むためにはどうしても必要になると思います。そういう意味では、今後ですね、やっぱり数値目標についてはしっかりと押さえていきたいと思っております。

ただですね、農林水産業には、ある程度過去のデータから割り出すことができるんですが、残念ながら商工業とか、今議員のおっしゃった医療とか、他の分野についてのその数値の現在の数値のあり方を若干不確かというか、捉えていないというか、そういうものありまして、今後やっぱりこれを機会に、しっかりと現状の数字を押さえながら、どうあるべきかという数値目標もですね、具体的に織り込んでいくことが大切かと思えますので、今後研究していきたいと思えます。

○七番（小倉伸一君） 次に、種子島一市二町による地域連携協定についてであります。

地域連携の必要性とその重要性は記載がされております。種子島の枠組みで未来を切り開いていくことが、ブランド力やマーケティング力など地域力を高めていくと考えます。連携する分野は、あらゆる産業振興面、また、広域的人材の活用、地域資源の活用、移住人口対策など広く展開すべきと考えております。

現在の広域的取り組みも含め、ぜひ地域連携協定を締結していただきたいと存じます。市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 私ども種子島一市二町による連携協定の話でございます。

私どもは、合併ができない状態の中で、私も就任してから言いましたけれども、やっぱり合併でなくても、一市二町で連携できるものは連携していくということを打ち出しまして現在進めております。現在、観光分野におきましても、または消防、それから産婦人科医院、それから安納いものブランド協議会など、また、もちろんごみの問題などですね、連携してやっておりますが、これからもやはりですね、一市二町で取り組む、取り組んでいくことは大変重要なことと捉えておりますので、今後、議員御指摘の連携協定を目標に据えながら検討していきたいと思えます。

連携協定の項目に何があるかということがありますけれども、いろいろ探せばあるかと思いますが、私としては、当面ですね、もし一市二町と、それから考えが一致する、一致というか、合意、寄り合うものであれば、公共交通、バス等を含めた公共交通のあり方とこのことですね、やっぱり一市二町、種子島全体の中でどう取り上げ、どう配置するかというのがですね、非常に重要かと思えます。

交通関係が一体化することによって、地域島民のあり方も一体化してくるというですね、大前提になるかと思えますので、ただ、この分野につきましても、非常な法的な課題がいっぱいございますので、クリアする問題はございます。そういうことを含めまして、今後、種子島が一体となった取組みを推進していきたいと考えています。

○七番（小倉伸一君） 例として公共交通等を挙げられましたけど

も、私は、移住対策等ですね、十分連携ができると思いますし、後ほど提起をしたいと思いますが、特産品のいわば島外への販路拡大や海外への展開とか、そういった部分についても十分可能だというふうに思いますので、ぜひ検討をして、早期に一つずつでも加えていくような体制づくりをですね、していただきたいと思います。

次に、人材育成と雇用拡大についてですが、これまで、雇用のミスマッチ問題、特に医療・福祉分野ですね、そういったこともお話をさせていただきました。また、雇用につながるこのひとり親の人材育成の金銭的な支援も含めてですが、提起をしました。障害者雇用の積極的支援を求めました。新規就農者支援、それから農業の六次化を進めるための人材育成の重要性なども提起してまいりましたが、このあらゆる分野における専門性のある人材育成は、雇用にはですね、直接結びつくというふうに考えます。地域の経済活動においても好循環をもたらします。

行政だけでできることは限られると考えますが、民間団体と連携強化し、島外や海外へも打っていける人材育成プログラムの策定も含めて求めていきたいと存じます。市長の見解を求めます。

○市長（長野 力君） 人材育成、雇用機会については、具体的に取組みが進みますので、一応担当課から説明して、その後、私のほうから申します。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

人材育成につきましましては、地方創生実施計画におきまして、民間団体と連携した雇用のミスマッチ解消のための支援事業や、ICTなどを活用した若者の起業支援、既存事業者の新たなビジネスプラン展開の支援、産業間の連携によるブランド推進の強化、大学生のインターンシップ推進を検討しているところでございます。

また、高校生対象に毎年行っております進路アンケートによりまして、五〇%の生徒が「種子島にずっと住みたい」、または「将来種子島に帰ってきたい」と回答しておりまして、高校生の島外への進学・就職はいたし方ないにしても、その後、島の担い手として島に戻りやすくなる動機と環境を構築する必要が最も重要であると考え、既に種子島高校と東大など複数の大学が連携し、全校生徒に対し、種子島の将来、可能性などの講演、特別授業を数回実施しております。

生徒からの反応もよく、高校の先生方からも、本格的に大学との連携に取り組みたいという意見もいただいております、毎月特別授業をする日程の調整を行ってるところでございます。

以上でございます。

○七番（小倉伸一君） ぜひですね、その取組みもぜひ強化をしていただいて、全体的ですね、この、市長も雇用の創出ということも考えていただくと、重点の重点だというふうに述べられました。ぜひ、やっぱり我が地域や我が地域の実情に応じたこの人材育成のですね、プログラムをやったりある程度実効性が上がるような形で、

今取り組んでいることも取り入れながらですね、ぜひつくり上げていただきたい。そういう中に、高校生のですね、地元での人材育成も含めてですが、それがやっぱりしつかりとこの人材の専門的な育成が図られていくということもあわせてですね、取組みをお願いしたい。

例ですが、質疑の中でもありましたけども、農業公社の関係です。ね、あそこも非常に定着率ちゅうんですか、雇用の関係でも少しは改善がされたということですけども、やっぱり若い高校生あたりがそこにやっぱり新規採用がされて、で、やっぱりそこで担っているちゅうんですか、公社でやっぱり専門性を高めて、で、そこで研修をして、で、公社を支えていく。その結果として農家のほうにやっぱり還元がされていくということですね、やっぱり一つずつやっぱりつくり上げていただきたい。そのために、この、やっぱり雇用、医療・介護分野でもですが、そういった支える人たちも含めて、この人材育成のプログラムをぜひ検討していただいて、で、実行にですね、移していただきたいというふうに思います。

次に、雇用拡大についてですが、加工施設「きらり」があります。で、この活用と拡充、さらには、安納いもなど加工製造事業者の誘致ですね、も進めていただきたいというふうに存じます。

地元で加工している会社に対しても継続した支援の取り組みを行いつつ、原料を供給する産地だけでなく、特に粗利率の高い加工販売する地元事業者の育成と、それから、島外からの誘致事業所、企

業ですね、の取組みをぜひ強化していただきたい。わかっているだけでもですね、何社かですね、あるだろうというふうに思います。なかなか企業の都合もあるでしょうけども、やっぱり安納いもについてはかなり量も出ますし、で、ブランド力もあると。やっぱりそういったところは地元で最後の商品化までしていただくという協力もですね、要請をしていただきたいというふうに思います。

できるだけ地元で生産し、地元で加工販売する体制をつくり上げていただきたいと思います。かなりの努力が要ると思いますけども、これはですね、やっぱり大きな地域プロジェクトとして研究検討をしていただきたいと思います。当然議案書のほうにもですね、書かれておるようですので、この取り組みについて市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） 特産品の開発等でございますが、やはりこれは、どうしても民間とともにですね、やっていかないと、最初のところは行政も関わりますけども、その後はですね、民間のところと一緒にやっていく必要がありますんで、今後、安納いもも含めまして、この地で製品化できる、そういうものを含めた特産品開発を進めていきたいと。

そういうことによつて、雇用の増大というのがあるかと思えますし、それから、先ほどの雇用拡大につきましては、先ほどおっしゃいましたように、農業振興公社、昨日も答えましたけれども、いろいろな形で農業振興公社ですね、若い人の農業に携わることの養

成、これはですね、ぜひやっていきたいと思えますし、先ほどの質問の中で、担当課長が話し、その後言うつもりでしたけども、人の人材の育成につきましても、今度ですね、やはり奨学金制度とか、そういうものをですね、もうちょっと具体的にしっかりと形で制度をつくるべきじゃないかということ今考えております。

そして、外に出て学校で学び、技術も受け、それでまた、ぜひそれは帰ってきてもらいたい。また仮に当初は帰れなくても、後日帰ってもらおうとかですね、そういう形の何かそういう意味での支援、若い人の行く末に支援をしたいということは考え、先ほどの質問の続きになりますけど、回答になりますけど、していきたいと思えます。以上です。

○七番（小倉伸一君） 次に、産業振興と海外展開についてであります。

先ほど、地域の国際化の必要性は述べました。島から出ていくのは、地元産品や、特に特産品の輸出、それから对外投资もあるだろうというふうに思いますが、一方、島のほうに入ってくるのを想定すると、海外からの外貨を獲得すること、それから、投資もですね、あるだろうというふうに思います。また、海外からの観光客、それから海外の留学生、研究者などあるだろうというふうに思います。が、海外にやっぱりいろんな視点で発信をして、海外からの活力をやっぱり取り込むことも挑戦をですね、していただきたいと思えます。

特に、西之表市は、ICTの技術基盤が整っております。国内はもとより、海外向けインターネット通販を初め、総合、種子島の総合販売店舗の展開などですね、その活用はあるだろうというふうに思います。市長の見解を求めます。

○市長（長野 力君） それでは、基本的には今議員がおっしゃった海外展開につきましては、ICTを駆使したことはですね、やはりこれから必要だと思えますし、先ほどの国際化という問題も含めて絡んでくると思えます。

今後、重点的にですね、私は、情報ICTを活用した情報発信、また、情報収集というのをですね、したいと思えますし、それを含めて、現実的な産物の展開、販売の展開、それからルートの開拓ができないかということを含めています。

後ほどそれを質問には言うつもりでしたけれども、今度の拠点施設におきましても、そういうものの拠点も含めてそういうことは展開できないかちゅうことも大きな仕事の流れの中の一つには考えておるところでございます。今議員のおっしゃることについては、一つの大きな課題で進めていきたいと思えますし、現在進めている担当課で進めておるところでございます。一応担当課のほうから若干説明させていただきます。

○経済観光課長（松元明和君） 答えいたします。

産業振興と海外展開につきましては、地方創生実施計画におきまして、日本文化になれ親しんだ海外からの留学生を活用した事業を

実施し、外国人向けの嗜好に合わせた商品開発や、観光時の対応など国際化に向けた免疫力向上、国際的ネットワーク構築を見据えた取組みを検討してまいります。

また、地元企業への海外販路支援、Wi-Fiスポット整備、観光における海外市場プロモーション事業を検討しているところがございます。

また、産業振興を図る上で、今後人口減少以上に喫緊の課題として考えられていることが、来年四月からの電力自由化、さらには平成三十二年四月からの大手電力会社の発送電分離が決まっており、島ということで火力発電に頼り大きな損失を出しているであろう現状を考えますと、大幅な電力の高騰化が予想され、一般家庭への影響による消費の減退、生産者の生産コスト高など、本市に与える影響は極めて深刻であり、現段階から早急に手を打つべき最も重要な産業振興の課題であると考えているところでございます。

現在、大学や研究機関などと連携し、GPPグリーンプラン・パートナーシップ事業が実施され、分散型エネルギーマスタープラン策定事業も検討されているところでございます。

さらに、今年度、東北大学がNEDOの事業を活用し、中割万波地区において純度の高いバイオディーゼル精製事業を予定しているところがございますが、この事業は既に世界からも注目されており、大学への問合せが多数来ているという情報をいただいております。この実証場所が本市にできることで、課題であるエネルギー問題を

強みに変え、大学の協力による学会等での紹介、世界からの視察等の受入れ推進をすることも検討しているところでございます。

さまざまな形で世界に対し情報発信をする機会を創出し、現在実施されている種子島産安納いも、島内木材の海外への輸出以外にも、新たな商品の海外展開につながるきっかけづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○七番（小倉伸一君） 次に、ふるさと納税についてであります。

このふるさと納税が導入したときにですね、一般質問を私はさせていただきました。この取組みは、やっぱり自主財源の確保も含めて、取組みの強化を求めて一般質問したところですけども、当時は、鹿児島県は県が窓口となって公正適正に配分するというところで、私も変にその当時はですね、納得してまいりました。鹿児島県がこの遅れを喫してきたのは、西之表もですが、この初動の取組みの縛りがあったというふうに考えております。

ふるさと納税サイト、ふるさとチョイス、西之表市も今、今年掲載をですね、しているようですけども、このサイトを見ると、もう完全にですね、楽天とかいう通信通販サイトと同じようなですね、運営がなされております。昨今のこの過熱ぶりは大変なものがあるわけですが、さらに今年ふるさと納税制度が拡充をされ、特例控除額が一分から二分になりましたし、この給与所得者等の申告手続について確定申告が不要となり、簡素化となっております。

地元産品の販売拡大や自主財源確保上から重要な取り組みとなっているわけですが、特に還元率の拡大、返礼品の拡充、担当部署の人員拡充、システムの導入、委託先受け皿を含め、今後の本市の展開について見解を伺います。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

ふるさと納税については、本来は、地方で育ち都会に出た方が、ふるさとに貢献をしたいたどか、ふるさとを応援したいという思いを実現させるために生まれた制度でございます。

しかしながら、生まれ故郷でない自治体に対しても応援したい自治体を選んで寄附をすることができることから、各自治体の寄附金の使い道や特産品等の返礼を選定基準とした寄附者が増加をしているところ です。

また、御案内いただきましたように、本年四月からの制度改正によりまして、特例控除の上限額が拡大をされたり、申告等の手続の簡素化が行われたことによりまして、今後さらに増加するものと見込まれます。

議員もおっしゃっていただきましたけども、多くの寄附が集まれば、市の歳入は増えるばかりではなくて、地元業者の収益もふえ、雇用も発生をし、地元産業の活性につながっていくところ です。

本市においても、より多くの方に西之表市へ寄附をしていただけるように、現在、制度の見直しを行っているところでございます。

御質問のありました還元方法については、要綱改正の中で、現在の定額から五〇%を上限とした率への変更、また、いつでも利用可能なポイント制の導入を検討しております。さらに、返礼品については、広く団体や市民に呼びかけまして、再度内容の充実と拡充を図るとともに、掲載方法についても改善を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、業務の対応ですが、実際九月から始まるクレジットの公金決裁導入後の増加状況も見きわめてからという話にもなりますが、先進的に多くの寄附金を集めている市町村では、増加とともに、データの管理であるとか運営等にかかなりの時間が割かれているようでもありますので、専門の業務担当や補助員の配置が必要になってくると思われますし、寄附者情報やポイントの執行状況、入金・注文・発送等の管理が円滑に行われるようなシステムの導入も必要になってくるといふふうに思われます。

まずは、一連の形を整えて実際に運営してみる必要があるというふうな思っておりますので、そういった土台がある程度できた段階で、委託等については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○七番（小倉伸一君） ぜひですね、取組みの強化をお願いしたいと思えます。

次に、小さな拠点づくりについてであります。

この小さな拠点づくりは、議案書にも載っているわけですけども、今、高い評価を受けている鹿屋市の柳谷集落のやねだんが該当するというふうに思いますが、ここは豊重さんが集落長となつてから、全員参加のもと、さまざまな取組みにより自主財源を確保し、行政に頼らない活動を展開し、今では全国から研修生を受け入れ、人材育成も行っているようです。特に最近では、オリジナル焼酎を韓国へ輸出もしているようです。本市も学ばなければならない点が多々あるというふうに思います。

本市において、地域再生に向けて、小さな拠点づくりの芽はですね、長野市長も努力をされて、できつつあるというふうに考えます。中割の生姜村、現和物産館、古田校区の活性化策ちゅうんですか、ニガダケ、それから、国上校区が運営するこの浦田海水浴場ですね。それから、武家屋敷月窓亭の運営、最近また住吉のほうでは、漁協が「浜のかあちゃん」というですね、市も開いたようです。他にも民間において校区内で農業の六次化の取組みもなされてきております。

それぞれ各校区が自主的に取り組むことを後押しするために、やはり先進地、やねだんに行けとは言いませんが、そういった先進地への研修派遣で、やっぱり人材づくりもする必要があるというふうに思いますし、また、この小さな拠点づくり、仮称ですが、ある一定、行政主導という形になるかもしれないけれども、そういった各校区ちゅうんですか、地域を含んだこの協議会みたいなやつも組

織をして、やはり各地域に水平展開もしていくような検討をですね、ぜひお願いしたいと思います。市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） 小さな拠点づくり、今議員がおっしゃったおっしゃいましたように、各地域でもいろいろケースができておりまして、進めているところでございますが、今後やはり一番この地方創生でも大きな課題となります、各地域が自らいろいろなことで立ち上がっていく、そこに楽しい地域ができる、人が集まる、これがですね、今回の計画づくりでございますが、私どもとしましては、当然前からそういうことは進めていたわけでございますし、今回のこの創生計画の中でもですね、さらにこれを中身を充実し、拡大しながらやる必要があるかと思っております。

とにかく、やはり各地域が自らですね、やる必要が、当然これは基本でございますが、しかし、現状の地域で自らというよりは、やはり最初のところはですね、やはり行政もある程度お互いにアドバイスをしながら立上げにお互いに参加する、そして、その後、地域の方が、民間がしっかりした形でそれを色をつけ、味をつけ、濃いくしていくということがですね、まあ、必要なと思っております。そういう意味では、いろいろな形でですね、各校区においても、そういう指導、最初の入り口のところの相談、そういうものは支援をしていきたいと思っておりますし、今回は、地域おこし協力隊の人でもありますね、一応四校区でしたか、専門に配置することになりましたんで、この人たちが最初のところのアイデアづくりとか、手法とか、

そういうものの手伝いをしながら、主役は地域の人が主役としてな
っていただく。そして、その持続的に継続性、持続的に活動してい
くというものをつくり上げることが非常に大切かと思えますんで、
議員のおっしゃいましたことをですね、今後しっかりと進めていき
たいと思います。

小さな拠点を各地域につくりながら、また、大きくは市内全体の
大きな拠点も設置し、それが相乗効果をあらわして大きなパワーと
なる、こういうですね町ができ上がればと思います、この地域を創生の
計画の中にしっかりとやっていきたいと思っております。

○七番（小倉伸一君） ぜひですね、それぞれ各地域ですね、大変
な混乱もありながら現在まで進んできているというふうに思います。
なかなか、この、初めてそういった地域活性化の取り組みをするわ
けですが、頭打ちになったりですね、壁に当たったりするだろうと
いうふうに思います。そういう面でも、ぜひ、ある一定そういった
この会議ちゅうか、研修も含めてですが、やっぱりそういう協議会
をつくって、そこでそれぞれ課題のですね、解決を図っていくとい
うことも、小さな拠点が集まってですね、することも大事なことで
というふうに思いますので、そういうような取組みをぜひ行ってい
ただきたいと思います。

次にですね、前のこと、この小さな拠点とかかわりがあります、
この西之表市まちなかにぎわい創出についてであります。

過去には、中心市街地活性化事業として、一方通行やカラー舗装

など検討がなされてきました。行政主導のこの取組みは必ずしも効
果が発揮してきませんでした。昔の西町、東町のにぎわいを見ると
ですね、専門店も非常に多くありました。映画館などの娯楽施設も
ありました。今の現実の西町、東町とでは、この大きな経済や社会
情勢の変化があります。この世の中、町なかににぎわいを創出して
いくことは、本当に極めて厳しいものがあるというふうに考えます。
しかし、この町なかの空洞化は、将来の我が地域の低迷と衰退を
象徴していくというふうに私は考えます。今すぐにできることは限
られてくると思いますが、今年、国民文化祭があります。安納いも
のスイーツサミットも開催されると、あわせてですね、また、町な
かでは特に業を起す起業や操業をしていく環境をつくることもや
っぱり重要だというふうに思います。

私も何度もですね、一般質問で温泉施設開発を求めてきました。
提案も何回となく繰り返してきましたけども、今回この町なかに温
泉施設ができることは、非常にタイミング的にもですね、地方創生
を取り込むために大きな地域基盤が整うことを意味すると考えます。
市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 町なかのにぎわいを取り戻すということで
ございますが、おっしゃるとおり、過去の経過、歴史も含めまして、
やはりこのにぎわい、今の社会の流れを、時代の流れを含めまして
ですね、なかなか取り戻すということは非常に困難なもののあるん
じゃないかと考えております。

しかしながら、だからといってそのまましておくわけにはいきません。何もせずですね、その手をこまねいているわけにはいかないわけでございます、喫緊の課題としてぜひ取り組んでいきたいということですね、進めております。

ちょうど私どもがにぎわいを取り戻そうということで、商工会も含めまして一緒に検討し進めていたところでございますが、その中の一つにこの温泉施設というのがですね、出てきまして、一応成功の中ですね、出てきたということございまして、そういう意味では、この地方創生の中でいいタイミングでなったかなということを考えております。

そういう意味では、いいタイミングであればですね、私どもが今やろうとしているその地方創生、まちのにぎわい、これがいろいろな形で前へ向かってしっかりと車輪が転んでいく、その一つの輪だと思えますんで、ぜひですね、これがこれから、今途中でございまして、これからがしっかりと整備されていければ、本当に市全体としてまちのにぎわいとして非常にありがたいと思っております。

また、国の地方創生の動きもありますんで、このタイミングで施策のスピードアップを図ったということは、また、チャンスを生かすという点からも妥当なことではなかったか、あったらどうとうふうには私は認識しているところでございます。

○七番（小倉伸一君） 次に、関連して今回提案されている中心拠点施設についてであります。

にぎわい交流拠点施設整備事業二億八千万円が計上がされております。過疎債で新設をしようとするものです。

最も大事な視点はですね、施設の機能であるというふうに考えます。私は、過去の一般質問で、他市の道の駅の状況や交流施設などの取組みを状況を示して、西之表市、種子島は遅れているということも指摘しました。できたら加工施設を兼ね備えたICT技術を活用した外貨を獲得し得る複合施設を求めてきましたし、市長に提案をしてまいりました。

今回出された拠点施設については、交流拠点施設として、また、特産品の展示販売等があります。交流施設の拡充につながれば、市民間、島民間、島外や外国との交流も展望した施設でぜひあってほしいと考えます。市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 今回、中心拠点施設として議案を提案しているところでございます。まさにですね、にぎわいを取り戻す一つの大きなきっかけとしてですね、私どもは中心に、中心地にですね、非常に広い土地の中にこれを進めたいということでスタートしているわけでございますが、何はともあれ、やっぱりにぎわいを取り戻すためには、この拠点施設と、それからそれが伴う商店街への回遊、いろいろな人が行き交うということが必要かと思っております。

そのためにはですね、私どもの今観光客のあり方というのは、ほとんど船で入り込みするのが七割、確かな数字はわかりませんが、一言で言いますと七割は船で来ているわけでございます、こので

すね、私どもの持っているこの港の七割来ている顧客、いろいろな方をですね、どうしてもやはり種子島にとどめ、それから屋久島に行くか行かないかは別にしまして、とどめながらですね、多く滞在していただき、そして多くお土産を買っていただくということは一番簡単なベースとしては必要だと思っております。その中に、じゃあ、そういうのがどうあるかということになれば、どうしてもですね、そういう施設も必要かなと思っておりますが、今回の拠点施設につきましては、今議員もおっしゃいましたように、いろいろな形でですね、進めていければと思っております。ありがとうございます。

まあ、情報発信機能、今議員が言いましたICTを活用した島外向け、外国向け情報発信機能、島内全てですね、インフォメーション的なものを進めたいということもございますし、それから、市内、島内、子供たちも含めまして、交流の場として活用したい。そのために、そのためにですね、いろいろな情報を流す必要があるかと思っております。

この交流の場としては、観光客もございますし、または修学旅行に来た人、グリーン・ツーリズムに来た人、いろいろですね、折り返し折り返しのそういうことをしていければ、非常に活力が出るかということをおもっております。

それから、もう一つは、交通の拠点ですね。今私どもには交通の拠点というのが見当たりません。各々の停車場に、各交通のバスにしろ、どんがタクシーがとまっていくんですが、一カ所、やっぱり

そこからの発進、例えば南種子に行く路線を含めまして、そこに来れば全てが乗降が全て必ずそこにはあるというですね、そしてまた、そこは非常に寂しくもない、危険性もない、ひとりおつても大丈夫というような、そういう拠点施設、交通の拠点、それがですね、今回の地方創生の中には、まちづくりの中にもですね、交通拠点がうたわれております。

そういう意味で、交通、公共交通についても若干緩やかになってきている点もございまして、ここでですね、交通の拠点としてしっかりとつくり上げることによって、安心して、いざというときにそこに来ればどこにも行ける、観光にも行けるというようなものですね、設置してあればいいかなと思っておりますし、もう一つは、やはり私どもは移住定住を促進しておりますので、移住定住について、今は市役所でそういうのを受け付けておりますが、ワンストップ窓口として、移住定住についてはそういうところですね、機能としてそこに置けないかなと。これが、ICTも使ったり、いろいろ可能があるんじゃないかと思っております。いろいろございます。

ですから、これから大変ですね、いろいろな機能が必要になりますし、それから、今回トイレの件も、まちのトイレの件も一般質問に出しておりますが、やはりおっしゃるとおり観光客がどこにトイレに行けばいいのか、それから、まちに来た人がどこで化粧直しし、トイレに行けばいいのか、そういうのがまちの中ないので、今回、そういう意味でのトイレづくり、化粧室というんですかね、そこも

ずっと設置しですね、観光客も安心して来て、そして、用も足して、ゆつくりと観光めぐりをする。それから、仮に観光客が土産を買って持って歩くわけにいきませんので、ロッカールームもですね、設置したいとかいうことも考えているところでございます。

そういう意味で、今後、直販所も含めて、そして、ICTも活用しながら、これが機能がですね、総合的に発展することによれば、ある程度にぎわいも創出し、また、あわせて、先ほど申しましたように温泉が出ました。これを一つのきっかけとして、町なかへの回遊を含めた、これを連携しながら、絡めた格好のにぎわいづくりができないかと考えております。

まだまだですね、いろいろなことは機能的にはこれからでございますが、運営上のごことはまたこれからいろいろ話し合いもしながら進めることとなりますが、例えば外国、グローバル化しています。我々であればポルトガル国と友好を結んでいますので、ポルトガルとの関係で、何かこう他の都市に比べてちょっと目につくようなもの、こういうものが材料にならないかということも考えておりますし、また、地域住民の利便性も考えれば、仮にできるできないはちよつとこれから検討ですが、ATMがあつてですね、そういうことが金融機関がそれに協力してくれるか、また経緯がありますので、可能性があるかどうかわかりませんが、そういうものを含めてですね、いきたいと思っております。

そういう意味では、今後ですね、にぎわい創出につきまして、ぜ

ひですね、外国のグローバル化も含めて、このにぎわいができる、にぎわいを創出するのにいい機会じゃないかというふうに考えているところでございます。

○七番（小倉伸一君） 私はですね、特に地元農産物や特産品の販売展示についてでありますけども、この現和物産館をそのまま移行することについては反対です。現和物産館はもう既にですね、現和校区の関係者の努力によって、自立した小さな拠点となっております。他市とですね、同じようなものはつくってはならないと考えております。西之表市、種子島として、待ちの姿勢の、姿勢の施設ではなくて、積極的に挑戦して外に打って出る施設建設であつてほしいと考えます。よりパイを拡大をして、将来に大きく貢献していく未来獲得機能を兼ね備えた拠点施設建設を求めたいと存じます。

また、地域おこし応援隊、地域支援員など、短期的な活用でなくて、ぜひこの拠点施設ですね、長期的な登用、活躍の場も設定をしていただきたいと思ひます。

また、ふるさと納税の委託先の受け皿として、その人材活用もですね、施設運営費などに活用できるように要望もしておきたいと思ひます。この施設が将来補助金がなくて自立的な運営が図れるよう期待したいと存じます。

最後ですが、老朽化した学校施設についてであります。

私の一般質問で、特に下西小学校の異常な外壁の汚れや床板の状況を示し、市内全学校の調査と改修を求めました。当時、長野市長

は、おおむね三年間の改修計画を策定し事業を実施したいと述べられました。

下西小学校の改修は二〇三〇年度計画となっております。積極的な財源確保と前倒し実施を求めたいと存じます。教育長、市長の見解を求めます。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 老朽化した学校施設の改修については、長期振興計画の中で年次的に改修する計画を立てているところですが、御指摘のありました下西小学校の外壁及び床の現状は把握をいたしております。長期振興計画では、平成三十年度に改修する計画になっておりますが、御指摘のとおり外壁が年々黒ずんできておりますので、平成三十年度を前倒しすることができないのか、一年でも早く実施をすることができないのか、財源確保も含めて、他の事業とのバランスも考えながら、このことについては前向きに検討していきたいと考えています。

○七番（小倉伸一君） 以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（永田 章君） 以上で小倉伸一君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時八分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、小倉初男君の発言を許可いたします。

「四番 小倉初男君登壇」

○四番（小倉初男君） お疲れさまです。

先日行われました鉄砲祭りを今回は沿道から応援しましたが、たくさんの方々の協力があつてできることだと改めて感じることでした。種子島中学校、種子島高校の若さあふれる生徒の皆さんの参加は、嬉しいような笑顔と元気な声は、まさしく島の宝だと思いました。では、通告書に従い質問をいたします。よろしく願いをいたします。

最初に、野犬による被害の実態と安全対策について伺います。防災無線でも放送がありました。ここ数年、国上地区において、猫やヤギが野犬に襲われかみ殺されるといふ悲惨な事件が発生しております。野犬という言葉を使っておりますが、昔から野山に生息しているのではなく、個人がペットとして飼っていたものが逃げ出して野犬化したので、野犬化したのではないかと考えます。

まず最初に、野犬による被害の件数と被害状況がどうなっているのかをお願いをいたしたいと思います。

以下については、以下の質問につきましては、質問者席よりさせていただきます。

「市民生活課長 楫田竜一郎君」

○市民生活課長（楫田竜一郎君） 野犬による被害の実態等についての質問でありますけれども、四月以降に国上地区で犬によると思われる被害が発生していますので、そのことについて説明をいたします。

この被害は、野犬によるものか飼い犬によるものかの確定はできていないところです。四月には、ヤギが襲われ、逃げようとしてロプで窒息死したと思われる事案、それから、飼い猫がかみ殺された事案、それから、畑の芋のマルチに穴をあけられた事案の三件、五月には、飼い猫がかみ殺された事案、鶏二羽が襲われ行方不明となった事案の二件、六月には、飼い猫がかみ殺された事案の一件、七月には、国上小学校で子ヤギがかみ殺された事案が一件、このときは犬が三頭目撃されておりませんが、合計で七件の被害を把握しております。ほかに、六月には、仕掛けた捕獲箱に猫が入り込み、その周囲を犬二頭がうろついていたという事案、庭で五頭の犬が飼い猫を追いかけていた事案が目撃されております。また、七月には、畑で犬二頭が目撃されております。

被害の情報提供を受けて、その都度、警察、保健所等と連携をして、現場を確認の上で、情報の把握、捕獲箱の設置、防災行政無線による市民への注意喚起、情報提供依頼などの対策に努めております。また、多頭飼育者が国上地域内におられますので、その飼育施設周囲の補修等をお願いしております。当然そちらから外に出ない

ように、犬が自由に出入りができないようにという対策もお願いをしているところであります。

なお、五月に二頭、六月に一頭を多頭飼育地付近で捕獲箱で捕獲しましたが、これは法的に二日間飼い主が不明の場合は市役所の掲示場に告示をするようになっておりますけれども、その告示をしても引取りがなかったために、保健所で殺処分をしております。

以上であります。

○四番（小倉初男君） ただいま説明がありましたように、本当にたくさんの方が被害が発生しております。中でも、七月四日の国上小学校の敷地内では、子供たちが大事に飼っていた子ヤギが犠牲になりました。足は食いちぎられ、腸も露出した状態だったようです。

このとき、先ほど説明もございましたけれども、三匹の犬が目撃されています。私のほうにも、飼い猫が自宅の庭でかみ殺され、深い悲しみと怒りが入り交ざり、何とかしてほしいとの電話も再三入っております。

次に、多頭飼育について伺いいたします。

国上の寺之門と桜園で相当数の犬が飼われていますが、いったい何匹いるのか、頭数の把握ができていますのか、また、飼育管理施設の現場確認、先ほども話がありましたように、犬が囲いから逃げられないようにきちんとなされているのを確認はしているのかお伺いをいたします。

○市民生活課長（楫田竜一郎君） お答えいたします。

国上地区に二カ所に分けて多頭飼育をしている方がおられますけれども、保健所職員、市職員とも敷地内への立入りを拒否されているため、その正確な頭数は把握できていないところです。

平成二十五年に市民生活課職員の求めに応じて提出されたりリストによると、全部で二十五頭、桜園地区が三頭、寺之門地区が二十二頭となっております。

ただ、保健所がこのごろ現場の近くから見えて推測しているところでは、二十頭、桜園地区が七頭、寺之門地区が十三頭ではないかというところで把握をしているということがあります。

飼育管理の現場確認については、被害状況を受けた場合はもちろんのこと、多頭飼育の犬と思われる犬を見かけたとの情報を受けた場合には、保健所と連携して現場に赴き、多頭飼育地のさく等の管理状況も確認はいたしております。

しかし、なかなかこれまで、平成三年にたしか多頭飼育を始めたところと把握しておりますけれども、これまで地域の方々とも連携をしながら、この多頭飼育のあり方について改善のお願いをしてきておりますけれども、改善が見られていない状況であります。

保健所では、平成三年から、四百五十回の監視指導、八十八回の指導、三回の措置命令を出しているということを伺っております。

以上であります。

○四番（小倉初男君） ただいま説明をいただきましたけれども、国上の犬の問題は何年も前から上がっており、行政のほうでも手を尽

くしていることだと思えます。多頭飼育者との話し合い及び地域住民の不安解消に向けて、具体的にはどのような動きがあったのか、どのような動きをしてきたのかお答えをお願いします。

○市民生活課長（楯田竜一郎君） はい、お答えいたします。

多頭飼育者との話し合いのことでもありますけれども、保健所、市ともに、これまで飼育頭数の数を減らしていただきたいとか、多頭飼育施設からの自由な出入りができないようにするためのさくの設置、修繕等を求めています。

以前はきちっとした出入り口のところのさくもありませんでしたけれども、たしか私の記憶では、平成十四年か五年ごろに、あれも求めに応じて出入り口のさくをしていたところでもあります。そのほかにも、周辺にも網のようなものを設置していただいておりますけれども、ただ、なかなか完璧なような状況にはなっていないというふうに思います。

で、先ほど答弁しましたとおり、保健所は他数回の指導等もこれまでできております。今回の国上小学校での子ヤギがかみ殺された事案を受けて、網の提供を本人に申し出ましたけれども、ありがとうございます、必要ありませんということで拒否をされているところです。で、今後も、保健所、市と連携して、多頭飼育者との話し合いを重ね、指導を行い、改善に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

議員におかれましても、国上地域ということでもありますので、私

どもも努力をいたしますけれども、地域と連携して、できるだけ対策をとっていただくようお願いもしたいというふうに思います。

このような取り組みが少しでも多頭飼育施設の犬に対する地域住民の不安の解消につながればと考えております。

なお、野犬対策として、市では新たに大型の捕獲箱二基を購入し、保健所と連携して対策を進めておりますので、野犬の捕獲が地域住民の不安の解消に大きく寄与するものと考えております。

ただし、国上小学校の事案が起きましてから、その後、この野犬を見かけたという情報が私どものほうに来ておりませんので、防災行政無線等で呼びかけておりますけれども、夏場の暑いせいとか、犬が出歩いていないじゃないかと思われませんが、これから先涼しくなると、野犬がまた動く可能性もありますので、そういう情報がありましたら、その情報に基づいてこの捕獲箱の設置を進めていきたいというふうに思っております。今現在も幾つかはこの犬が出る可能性があるとこのように思う場所に設置をしておりますけれども、残念ながら捕獲ができていないところがあります。

以上であります。

○四番（小倉初男君） ただいま野犬を、野犬を捕獲するための捕獲箱も購入したというお話ではございます。

次に、保健所との連携について伺いいたします。

まず一点目に、飼い主は地元にはおらず、ただ餌をやりに来るだけ、廃車の中で、また、囲いの中でつなぎっ放しであります。環境

面でも、衛生面でも非常に悪い状態であると思われます。狂犬病予防の注射は全頭受けているのか、また、動物愛護の面から見ても、今のままでは動物虐待ではないのか、保健所との連携はどのようにしているのか、先ほど、保健所との連携も話されましたけども、再度お願いをいたします。

○市民生活課長（楫田竜一郎君） お答えいたします。

野犬対策、多頭飼育の問題では、私の知る限り、これまで保健所と市はずっと連携をして取り組んできております。市職員は専門知識を持ち合わせておりませんので、獣医師との連携は非常に重要と考えて取り組んできているところです。

多頭飼育の問題では、飼育頭数の件や多頭飼育施設からの自由な出入りができないようにするための、先ほども申し上げましたけれども、さくの設置・修繕等を連携して求めてきております。

さくの状況や犬の出入りの状況の確認、捕獲箱の設置等も必要に応じて連絡をとり合い実施していますし、防災行政無線による市民への注意喚起文書などの内容についても、お互いに協議をして確認をしてから流しているところがあります。一方、野犬対策については、被害現場等の確認、その後の対策について意見交換して対応しております。

今回の捕獲箱の購入についても、獣医師の意見を取り入れておりますし、設置場所についても保健所と協議をして決定をしています。今後とも、保健所との連携は重要と考えておりますので、連携を

強めていきたいというふうに考えております。

○四番（小倉初男君） 二点目に、周辺地域の住民が不安や不満が大きくなっていることから、現場の状況を改善するために具体的な基準づくりをしていただきたいと思えます。例えば行政に立入調査権限の付与、十頭以上の場合、頭数の確認、餌やりや尿の始末などの飼育状況の実態調査などを保健所と双方で確実にに行える条例制定ができないものかということです。

私は、以前にペット条例について質問をしたことがあります。十頭以上は登録もしくは届出制を設けるべきだと思っております。既に導入しているところが、茨城、山梨、長野、滋賀、佐賀県等には自治体の中で取り組んで導入しているようでございますし、また、千葉県でも犬猫の多頭飼育制度があると聞いております。十頭以上の頭数を飼っている場合には、届出制、この条例制定についてはどうでしょうか、お願いいたします。

○市民生活課長（楢田竜一郎君） はい、お答えいたします。

条例の制定については、さきの国上小学校での事案を受けて、地域の方々から、条例制定の関係、それから、あと、猟銃等による殺処分との関係とか、それからまた、捕獲したときの即殺処分等の意見も出されたところであります。

今現在、担当係のほうに検討も指示をしております、当然私のほうも調べておりますけれども、あと、それと、保健所のほうにも相談をしておりますが、まだ結論を出すに至っておりませんので、

引き続き検討していきたいというふうに思っています。

それと、確かに先ほど出ました動物の愛護と管理に関する関係の県の条例等もありますけれども、現時点では、これに基づいて処分をするとかというところまでには多分県のほうとしてもですね、今の協議の中では至っていないというふうに理解をしているところであります。

以上です。

○四番（小倉初男君） 今までの中にも、行政も動いてきているというお話は随分ありましたけども、現在やはり地元には本人が住んでいない。その中で、地元の住民の不安や不満、苦情は相変わらず現在でもあるということですので、ぜひとも、こう、もうやれる方法、条例にしてもですね、やっぱり進めてほしいと。年数も長くたっておりまして。このままでは、このままずっとずるずるとなっていくおそれがありますし、地元の方々にはますます不満を、不満も広がります。

次に、被害防止と園児・児童への安全対策についてお伺いいたします。

国上小学校敷地内で子供たちが飼っていたヤギがかみ殺されたため、区長を中心に対策協議会を開き、園児・児童の安全対策を協議しました。その折、敷地内に犬が侵入できないように金網さくを取りつける意見も出ましたので、三点ほど市長にお尋ねいたします。まず一点目に、子供が、子供たちが安心して学校生活を送れるよ

う、全体を鹿さくのような金網で囲むことについてはどう思われるのか。

二点目に、地元住民からの、このような飼い方はあり得ない、また、行政のやり方が手ぬるい、そのような批判もあるが、市長にはどの程度の情報が入っているのか。

三点目に、国土地域で多頭飼育している飼い主と直接会って話すことはできないのか、市長の御答弁をお願いいたします。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 学校に金網を張ってという話ですけれども、この状況がどういう状況なのか、いろいろ担当から話は聞いておりますが、これは学校とのですね、兼ね合いもありますんで、その辺のところは協議事項かなと思います。

それから、この今回のことにつきましては、いろいろですね、報告は受けておるところでございます、国上で皆さんと話し合った結果というのですね、報告を受けておりますが、いずれにしましても、不安がないように対策をとる必要があるかということでは話し合いをしております。

飼育多頭者と会ったかどうかということですが、これはまた担当課、保健所等も含めまして話し合いながら、その必要性があればですね、会うことになろうかと思えます。

○四番（小倉初男君） この小学校での事故に、事件につきまして、教育長はどのような感想を持っておられるのかお願いいたします。

す。

〔教育長 立石 望君〕

○教育長（立石 望君） 学校においてはですね、不審者対策も兼ねまして、金網を張っているところもございます。また、そういうところがない学校もありますので、金網が必要なのかどうかについてはですね、不審者対策も含めてですね、今後また検討をちよつとさせていただきますでしょうか。検討してみたいと思っております。

○四番（小倉初男君） この問題、やはり学校の敷地内で野犬にヤギが襲われたと。非常にこう重大な問題であります。やはり子供たちの安全という面を第一にやはり考えて対策をとってほしいと思えます。この犬の問題は、先送りせず、一日も早く解決策を見出しただきたいと思えます。

野犬の可能性があるから踏み込めないとか、現場を目撃してないから対応ができないとかではなく、囲いの中から逃げ出さないように管理されているか、また、実際に何頭飼育しているのか頭数確認などがはつきりできるように重ねてお願いを申し上げます。そして次に移ります。

次に、市道、農道、河川等の維持管理についてお伺いをいたします。

大字地域には、市道、農道がでこぼこになっており、トラックの、軽トラックの底をこすりながら行かなければならない箇所が何カ所もあります。市民からの苦情や要望も含め、補修・改修工事が必要

な場所はどのくらいあるのかお願いをいたします。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

平成二十七年三月末時点でありませうけれども、市道については、補修・改修工事が必要な路線は五十六路線であり、事業費といたしましては七億三千万円程度と試算をいたしております。

本年度も再度調査を行います、今後の事業実施の参考としたいと考えておるところであります。

以上です。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 農道についてお答えをいたします。

補修工事が必要な道路として、現時点で市内十五カ所、工事費、概算ではございますが、三百万円程度を見込んでおり、農道維持工事や重機借上げ等によりまして対応していきたいと考えております。

また、改修工事につきましては、現在、五十八路線、約十三・九キロメートルありまして、県、市の直営によりましての事業を今後実施する予定でございます。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） 市道の場合でも五十六カ所、七億三千万円とか、農道でも三百万円とかという意見でございます。御意見で、お話でございますけれども、ここ一年間で市道、農道の補修工事は何カ所ぐらい実施したのかお願いいたします。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

現在補助事業で行っている路線を除いて、平成二十六年に補修をいたしました路線は、九路線二十二カ所を実施しております。以上です。

○農林水産課長（園田博己君） 農道についてお答えをいたします。

補修工事につきましては、平成二十六年実績として、農道維持工事一カ所、重機借上げで十カ所実施しております。

改修工事につきましては、県営事業における中山間事業等によりまして十二路線の五千三百三十一メートル、市営事業においては、基盤整備事業において一カ所、一路線六百メートルを実施しております。以上でございます。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） はい、ありがとうございます。

ただいま改修した路線の説明がございましたけれども、その中も含めてですね、これまで陳情・請願で議会で採択されたものの、まだ実行されていない箇所はどのくらいあるものかお願いいたします。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

過去五年間を調べましたところ、農道の生コン舗装の増額や浦田線の舗装など五カ所がありました。このうち三件については実施をいたしております。

しかし、浦田線の舗装や現和下之町市道線の改良については実施されておませんが、長期振興計画の中では、浦田線については平

成二十八年度に計画をいたしております。また、現和下之町石堂線についても、現在、改良案の三パターンを検討いたしております。随時、長期振興計画の中で計画をしていこうと考えているところでもあります。

以上です。

○農林水産課長（園田博己君） 農道についてお答えをいたします。過去五年間につきましては、農道の舗装一件、降雨時の冠水解消一件、それから集落内排水路の整備、側溝の敷設一件の計三件が提出されております。

舗装につきましては、地元によりまして、校区の生コン配給により百五十メートルほど舗装をされ、残り五十メートルほどが未舗装となっております。未舗装分については、今後現状を確認しながら検討することとしております。

降雨時の冠水解消につきましては、現状としては解消されているところでございます。

側溝の敷設については、土地改良事業により補助事業の活用ができないか、地元の要望も踏まえた上で検討を進めております。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） ただいまの説明の中では、市道の中で採択されながら、二件がまだ実行されていないと。しかしながら、長期振興計画ののっとりながらやっていくというお話でございますけれども、市長は、市の活性化は大字が元氣にならなければまちの活性化

はないと話されます。私も同感であります。

大字を活性化する手段の大きなものに道路の整備がやはり挙げられます。農道がよければ、トラクターもどろん走り、トラックで安納いもやさとうきび、園芸作物等が運ばれ、農家の農業意欲の向上が図られます。道が悪いと、畑に着くまでに一苦労です。

市道においてもしかり。救急車もスピードを緩めながらの走行、高校生のバイクのバウンド、子供たちの通学や高齢者の歩行器での安全性などを考えても、市道、農道の整備が大変重要と考えます。

そこで、市道、農道の維持管理費について大幅な予算の増額をお願いしたいんですけれども、市長の答弁をお願いいたします。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、各地域においては、農道、それから市道、農道のところはですね、地域の生活圏、また、作業圏ということで、大変重要であることは認識しております、これまでも継続的に年々ごと計画を立てながらしてきた経緯はあるかと思いますが、ただ、地域の人の希望と我々の進めている計画の中で、その差があるとすれば、そのようなところはですね、検討していかなきゃいけないかというふうに考えております。

何はともあれ、やはり地域の再生も、人の再生も当然のことですが、しかし、同じく人の育成もそうですが、やはり基盤、基盤があつての地域であることも、これも事実でございますし、そのようなところはですね、今後、増額等については、その必要性、その他、早い機会にやるべきものかどうか、または年次ごとに当てはめてい

いものかどうかを十分検討してですね、住民の皆さんがこれはやっぱり危険だから早くやってもらいたいとか、これは農作業に非常にまずいからやってもらいたいというのはですね、聞き取りしながら、それが増額につながれば増額ということで進めていくことは、私としてはぜひそれはやりたいと思いますんで、今後、地域との話し合いも含めながら、そしてまた、その必要性、その利用度、その他も含めながら検討させていただきたいと思えます。

○四番（小倉初男君） 大字の里道も含めながら、この市道、農道の舗装、でこぼこの改修というのは、やはり大字の場合は、大型のダンプとかそういうものは余り通らない箇所も多いわけです。一遍オーバレーとか、そういう形の中で舗装をやってもらいますと、もう目に見えて長持ちすると思うわけです。短期間の中でぜひとも大型予算を維持管理のほうにも組んでいただいて、改修に向けていただきたいと要望いたします。

集落と、過疎化の集落と集落を結ぶ道路がよくなることで往来も頻繁になることから、でこぼこの改修、これに力入れることは、集落の活性化、やる気にもつながってくるかなと、そう思うところで

す。
関連質問ということで、もう一点ですけれども、農地・水・環境保全事業、これは多面的機能支払交付金制度でありますけれども、この事業を取り組みながら、自分たちで生コン舗装をしている集落が何か所かございます。どのくらいな地域がこの多面的機能支払交付金

制度の事業に取り組んでおられるのか、わかっておりましたら御答弁をお願いいたします。

なお、この事業に取り組んでいるところには生コンやハエの支給がないという話も聞いておるわけですが、この基盤整備の済んだ地域と基盤整備を済んでいない、やっていない地域では大きな差があります。現状を見て相当悪いところには、生コンやハエ等も出してほしいと思うところですが、課長、いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 多面的機能支払交付金について御説明申し上げます。

この支払交付金を活用しまして、平成二十六年度で二十九活動組織が農地維持、農道・水路等の農用地施設等の資源の資質向上を図る共同活動を行っております、二十九地区におきまして、自ら協定農用地内の農道及び附帯施設の補修等、生コンの補充なり、ハエ敷き等を実施しております。

また、改修工事についてはですね、農道等の長寿命化のための活動として、三地区の活動組織が自ら直営なりまたは委託によりまして農道の舗装を千二百六十メートルほど計画をしております、現在のところ、七百四十三メートル、進捗率に対して六〇%の進捗状況でございます。

なお、協定内農用地以外の農道の管理につきましては、できるだけ多面的機能支払交付金で何とかできないかという御相談もできま

すけれども、考え方としましては、協定農用地内の農道の整備をして、

その後ほど、他の地区に応援に行ったと、他の農道のほうをしたという捉え方でいけば、この多面的機能支払交付金を十分活用できないかなというところです。

あと、この多面的機能支払交付金の活動組織の拡充につきましては、本年度は一応、昨年二十九でございましたが、本年度は三十七を今推進を図りまして、追加八地区を推進をしているところでございます。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） その生コン、ハエの支給についてはどうでしょう。

○建設課長（美園博行君） 生コン、ハエの支給についてはですね、確かに議員言われますように、農地・水を導入されているところについては支給されておりませんが、これについてもですね、悪い、非常に悪いというようなことであればですね、あと、また、他の地域との調整もあろうかと思えますけれども、校区に相談をいたしまして、できることなら実施をしていきたいなと思っておるところであります。

以上です。

○四番（小倉初男君） ただいま、生コンのことですけれども、これはもうずっと同じ量ということできておるわけですか。この増量というのは考えられますか。

○建設課長（美園博行君） お答えいたしました。

生コンの要望もかなり他地域からも上がってきていますので、できるだけ要望にお応えしたいなという気持ちも持っているんですけども、やはり市の限られた財産、予算でもあります。その中で、いろいろと調整をしてくれているところもありますので、まだここは財政当局とですね、相談しながら、増額できるものであれば増額をしていきたいというふうな形で思っております。

以上です。

○市長（長野 力君） 担当課のほうから説明がございました。多面的機能支払交付金については、これもできるだけ使うようにということで推進をしておりますが、その中において、こういうものについてのこの差というんですか、あり方がちよつと出てくると思います。

私もですね、この生コン、ハエ問題につきましては、今後、増量ですか、しながら、そういうところが自らできるところはやってもらうとかいうことについては、もう一回見直しをしたいという常々考えはありましたので、今回の質問、要望につきましてぜひ検討をしたいと思います。

それと、このやり方については、当然地域のほうでやると思いますが、地域もですね、その、大変高齢化というか、いうこともあるうかと思いますが、何かそういうことを含めた、いい形ですね、業者等を含めた、何か小規模なこれは工事というか、補修というか、生コン流しだと思っておりますが、そういうことも含めながら、やはり

いろいろどういうやり方がいいか、また、渡すだけでいいのかということも含めて検討することが必要かなと思っております。これはいずれ検討させていただきたいと思えます。

○四番（小倉初男君） 先ほども申し上げましたけれども、大字の道、里道も含めてですね、丁寧に生コン舗装なりすると、これはもう簡単には壊れません。ぜひ大型予算というか、予算を大幅に増額して、短期間の中でしてもらいたいなど重ねて要望をいたします。五番目の業者に依頼している河川の葦等を取り除く作業を地域におろし、助成金を出して作業をしてもらうことはできないのか。

こういうことですが、というのですね、生い茂ったこの葦、これ、葦とか土砂については、当然業者の重機を入れなければ取れません。人力では無理かと思えます。私が思うのは、業者に取ってもらった後、一、二年は人力をかけたほうが、葦が生えないで荒れない、そういう状況が長持ちすると、そういうことを思うわけです。葦は節々から新たな芽が出るので、葦の根、また、小さな株を残しただけでも、一、二年でもう大きな株となって、荒れ方が早い。重機での除去作業後は、短期間、一ないし三年等は、地域の方々にお願いをし、助成金を出してでも、そういう人力をかけたほうがよいのではないかと、このように思うわけです。この件についてはいかがでしょうか。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

現在市で管理している四十二河川のうち、改修工事を行った二河

川、桜園川、湊川において、年度交代で業者に依頼をし、緊急性の高い箇所を中心に除去をいたしております。

議員言われますように、地域に助成金を出して作業してもらおうということについてもですね、二、三年前から検討してきており、行政連絡員にも相談してきたところでもあります。

地域自ら地域をきれいにしていこうとする仕組みづくりも重要であると考えることから、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永田 章君） 小倉議員、ちょっとしばらくお待ちください。ここで、議長からお願いを申し上げます。

間もなく正午となりますけれども、このまま一般質問を続行いたします。

○四番（小倉初男君） ただいま検討をしておることですけれど、やはり荒れたところはもう業者に頼まないで手をつけられない。しかしながら、やはり業者が毎年毎年ということになると、もう距離が短くなってきました。荒れたところを取り除く作業というのは限られてきますので、ぜひ荒れた川、それが長持ち、荒れないような維持管理していくためには、地元の協力がもらいながらという連携をとったほうがいいのかなと思っておりますので、重ねてお願いをいたします。

次に、市営プールの環境整備及びプール開放期間の延長についてお伺いいたします。

今年の夏も全国で水による犠牲者が多数出ていて、本当に痛みしい限りです。本市において健康づくりのために年間を通して使える温水プールがほしいとの声もよく聞かれますけれども、まず現在あるプールを有効かつ安全に使用するために、幾つか質問したいと思います。

まず初めに、本年度のプールの利用状況について、幼児・児童生徒・一般の人数をお願いいたします。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

市営プールの開放期間につきましては、六月十五日から六月三十日まで学校開放、七月一日から八月三十一日までが一般開放をしています。

利用状況につきましては、平成二十六年度は四千五百四十五名の利用があり、内訳といたしましては、幼児が二百三十六名、小中高生合わせて一千八百十八名、一般四百四十九名、団体、これは学校開放等の利用ということで二千四十二名であります。

平成二十七年年度につきましては、四千九百九十九名の利用があり、内訳につきましては、幼児二百七名、小中高合わせて一千八百九十九名、一般が六百二十九名、団体、学校開放等の利用ということで二千二百六十四名でありました。全体で昨年度に比しまして四百五

十四名の増加でございました。以上です。

○四番（小倉初男君） ただいま、五千名近くの方々を利用しているということでございます。

次に、管理人、監視人のユニホーム着用についてお伺いをいたします。

この件については、市営プールだけでなく、浦田、よきの海水浴場も含めてでございます。管理人、監視人がすぐわかるようなユニホームを市で準備していただけないものかと思うところです。

特に島外からの、海水浴場の場合は島外からのお客さんはわからないこと、聞きたいこともあるはずです。係の人が一目でわかれば、緊急対応もスムーズにできます。この件に関してはいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

市営プールに勤務している職員は、管理人三名、監視人四名、受付二名であり、勤務体制につきましては、管理人・監視人四名、受付一名の五名体制のシフトをとっています。

管理人・監視人の業務につきましては、溺者の発見と救助、施設及び機械機器の異常の発見・補修、周囲の環境整備など、人命救助やプールの中の清掃、プール周辺の草払いなど多彩な業務があります。その中で、いつでも入水をして人命救助ができる服装が望ましいと考えられます。

また、現在、通常でございますけど、管理人・監視人につきましては、黄色の腕章をつけて業務に当たっております。現在特にユニホームについての着用はしていない状況でございます。

以上です。

○四番（小倉初男君） その海水浴場も含めて、管理人・監視人がわかるようなユニホームをつくることはどうかということですが、

○社会教育課長（松下成悟君） ユニホームにつきましては、貸与関係とか、監視人とか管理人の方々に買ってもらおうというわけにはいかないと思います。そうなったときにですね、一応目立つ帽子とか、そういうわかりやすい部分でのものをつけるように今後検討させていただきます。

以上です。

○四番（小倉初男君） ぜひですね、海水浴場等については、やはりただいま課長のお話もありましたように、帽子等目立つような、すぐわかるような、そういうことでぜひ進めていただきたいなと思います。

次に、紫外線対策として、プールに屋根をつけるか、また、遮光ネットの取りつけはできないのか伺いたします。

五分でも十分でも浮いていたら助かっていた命、幼児のうちから水になれさせることは大事なことであり、泳ぎを覚える第一歩であります。自分の子供が泳げるようになってほしいと思うのはどの親も同じであります。しかし、今の状態では、日差しが強過ぎて、小

さい子供をプールに連れてこれない人がほとんどじゃないでしょうか。日よけ対策がなされれば、小学生や中学生も喜んで泳ぎに来るはずですよ。

日よけ対策等について、また、屋根つき、また、遮光ネットの取りつけについてはどうか。先ほどの保育園の子供から児童までの相当数の利用もあるわけですので、遮光ネット等の取りつけについては考えられないものか、対策をお願いいたします。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

泳ぐ際については、水泳キャップは必ず着用するようにし、長そでの今水着といってラッシュガードというのがあります。その着用を許可しています。また、プールサイドにテントを設置して、ベンチとすのこを置いて休憩できるようにしている状況でございますが、日焼けクリーム等の使用は衛生的に禁じております。

今後、議員がおっしゃいますとおり、その部分につきましては、長期振興計画との関係もあります。市営プールの改修も含めて、園児側が使っているプール、小・中プール側については、今後また検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○四番（小倉初男君） ただいま御答弁がありましたけども、ぜひ幼児用プール、中プールですね、遮光ネットなり、やはり考えてもらう必要があるんじゃないかなと、そう思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、プール周辺の草刈り及び管理状況についてお伺いいたします。

プール敷地内はきれいに再整備がされていますが、川沿いの土手の部分が荒れています。マムシやスズメバチの巣づくり等が心配されます。川沿いの草払い等はどこが管理するのか、作業等はどこが行っていくのか御答弁をお願いいたします。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

管理人・監視人が、入場者の少ないときに、プールに草が入らないように風向きを考慮しながら行っています。大規模な草払い等につきましても、教育委員会の職員やまちづくり公社に依頼し実施しています。

管理人の仕事ですけれども、水質、そのほかに水質及び水位の管理については一日四回、また、ろ過装置等の施設の点検や薬剤の投入などを管理人が実施している状況でございます。

以上です。

○四番（小倉初男君） その川沿いの草払い等についてはどうでしょうか。

○社会教育課長（松下成悟君） 川沿いの剪定につきましては、年度当初に、教育委員会とかでですね、そういう部分の方々で行っております。

○四番（小倉初男君） 先ほども言いましたように、やはり川沿いの草払いが問題かと思うわけです。マムシとか、やはりスズメバチ

とか、今の状態から見た場合には、プールの中も見えませんが、道のほうから見てもですね。やはりマムシ等、川沿いとか、上にはまた田んぼ、田んぼもございます。そういうことで、マムシ等も多いのかなど、そういうことを思うわけです。ぜひですね、川沿いの草払い等も、最初だけでなく、特に雨の多い年には草も大きくなるのが早いです。ぜひとも管理をお願いしたいなど、草払いをお願いしたいなど要望いたします。

また、幼児用の簡易トイレの設置の件ですけれども、係の方やお母さん方からの要望であります。小プールからトイレが離れているために、小さい子どもは間に合わないことが多いと。プールサイドは走れないので、近くに簡易用のトイレ等はできないのか、また、あわせて、水分補給をするための水道等は取りつけられないのか、この件についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

現在、管理棟にトイレを設置しているところですが、幼児用の小プールから大体約七十メートルのところにあります。入水者の皆様には、泳ぐ前にトイレに行くようにとお願ひしているところです。

小プールの近くに幼児用の簡易トイレを設置するとすると、トイレ本体工事に加え、浄化槽の設置、年間の維持管理費も出てきます。今後、長期振興計画との関係もありますので、市営プールの改修も含めて検討してまいりたいと思っておりますし、議員のおっしゃる簡易トイレとありますが、やはり衛生的なものもございまして、この

部分につきましては、先ほど申しましたように長期振興計画の中でしっかりとトイレ等の建設というのも今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○四番（小倉初男君） はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

六と七については関連がありますので、まとめて質問をいたします。

市営プールの開放期間の延長についてと競泳出場者に関する質問です。

先日市営プールに行きましたら、県大会まで練習ができないものと話を聞きました。当地区において県大会、競泳等に対する選手等、出場する県大会の出場する選手は何名ぐらいいるのか、また、これに伴い開放期間の延長を希望している、それはどうなのか、可能かどうかということをお願いいたします。

また、熊毛地区の選手は、例年この練習に向けてはどこでどのような練習をしているのか、またあわせて、市はどのような支援をしているのかお聞かせください。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

まずは、地区大会・県大会出場者の人数ですが、今年度の県民体育大会熊毛地区大会は、交通機関の関係で七月五日と七月十九日の二日間にわたって各市町で行われましたが、水泳競技につきましては

は実施されてはおりません。

しかし、九月の十九日、二十日予定の、開催予定の県民体育大会、しかし、今年度の水泳競技につきましては、十月の十八日、奄美市での開催がされております。熊毛地区より三名の選手が出場予定です。うち二名が西之表市の選手になります。

続きまして、開放期間の延長についての御質問であります。

現在、市営プールについては、六月十五日から六月三十日まで学校開放をしており、主に学校にプールを設置していない下西小学校、上西小学校が利用しています。その他の小学校についても、遠泳大会のための練習で利用がなされています。また、七月一日から八月三十一日までの間においては、一般の市民に開放しているところで

す。御質問の内容は、その後の期間を延長できないかとの内容と思いますが、利用をいただいているほとんどが小学生で、夏休み期間が終了し、九月以降利用者が激減すると見込まれますし、九月以降開放する場合には、新たに水質管理のための薬剤、ろ過装置の運転、水道料金、管理人等の賃金が発生します。また、県民体育大会の水泳競技にも本人希望ということで参加していますが、これまで九月以降の練習ができない状態、状況もあるようですので、期間延長につきましては、今年度は無理といたしましても、このような課題ができておりますので、今後の検討課題といたしたく思っております。

以上です。

○四番（小倉初男君） ぜひ、人数は少ないですけども、西之表市からも二名の方がこの奄美市、十月の十八日に開かれる県大会に出場すると、そういうことも含めてですね、やはり、ではどこで練習するのと、こういうことになります。海水浴場も閉鎖が九月の十三日です。せめてその同じ期間までの延長でもできないのか。やはり市の代表として選手で頑張るなれば、やはり支援体制もきちんとしてほしいなど、泳げる場所も考えてほしいと思うところがございます。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、市長にお伺いいたします。以前、一般質問の中で、榕城小学校の女の子が南日本新聞に水泳を頑張ると投稿した記事を紹介し、プール整備のお願いをしたことがありました。

水中運動は、障害のある方のリハビリ、また、シニア世代の健康づくりにも大いに役立ちます。都会の小学校では、紫外線対策も含め、五月に運動会を開催する学校がふえていると聞きます。また、保育園や幼稚園の園庭に遮光ネットを張っているところもあります。将来西之表市を担う子供たちが丈夫な体をつくるために、ぜひプール整備にも力を注いでほしいと考えますけれども、市長の考え方を聞かせください。

○市長（長野 力君） 今、教育委員会とも、このプールについて、いろいろ質問もございましたし、プールについては、どういう使い方、どういう運用がいいかとかいうことを含めて検討しております。スポーツ施設として、いろいろあるんですが、それは、水泳につ

いてはプールが、市営プールがございますんで、その、先ほどの質問のその件と、それから、今のは榕城小学校ですかね。そういう学校のプールがあると思いますが、そのプールについてはですね、今後、子供たちの遊び場というか、体育の場ということもございまして、これにつきましては、教育委員会でもですね、いろいろ検討をさせていただいて、直せるもの、また、できる可能性のあるものはですね、随時改善をしていけばいいのかなというふうには考えております。

そういうことで、先ほどの市民プールも含めて、それから学校関係のそういうプールも含めてですね、全体的に多くの人が泳げるかどうか、利活用できる、それからまた、本当は健康維持なんですけど、やることによって健康がおかしくなってもいけませんし、そういうことを含めて、今後ですね、検討していきたいと思えます。

○四番（小倉初男君） 子供たちの浦田湾での遠泳大会もございまして。西之表市の子供たちが、小さいうちから泳げる子供、丈夫な子供、そのようなことに前向きで市長が取り組んでもらえる、そういう考え方と受けとめて、一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で小倉初男君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、中原勇君の発言を許可いたします。

〔九番 中原 勇君登壇〕

○九番（中原 勇君） シカ対策について質問をいたします。

最近、農家の皆様から、畑の中に十頭以上のシカが入り込み芋を食っていた、数え切れないほどのシカの群れが移動しているの見たなどと、シカの頭数が確実に増えていると思われる話を数多く耳にしております。

平成二十六年シカ個体数調査の結果を見ますと、シカの生息数は種子島全体で三千七百九十二頭、西之表市においては二千九百七十四頭と算出されており、前回の調査のときから千頭以上も増加をしております。

きび農家の皆様は、さとうきびの反収向上のためには、でんぷん用さつまいもとの輪作体系がよいことは重々わかっておりますけれども、シカによる被害を受けてさつまいもづくりをやめるきび農家が後を絶ちません。

今年度のシカの捕獲目標を二千頭としておりますが、ぜひともこの目標を達成してもらいたいというのが農家の皆様の切実な願いでもあります。

そこで、担当課に現在までのシカの捕獲頭数及び今後の見通しについて伺います。

以下の質問は質問者席から行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

本年度は既に三回の有害駆除を実施しております。三月末の確認した頭数につきましては、猟友会のほうで九百十八頭、その他、農林水産課のほうで雇用しておりますお助け隊等によります五十七頭、合計九百七十五頭の捕獲頭数となっております。

今後の見通しにつきましては、猟友会員の皆様の御協力いただきながら、一般狩猟期が始まる十一月十五日までに二回ほど、それから終了後の三月中旬以降一回の、被害状況も踏まえながら、有害駆除を計画をしております。

以上でございます。

○九番（中原 勇君） ぜひともこの目標の二千頭については、予算措置等も講じながら、ひとつ達成をしていただくことを要望しておきます。

次に、馬毛島問題対策協議会について質問をいたします。

今年の七月三日、南種子町議会は、公正中立な立場で関係機関に十分な説明を受けるためなどとして、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会から離脱を求める決議を可決いたしました。

新聞報道によりますと、決議は賛否両論あり、町民からは説明不

足との声が多いとし、将来どのようなメリット・デメリットがあるのかを町民に正確に伝えた上で町民の意思決定を判断することが議員の責務であると主張し、公正中立な立場で調査研究を行うため、対策協議会からの離脱を求め、六対二、欠席一の賛成多数により可決をされております。そして、七月十四日に開催された対策協議会の総会において離脱を表明し、正式に離脱をしました。

平成二十五年二月に中種子町議会が離脱しましたが、この中種子町議会の離脱とほぼ同趣旨により、このたびの南種子町議会の離脱となっております。

また、中種子町の新町長につきましては、今回の対策協議会においては離脱を表明しておりませんが、当選時に対策協議会からの離脱を検討する旨の発言をしておりますので、早晚、対策協議会から逸脱する可能性は否定できません。さらには、南種子新町長につきましては、対策協議会の総会の場で、公正中立の立場から独自に係機関から話を聞くことを表明をしております。

このような最近の対策協議会の動きについて、市長の所見をお伺いいたします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） これにつきましては、南種子町議会が決めたことでございますので、私の方は特にコメントすることはありません。

○九番（中原 勇君） 平成十九年、朝日新聞に馬毛島へのFCL

P移転の記事が掲載されてから間髪を入れず、馬毛島へのFCLP反対、移設反対を掲げて一市四町による馬毛島問題対策協議会が発足したわけですけれども、対策協議会の最近の足並みの乱れについては、発足の仕方、FCLP反対に掲げた理由などに原因があるのではないかと私は考えております。

平成十九年の新聞報道当時においては、防衛省の馬毛島に関する情報は皆無であり、専ら新聞報道による情報と、馬毛島へのFCLP移転反対運動に伴う反対理由に関する情報のみでした。空母艦載機の爆音被害はひどい、馬毛島に米軍基地ができる、航空機事故や治安悪化が懸念されるなどというようなものでした。

このように、防衛省における計画に関する情報が全くない状況において、空母艦載機による騒音被害、米軍基地化、航空機事故や治安悪化、世界遺産への影響などという不確かな根拠に基づく理由づけをもとに、馬毛島問題への反対活動を行うための対策協議会を立ち上げて反対活動を展開してきたわけであります。現在、対策協議会が崩壊寸前の危機的状況に陥っているのは、ここに原因があるのではないかと私は考えております。

市長に伺います。対策協議会が危機的状況に陥っている原因について、市長としてはどのような見解をお持ちか伺います。

○市長（長野 力君） 各市町が、議会のほうがですね、それぞれの考えでやっていることでございます。対策協議会が私は危機的状況に陥っているという認識はございません。

○九番（中原 勇君） 平成二十三年当時の状況を振り返ってみますと、七月二日に防衛省の説明がありました。対策協議会は防衛省の説明資料については市民の皆様には配付をしませんでした。七月八日に対策協議会だよりを全戸配付しました。この対策協議会だよりを見ますと、実に偏りのある内容であります。

冒頭において、馬毛島に関するこれまでの反対活動の経緯を掲載をして、対策協議会の反対活動の正当性をうたい上げ、冒頭挨拶では対策協議会会長の挨拶を詳細に紹介、その後の防衛省説明と質疑応答については、質疑応答の後に反対する理由あるいは反対のコメントを挿入し、そして、防衛省の説明した飛行経路はうそであり、種子島新空港などの方向が正しい方向であるということを前提に、騒音被害、脅かされる安心安全と日常生活、依存経済、地域づくり・まちづくりへの影響という四つの反対理由を掲げ、最後に情緒的な反対理由をうたい、反対署名活動への協力要請を行って締めくくっております。

この対策協議会だよりは、対策協議会の反対理由を前面に掲げた、いわゆる反対キャンペーンの第一号としての性格を色濃くにじませたものであり、市民を欺くものと言っても過言ではありません。

ほかに、行政組織による政治的行為、庁舎にFCLP反対の垂れ幕の掲示、「市政の窓」における馬毛島反対記事の掲載というような反対活動も展開してきました。

このような対策協議会の反対活動を見てきた中種子あるいは南種

子の町民の皆様は、対策協議会のやり方に疑問を持つとともに、本当に騒音被害があるのであるか、本当に米軍の基地ができるのだろうか、本当に航空機事故や治安悪化のおそれがあるのだろうかというような素朴な疑問を持ち始めたのではないかと思います。

中種子町議会の離脱、そして、このたびの南種子町議会の離脱、相次ぐ対策協議会からの離脱は、反対ありきの対策協議会の反対活動、及び正確な情報、公正中立な情報をあえて市民の皆様には、あるいは町民の皆様には提供しない対策協議会のやり方に疑問を持つとともに、町民の皆様から説明不足であるという声が多数上がっていることに選挙を通じて各議員の皆様が深く認識した結果ではないかと推測をしております。

もし、繰り返しになりますけれども、市長がこの点についてどのような見解を持っているのか、よろしければご回答よろしくお願います。

○市長（長野 力君） 先ほど申しましたように、南種子町議会、中種子町議会各々の立場でそのような動きがあったんじゃないかということでしょうか、私のほうには特にコメントすることはございません。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 市長への質問でございましたけれども、中で一部、事務局の体制のやってきた行動に対しての質問といえますか、お尋ねといえますか、そういったものがありません。

ので、若干答えておきたいと思えますけれども、ちよつと事務的な答えになるかもそれませんが、申しわけありません。

やっぱり平成十九年の当時、それから平成二十三年当時ですと、大分状況が変わってきたんだと思います。平成二十三年当時、思い起こせば、全ての議会が反対の決議をされておりました。それも全会一致でございました。全ての首長が反対をされておりました。で、そういう背景の中で、その当時一番皆さん求めていたのが、反対するのはいいんだけど、反対の理由をしっかりと説明してくれよというのがありました。

FCLPの設備につきまして、日本にない施設です。正式なものとしてはですね。仮のものはございますけども。そういったことで、事務局としましては一生懸命情報は集めました。その中で、一番客観的であろうという方法で情報をお流したつもりでございます。その後、一連の資料等ございましたけども、全て公表いたしております。

あと、政治的行為の禁止の話がございましたけども、そのところは、やはり状況を踏まえながら、弁護士と相談しながら、そこは踏み外さないで、踏み外さないようにやってきたつもりでございます。

若干言いわけのような感じになるかと思えますけども、やっぱり事実は事実としてですね、しっかり正當にやってきたつもりでございますので、お知らせしておきたいと思えます。

以上です。

○九番（中原 勇君） 行政経営課長の言い分については一応了解をいたしました。

それでは、次に、質問を変えたいと思います。

FCLPにおける低空飛行訓練についての質問をいたします。

さきの六月議会の一般質問において、南種子あるいは屋久島において騒音被害が発生する根拠あるいは理由づけといますか、それについて、長野市長は、空母艦載機が南種子、屋久島の上空で低空飛行訓練を行うので、南種子、屋久島においてもFCLPに伴う騒音被害が発生するというような内容の答弁をしていただきましたけども、間違いないかどうか、これを一回確認させていただきます。

○市長（長野 力君） 低空というよりは、訓練ということでございます。低空訓練というのは、米軍が、とですね、日本の合同委員会合意事項として訓練のコースを全部決めるわけですから、そういう意味では飛ばないと思えますけど、ただ、米軍のですね、訓練においてそこに至る前のいろいろなものがあることはあるんじゃないかということでございます。

○九番（中原 勇君） 要するに、被害、騒音被害が発生するためには、低空で飛ばないことには騒音被害は発生しませんので、低空飛行訓練を行うということでちよつと質問を続けさせていただきます。

米軍機による低空飛行訓練について、米軍は日本国内において全

く自由に訓練場所を選定、なおかつ、二十四時間いつでも低空飛行訓練を行うことができるというふうに認識をしているのかどうか市長に伺います。

○市長（長野 力君） 米軍低空、低空飛行につきましては、日米地位協定第十六条に基づく日米の合同委員会の合意事項としてですね、決められているものと思います。

○九番（中原 勇君） 硫黄島における現在十日間ほどの訓練をやっておりますけども、これが十日間でできないで一日分残してきたというようなときには、厚木基地に帰ってきて、あるいは厚木基地以外のところで未実施分のこのFCLPの訓練を行って、パイロットの技能検定といえますか、仮免許試験をやっています。

この厚木基地などで行ったFCLPにあわせて低空飛行訓練を行った例があるのかどうか、これを市長に伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） 現実の情報に接したことがありませんが、常識的に考えて、FCLPの訓練と低空飛行の訓練が同時に行われることはないと思います。

○九番（中原 勇君） わかりました。

低空飛行訓練について若干調べたところを紹介しますと、低空飛行訓練については、敵のレーダーなどによる探知あるいは攻撃、これを避けるために低高度で飛行する訓練であり、米軍のみならず、各国の軍用機、戦闘機が行う実戦的訓練の一つであります。

国会における政府の答弁がありますが、それによりますと、「米

軍の低空飛行訓練は一定の飛行経路を念頭に置いて飛行すること、及び最大限の安全を確保するために低空飛行訓練を実施する経路を継続的に見直していることは承知しているが、具体的なルートの詳細については確認しておらず、承知していない。具体的なルートの詳細は米軍の運用にかかわる問題であり、これらを明らかにするよう米軍に求める考えはない」というふうに答弁をしております。

ある団体のホームページを見ますと、米軍機による超低空飛行訓練は、北海道から沖縄まで八つの訓練ルートがあり、このルートを使って低空飛行訓練を行うとともに、訓練空域を使って行っているという情報もあります。九州には、訓練ルートが大分県に一本だけあります。イエロールートと呼ばれているようです。

結論として、米軍機は低空飛行訓練ルートあるいは空域、訓練空域を使って低空飛行訓練を実施するというのが実情であり、長野市長が前回言ったような南種子あるいは屋久島の上空で低空で飛行訓練を行うということはあり得ないようであります。

六月議会の一般質問で説明いたしましたけれども、南種子上空を経由して夜間のFCLPを行う場合、一個グループが五機編成の場合、各機四分間隔で飛行することになります。訓練所要時間は九時間から十時間程度かかります。訓練については、訓練対象者全員に同一の訓練を行わせる必要があります。百名のパイロットの訓練を行うためには、五日間の夜間訓練を行う必要があります。百名のパイロットを五日間、そして、この五日間の夜間訓練に伴い、

昼間訓練が五日間、半分ができなくなるというようなとんでもないことになります。したがって、米軍が十日間の訓練計画にこのような南種子あるいは屋久島を経由して行うようなFCLPは行うことではないと私は断言できると思います。

以上のように、南種子や屋久島において低空飛行訓練を行うことはありません。まして、その上空を経由して行うFCLPも、訓練所要時間の関係から、実施することはありません。

したがって、馬毛島で行うFCLPについては、南種子あるいは屋久島の上空を飛ぶことはあり得ない。したがって、南種子、屋久島において騒音被害が発生するということはないというふうに断言できます。このことについて市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 訓練は訓練のコースに従ってやるということだと思えますけれども、ただ、その訓練の過程において、私どもとしては、それがどうあったのか、外れたのか、どうなったということをですね、確認できないし、また、日本もその訓練についてですね、問い合わせができないということになっているということに聞いております。

そういう意味で、訓練そのものは計画に従いますが、それに伴ういろいろな飛行というんですか、そういうことは当然あるんじゃないかなという、我々はそう考えることとございます。

ですから、そういう意味ではですね、やはりそういう訓練そのものも一般公開されませんから、その意味ではですね、どの

ようにしたのかというの、その計画を見たり、そうしないとわからないところがあるかとは思いますが。

○九番（中原 勇君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、FCLPを行う滑走路方向についての質問であります。

平成二十三年七月二日に防衛省が説明したFCLPを行う滑走路方向はうそであるという反対派の人たちの意見があります。種子島は北西の風が多いので、滑走路方向は、種子島新空港及び馬毛島の南側にあります北西方向の補助滑走路の方向が現実的な方向であり、防衛省が示した滑走路方向はうそであるという主張であります。

これを主張していた元町議会議員のブログでありますけれども、そこで、説明会で現実的な予想飛行経路と防衛省が示した予想飛行経路の違いを指摘すると、防衛省は「この図は現時点での予想飛行経路であり、これからの気象調査で変更もあり得る」との答弁だった。したがって、種子島では北西の風が多いことから、種子島新空港の滑走路方向がFCLPを行う場合の現実的な方向である。防衛省の示した方向はうそであるという主張です。同じく熊毛民報も同様の主張をしております。これらの主張について市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 私が申し上げるところでございますからわかりませんが、これにつきましてはですね、我々は防衛省から大きな飛行経路の説明を受けておるわけでございますが、そこにも

説明がありましたように、この滑走路の方向については変更し得ることもあるというような説明を受けたわけでございます。そういう意味ではそういう認識をしております。

○九番（中原 勇君） 馬毛島に計画している滑走路、御存じのようには二本あります。一本は、先ほど言いましたように、南側にある北西方向二千メートル級の補助滑走路であります。もう一本は北北西方向の四千メートル級の滑走路予定です。

市長に伺います。馬毛島の北北方向の四千メートル級の滑走路、これについても、国際の民間空港ですかね、これに該当している、あるいはもうその方向である、このいずれで、いずれと思っっているのかの理解をただしたいと思えます。

○市長（長野 力君） 私のほうは、そういう防衛省の説明のもとに、そしてまた、方向、先ほど言いましたように、いろいろな変更はあるんだということですが、そういうふうには認識しております。

○九番（中原 勇君） 一回一般質問でやったことがあるんですけども、空港の滑走路方向を一般的にどのように決めていくかということを紹介いたしますと、ウインドカバレッジというのがありまして、これは、ある滑走路方向に関して、年間の風向風速を考慮して、横風の影響を受けずに離発着できる確率をあらわしておるものであります。空港として最低限必要なウインドカバレッジは、国際民間航空条約第十四附属書において規定さ

れており、許容横風二十ノット、秒速でいいますと十メートル程度ですけども、ウインドカバレッジ九五%以上を確保することという勧告がなされております。

一般的に滑走路方向は、空港予定地の地形を考慮するとともに、周辺の住宅地への騒音の影響、これを最小限にすることなどを考慮要件に入れて、先ほどのウインドカバレッジが九五%以上となる最適の方向を決定することになります。

防衛省が説明した予想飛行経路につきましては、西之表の観測所における三カ年の気象観測データをもとに、種子島本島への騒音被害を生じさせないこと、二千四百メートル級滑走路が整備できること、なお、オーバーランを両端にそれぞれ三百メートル確保するという計画であるので、実質的には三千メートルの長さを確保できること、そして、ウインドカバレッジが九五%以上で、できるだけ高くなること、これらの要求を総合的に勘案して決定したというふうな話を伺っております。

馬毛島の北北方向の四千メートル級滑走路も、防衛省が提示した北北西方向の二千四百メートル級の滑走路も、また、南側にある北西方向の二千メートル級滑走路も決してうその方向ではありません。それぞれにウインドカバレッジの差はありますけれども、三つとも国際民間航空条約に適合している方向であり、決して間違いの方向ではありません。

次に、馬毛島の南側にある北西方向の補助滑走路は、馬毛島の地

形との関係、地積との関係から、二千メートル級の滑走路の建設が限界であります。防衛省が計画している二千四百メートル級の滑走路をこの方向につくることはできません。したがって、反対派の人たちが主張している北西方向の滑走路が現実的な方向であり、防衛省の示した滑走路はうそであるという主張は当たらないと言えます。このことについて市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 先ほども説明しましたが、防衛省側からはFCLPの最も大きな飛行経路を使用してFCLPを実施した場合のシミュレーションということで説明を受けておりますので、今後、防衛省自体も今後の気象調査等に変更があるということでございます。ですから、現在、防衛省のほうでは、最終的に方向の、正確な方向は決まっていないと、私はそのように認識しております。

○九番（中原 勇君） 先ほど、種子島新空港の方向と馬毛島の南側にある北西方向の滑走路方向、ほぼ同じ方向を向いているということの説明をいたしました。これは、逆に言いますと、西之表における気象観測結果と、馬毛島における気象観測結果、それほど大きな差はないということが言えるんじゃないかと思えます。

したがって、防衛省が馬毛島で気象観測データは三年間とるとおもいますが、それによって得られる結論、現在防衛省が示している滑走路方向とそんなに違ってくることはない、そんなふうに私は認識しております。

もちろんまだ気象観測データがないので、そういうことを確定的

には言えませんけれども、タストン・エアポート、これが三年間の気象データをもとに北西方向の滑走路方向を建設予定をしているというところを見れば、多分西之表の観測データと馬毛島の観測データはほぼ一致をするのではないかと、いうふうに思います。

次に、FCLPに伴う騒音問題について、二件質問をいたします。FCLPに伴い、種子島本島で騒音被害が発生する根拠として、北西方向から風が吹く、その風が強いときには、風下では騒音の範囲が拡大することから、種子島本島において騒音被害が発生するという主張があります。

エンジン音が最も大きくなるのは着陸後すぐに離陸するときであり、北西の風の場合においては、全速力での離陸は馬毛島から北西方向に向かう方向になります。したがって、種子島本島からはそれていくという方向に最も騒音の高い飛行があるわけです。馬毛島の滑走路予定地から十二キロ以上も離れている種子島本島では、タッチアンドゴーのときの騒音は全く聞こえないというふうに私は思います。

なお、南側で左旋回をするときの艦載機のスピードについては、時速二百五十キロ程度であり、惰性で旋回するようなものであり、七十デシベルの騒音区域の拡大はごくわずかなものであると思われるます。

したがって、北西の風が強いといえども、種子島本島における騒音被害は発生をしないというふうに言えると思います。このことに

ついで市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 現在、何度も述べていますが、滑走路の方向も決まっていないし、訓練ルートや移動も決まっておりません。また、常々地域協定の話もしていますが、このような中で、現時点で騒音がないと断定はできないかと考えます。

○九番（中原 勇君） もう一つの主張もあります。それは、米軍は約束を守らない。したがって、予定している周回コースを外れて飛行するので、種子島本島の上空を飛ぶことがあることから、種子島本島で騒音被害が発生するというような主張であります。

厚木基地等で米軍の運用により飛行制限時間帯に基地に戻ってくるといふ事例はありますけれども、それは約束の範囲内であり、決して約束を守っていないわけではありません。

FCLPは、百名のパイロットの技能検定、すなわち仮免許試験を行う訓練であり、訓練予定コースを外れたパイロットについては即刻不合格となり、空母艦載機のパイロットの資格を剥奪されます。したがって、全パイロットが夜間のFCLPにおいては、一分間隔を確実に保持してタッチアンドゴーの仮免許試験に合格することに専念することになります。

硫黄島におけるFCLPを視察した国会議員、県会議員、あるいは報道関係者につきましても、一様にほぼ一分間隔で離発着を繰り返していたというような所見を述べております。示された周回コースを大きく外れて飛行することはないというふうに言えると思いま

す。このことについて市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 我々はですね、実態と、そういう基本的には練習はコースに従うということがあるでしょうけれども、やはりもしそれが外れたり、それからまた変わって変更になったことについて、我々は米軍にはですね、何も言うことができないう状況にあるかと思えます。そして開示を求める行為もできですね、実態として抑制はできないというのが本質だということに考えております。そういう意味では、騒音の不安はぬぐいきれないのが現実でございます。

ただ、議員が言うようにですね、仮免許だから、我々はその仮免許で言っているわけではないんです。そういう飛行の中における騒音、起こるだろうと、騒音とか、不安とかいうものをですね、我々は日常生活の中であるんで、そのことだけはぜひ避けたいというのがですね、我々の住民の素直な、そして考えでありますから、仮免許でやったから、訓練をして、だから免許を取った人がいいんだから騒音は起こらないということはですね、ないかなと思います。

それと、もう一つは、やはり日本の国中ですね、いろいろ議員申しますけれども、そのとおりにあればいいんでしょうが、日本国中ですね、発生している現実の問題としてですね、やはり課題がいっぱいございます。そういう意味ではですね、いろいろとこれからそういうことの課題としてですね、しっかり調べ、当たっていくことになるかと思うので、どうかですね、各国民が各地域でこれに

ついでに騒音問題等が発生し大変苦しんでいるとかいうことも発生しております。

そこで現実問題としてこうして発生する事実をやっぱり直視しながら、今議員のおっしゃったいろいろな技術的なことをおっしゃいましたけれども、そういう中で我々はしっかりとですね、自分たちの騒音がない、仮免許だからいいとか、そういう話じゃなくて、やはり私どもはそういうこと不安を拭い切れないというのが住民の素直な気持ちだと思います。

○九番（中原 勇君） この馬毛島へのFCLPの移転について、よく考えていただきたいのは、現在、ここ数年、硫黄島において訓練をやっておりますけれども、要するに年間に十日です。これを三百六十五日、馬毛島でタッチアンドゴーの訓練をやるわけではありません。十日間の訓練で、先ほども言いましたけれども、空母艦載機のパイロットについては、高い技能を持っていないと、嵐の中で着艦をできるぐらいの能力を持たないと、これはパイロット資格を付与することはできないんです。

したがって、三十日ほどのこの空母の修理、ドッグ入りがありましても、その間に十日間をフル活用して、すなわち技能を持っていくかどうか、これを試験をするんです。そして、本番、本番の試験というか、仮免許試験というのは、先ほど、陸上でやる訓練が仮免許試験の訓練です。で、出航後、実際に空母を使ってタッチアンドゴーが正確にできるかどうかをテストする、それが本試験です。

この二回の試験を合格して初めてパイロットの資格が維持できるということでありますので、この件についてはよく認識をしていただきたいと思います。

馬毛島と、それから厚木基地、あるいは沖縄の嘉手納基地、ここと違うのは、先ほど言ったように、馬毛島は十日間の訓練で終了するんです。三百五十五日は訓練はありません。市民の皆様は三百六十五日ここを飛んでいるから、騒音被害がひどい、そのような誤った認識を与えるのはいかがなものかと思いません。厚木基地あるいは沖縄の各基地で騒音被害訴訟がある。したがって、馬毛島についても騒音訴訟があるんだよというのは、ちよつとこの飛躍し過ぎた主張ではないかというふうに私は思います。

最後になりますけれども、今紹介をした二つの主張のほかに、私は今まで四つの反対派の主張あるいは長野市長の主張を説明をし、あるいは、これに対する反論を行ってきました。一部繰り返しになりますけれども、再整理をします。

一つは、訓練空域は、馬毛島を中心に最大半径四十五キロ、種子島のほぼ全域と屋久島及び大隅半島の一部も訓練空域に入ることから、騒音被害が発生するという主張がありました。平成二十年ごろです。これについては、長野市長の勘違いによる間違いからの情報です。

二つ目に、FCLPにあわせて南種子あるいは屋久島で飛行訓練あるいは低空飛行訓練を行うと。したがって騒音被害が発生すると

いう長野市長の主張もありました。先ほど説明しましたように、低空飛行訓練は、低空飛行訓練のコース、これが定まっております。訓練空域あるいはこれ以外のところで訓練を行うことはまずあり得ない。したがって、的外れの主張と言えると思います。

滑走路方向については、種子島新空港あるいは馬毛島の補助滑走路の方向が現実的で、この方向の飛行コースをとった場合には、種子島本島の上空にかかることから、西之表あるいは中種子で騒音被害が発生するという主張があります。これについては先ほど説明しました。馬毛島の南側の補助滑走路方向、北西方向にとれば、二千メートル級の滑走路がぎりぎりいっぱいです。とても二千四百メートル、防衛省計画のものとはつくれません。

次に、四番目に、五機四分間隔で周回をすると種子島全域が周回コースに入る、八機四分間隔で周回すると屋久島が周回コースに入ることから、南種子や、あるいは屋久島も騒音被害が発生するという主張がありました。これは、訓練所要時間の関係から、十日間の訓練計画に組み入れることはできないということであります。

このように四つの主張についても、今までの私の一般質問で根拠がないことが明らかになっております。結論として、種子島本島、屋久島及び大隅半島南端におけるFCLPに伴う騒音被害のおそれはないと断言することができます。

最後になりますが、市民の皆様には、ぜひとも馬毛島におけるFCLPに伴う騒音被害の心配はありませんということを明言をして、

私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で中原勇君の質問は終了いたしました。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時十分ごろより再開いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、丸田健次君の発言を許可いたします。

「一五番 丸田健次君登壇」

○一五番（丸田健次君） 通告に従いまして一般質問を行います。

新地方公会計制度についてであります。

平成十八年六月に成立した行政改革推進法の中で、地方自治体の資産・債務改革の一環として、企業会計の慣行を参考とした新たな公会計制度が規定されました。これを受けて、同年八月、総務省が指針を出し、民間企業の発生主義、複式簿記の考え方を取り入れた四つの財務諸表を整備し、人口三十万人以上の都市では平成二十一年度決算から、それ以下の自治体においては平成二十三年から公開を求められております。

この公会計制度に対する質問は、平成二十三年の一月議会一度一般質問しているんですが、そのときとはもう状況が変わっており

ますので、改めて基礎的な部分から質問をさせていただきます。
これまでの公会計といわゆる新会計制度の違いといいますが、そこからの御説明をお願いします。

以下は質問者席で行います。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

これまでの単式簿記のものは、現金主義の会計と言われております。単式簿記の会計でございます。で、公会計、新公会計と言われておりますものは発生主義で複式簿記の会計ということになっております。

財務四表のほうの説明まで。

○一五番（丸田健次君） はい。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） それでは、財務四表のほうの説明ですけれども、貸借対照表と行政コスト計算書と純資産変動計算書、それと、資金収支計算書になります。全体的に言いますと、負債と資産の関係でバランスシートをですね、貸借対照表のほうで見まして、年間を通じての行政コストを行政コスト計算書のほうで見ます。資産を見るとというのが今度の公会計の新しい特徴でもございませうけれども、そちらの方は純資産変動計算書というもので見ますので、その中で、一年間の資本の変動とこのを見ることができるようになっています。あと、資金を見ますときに、資金の収支をやつぱり見ますので、性質別に見まして、それを資金収支の計算書というの

で見ることになります。そういった仕組みと制度の違いがあります。以上です。

○一五番（丸田健次君） 議長、すみません、台はないんですか。

○議長（永田 章君） 休憩をとります。

午後二時十三分休憩

午後二時十三分開議

○議長（永田 章君） 再開をいたします。

○一五番（丸田健次君） それではですね、次にいきますけれども、実をいうと、昨日、本会議終了後に、これに関しての説明が若干ありまして、ここはちよつとやりづらいたところがあるんですけども、一応通させていただきます。

次にですね、いわゆるこの財務諸表、財務諸表の中に、普通会計ベース、それと連結ベースというのがあります。これについてちょっと文言的にもどういう意味合いのものなのかよくわからないものがあるものですから、これについての御説明をお願いいたします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

一般的に、会計の種別でいきますと、我々が普通やっているのが一般会計というものでございまして、それ以外に、国民健康保険とか、簡易水道とか、介護保険とか、特別会計で仕分けて会計処理をします。

普通会計といえますのは、各地方公共団体によって一般会計の成

り立ちと特別会計の区分けの仕方が違ったりします。それで、統計処理をして、どこの市町村がどうなっているのかというのを決めるために、普通会計という扱い方をします。全体的な評価をするための基準の会計をつくるというイメージでいただければいいかなと思います。

で、今の普通会計のつくり方で、西之表市にいいますと、普通会計は一般会計の中から介護保険の経費を抜きまして、それともう一つは後期高齢者の関係の経費が一部入っておりますので、一般会計から介護保険と後期高齢者の関係経費を抜いたものが普通会計、これは西之表市の場合でございますけども、そういうふうな成り立ちになっています。

それと、連結ベースというお話ですけども、連結ベースのほうでは、その一般会計のほかに特別会計もございまして、それ以外に一部事務組合の会計とかもございまして、そちらのほうを全部足したものということになります。

読み上げれば結構長いんですけど、消防とか、産婦人科医院とか、ああいうものを全部足してやったものが連結ベースでの会計ということになります。

以上です。

○一五番（丸田健次君） この新会計制度が完成といいますが、でき上がったら、今までのその会計ですか、その単式の会計というのとは違っていいことになるのか、それとも、それをひっくり

めてですね、いわゆる会計処理の環境といえますか、そこらが変わっていくのでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

新公会計制度の導入がされても、現在使われております単式の会計制度が変わるわけではございません。基本的に、地方自治法に基づいて会計処理されますので、そのところはそのままで行われます。ただ、新公会計基準が入りますと、連結で資産の状況等がわかりますので、ほかの人たちにとってわかりやすくなるということで、いろんな評価とか、御批判ですとか、そういったものが受けられますし、周りの皆さんにとっては見やすくなると、そういうふうなものでございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 次にですね、最近のその、最近、減価償却方法が見直されたという、これは水道会計のことだと思んですけど、実はこれはですね、昨日、先ほど申し上げましたけども、本会議の終了後に説明がありまして、水道課長のほうから懇切丁寧に説明がありましたので、これは割愛させていただきます。

実をいうと、この部分が一番時間を食うかなと思って、今回は初めて七十分を設定したんですけども、この分は一応割愛させていただきます。

次に入りますが、この新しいこの会計制度ですね、これが例えば水道課の場合は、今までもずっと企業会計と一緒に出て、単式も一

緒にやってきていたんですが、他の課ではですね、この、他の課はこれはそれほど影響はないのかなという感じがしているんですけども、これに関して、全庁的な職員の習熟度といえますか、周知の程度はどの程度なんでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

新公会計が入りましてから数年といえますか、時間は経過しておるわけなんですけども、正直申し上げます、複式簿記の発主主義の考え方でございますので、なかなか職員のほうへの周知は進んでないんじゃないかなという気はいたします。

ただ、分権の関係で、事務、事務の、県の方から事務事業が流れてきまして、その関係で、監査の折に外の複式簿記を見る機会が増えましたので、全体的にはそういう環境に接する職員というのは増えたんだらうと思います。ただ、全体的にはまだまだ認識は浸透していないというふうに感じでございます。

以上です。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） 御説明いたします。

新会計制度の周知度についての御質問でございます。

新会計制度への取り組み状況につきましては、行政経営課長が答弁したとおりでございます。よって、その準備作業を行わなければならない部署の職員に対しましては、県の研修機関連で行われております簿記の基本と財務諸表の読み方研修会を受講させ、準備作業等

を行っているところでございます。

しかしながら、全職員に対しての新会計制度の具体的な取り扱いや手法については、今後、基礎的なデータ等が整理をされ、本格稼働の間で順次周知をし、研修を取り組んでいくこととなります。

以上で説明を終わります。

○一五番（丸田健次君） 次にですね、本市のホームページにおいて、平成二十四年度版が公表されておりました、実は、もう平成二十五年度が昨日出てきましたので、この質問も成立しないので、これは割愛させていただきます。

それとですね、これは最後になると思うんですけども、この、以前説明したときに、当時の行政経営課長さんから、いわゆるその基準モデリング、この現在やっている総務省の改訂モデルから基準モデルに移行していくんだと。で、また、この基準モデルになると、今以上に非常にこの負担が大きいものになると。そしてまた、この公会計制度そのものがですね、一つの課が必要ならぬ重いものがあるというふうに聞いておりました。で、これがですね、総務省改定モデル、今のモデルから基準モデルに行く、移行していくのですね、現段階どういう状況にあるのかをお聞かしていただけませんか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

やはり複式簿記で会計制度を全部整理するというのはなかなか大変なことになってございまして、もう平成二十三年の一月当時の西田課長

の答弁というのはいもうそのとおりなんだろうと思います。ただ、その後ですね、国のほうとかもいろいろ工夫を凝らしまして、なかなかその小さなところまで全部勉強して全部やってねというのは無理だということ、平成二十七年からですね、平成二十九年までの間に、国のほうで統一的な基準をつくりまして、それで、ソフトウェアの中で一括処理できるようなソフトウェアを配付することになっています。

残念ながらまだ現時点でそのソフトウェアは配付されていないんですけども、近々配付等、固定資産、財務諸表のソフトウェアの配付が今年の十二月ぐらいいまにあるということですので、そういうソフトウェアが配付されまして、その間に、平成二十七年から二十九年の間で、我々のほうとしても研修を重ねまして、それから新しい財務諸表の作成のほうに入るということになると思います。

ソフトウェアが入りますと、複式簿記ですとか、あと、仕分けをこう日々やったりしないといけなかったりするわけなんですけども、その手間をもう省きまして、年度末で一括で処分すると、そういうふうな処理になると思いますので、平成二十三年一月の西田課長の答弁のときよりは楽になると思います。

以上です。

○一五番（丸田健次君）　ちなみに、そのソフトウェアを購入することになるわけですよ。で、ちなみにそれはどのぐらいの費用がかかるものですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君）　無償で配付されることになってございます。

○一五番（丸田健次君）　昨日の委員会での説明、話の中でもですね、あつたんですが、なじまない部分、なじみにくいというのか、この我が市にとってはちよつとなじまないような部分があるんだというお話も伺いました。で、そういう中ですね、やっぱり国からお話してきたものであるから、やらなければならぬ。そういう意味ですね、どういう思いでおられるか、その部分、通告外になるかもしれませんけども、少し答えていただければ。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君）　御説明を申し上げます。

職員にとりましては、やっぱり負担がないと言えようそになりまして、それはそうだと思うんですけども、やはり複式簿記でお示できますと、民間の企業の方というのはほとんど複式簿記なわけですね。貸借対照表とかしつかり見ながら御批判をできるということがありますので、そういった面では、やっぱりこういう会計というのは入れられるのがやっぱり筋だろうなと思います。

ただ、ちよつと間違つてはいけないのは、一般企業の会計と違ひまして、地方公共団体の会計というのは民主主義に基づく会計ですので、必ず単年度主義となります。それは、こうやって議会の皆様にご議論申し上げまして、それで毎年毎年意思決定をしていきますので、そういった意味では、単式簿記がなくなるというのは地方公共団体の会計的には多分ないだろうと思います。コストはかかり

ますけれども、多分それは民主主義のコストなんだろうと思います。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 我々も、いわゆるその公会計が完成してからの話なんですけども、我々議会のほうに出る予算書、あれは変わるんですか。それとも今のままですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

款項目節という形で御提供申し上げていますが、あそこの様式のほうも実は自治法で決められておりまして、様式的には変わりはありません。ただ、説明する資料として、ほかの財務四表が提供させていただくという感じになりますと思います。

以上です。

○一五番（丸田健次君） ありがとうございます。

次に移ります。次にですね、政党機関誌「しんぶん赤旗」の庁舎内勧誘についてというふうに見出しがついています。

本市においてですね、執務中に「しんぶん赤旗」の議員による勧誘行為があったというふうな話、この一般質問に至った根拠というのがですね、ずっとこの、全部去年の分なんですけども、佐世保市役所にもやつぱりこういうことがあったということで、九州管内には、あとですね、福岡県の行橋市、神奈川県鎌倉市、こういう新聞記事ではですね、これは東北の二県ですね、こういうのが、その「赤旗」がですね、いわゆる庁舎内で勧誘をして、いわゆる購読料までしていたと。それに関して非常にこの問題提起をしている部分

があるんです。

私も、前、前の古参の先輩議員がおられたときに、私のところに、自宅に来てですね、とってもらえないかなという話を受けました。で、私も、私の解釈として、そういう形で恐らく勧誘しているんだろうなというふうに思っておりました。ところが、こういう新聞記事を目にしたもんですから、本市の状況をですね、確認したいと思、いう思いでこの質問に至ったところでもあります。

まず、この庁舎内でのですね、執務中の「しんぶん赤旗」の議員による勧誘というのがあったのかなかったのかをお答えください。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

新聞の配達、購読料の集金につきましては、職員の要望により、職場や自宅に配達、集金が行われているようにございます。特に職場への配達や集金につきましては、執務室外で行われており、直接的に執務を阻害しているという認識はございません。

しかし、機関誌に限らず、一般紙や雑誌等のこのような行為、特に執務を一時とめるような集金行為につきましては、昼の休憩時間や業務終了後に行っていたかどうか随時要請をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） この新聞の購読を閉じてはですね、一般的に、政党であるとか、あるいは我々議員もそうですけども、その政治活動の自由というのがあります。当然職員にも思想信条の自由

というのがありますから、これはもう、それを購入する、あるいは購読するというのは何も問題はないことなんです。問題はですね、これの、今、庁舎内での配達、いわゆる集金はあったということ。一時はですね、この係長以上の方全員が、ほぼ全員がですね、購読していたというような話も聞きますが、これに関しての事実関係をお願いします。

○総務課長（中野哲男君） 係長以上全員が購読していた事実があるかという御質問でございますけれども、そのようなことにつきましては不明でございます。なお、職員、係長以上数人に同意をいただきまして聞き取りをした範囲内では、全ての方が購読をしているということはございませんでした。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） であればですね、先ほど、要請をするということとは、実際そういうことがあったんだというふうに受け取ったとしてですね、いわゆるこれは事実上の庁舎内での営業に該当するの、しないのか。

〔財産監理課長 前田秀夫君〕

○財産監理課長（前田秀夫君） 庁舎管理につきましては財産監理課所管ですので、私のほうで答えたいと思います。

新聞に限らず、このような一連の行為ですね、勧誘から配達、集金までは、西之表市庁舎管理規則第五条の（一）の営業に該当するかと考えております。したがって、このような行為をしようとする者

は、本来市長の許可を受けなければならないと規定されておりますが、現在のところ申請はございません。

昨年度、営業で申請のあった事項は、共済物資販売四件で、使用料が合計で二万四百円でした。使用料につきましては、貸付単価に時間数を掛けて算出した金額です。

今後は、新聞に限らず、全ての庁舎内での営業行為につきまして、規則に沿って許可申請を行っていただくよう要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） ちょっと聞き取りにくかった部分もあるんですけども、要は、実際問題、ここで勧誘があつて、集金等、配達して集金等との行為があつたのであれば、この第五条の一の営業の規定からいけば、何らかのその許可が必要である、あつたはずなんですけれども、それはもうきちんと許可をとってやっておられたということでしょうか。

○財産監理課長（前田秀夫君） 規則の第五条の二に、許可を受けようとする者は書面または口頭をもって申請をしなければならぬとなっておりませんが、昨年度申請のあったのは、先ほど言いました共済物資の四件だけでありました。

○一五番（丸田健次君） じゃあですね、とりあえずそういう営業行為があそこであつて、集金もあつたと。そして、今からはそれを是正していくように要望するんだということはわかったんですが、

とりあえずこれは庁舎管理の違反的な位置にあったというふうに解釈していいんですか。

○財産監理課長（前田秀夫君） 規則によりますと、その営業というのは許可を受けなければならないということになっておりますので、勧誘、集金、配達、こういう一連の行為は営業に当たるということで、許可が必要であったということですから、結果的には違反行為と捉えていいと思います。

○一五番（丸田健次君） 余り私もこういう一般質問は余り好まないんですけども、ただ、やはり規則に反していることがあるんですけど、やはりそれはきちんと是正されなければならないと思うんです。

今、担当所管課もですね、何かこう歯切れがちよつと非常に悪いんですけども、今後ですね、もうちよつときちんと、何ですか、調査を行っていただきたいと思うんですが、それはいかがですか。今後調査をしていただけるかどうか。

○財産監理課長（前田秀夫君） 先ほどもちよつと答弁をしましたが、今回の新聞に限らずですね、そういう行為が二、三件見られますので、そういうのを調査してですね、そういう営業行為に当たるのであれば、全て許可申請を行っていただくという指導をしてまいりたいと思います。

○一五番（丸田健次君） そういうふうにですね、正しい位置に置いていただきたいと思えます。

あとですね、一番最後、いわゆる四条の二と五条の三のことについて書いてあるんですが、これに関してはこちらよつと流れ的に合わないの、一応取りやめておきたいと思えます。

やはり言いようによつてはですね、議会にいる議員がそういう規則に反する行為をやっていたわけで、これは当局側だけの問題ではないと思うんですね。我々議会議員のほうも、きちんとそこを襟を正していかなければならない部分なんだろうと思います。

どうかこれに関しては、いろいろと心情的にも息苦しい部分があるかもしれませんが、これはやはりきちんと襟を正さなければならぬものであると思いますから、それで、実際ですね、私もこの庁舎内にいる職員の皆さんにこれを聞くことはできませんから、退職された職員の皆さんに聞き取りといいますか、知っている方に聞きました。そうすると、やっぱりいわゆる日刊版というんですか、毎日の部分を日曜版に変えるとか、そういうことをしたりとか、できればやめたいんですけど、なかなかやめれないんだとか、そういう実態があるんだと思います。だから、そこもひつくるめてですね、やはりきちんと精査といいますかね、整理していただかなければならない部分なのかなというふうに思います。

ただ、私はこの新聞が悪いと言っているわけじゃなくて、あくまでもこの規則に反していないかどうか、それがもしそういう違反行為的なものがあるのであれば、それはきちんと是正していくと思いますか、改めていかなければならないんだと思うんですね。その

ところをどうかよろしくお願いいたします。

以上でこのことに関しては終わりました、次にですね、すいません、ちょっとすいません。次に移らせていただきます。

これもですね、平成二十四年の三月じゃない、六月議会でしたか、この当時の言われていた、いわゆる派遣指導主事のこと、平成二十四年度に質問をしております。私は、今はちょっと名称が変わっています、いわゆる割愛指導主事ということになると思うんです。要は、今まで派遣でしたね、県費で来ていた社会教育指導主事が、平成二十一年度からだったと思うんですけども、各自自治体が負担しなければならぬというふうに変わってきたわけです。それに関してですね、私はどうしてもこれをどうしても置くべきだ、指導主事を、県職の指導主事をですね、置いておくべきだという考え方を持っております。

それで、なぜこういうふうになっていくのかなと思いつながら、その前に、ちょっと順番がごっちゃになりそうですんで、いわゆる社会教育課のこれまでのですね、編成についてなんです、平成八年度前後、平成十年度までですね、教育委員会、いわゆる総務課と学校教育課を除いたところですね、これは全部課とっていいのかわからないですけども、五つあったわけですよ。課と言えるものがですね。課と言っていたかどうか知りません。これが平成十年まで続いています。で、平成十二年度から、それを統合して生涯学習課、文化課、社会教育課の三課になりました。そして、平成十二年

ですね、平成十四年までそれが続いていまして、平成十五年からですね、一気に一つの課に集約されたんです。これを、私もこの年からずっと社会教育課とはかわりを持っていましたから、余りにもその急激な、圧縮された状態になっているんですけど、相当その事務、事務量といえますか、事業量を削らないと、ここまで圧縮できるものなんだろうかということなんです。

ですから、今社会教育課が抱えている事業量というのは、この当時はですね、平成十八年度より前と今とでは、そういうその、何ですか、無駄なものを削ってきて事業量を減らしたとか、当時とのその事業量の増減ですね、それが、そこらあたりをちょっとお話を伺いたいんです。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

平成十五年四月一日から、議員のおっしゃるとおり、機構改革により、これまでの生涯学習課、文化課、社会体育科の三つの課が社会教育課として統合されました。三つの課が一つになったことにより、事業数の数と、数や業務量については相当なボリュームがあるということは事実であります。特に課自体が年間を通じて土曜・日曜の事業が多く、そのため平日はその事業を達成するために企画立案、職員は準備に追われている状況でございます。

生涯学習の推進を図る上で、社会教育、社会体育、市民文化の充実には欠かせないものであります。幼児から高齢者に至るライフステ

ージに対応した学習機会の充実または人間性豊かでたくましく生きる市民の育成、一人一人が社会の変化に対応する力を身につけ生活ができるように、現在、係の垣根を超えて連携して事業等に対応している状況です。

また、事業一つ一つに取り組む職員のエネルギーは相当なものでありますが、そこには将来の西之表市の総合的な生涯学習の土台づくりのための使命があると考えます。そのためにも、今後とも指導体制の整備や充実を図っていききたいと思っております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） その平成八年、それ以前ですけれども、今とではですね、その事業はともかくとして、職員その事務量といたしますか、業務量というのは圧倒的に増えているはずなんですよ。

先ほど、例えば、何ですか、人事評価ですか。人事評価であるとか、行政評価であるとか、先ほどの公会計もそうなんですけれども、事業量は非常に増えていってる、事務量は増えていってるんですけども人は減っていったらという、非常にこの無理な状況にあるじゃないかなとふだんから思っています。それで、全体的な人数としては、一番多いときには、全部で言えば、このいわゆる社会教育課のその枝葉も全部入れれば十三人で、現在九人なんですよね。ですから、ぱっと見た目、そんな大きな数字ではないようでもあるけども、一人一人の負担はかなり増えているはずなんです。それなのに、この、これほど強引にですね、何でこういう圧縮の仕方をしていったのか、

統合の仕方をしていったのかなという疑問があったもんですから、ということですね、当時、いわゆるその平成八年以前、五つの課から、昭和六十年とか、六十年のこのあたりに比べ、比較したときですよ、比較したときに、当時よほど放漫な状態、な状態にあったのか、今が非常に無理な状況になっているのか、どういう認識をお持ちですか。

○社会教育課長（松下成悟君） その当時の状況につきましては、ちよつと私のほうも把握はしておりませんが、今の状態でありまして、各いろいろな係にとつても、施設等をたくさん持っておりますが、出せる部分の施設の管理については出せるような対応をとつて、できる限り職員に重圧がかからないようになりますけど、議員おっしゃるとおり、今の状況でありますと、職員一人一人の業務量については、多大なものがかかっている状況でございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 社会教育係に関しては、ほかにも臨時職員が入っておられまして、一生懸命頑張っている姿を見ます。ただ、見ていて、民間の事業量を皆さん見ていただければわかるんですけど、いわゆる社会体育の部分なんですよね。社会体育の事業というのは、もう、一年間を通してずっと連続であつて、中にはかぶつてくる部分があるんですね。ですから、前にやった事業をその評価する時間もなく次に入っていかなければならないというような状況にあつて、四人でやっていたのが、今二人でやっているような状況に

あるんですね。特にこの社会体育に関しては、非常にこの、厳しい環境下にあるのかなというふうに思っておりますけれども、担当課長としてどういう思いでおられますか。

○社会教育課長（松下成悟君） 先ほど言いましたように、体育につきましては、昔からの事業につきましても、同じような形で行っている部分があります。人口の減少とかという部分があつて、例を挙げれば、市民体育祭とか、市内一周駅伝という部分もありますが、やはりそういう部分も、中身の改良を行いながら、また、それに伴つて、職員等がどうしても回らない状態であれば、職員の増というのでも要求はしていかなければならないというような考えは私としては持っております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 冒頭で申し上げましたが、ちょっと順番がごちゃごちゃになつて申しわけないんですけども、要はその割愛の社会教育主事、これをどうにかして導入できないかという思いがあるのは、一番大きいのはそういう無理な状況下にあるというのが一なんです。そして、あとはですね、この前もありましたけども、県の社会教育課が、今、鹿児島学校応援団推進プロジェクトというのをやっています、いわゆる社会教育課が学校教育を支援する動きを今大いにとつていつているわけです。

そういうことをやっていく中で、職員の皆さんも今当然休日も関係なくね、頑張っている姿わかるんですけども、いわゆるその、わ

かりやすく言えばですね、要は学校とのコミュニケーションなんですよ。例えば学校のその教頭先生であるとか校長先生がですよ、社会教育の経験があるとか、あるいはこつちの行政側が社会教育の経験があるものがいればですね、現場経験があれば、コミュニケーションが非常にうまくいくんだろうと思ふんです。

実際、平成十七年以降ですね、そこで社会教育課といわゆる学校の教頭先生との間にこうちよつとあつれきのものがあつたことも聞いています。当然そうだと思います。お互いに知らないわけですから。学校にかかわつたことなる人が、ね、いろんなことを押しつけていくわけですから。ましてや、こつちが社会教育として全く知識のない人であれば、何でそんな仕事が来るのとなるのは当たり前のこと、やはりそこにはやっぱり現場にいた、現場経験のある先生がですね、そこにいらつしやることによつてそういうものを解消されるのかなというふうに思っています。

そして、先ほど申し上げましたこの学校応援プロジェクトですけども、学校応援団に関してもですね、この事業に関しても恐らく余りよく進んでいないだと思つています。というのは、やはりそこにいる担当者は、大変失礼で言いくいんだけど、学校とかかわり合つたことのない人にその事業をやれというのが元来無理じゃないのかつて、私はそう思ふんですね。

で、私もそのコーディネーターの一人ですから、そこが一番問題点だと思います。やっぱり学校とのコミュニケーションをとつてい

くには、そこに社会教育課の中に一人現場での経験者がいれば、そういうところもスムーズに事業が流れていくのかなという思いがあるんです。

ですから、それとですね、調べてみたところですね、この、いわゆる割愛の社会教育主事を置いていないところがですね、十九市中で十四市がこれを導入してあって、残り五市ですかね、が導入していないんです。十九市中十四市がこれを導入しています。で、熊毛に関しては、屋久島が導入しています。種子島の一市二町だけがこれを導入していません。

だから、こういうのを考えときに、なぜその、この導入を考えないのかどうか、何で、なぜ考えないんだろう、その必要性をどうして感じないんだろうかというふうに思うもんですから、それに対してお答えいただけませんか。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えします。

先ほど議員のほうがありましたように、割愛の社会教育主事導入の状況ですが、熊毛管内では屋久島小学校のみでございます。

県下十九市の部分ですが、以前に議員のほうに渡した資料にちょっと訂正がありましたので御報告いたします。県下十九市では十五市が導入しており、未導入市は西之表を含めて四市であります。

実際に社会教育主事法の第九条二項に都道府県・市町村の教育委員会に社会教育主事を置くことと必置規定はされています。現在、本市の職員の中で、社会教育主事の資格を持ち、社会教育に関

して経験豊富な職員が現在は配置されている状況もございますので、議員おっしゃるとおりの根拠しないわけというのではありますけど、今後につきましては、議員おっしゃるとおりの割愛社会教育主事の導入について、今後は検討させていただくことでの御答弁をさせていただきます。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 割愛社会教育主事の導入のことについての御質問でございますけれども、議員がおっしゃるようですね、学校との連携を図っていく。それで、学校でできないような、いわゆる学校教育の補完をするような社会教育のあり方、また、学校、社会教育と学校教育がお互い融合したような教育のあり方、今そういうのが非常にこう叫ばれているところですので、学社融合とかいいますけれども、そういうのを今後推進していく上でですね、社会教育主事の果たす役割という非常に大きなものがあります。

学校と社会教育の連結だけじゃなくて、生涯学習においてもですね、この社会教育主事の役割というのは重要な役割を今後担っていくことになると思うんですけれども、本市には社会教育主事の資格を持った職員が三名おります。そのうち一名が今社会教育課のほうに配置がされておりますけれども、議員がおっしゃるように、学校教育の経験が全くないわけですので、学校との連携とか、そういったものについては、割愛の指導主事と比べればですね、確かに不足する部分もあるんじゃないかなという思いはありますけれども、今

一生懸命社会教育、特に生涯学習や青少年の育成等についても取り組んでいただいておりますので、先ほど松下課長からお話がありましたように、今後その学校と社会教育の連携をより図っていくという観点からですね、割愛指導主事の導入についてはちよつと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 今ですね、小学校も、中学校も、いわゆる学力の問題でだったんですけど、ここ数年、非常に頑張つてですね、県の平均あるいは全国平均を超えるという部分も出てきています。非常に大きな成果が出ていると思うんですね。

その反面、前も話したことがあるんですけども、非常にかわいそうな家庭環境にある子というの也有不少あります。そして、これに対してですね、いわゆるスクールサポート事業ですか、の専門員で、西之表市適応指導者、指導教室ですか、この担当者というのもついでくださいます、非常に有効に機能しているというお話も聞いています。

そういう制度もできました。そして、またですね、これも学校から聞いたことなんですけども、今そのいわゆるかわいそうな家庭環境にある子どもたちという意味で、非常にこの福祉事務所との連携が非常にうまく最近いつていると。最近というか、はい、そういうふうに言っていて、そういう環境の子の把握といいますか、それは学校の負担だった部分ですね、少しは緩んできた。それから、

福祉事務所との連携が非常にうまくいつているんだろかなど、その中身に関しては我々知る由はありませんけども、そういう意味ではいい方向に進んでいるんだなというふうに思っています。

ただ、ただですね、その家庭環境をこういう家庭環境だなということの支援はいわゆる行政もできるんですけども、その後の子供たちの、いわゆる不登校だったりする子供たちは心の回復というのはまた別だと思っております。

現場の先生方は当然頑張つていろんな成果を出しておられるんですけども、そこそが社会教育の役割だと私は思っています。私も、普段の活動の中で、私も一応ですね、県の指導者の認定を持っています。青少年指導者の認定を持っていますけども、それ以降ずっとこれにかかわってきて、いわゆるその不登校の子たち、学校に行っていない子たちともかかわってきました。で、今も何人かかかわっています。そういう子たちを、小学生だったり、中学生だったり、高校生だったり、いろいろケースはあるんですけども、その心の回復という役割を果たすのが社会教育の一つの大きな役割だと私は思っております。

ですから、そういう意味でですね、やっぱり社会教育課だけでなく、当然学校教育課もかかわってきて、学校教育課も非常に機能が強化されました。そういう意味で、もう一歩ですね、社会教育課もですね、先ほど申し上げました主事を導入していただいて、もう少し機能を高めていただけたらなという思いがあります。

先ほど教育長の話で、今職員で社会教育指導主事、社会教育主事のいわゆる研修を終えた者が三名いらつしやる。私は二人というふうに聞いていたんですけども、三名いらつしやるんですね。将来的にですよ、そういう割愛ができて、例えば川内あたりは非常に多くの主事がいるんですね。ですから回っていくんですね。でも、今の段階じゃ、どうやったって二人、三人じゃ回らないでしょうっていう話なんですよね。

だから、やっぱりそのところは、ある一定そういうポジションにいく人は研修を受けさせていただいて、それなりの専門的な知識を持っていただいでですね、行政の中で回っていく体制をぜひつくり上げていただきたいというふうに思うところがあります。

最後になりますけども、これは概ね教育長が先ほど答えていただいた部分になりますので、通告にある部分は一応これだけになります。何か尻切れトンボみたいになってしまいましたけども、これで終わります。

○議長（永田 章君） 四番、わかさ公園内天倫館は。

○一五番（丸田健次君） すいません。取ってつけたような一般質問になってしまいました。

わかさ公園にですね、相撲道場、いわゆる天倫館というのがあります。実をいうと、この前、テニスコートの整備状況を見たいなと思って、ずっと歩いてですね、上がっていったんです。そしたら、トイレが、立派なトイレが立ちましたね。やっと西之表の基幹公園

らしいものになったなと思いました。

その隣に建物があつて、それが相撲道場だということは当然知っていました。それで、様子を見て、ああ、もう廃止して使われていないんだというふうに思っておりました。そしたら、そこに道場に通っている子供たちが四、五人車で来て、最終的には十何人になったんですけど、がらがらとあけて中に入っていたんです。まだ使っているんだということにもすごく驚きました。

今テニスコートを整備していますけども、いつも教育委員会で年次的、段階的に計画を立てて整備していくんだと言うんですけど、調べてみると、この天倫館に関しては、長期振興計画にも載っていないんですよ。ということは、あのまま朽ちて潰れてしまうのを待っているのかなというふうに解釈せざるを得ない、そんな状況ですよ。入り口の雨どいみたいなやつはいつ落ちてもおかしくないような状態。だから、その優先順位のつけ方が一体どうなっているんだというふうな思いがあります。

この天倫館というのは、いつごろ建って、どういう運営のされ方をしているのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

天倫館につきましては、昭和四十六年七月三十一日に、二百四十平米、鉄筋スレートづくりで建設されております。現在は主に相撲の練習場とされている一方で、遺族会の事務所としても使用されております。利用状況につきましては、年間を通じて相撲連盟の方の

利用が多く、小学生から一般までの練習や相撲指導に利用されています。建てられてから、議員おっしゃるとおり、かなりの年数がたっており、老朽化もかなり進んでおります。よって、利用団体におきましては不便をおかけしている状況でございます。

現在のところ、今年の、今年度になって屋根の部分的な補修を行っているところであり、今後につきましては、わかさ公園内にあります体育施設、市営グラウンド、市営プール、相撲場、全体をあわせての改修の検討も必要になってきているのではないかと思いますし、二〇二〇年には鹿児島県で国民体育大会、国民体育大会が開催されますので、選手の育成等も視野に入れながら、今後いろいろな形で検討をさせていただきたく思っております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 公共性のあるあの大きな公園の中にですね、ああいう施設をそのまま放置するのは非常に失礼なことだと思いますので、できれば早目にですね、計画を立てて、改修するなりそういうことをやっていただきたいと思います。あのままではあんまりだと思いません。はい。

以上をもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 以上で、丸田健次君の質問は終了いたしました。

丸田議員、自席にお願いいたします。

△議案追加日程・審議

○議長（永田 章君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

健全化判断比率、資金不足比率の報告に係る諸般の報告を日程に追加し、追加日程第二として直ちに議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△諸般の報告

○議長（永田 章君） 追加日程第二、諸般の報告を行います。

ただいま地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二條第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて健全化判断比率、資金不足比率の報告がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす三日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時散会

本會議第三号（九月三日）

本会議第三号（九月三日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年九月三日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

六番	瀬下	満義	議員
二番	鮫島	市憲	議員
五番	下川	和博	議員
三番	濱上	幸十	議員
一四番	渡辺	道大	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、瀬下満義君の発言を許可いたします。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） おはようございます。

私は、今回の一般質問で四点ほど質問したいと思えます。

まず一番目は、にぎわいづくりの拠点施設についてであります。

予算としては、大ざっぱにいけば、大体三億円ぐらい。そのうち国が二億円、市が一億円ぐらいと。大ざっぱに言えば、こんなところかと思えます。新たな施設をつくって、にぎわいを生み出そうと。そのような狙いがあります。どのようなそこに機能があるのかといえば、地域の交流機能、観光交流機能、情報発信機能を主な機能とし、その補完機能として、交通の拠点機能、修景機能、景観を整えるという機能、それと休憩機能と。市民がそこで休んで、いろいろ情報交換したりすると。そのような施設をつくろうとしているわけであります。

これについて、私としては、相変わらずの箱物ではないかと。つくっても、商店街の活性化、全体の活性化にはつながらないのではないかと思うわけです。とにかく外からたくさんそこに観光客が訪れると。それだけの魅力があるというのであれば別ですが、これはどこにもありますので、種子島で、西之表市でそのようなものをつくっても、観光客としては、ほとんどそこには魅力は感じないだろうと思うわけです。したがって、この施設はつくらないほうがいいと。つくるにしても、もう一回考え直したほうがいいと思うわけであります。

そこで、細かく質問していきたいと思うんですが、この施設をつ

くったところで、果たしてそこに市民に集まり、あるいは外から多くの人が来て、にぎわいを創出できるのか。その素朴な疑問から質問を始めたと思います。

以下は質問者席からいたします。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

外からの人の入り込みが大変な難しさというものはあるかと思いますが、究極的には、やはりそちらのほうは目指していきたいと思いますが、にぎわいの位置的なものに関しては、場所が種子島の玄関口であります西之表港の周辺近隣地域でございます。中種子町とか南種子町に行かれる人、あるいは向こうから来られる人も多いということ、そしてまた、周辺部には市役所ですとか開発総合センター、あるいは市民会館、そういった公共施設も多いことから、にぎわいをつくるということは可能だというふうに考えております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 中種子・南種子町からの集客というのも考えておられるようですが、結局は、その内部で、島内で、あるいは西之表市内で、そこが、要するに、パイの奪い合いに終わるのではないかと、そのような危惧を強く持つんですが、その点いかがですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

先ほども申し上げましたけども、やはり究極的には外貨を稼ぐいうふうな仕組みをつくっていききたいというのがございますが、なるべくそのパイの奪い合いにならないようにですね、そこら辺のところは配慮していきながらつくっていききたいと思いますけども、機能強化とかでそこら辺、あるいは、その役割分担とかでできるのではないかと思います。

先々、昨日の小倉議員の御質問でもございましたけども、やはり外貨を稼いだり、外に向けて打って出るような施設に成長させていければというふうに考えております。

○六番（瀬下満義君） この施設そのものは、観光客にとって何らかの魅力的なものでないかと思っております。なぜかというところ、種子島に、あるいは西之表市に求めるものは、そのような施設では全くない。例えば、自然環境であったり、昔からの伝統的なものであったり、あるいは独特の特産品ですか、だと思っております。そして、その特産品をそこに置くというのであれば、それを買ってもらっても、今度は、ほかの店が、ほかのところでは買わないわけですから。あとは、その特産品といっても、同じところに一カ所に集めると、いろんなものを。そういう売り方。あるいは、買うほうもつまらないと思うんですが。やっぱりそこを実際つくっているところ、この商品はここで作ってますと。そういうその、いろんな今までの歴史とか伝統を担った、あるいは、その景色もあるだろうし、雰囲気も、人もまたそこでやってるわけ。そういうのを求めて来る

んじゃないかなと思うわけです。

だから、ここindeつかいものをつくって、そこに特産品を集めたところで、何ら魅力がないと。だから、私は、要するに、外からの魅力はないし、外からの集客はほとんど見込めないと、この施設では。そのように思うのですが、いかがですか。そうじゃなければ、ほとんど意味がないんじゃないかと。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

特産品とかを置くということで、いろいろその魅力も出てくるという御指摘もございましたけども、それはそういう点があると思います。ただ、その御指摘のように、周辺部への商店街の影響とか考えないといけませんので、そこら辺につきましては、共有スペースを持つなり、そういった工夫なりをですね、していきたいと考えております。

それと、その種子島の中で独特なものの紹介ということですけども、例えば、さとうきびを使って黒糖をつくるとか、ならではものとかがいろいろございますけども、やはりそういった本物のものは、やっぱり現地に行っていたら、そのところでしたら、やっぱり見ていただくと、体験していただくと。やっぱりそういうことは非常に大切だろうと思います。やっぱり本物っていうのは、それぞれの地域にございますので、そこは大変必要だと思います。そういったところをこう、その中で、施設の中で紹介していきまして、こういったところに行きますれば、こういう体験ができますよとか、

そういうその情報のインフォメーションができるような、そういった施設を想定してございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 何か情報発信機能も書いてありましたが、このインターネットの時代に、何かそこに行かないと情報がもらえないとか、そんなあほな話はないわけで、そんなことをやってたら、我々はもう、もともと、それを言ったらもう、もともと情報がちよつと少ないですから、そうじゃなくて、いわゆるICTって言われる、そのインターネットを中心とした、そういった情報通信技術を使って幾らでも発信できるわけで、そのその場で情報発信というのは、もう余りにも時代遅れもいところじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

インターネットを使いましただの情報発信というのは非常に大切ですし、それをやっぱり生かすべきだと思います。ただ、その現場に来てですね、しっかりその人に案内をしてもらったりとか、聞いたりと、そういったものも必要ですので、その人間を介した情報、そういったものも含めまして、情報ということで考えてございます。インターネットも活用しての体験とか情報提供も非常に大事だと思っております。

○六番（瀬下満義君） その案内とか言うんだしたら、市役所でやったらどうですか。市役所。いろんなものが集まってるわけです。

たくさん人もいるわけです、ここには。案内所もあるし。別に市民だけじゃなくて、島外から来た方にも、幾らでも案内はできると思うんです。何をこの、わざわざそういうものをつくって、そこでその案内をせなきゃいかんとか、それは無駄もいいところじゃないでしょうか。いかがですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

情報の発信のところにつきましては、複合的な情報の発信を予定してございますので、観光案内だけではございません。Ｕターンですとか、Ｉターンですとか、そういったことも想定してございますし、当然そういった情報が御必要な方につきましては、住む必要でございまして、そういったそのＵ・Ｉターン者も含め、あるいは外からの移住・定住者を含め、観光客を含め、そこに行けば全ての情報が集まるようなですね、そういった情報機能の充実というのを目指したいと思えます。

○六番（瀬下満義君） そこに行かなくても、市役所に来れば、全ての情報は集まってるわけですから。集まってると思うんですけど、私は。たくさん人もいるし、ここには。皆さんそこにいるいろいろな情報交換もするだろうし、そこに案内係を置けば、その人が、もう資料もたくさんあるし、直接幾らでもできると思うんですが、いかがですか。なぜしないのかなと思うわけですよ、その市役所なんかを使って、情報発信というのであれば。何で新しくわざわざその

そういう施設をつくってする利点があるのかと。金かかるわけですから、大体、また新しくつくれば。土地も用地もあるわけですから。もっとほかに有効利用したらいいわけですから。いかがですか。何かちよつと全然その、この合理的じゃないと私は思うんですけど、今、行政経営課長が言われているのは。いかがですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 議員おっしゃいますとおり、確かに市役所の中にはたくさんさんの情報は集まっておりますけれども、結構分散してたりします。

それとあと、今度の拠点施設につきましては、交通関係も考えてございまして、まあ、できますれば、今バスとかタクシーやってみすけども、そこら辺の再整備もしてみたいと思えます。

それと、まだ現時点でできてませんが、例えば、例えばの話でございすけども、ハローワークを通じましての労働関係の情報の整理というのもできてございせん。そういったものも含めましてですね、今度の新しい施設の中で、そういった情報を提供し、かつ、そこに人がいるということで、生の情報を案内できるというふうな、そういったことを想定してございす。

○六番（瀬下満義君） じゃあ、ほかは要らないわけですか。ハローワークちゅうのは。ハローワークは要らなくなるわけですか。今、その何か労働関係、雇用の何か情報と言わなかつたですかね、ハローワークの。ハローワーク要らなくなるのかな。いや、そこを閉じて、その経費をこっちにつき込んでもらうというのであれば話はわ

かりますが、だけど、その労働、ハローワークのあれも、本市でやったっていいわけ。ここ庁舎でやっていいわけですから、それは。

この新たな施設ではできるけど、庁舎ではできないで、そんなことはないわけですから。ちよつと変えればいいわけ、ここの組織なんかを。何もその、だから、新しくそこでわざわざ金かけて、土地を使つてするのかつて聞いているわけ。何か特別なその、そうする利点があるのかつて聞いているわけですから。

まあ、じゃ、そういうことです。何かどうも説明がちよつとちんぷんかんぷんな気がしてますので。まあ、これはまた審査もしますので、合同の審査もしますので、そのときにまた、この点については、また突つ込んで議論したいとは思っています。

まあ、同じような質問になるわけですけど、その、さつき言ったその交通の拠点とか、お年寄りもそこに集まってきた、バスを使うと。そして、あと市民が、そのほか若い方とかいろんな人がそこに集まってくると。集まってきたら、そこで、高齢者やその子育て世代の、ああ、だから、皆さんそこで情報交換なり、交流をされるということですが、そこにその高齢者、お年寄りの方とか若い方がそこに来るのかと、わざわざその。最初は来るかもしれませんけど、物珍しくて。市民の意見の中にもあったんですけど、私も確かに最初はちよつとは来るのかもしれないが、やがて何のためにそこに来るのかと。来るのかと、本当に人がそこに、この施設に。何が魅力であればと。特別な物が売つてあるとか、特別なものがそ

こにあれば、何か、ほかのところでは買えないものがあるとかあればいいですけど、あるいは、何かそこに行つて得になることが何かあるのかなと。健康相談でも受けられるとか、何かいろいろほかにあれば別ですが、そのそこに期待しているような人の集いがあるのかということですが、どうですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

集いの機能があるのかという御質問でございますけども、中のですね、機能につきましては、行政的な機能もいろいろ考えてございませし、組織的には機能強化をやつていきたいと思ひます。もう議員御指摘のとおりですね、施設をつくつて、そこに置いてあるだけでは、なかなか利用は進まないというのは、私もそのとおりだと思います。で、まあ、中の運営の方法とかですね、やること、あるいはその仕組みのところを強化していくことで、にぎわいというのはつくれますし、高齢者ですとか、そういった子育て世代のお母さんですとか、そういった方が利用していただける施設にはなると考えてございます。

○六番（瀬下満義君） 何か今、行政機能つて言われなかつたですか。行政機能をちよつと置くとか。言われましたかな、今。だったら、それはまさに庁舎があるわけだから、ここに来ればいいわけ、そんなに距離も変わらないし。行政機能を置きますと言つたつて、年末年始なんかは九日間も連休してるんですから、ここは。しませんでいう対応だから。そこではするんですかという話。ここでやり

やいだらうと。

土日、祝祭日、休まないで、一部だけ二人か三人、まあ一人でもいいかなとは思いますが。矢祭町なんかは一人ぐらい出てきたりされるようですが、そのいろんな戸籍とか住民票とか、そういう交付はしてるわけです。それをちよつと強化してやって、ついに行政のいろんな情報も提供できるような体制をとればどうか。職員については、交代で振替休日なんかを使ったりすれば、人件費もそんなに上がらないだろうし。

それはしないで、また新しくわざわざつくって、何でそこでもたせないかんのかと。ここでできないのに、何でできるのか。何でそんなわざわざことをするのかということですが、いかがですか。それは非常に無駄じゃありませんか。まさに役所主義で、そんなに金かけて、それは税金幾らあっても足りないと思うんですが、いかがですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

行政の機能と申し上げましたのは、今、市役所のほうでもＵターンとかＩターンとかもやっております。観光関係の事業もしておりますし、交流の施策も打っておりますけれども、そういったものの機能の一部をですね、そちらのほうで集約しまして、まあ、そこでこう複合的にやることで、相乗効果を生みたいということでございます。

まあ、これからの議論にはなると思うんですけども、役所プラ

ス、プラスアルファのものがそのままということではなくて、今役所にあるものが移っていく。そういうことで、経費面についても削減できるものだというふうに考えてございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 今できなくて、今しなくて、何でそこでするのかなということですよ、疑問点一つは。ここでまずいろいろやってみて、どうもここじやまずいと。うまくいかないから、新しくその施設をつくってやるといふなら話はわかるけど、ここではしませんと。年末年始、ここなんかはもう住民サービスは全くしませんと言っておきながら、新しく施設をつくればしますと言ったって、それは非常に非効率で、もう全くお役所仕事としか言いようがないと私は思うんですが。

ここで言いたかったのは、その、一つはまあ、そのちよつと話はそれてしまいましたが、人がそこに集まるだけの魅力があるのかと。人は買い物とか食事とか、あと、今は医療関係、病院に。健康問題が非常に大きいですから。それで、病院に行くと、たくさん人がいるわけですよ。それはもう、だから、健康関係とかそういうので行くんだろうと思うんですけども、特別ここに、そこにつくってしなれば、人が集まらなければいけないとか、集まったほうがいいとかいう、その利点が私はないと思えますけど。

そして、出かけていくちゆうのは大変ですから。若い方は忙しいですから。大変です、若い人は本当、今は。お年寄りも、それはそ

んなに言って、どうかな。わざわざ、だから、そこにお年寄りが行くその魅力がないと、来ないと思うんで、私は、今のそのイベント広場とか、何ですか、カフェとか物品販売ですか、物品販売とか、あとは展示とかしたって、それは来ないと思うんですけどね。ほかのところ、人が集まるその機能と違ってますが、それは今サンロードとかだいわなんかもあるわけですから、ちゃんと人がそこで会話できるともありますので、それを上回る魅力があるのかって聞いているわけ。多分ないから、よくないんじゃないかなと思う。反対だと言ってる。

次に、まあ、また同じようなことですが、仮にそこがにぎわったとして、多くの人が大卒、まあ榕城校区外からたくさん人が集まったとして、昼間来るのかな、そんなことをしたら、今度はその我々が掲げている地域の再生、地域がますます空洞化するんじゃないのかと。子どもたちもない、お年寄りもない、若者もいなくなるじゃないのかと。それ矛盾してないかということですけど。我々の長期振興計画とこの拠点施設は、相入れないものではないかと思うんですが、この点どうですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

西之表市、大体今百億円ぐらいの予算でやっておるわけなんですけども、その中、それとまた長期振興計画にもございますけども、この施策だけで全体のことをやってるわけではございませんで、まあ、今度の計画にも出てきますけども、小さな拠点づくりの施策と

かです、あるいは、大字関係で補助事業とか交付金制度とか、そういうのもやっております。そういうものをやることで、相対的に大字地域の振興っていうのは可能だと思ってございます。

そして、なおかつ、この施設につきましても、できることならば、例えば、物産機能がありますときに、周辺部のお年寄りがそちらのほうに物を持ってきたりするときに、そのことを利用いたしまして、ぜひ周辺部の高齢者の方々にも元気になっていただきたい。そのことで地域づくりをやっていたらいい。まあ、それをやるには交通体系の整備ですとか交通関係も考えないといけませんけども、まあ、これから先の課題になるうかと思えますけども、そういったことを複合的に考えていまして、ぜひ地域の活性化というのも視野に入りたいと、そういうふうにございます。

○六番（瀬下満義君） まあ、地域の活性化とは、地域で、そこでいろんな人の交流があるということじゃないかなと思いますけども、むしろ町からその郊外にどうか、大字のほうに人が出向くということ、大事なことは私思うんですけども。だから、このやり方は非常に、この拠点づくりをつくって、そこでにぎわいを生み出すっていうのは、非常にもう理念としても間違っていると私は思います。

ここで、その、よく聞くんですけど、無人店舗がありますが、あれは地域のある程度にぎわいだったわけです。私なんかも行くのと、そこでこう買ったたりするわけです。いいなあと思いが、なかなかいいなあ、これは。まあ、いろいろ盗難とかもあるようですが、

それを乗り越えてやっつてるわけ。この風情がいいなと私は思うんですけど、それをやめて、ここに持つてきてくださいって言ったって、こんなつまらないことはない。そこで買うのがいいわけですから。その風情が。その人、そののあれをとというのが非常に私はいいと思うんですけど。だから、あんまりここに集めるっていうのは、何だか逆行してると。我々が目指してることからすると、何か逆行してるように思うんですけど。まあ、自然発生的に民間の方がされるのは結構ですが、役所が税金を使ってそんなことをやっていいのかと非常に疑問に思います。

そして、次に、この拠点施設の建設費ですが、まあ、私は大体三億円を超えると。この施設自体の建設費は二億八千万円ぐらいですか、と聞いております。あと、まあ附属工事が出てきて、三億円ちよつと超えるということですが、大体大ざっぱに言えば、大体三億円ちよつと。そして、国がそのうち二億円、本市が一億円ぐらい。こんな感じでいいですか、この建設費については。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

概算で申し上げます、今議員がおっしゃったような数字でいいのだろうと思います。財源につきましては、過疎債の地方創生特別分というのを予定してございまして、その分の過疎債の充当を考えてございます。まあ、議員、今、国のほうが二億円、市が一億円という話をされましたけども、昨日質問ございました交付税による資産分での計算かと思えますけども、まあ、三億円として七割充当、

返ってくるということになりますので、三億円の場合は三、七、二十一、二億一千万円分が国費からの、交付税でございませうけども、そういった充当があるということになります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） あとは、その運営方式はどうなる見込みですか。あとはまあ、年間の運営費はどれぐらいを今のところ見込んでいるんでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） まあ、市が建設はするわけなんですけども、情報発信とかですね、交流部門、行政ができるところは行政が担いまして、まあ、民間にお任せしたほうがいいだろうという部門につきましては、民間にお任せするというのを考えてございます。

あと、運営費についてなんですけども、試算です、その関連する人件費をどう見るかっていうので変わってきたりするわけなんですけども、その館長さんとか、そういったところの人件費まで含めたときに、大体二千万円ぐらいかなということで、現時点では試算をさせていただきます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） まあ、運営方式はまちづくり公社もできましたので、そこに任せるのもあるんじゃないかな。したほうがいいと思います、私はその、もしするんであれば。施設自体のやつは反対ですけども、そういうふうにならまちづくり公社に任せたり、あとは

ほかの民間に託したりして、そういう民間的な手法をしないと、なかなか役所の方式では、役所のその発想とか役所主義っていうか、を持ち込むと、なかなかこういうのはうまくいかないかなとは思ってはいますので、まあ、検討してもらえばと思います。

まあ、そこで、本市は、少子高齢化や人口減少、産業衰退ということで、どっちかという、全国的に地方はそうですが、右肩下がり。ちよつとだんだん落ちていってるといいますが、またもう一方では、財政難という非常に大きな社会問題も抱えておりますが、そういう状況の中で、役所主導でこういった大きな施設をつくって、にぎわいをつくり出すその意義、あるいは社会的要請があるのかということですが、私はないと思いますが、いかがですか。あとは、市民から、この強い、そういった施設をつくってほしいという強い要望があるのかということですが、どうでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

今の御質問に答えます前に、先ほどのものに関連しまして、まちづくり公社の御活用という話もございましたけども、そういったものも含めてですね、検討はしてございますので、一応答えをつけ加えたいと思います。

それと、そこを運営する人につきましても、やはり行政の人間では、やっぱりなかなか限界があるのだろうということで、まあ、外の人間ということも検討してございますので、すいません、答弁をつけ加えさせていただきますと思います。

ただいまの御質問でございますけれども、まあ、社会的意義があるのかということでございますけれども、まあ、民間でできることは、やっぱり民間でやっていただいて、そこで、そのいろんな活性化施策を打っていただくていいうのは、それがいいっていうのは、もう間違いないと思います。まあ、ただし、そのなかなか西之表市の今の現状の中ではですね、なかなか難しいのだろうということ、どうしても行政のほうが出てくるという状況になってくるのだろうと思います。

それとまあ、要請という話でございますけれども、平成二十五年度になりますけれども、アンケート調査をやっております、その中で、項目の、何にこう力を入れるべきかという項目がございまして、その中の三番目にですね、中心商店街のにぎわいづくりというのがありまして、そういったものも視野に入れられてるんだなど、市民のほうはですね、入れられてるんだなということを考えてございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） その市民からの要望ということで、については、産業厚生委員会ですらアンケートをとりました、この商店街の。西町、東町、天神町、鴨女町。百三十六事業所、百三十六人の方から回答を得ました。

これを見ると、この事業について知っていましたかどうかということについては、これ知らないという方が五割以上、半分ぐらいは

おられます。

そして、あと、この施設をつくったときに、これが商店街の活性化に貢献するののかということについては、いや、しないと、しないと、貢献はしないと、活性化しないと思う方が七六%もおられるわけです。賛成は一八%、もう二割に満たない。

そして、この施設自体に賛成か反対かと尋ねたときに、二割程度が賛成で、五一%の方が反対ということですので、まあ、あとは総務文教委員会のほうでも、商工会の青年部ですか、の方との、五、六名の方だったんでしよかな、意見交換をされて、そこでも、議事録もあります、余りその賛成というわけでは、どちらかというのと反対という感じですので、市民のこう、我々が個々の商店街の方の意見を聞くと、もう圧倒的に反対と、よくないということであり、ます。

まあ、もちろん賛成の方もおられるわけですが、賛成の方については、何かを始めないと進まないとか、せっかくの観光客を素通りさせないためにも、何らかの手当てが必要じゃないかと。きっかけとしては、よりよい拠点施設の活用を期待したいとあるわけですが、あと、反対のほうも圧倒的に意見も多くて、まあ、本当にこれは、私は何人の方からいただいたんですが、本当になるほどなるほどと。本当に納得するばかりです。

まあ、新しくつくるのではなくて、今あるものを活用してほしいと。そして、気まま勝手に市民の税金をどんどん使って失敗するな

んてことは許せない。本当に島が活気づくように考えてやっても、らいたという、そういった御意見もあります。そして、まあ、現存する商店街をもっと充実したものにしたほうが、人の流れができるんではないかと。そんな考え方の方もおられます。

そしてまあ、私も言いましたけども、はやるのは最初だけだと思ふと。うまくいかないだろうと。本当に市民のためになるのかと。市民のことを心から考えているのかと。全てにそんな思いがしますと。今ある市の財産の中からの有効利用が先決、ベストだと思います。税金を払えなくなり、ますと。

まあ、たたくさんこう反対意見があつて、私も本当にそのように思うわけです。ですから、市民の方も真剣に考えておられますので、ここは延期というか、もう一回考え直したほうがいいんじゃないのかと思ふわけです。もうちょっと市民の方も、もうちょっと賛同できるようなものになってからしたほうがいいんじゃないかなと思つておるとこです。

そこで、一般的なこととして、にぎわいつていうのは、その役所がこう政策を持って打ち出して、それでつくり出すものではないんだらうと。それはできない。私はできないと思います。苦手だからです。そういうのはもう合わない、役所では。それは民間に任せて、じゃあ、民間に任せたらできないじゃないかということ、どうやってるわけですが、やれるような、民間が挑戦するような、やってみようかというような、意欲が出るような、そういう土台をつくつて

いく。それは安心・安全な社会であったり、まあ、お互いがこうもつと連帯感を持てるような社会づくり、そういうのが大事じゃないかと。そつちのほうに行つたほうがいいと。

具体的には、まあ持論ですが、役所そのものの改革、この官民格差の是正です。こういう意見もありました、この反対理由の中には、あと、予防医療とか予防介護とか子育て支援、あとはまあ観光振興や社会風土向上のためのごみ一掃事業とか、あと雇用対策。まあ、この事業自体は雇用対策にもなつてると思ふんですが、もつと別の雇用対策のことにしたほうがいいんじゃないかと。そういつた、この施設はちよつと役所に合わない、もともと。役所がやるべきものでもない。だから、ほかの土台づくりのほうに精力を傾けたほうがいいんじゃないかと思ふんですが、いかがですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

まあ、議員のおっしゃいますとおり、行政、まあ、市役所というのはいろんな仕事をしてます。社会の基盤づくりが非常に大事だといふのも間違ひございませんで、今、福祉ですとか、建設部門ですとか、教育とか、全てやつとるわけなんですけれども、そこについては本当に必要なものだという認識がございます。

まあ、今回のにぎわいの件についてなんですけれども、御質問の前半でありましたように、なかなかその、まあ、本当はもう確かに民間でやっていたら、そういつた、まあ、都会であれば、いろんなこうにぎわいの機能があるわけなんですけれども、そこでやっ

ていただくのが本当が一番いいんですが、でも、なかなかその、そこまでいかない部分もございませう。かといつて、行政がその全部やるといふのも、本当にそれはどうかというのがありますので、そこら辺は、先ほど民間でやっていた、ただく部分は民間でやっていた、ただくという答弁を申し上げましたけれども、そういつたものを意識しながらですね、ちよつどいいミックスバランスといひますか、そういつたところを目指して、施設整備、あるいは運営つていふのはやりたいと思ひます。

以上でございませう。

○六番（瀬下満義君） まあ、民間の力が低下したと。世間の力が低下してると。確かにそう思ひます。それは担い手が少なくなつていませうので、高齢者の方が多くて。そこで、役所がいろんなところに、本来民間がやるべきところまで出ていかざるを得ないといふことで、こんなことをしてゐるわけですが、あえて私は、これはもう受け入れて、その現実を、ちよつとこのたそがれどきの社会といふのか、右肩下がりのちよつと寂しい社会、これを受け入れてみたらどうかと。もういいじゃないかと、それでも。そういう社会を、我々はそこに住もうと、もうそういう社会なんだから。それをこう何かにぎわいと、人を増やそうとか、そういうことではなくて、この今を受け入れて、それでもいい社会、住んでもいいなといふ社会を、そういうのを目指したほうが私はいんじやないかなと思ひうけ。

どうも無理をしてる。背伸びをしてる。気持ちはわかります。長野市長のその熱い気持ちはわかるんですが、どうもそれはちよつとこう前のめりになり過ぎて、本当の市民の共感を呼ばない。市民もまた力が出てこない、こんなことをやっても。また何かあんなことをやってみるのかと。これがやっぱり社会の信頼を失っていく。ああ、何かあればいいなど。今はよくないが、これからは、ちよつとこう、いいふうになっていくのかなと。そういう希望が、本当の心の底からの希望が出てくるような政策を打っていかないと、こういったことが見ればはいいいが、一見、こう浮き足立ったようなことは、私はかえって信頼を失っていくと思います。

だから、これちよつと、まあ、気持ちはわかりますので、まあ、もう一回考え直してやってもええたらなと思うわけです。じっくりやってみよう、みんなの力を合わせて。まあ、市民を信頼して、ともに歩いていこうと。いいじゃないかと、これでも。そういうふうに思っていただけだと思います。この問題については、またいろいろ議論していきたいと思えます。

次に、馬毛島問題ですが、まあ、またこれについても繰り返すにはなるんですが、この軍事基地についてどうしていくのかということです。

これについては、長野市長と私は、意見は同じ立場であります。まあ、いろいろ馬毛島について、軍事基地について反対の理由もこれまで言ってきました。あえて繰り返すになりますが、いろんな理

由の中の一つとして、この馬毛島は、これからの人類の、そしてまた日本の、アジアの一つの大きな課題、目指すべき道として、この環境があるんだろうと思います。いい環境を維持していくと。子孫の、これからの未来の子どもたちのためにも、環境が非常に大事である。そして、その環境の世紀の象徴として、この馬毛島を何とかのまま豊かな自然環境を保持して、維持していくと。そういう考え方も非常に大事じゃないかと。

同時に、それは平和の島だと。軍事基地にしないという、その、この時代に生きた人たちが、あえて軍事基地という選択をしなかつた。まあ、軍事基地にすれば、国からのお金も出るわけですが、しかし、それをせずに、平和と環境、特に環境の世紀ということで、そこに重きを置いて、その軍事基地にしないことを選択したんだと。これを後世に残しておく。はっきりとした我々の、この時代の人々の意思として、後世に示していくことが非常に意義のあることではないかと思うのですが、いかがですか。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） ただいま質問ありがとうございました。議員のおっしゃるような自然環境保全の島として、また後世に残るものの一つの選択肢であろうと私も考えます。安心・安全、豊かさ、また心地よさ、そのような価値観を共有できるような施策展開が望ましいかなと思っておるところでございます。

○六番（瀬下満義君） まあ、これまでも述べてきたように、やは

りその中国の脅威というのがあって、この軍事基地の問題が出てきてるわけですが、中国も軍事費をたくさん伸ばしております。最近、ネットで記事を読んだんですが、中国は破綻すると、軍拡に走ったら。私もそう思います。だから、それに手を貸したらいけないと。破綻して困るのは、我々も困るわけです。中国はもつと困るけど、我々も困る。あの国はちゃんと立派な国になってもらわなきゃ困る。何か中国・韓国から大量のごみが日本に来てるといような記事もありましたが、まあ、そういうこともこれから彼らにも相談して、お互いにいい環境をつくっていかうと、これから呼びかけていく時代になってるんだらうと思います。

そこで、我々は国の政策に対して、馬毛島を軍事基地にしたいと、そうする、そう意向を持つてる国に対して、反対してるわけですが、自治体としてはとりあえず。国に対して、国の防衛政策に異議を唱える自治体となった以上は、まあ、我々もその今対象国となってる中国について、これから我々自身も調査研究、議論し、理解を深めることも大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。簡単に。○市長（長野 力君） まあ、大変大きく、大変難しい質問でございますが、ただ、FCLPに異議は唱えています、総合的な防衛政策に異議を唱えているわけではないわけでございます、そこは誤解がないようお願いしたいと思います。

また、当然国の動きを踏まえてということになります、中国情勢につきましても、一自治体の長といたしましても、注視をしてい

くことは必要かと考えています。

○六番（瀬下満義君） 市長が言われたように、全体的なその国の防衛政策に異議を唱えてるといわけではもちろんなくて、この馬毛島を軍事基地にすると、FCLPをそこに誘致すると、持つてくると、これに対して反対している。個別の案件に対して反対してるということでもあります。これ自体は大変意義のあることだと思えます。国が政策を出すと、ほとんどそれに右へ倣えで、唯々諾々と従ってききましたけども、ここで我々異議を唱えて、自ら意見を言った。これは非常に画期的なことで、記念すべきことだと思えます。

そこで、我々も主張し行動する自治体となったわけですので、中国を中心とした近隣諸国との自主的なといいますか、大変大きな話にはなるんですが、これからの話ですが、将来に向かって、その自治体外交、あるいは中国やその韓国なんかとの、まあ、主に中国ですが、その草の根交流とか、そういうの展望がもしあれば、お聞かせいただければと思います。

○市長（長野 力君） 自治体外交や草の根交流の積極的に行っている自治体があることは認識しておりますが、FCLPの問題と絡めて行動するような予定は、現在のところはございません。

しかし、外国との積極的なおつき合いの中で、交流を促進し、経済の活性化を図ったり、人材育成を行うような取組みは必要だろうとは考えています。

○六番（瀬下満義君） 我々は、その自治体外交なんちゅうのはほ

とんど縁遠いことで、余り関心もなかったわけですが、これからは国際化が進んでいきますので、考えていく。少しずつ手探りでそういったことにも関心を持って取り組んでいくことも、将来は必要かなと思ったところです。

次に、財政についてですが、これは市長の施政方針についても書いてありますので、それを題材にして質問をしてみたいと思います。この施政方針で、市長は、自立した自治体運営のためにも財源確保が必要と述べておられます。この財源確保の手段として、どんなことを考えておられるのか。

そして、これと関連して、その、今年度、市長、副市長、教育長の給与が大幅に上がりました。三人分合わせますと、年俸合計で五百六十万円ぐらいですか、上がったわけです。これとの関係で、これどう整合性をとるのか、お尋ねいたします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

施政方針のときの御質問と認識してございますけども、財源の確保策としましてはですね、基本的なものは、やっぱり産業振興策によりましての増収増益だと思います。あと、それ以外に、事務事業の適正な執行、あるいは増収の適正な確保、あるいは補助金、国県の補助金の活用、それと、起債を行うにつきましても、交付税のあります起債がございますので、そういった有利の起債の活用というのが基本的なものだろうと思います。

今回、三月時点での人件費の引上げという表現をされております

けども、実際上は、平成十三年度からずっと行革とかに取り組んでございまして、平成十四年度から十六年度、それで一〇%前後の給与の削減、市長でございませうけども、それから、あと長野市長になられましたから、三〇%の削減というのを大体十年間ぐらい続けてまいりました。実際のところは、非常に厳しい財政状況でございまして、そういった緊急の措置をとりましたけども、一定期間が経まして、一定規模基金等もたまりまして、そういったことで、元の状態に返したというのが正確なところではないかなと思います。そういった意味で、財政的な整合性はとれてるというふうに思っております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 私は全く整合性がとれてないと思うんです。今、行政経営課長が言われた、その財政が、平成十三年ですか、非常に厳しかったと言われましたが、何回も言いますが、我々の財政は国からの支出に頼ってるわけです。ここに、五割、六割を依存してるわけですから。市税なんちゅうのは、十三億円から十四億円しかないのに、今、百何億円ですか、今。

地方交付税交付金は、あれは地方交付税法ですか、あれで一定の割合を、国税の一定の割合を地方に渡すてなってますが、あれは、いわゆる法定率分、必ず中央政府が地方に地方交付税交付金として渡さなければいけない額っていうのは、このところ十一兆円ぐらいだったと思うんです。十一兆円ぐらいしかありません。だから、それで

やっつけていけないもんだから、地方は上乗せして、四兆円か五兆円で
すかな、十六兆円から十七兆円ぐらいにしてしたわけ。

そのほかにも、まあ、国は国庫支出金っていつてやっってますので、
大体は三十兆円ぐらいですか。地方に、地方交付税交付金が十六
兆円から十七兆円、国庫支出金が十三兆円とか十四兆円ぐらい、た
しか三十兆円ぐらい来てたと思うんですけど、一応。それが、その
一部が我々に来てるわけ。我々はちよつと財政がちよつと弱いもん
だから、全体の五割とか六割、大体五割ぐらいが国に頼ってるわけ
ですけど。

見てください。国はどうなってますか。もうどうにもならんわけ
ですよ。このままいったら、四十五年後には、もう八千兆円になり
ますと言ってるわけですから、その国の地方の合計が。今は千三百
兆円とか四百兆円ぐらいですか、合計したのが。これが八千兆円に
なるというんですから、そんなのはできないわけ。破綻してるわけ
です、完全に。その国に頼ってる。その八千兆円の中身もほとんど
国でしょうから、国になるわけ。

地方は割とまあ安定してますよな。大体、今んとこ二百兆円前後
で大体。国は、だから、地方がいいからな、地方はいいって言うて
るわけですよ。だから、抑制をしていかないかと、地方交付税と
かで。国のほうが大変なんだから。まあ、それはそうですよ、確か
に。国のほうが大変なんだから。その大変な国に頼ってるわけです
から、そこに。好転してないです、全然。反対です。むしろ全体と

して見ると、もう苦しくなってるわけですから、だから、財源は、
我々自身も自らの力で確保していかないかんわけです。

産業振興といいましたけど、いつから言ってますかな、こんなの。
うまくいかないです、こんなのはもう。わかってるわけですから、
もう。証明済みですから、ほとんどこんなのは。三重県もうまくい
かなかったじゃないですか。あのシャープがだめになったわけです
から。一時はもてはやされましたけど、亀山モデルとかいつて。あ
んな会社でも急にこう落ちていくわけですから。ソニーも一緒に
簡単にいかないです、そんなの。見てください。鹿児島なんかどん
どん引き揚げてるじゃありませんか。パナソニックとかソニーとか
いるんなところが。パイオニアとか。だから、そういかないわけ
です、簡単に。

じゃ、何ができるかっていったら、まあ、これも持論ですが、手
前みそになります、我々自身の今抱えてる予算を再配分すると。
組み替えると。その中心には、やっぱり職員の給与の官民格差は正
ということを通じた、そこを削減して、予防医療とか予防介護とか、
新しい分野に振り向けていくということをしなないと、要するに、
我々の自助努力によって財政を変えていかないことにはできません
よ、その外からの金が入ってくるなんてことは。全然違うと思いま
すけどな。

したがって、職員の給与改革となると、それはもう三役も一緒に
す。議会も一緒ですから。これをやらないと、我々自身が、どうに

もならんじゃありませんか。市民に言ったって、市民は大変ですから、今。今一番恵まれとるのは役所ですから。役所の職員ですから、基本的には。だから、そこが、ここは大きく変えて、苦しいですけども、大変だと思えます、職員も。生活設計も変えないといけませんので、教育とかいろいろと、住宅ローンもあるだろうし。それを思い切って変えていかないことには、どうもならんじゃありませんか。

大体昔から言われていました。このままいけば、地方は公務員と年寄りだけになると。なってるんじゃないですか、実際。なっていますから、今それ現実に。それ前から言われてたんですよ、こんなことは。だから、ここをそんな変な社会じゃなくて、もっと公平な公平・公正と言ってるんですから、役所は、我々自身もそれに向かつて、税金の使い道は公平・公正に、格差がないように、そこに努力していけば、まあ、多少道は開けてきますので、これをやっばりやるべきじゃないかと思うんですけどな。それがどこに、あんまり出てこないです、それが。まあ、それは出てこないでしょうな。嫌だろうから。自分のことだから。そこに取組まないと、未来がないと私は思います。

財源確保については、したがって、この三役がその給与を大幅に引上げなんちゅうのは、非常に問題があると思います。

そこで、この現在のその三役の給与水準、元に戻ったわけですよ。昔に。課長が言うように、削減してましたんで、その元の、その今

の水準ですが、これいつごろ決められたんでしようか。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

三役の給与を含め、特別職の給与につきましては、御承知のとおり、西之表市特別報酬等審議会において、市長からの諮問を受け、他市の状況、類似団体比較情報、その他もろもろの情報等を御審議をいただき、答申を受けるものでございます。

本市におきましては、平成八年に行われた審議会において改定をされて以来、これまで行われた審議会では、据え置きという答申を受けて、今日に至るところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 瀬下議員にお願いいたします。あとですね、通告も若干残っているようであります。要点を絞って、簡潔に質問をお願いいたします。

○六番（瀬下満義君） 平成八年といえは、まだあれは、平成八年ですから、バブル期の前ですか。もう今から、平成八年という、もう二十年ぐらい前ですか、ですので、ずっと前です、まだこれ。少子高齢化とか人口減少とかがそんなに言われなかった、今ほど言われなかった時代にこう決められたということだと思わんですが、要するに、経済状況が、そんなに財政の問題とかいうのは、そんなにこう言われなかった時代に決められたわけで、まあまあ、この時代はまだ公共事業なんかもあったんじゃないでしょうか、まだま

だ。公共事業なんかもまだ結構あって、だったと思うんですけど。だから、この時代に戻るなんちゅうのは、もう非常に問題があって、人口もずっと少なくなつて、職場も少なくなつて、少子高齢化が進んだ。この時代とは、もう全然この環境が違つてますので、この時代に合つたものになつてないと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

先ほど私が申し上げました、平成八年に行われたと申し上げましたけれども、改定をされる、されないということで申し上げたわけでございます。平成十六年度以降、審議会を開催いたしましたのは、平成二十二年度、二十五年度でございますが、まあ、実施しない年度につきましては、三役給与を実質的に削減してるところとで見合わせたものと考えております。

他市におきましても、自主的に削減をしていること等があれば、必ずしも開催をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 要するに、私が言つてるのは、市長の年俸が千二百万円だったわけですから、もともと。市長の年俸は千二百万円だったわけです。あと、副市長が九百五十万円ぐらいですか、副市長は。教育長が八百九十万円ぐらいだったわけです。これに戻つたわけです。昔この水準だったのに戻つたわけですから、このところ、これを削減してましたけど、戻つたもんだから、昔に戻つたもんだから、三人合わせて一気に五百六十万円、合わせると、年俸

で五百六十万円上がったしまったわけです。

そして、その元のこの、今ですけどな、今年度上がったしまった、この水準は、つまり、市長の年俸が千二百万円程度の水準は、いづごろからかつていうことなんですけど、それはわかりませんか。ずっと前にさかのぼるんじゃないかなと思うんですけどな。かなり前。

○総務課長（中野哲男君） 過去にさかのぼつた部分については、詳細不明でございますけれども、平成八年と行われた審議会で改定をされたということでございます。

○六番（瀬下満義君） まず、そのそれほど財政問題がそんなに声高に叫ばれなかった時代にこう決められたわけですので、しかも、そのときには、そんなに少子高齢化とか限界集落とかいうのも、まだ出てこなかったと思います、そのときはまだ。その後ですので、だから、今はもう全く環境が違いましたから、今の時代にふさわしいその給与にしないと、これはもう時代錯誤になつてるんじゃないかなと思うわけです。

ちなみに、幾らが幾らになつたかといいますと、市長の年俸が九百七十万円だったわけです。削減してました。これが千二百万円になりました。副市長が、七百八十七万円の年俸が九百五十万円になったわけです。教育長は、八百二十万円の年俸が八百九十万円になったわけです。合計すると、年俸が、三人分合わせると、五百六十万円ぐらい上がったと。去年より上がったということですよ。

退職金につきましては、それぞれ一期四年で、市長が千五百万円、

副市長が八百八十四万円、教育長が八百二十三万円となっております。

これはいつも参考として言っていますが、名古屋市の河村たかし市長、任期中は年俸が八百万円です。退職金はゼロ。そして、夕張市の市長が、若い方ですけど、三十歳前半の、年俸は三百八十万円、退職金はゼロです。そういうところもあるわけです。

上を見れば切りがありませんが、我々も率先してこの財政改革に取り組むべきじゃないかと思うわけです。

そして、まあちよつと繰り返しになりますが、長野市長は、その施政方針演説で、行動する人と言ってるわけです。行動する。市民も行動してもらわなきゃいかんということですが、この三役の年俸を一気に引き上げたことについては、これも行動する人、長野市長自ら、行動する人ということで上げたのかと。お尋ねいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

先ほど行政経営課の課長のほうからございましたが、削減後、本則に戻したということございまして、行動する人という対価というふうには考えておりません。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 総務課長は、今、行動する人とは考えてない。行動する人のお手本とか、まあ何か、そのいわゆる考えてないって今言われたと思うんですけど。はい、じゃ、今度は。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

その議員がおっしゃられる行動する人の対価としては考えておりませんということで、一般的なことを申し上げますと、その業務、役割に対して支払われるものというふうに考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） まあ、市政についてその行動する人。まあ、じゃあ、市長はどうしたのかということを見ると、市長がどうしたのかと。市民には行動する人と呼びかけたけど、じゃ、市長はどうかと。お手本を普通示す立場にあるわけですから、私などは、何かまたさらに報酬も、給与も削減して、お手本を示すのかなと思ったわけです。

ところが、上げてきましたんで、これはまた一つの大きなメッセージ、市長のメッセージだと思うわけです。こんな時代に給与をぼんと上げるっていうのは、三役の、これは大変なメッセージで、非常に、要するに、財政が大変好転しましたと。それで、市長も三役も大幅に上げるんですと。こんなふうに普通とると思うわけです。非常に政治的な大きな行動だったと私は思うんですけども、まあ、今後、それは市民にも、私も言っていけますので、市民にも説明してもらいたいと思います。これが行動する、非常に政治的な大きな行動でなくて何なのかと思うわけです。自ら財源確保のことも言ってるわけですから。財源を確保しなきゃいかん。そんなこと言っときながら、こういうことを、その施政方針演説で言っときながら、その年度当初にぼんと上げていくと、自分の給与なんかを。それは

もう大変な大きな政治的な行動だったと思うわけです。

最後になりますが、まあちよつと時間がありませんが、まあ残りは、あとは、最後は、西之表市の人口問題についてです。できるところまでやって、あと残りはまた次に引き続いていきたいと思ひますが、この人口問題といへば、人口が減ってきて、特に担い手が減ってきて、増やさなきゃいかんと。子どもを増やす。そして、担い手を増やしていくことでもあります。かつては三万三千人ぐらいですか。昭和三十三年、四年ごろに、三万三千人ぐらいが最高と。三万三千人から三万四千人。今は一万六千数百人ですか。ちよつと半分になつてます、最盛期の。

それで、この人口問題につきましては、私も小さいときちよつと関心があつたんですが、学校で習つた、教科書で習つたときに、日本は非常に人口密度が高いと。あんなときには、まだ一億人いなかったです。今は一億二千七百万人ぐらいですか。かなり増えてます、今。それで人口が減っていくんで、増やさないと云つてゐるんですが、種子島も、さつき言つたように、三万人ぐらいいたわけ。どつちかちゆうと、あのころは人口が多いんで、人口密度が世界的にも高いと、オランダとかインドネシアとかもありましたけども。非常に高く、移住もしたわけ。移民。私なんかの同窓も、一人ぐらいい行きました、ブラジルのほうに。まあ、集落の中の一人ぐらいい行つたんじゃないかと思ひます。

私としては、その、そんなに人口減少自体をそんなに大げさに捉

えなくても、ある程度のところでは受け入れていいんじゃないのかと、人口が減つたところで。だから、まあ、そういうふうには思つていません。そして、まあ、私の感覚だと、今の人口、一万六千四百人ぐらいですか、ちよつと少ないかなという程度で、私の感覚ですけど、個人的な、まあまあ、これも悪くないなちゆうのが正直なところですが、私は。ただ、バランスが悪いんで、高齢者が非常に多くて、高齢者との担い手、子どものバランスが非常に悪いんで、そこはまあもちろんあれですが、人口の数自体からいくと、そんなに悪くないなつていうのが私の個人的な考え方です。

そこで、その、じゃあ、適正な人口規模、本市にとつて、幾らぐらいと考へておられるのか。もし腹づもりがあれば、お答へください。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

適正な人口の規模ということでございますけども、まあ、以前よりいろんなものを調べてございました。で、まあ、今回も議員から質問をいただきました、また再度調べてみたわけなんですけども、適正な人口の規模というものの概念というのは非常に難しゅうございまして、国でおいてですら、適正人口がどのくらいかというのは非常に議論がございます。で、まあ、合併のときの議論で、財政効率性から考へたときの市町村の規模という議論がございます、それからいくと、十万人から二十万人だということでございますけども、実際上は、各市町村の現実はそういうことじゃございませんの

で、その適正規模の人口を出すというのは非常に難しいし、議員おっしゃられますように、いろんな感じ方、考え方、あるいは、まちのつくり方で変わっていくんだろうと思います。

今回、人口ビジョンの中で一万二千人というのをお示ししてるわけなんですけども、そこに關しましては、今あるいい面を伸ばして、今あるマイナスの面を消していきながら、まあ、先の話になりますけども、目標人口として出したいということでございます。適正人口の数字でしっかり数字をお示しできないのは大変恐縮ですけども、そういうふうなものが実態でございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 今の人口はどうですか。今の人口は少ないと見えますか。今の一万六千三百人ぐらいですか。この人口はどうなんですか、行政から見て、今。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

先ほどの答弁の中に含まれてると思うんですけども、そのその、その人の感じ方ですか、それぞれのその見方ですか、そういったもので適正な人口の規模というのは変わってくるんだろうと思います。まあ、本当に学問的に財政効率性とかそういったもので考えますと、もう基礎的自治体の人口は十万人だ、二十万人だというふうな議論になってしまいますので、そうではない規模になるうと思えます。で、今私が答えてしまうと、私が感じてる人口規模ということになりますので、答弁は控えさせていただきます。

○六番（瀬下満義君） まあ、個人的な意見は、個人的な意見と断って言ってもらって結構です。これは議論する場ですので、そういうふうにして言っていないんじゃないかなと思います。

まあ、何か十万人と言われましたけど、要するに、基礎的自治体として国が考えるのはそういうこと。私が言ってるのは、西之表市の人口。このこの、この大体二百平方キロぐらいですか、のところに一万六千四百人ぐらいの人が住んでるんですが、それで、その密度がどうかっていう話です。もっと多いほうがいいのか、少なくともいいかっていう話ですが、そういった議論も必要かなと思うわけです。確かに、人がこれだとずっとどんどんどんどん減っていくんです。それは確かに危機感がありますが、適正なのがどれぐらいかなっていうのも、まあちょっと議論はしていいかなと思うわけです。以前は、とにかく人口密度が高いということだったもんだから、我々はそう教えられたんですけど。ちょっと高過ぎるんで、ちょっと人口は減らしたほうがいいんじゃないかと。そういうことだったもんだから、まあ、聞いてみました。

そこで、この人口ビジョンにおける厚労省の推計と本市の推計が違いますか、これはどういうことですか。何かこう政策的なことも加味してしてるんでしょうか。厚労省のほうが少なく、西之表市が推計したのが多くなっていますが、この違いはどっから来てるのか、お尋ねします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

時間もないようですので、端的に申し上げますけれども、一番大きな差のところは、合計特殊出生率のカウントの仕方が一番違います。国のほうは一台で使っておりますけれども、西之表市の場合は、二・一三でございますので、そっちのほうの数字を使わせていただいております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） まあ、私としては、その人口をその増やす、直接人口を増やす努力っていうのがここに書いてありますが、ちょっと無駄な面があるんじゃないかと。そこにちょっとこだわり過ぎてるんじゃないかと思います。人口っていうのは、この結果として、住みよければ人が集まるし、増える。住みやすければ。住みにくければ、まあ、もちろん減っていくんだろうと思います、いろんな事情で。雇用とか、まあいろんな環境とかありますので、本市としては、その住みやすい、今の人たちが、あるいは将来の人たちが住みやすい自治体をつくっていくと。そこを目指して、結果として、あと人が増えるのか、増えないのかっていうことを、結果として捉えたほうがいいんじゃないかなと私は思っています。どうですか、この人口のほうだけいくと、ちょっと何か背伸びするっていうのか、ちょっとそれは政策をこう誤っていくんじゃないかという気が非常にしております。

そこで、もっとその、よりその、前の質問でも言いましたけれども、その、そこで暮らしている人たちが誇りを持ったり、まあ、よ

くきずなど長期振興計画でも出てましたが、連帯感を持って、お互いに、何ていうか、信頼感を持って暮らしていける。そういう住みやすい、とにかく住みやすい、その住みやすい社会をつくっていく。その土台を、住みやすい社会の土台をこうつくっていく。そこに我々は勢力を傾けて、その結果としての人口というのがどうなっているかを見ていけばいいんじゃないのかなと思うわけです。これについては、また次、できれば議論していきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で瀬下満義君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時九分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 皆さん、毎日、御苦労さまでございます。

さきに開催された第四十六回種子島鉄砲祭りも例年になく参加者を生み、天候にも恵まれ、盛大に終了できましたことは、共に喜び

とするところであります。

また、翌日からは、風力を強めながら北上した台風十五号も、直撃を受けることなく、大事な災害に至らなかったことに安堵してるところであります。

それでは、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず、平成二十七年四月から、介護保険事業の中で、要支援一、二の対象者の介護予防訪問介護、そのうちホームヘルプと介護予防通所介護（デイサービス）が、介護保険から市町村が実施する介護予防のための介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。主管課の仕様では、この事業開始の時期は市町村単位で決め、平成二十九年四月までには全ての市町村が開始することとなっているようです。本市では、本年四月から事業に着手しているわけですが、情報では、県下では事業に移行している市町村は少ないと伺っております。まず、本市では早々に取り組まれていることについて、私は高く評価してるところであります。県下の実施市町村の取組みについてお尋ねいたします。

以下は質問席よりさせていただきます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

本市では、介護保険計画の基本理念である生き生きとした元氣な高齢者が増え自立した生活が送れるよう、地域ぐるみで支援する体制を確立し、地域包括ケアシステムの構築を目指す上で、介護予

防・日常生活支援総合事業を早期に導入することが効率的・効果的であることから、他市町村に先駆け取り組んでいるところでございます。

事業導入により五カ月が過ぎましたが、訪問介護、通所介護の現在のサービス利用者については、ともに既存の介護事業所による既存のサービスを実施しており、更新時に随時多様なサービスにつなげることで、新規申請者については、窓口受付の段階で、その人の状態に合った多様なサービスにつなげることであります。

現在までの利用の状況ですが、現要支援者の既存のサービスに相当する利用者が二百十人、新しい多様なサービス利用者が、新規を含め、四十八名となっております。

一方、導入前の要支援者三百六十六人中、サービス利用者が二百五十三人、未利用者が百十三人でしたが、導入後、認定を受けなくてもすぐにサービスが利用できることから、要支援認定者が三百三人で、六十三人減少いたしております。

現時点での課題ですけれども、これまで介護予防サービスを利用してきた要支援者及びサービス提供事業者への総合事業による多様なサービスへの理解と、自立支援への意識の啓発や人材を含めたところの多様なサービスの質の確保が課題となっております。

以上で説明を終わります。

○二番（鮫島市憲君） その課題の非常に短い期間で、まだ事業効果とかそういったもの等については伺うことができませんけれども、

その課題の改善を図るため、現在七カ月たつて、その時点での今後の推進方策といえますか、そういった取組みについて検討されておられれば、その説明を願いたいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

課題についての改善を図るための取組みの方策ですが、今年度より生活支援サービスクーディネーター一名を配置し、生活支援サービスの充実や、高齢者の社会参加に向けてボランティア等の担い手の要請・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行うほか、健康運動指導士一名を配置し、地域における介護予防を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら新体制を確立してまいります。

以上で説明を終わります。

○二番（鮫島市憲君） 過去の介護行政、これは介護の社会化のもとで進められてきたわけですが、今後は地域包括ケアを中心とした地域の力が試されるのではないかと考えます。それぞれの地域の方々と関係者の創意工夫を膨らませて、事業が充実・発展されるよう願うところであります。

では、次の質問に移ります。

税務課の収納状況についてであります。

平成二十五年、二十六年産のさとうきび生産実績を一つの例として挙げて、お伺いをいたします。

本市の農業経営の基幹作物であるさとうきびは、連続減量、低

リックスと重なり、農家経営は著しく厳しい状況にあります。このことは商店街に与える影響も同様と考えます。

校区の振興会総会において、平成二十五、二十六年産のさとうきび共済に係る状況の報告がありました。その内容は、平成二十六年産の耕作面積は、西之表市は七百八十二ヘクタール、耕作農家数千八百八戸、うち共済対象者は、すなわち共済を受けた方ちゆうことになりませんが、七六・六%の六百十九戸で、支払い共済金額は一億七千八百六十九万八千五百八十八円であります。

これを過去と比較しますと、平成二十四年度が、共済対象者は四百二十五戸、支払い共済金額は六千五百六十七万四千八百四十九円、昨年度の平成二十五年産は、共済対象者は二百二十一戸、支払い共済金額は二千三百三十四万五千三百七十四円であり、平成二十四年から二十六年の面積の増減は大きくないものの、支払い共済金にあつては、対二十四年度比、一億一千三百二万三千七百三十九円の増、対二十五年産比、一億五千五百三十五万三千二百四十四円増と、支払い共済金が大きく増えています。

さとうきび共済金支払い基準は、過去五年間の農家実績の最高値と最低値の平均を下回った場合に共済金が支払われるものでありますが、支払い共済金が少ないほど豊作であり、この結果からも、いかに平成二十六年産が不作であり、今年度のキビ作農家経営が厳しいことがわかります。

そこで、前年度の現時点对比で収納状況についてお聞きします。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

平成二十六年年度の市税は、現年度分と滞納繰越分の合計調定額が十五億二千八十九万五千九百十七円で、前年度と比較しますと、額で七百六十四万二千四百四十三円、率で〇・五ポイントの減となったところで。

収納状況につきましては、現年度分九七・五五％、対前年度比で〇・三七ポイントの減、滞納繰越分二三・六六％、対前年度比で三・八三ポイントの増、現年度分と滞納繰越分の合計が九〇・九七％で、前年度と比較しますと、〇・五二ポイントの増となっております。

一方、国民健康保険税の収納状況につきましては、一般分と退職者分の合計で、現年度分九一・四五％、対前年度比で〇・八九ポイントの減、滞納繰越分二八・四〇％、対前年度比で一二・一三ポイントの増、現年度分と滞納繰越分合計額は七五・四六％で、前年度を一・九五ポイント上回ったところで。

今後とも、収納率の低下を招かないように職員一同努力していく所存であります。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 今のさとうきびの共済を種子島全島で考えてみますと、面積では、西之表市は、耕作面積そのものは、種子島全島で二千七百十町歩でございます。これに対して、この支払い共済

金、これは約六億八千六百三十三万円でございます。このうち、西之表市の面積にしますと、やはり二八・八五、面積が二八・八五なんでありますが、共済金を受け取ったこの率というのは、約二六％ぐらいでございます。といいますのは、種子島全体がこのような不作であったということがうかがえるというところであります。

そこで、今月末で四半期となりまして、上半期は折り返すことになりまして。下半期に移っていきます。このような厳しい状況の中にある中で、今後の収納率を維持・発展させるため、どのように取り組まれるのか、その方策についてお尋ねいたします。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

農業等の不作等により厳しい状況下にありますますが、災害や病気等により納税が困難な方や、やむを得ない理由がある方については、十分な聞き取りを行った上で、納税の猶予・緩和も取り入れていきます。

しかしながら、地方自治の根幹である自主財源のほとんどが税収であります。これまでどおり財産調査の強化を図りながら、預貯金給与、所得税還付金、生命保険、出資金等の差し押さえを実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、納期ごとに防災無線での納付督促及び税の広報紙「おさめーるだより」等での納付意識の啓発並びに口座振替の推進等も引き続き実施してまいりたいと考えています。

さらには、不動産の差し押さえ、タイヤロック、搜索なども実施

しながら、なお一層の収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 非常に農業に限らず、商店街にしても厳しい経営が営まれてるわけでございます。こういった厳しい中において、初めてこの税制の役割、税の役割というのが大きく響いてきます。原資となる税金でございます。そういうことに鑑みて、先ほど課長からお答えがありました。どうかこういつた厳しいときであるからこそ、職員各位英知を絞って、寄せ合って、税行政の健全な進捗をお願いしたいと思います。

次に、三番目の質問に移ります。

緊急災害時における早期対応と予算の拡充についてをお尋ねいたします。

昨日の同僚議員の質問もありましたが、私は、中でも緊急災害時の復旧のための予算の確保についてお願いするところであります。

その前に、本年も大小十六個の台風や豪雨災害が発生しました。また、これからの秋にかけて、本土への台風の発生が最も多い時期を迎えています。災害が発生した場合、災害発見者と現地と市役所との連絡体制は十分に機能しているかと考えているのでありますが、いかがでしょうか。建設課長、お尋ねいたします。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

災害時の発生の際の連絡体制ということでありまして、現在においては、四月当初の市政連絡員の総会における中で、異箇所があつた場合には、速やかに連絡をしていただけるようにということでご要請もいたしております。

また、災害が起こつた場合には、地域の市民の方々からの通報もあります。そういう中で、職員は、通報があつた場合には、すぐ駆けつけて、パトロール等を行っているわけでありまして、現在においては、その体制は整っているのではないかなと思つておるところであります。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 現在は、この緊急体制、連絡体制は整つているという御答弁でありました。

それで、特に大字にあつては、高齢者等が多うございます。そういうことから、なかなか気づきにくい点もある。そして、ましてや、おうちの近くの崖が崩れかけてるといふ、これを誰につなげばいいのかということもある。そういったことからして、外から見ると、それを気づく通りがかつた人たちの声もありましょうし、そういったことからして、その災害をいち早くキャッチして、それをいち早く役所のほうに伝えていただくという、そういったやっぱりシステムを、大きな機能を果たしてるんじゃないかと、そのように考えるところから、あえてここで確認するところがあります。

次に、予算の面についてお尋ねします。

災害査定の対象規模の有無にかかわらず、緊急対策としての応急措置に対応するための予算額は少額であると考えております。年間でも最も災害の多い時期は、五月中旬の梅雨時期から九月一日の二百十日以降の十一月上旬までが最も災害に遭遇する時期であります。当初予算が非常に少のうございます。そのたびに建設課等へも、予算が臨時議会、もしくは次回の定例会において補正として提案している状況にあります。どうか当初予算にもう少しこの緊急対策のため、その災害の大小に問わずですね、これに対しての予算の枠組み、予算枠の確保を強く求めるところであります。行政経営課長、いかがでしょうか。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

予算の拡充につきましては、その必要性を見ながら適宜やっていきたいと思うんですけども、やっぱり一番大事なのは早期の対応だと思っております。そこら辺は、予算のやり方、流用ですね、予算の流用、あるいは予備費からの充用というのもございますし、必要であれば専決予算というのもございますので、拡充とともに、そういった方法も考えながら、適宜対応していきたいと思っております。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 本市も安心で安全なまちづくりを旗印に掲げているわけでございます。災害関係予算の積極的な枠組みが不足しているように感じますので、今後とも前向きな御検討をひとつよろ

しくお願いしたいと思います。

次に、最後の質問になります。

職員等の島内及び島外の研修の充実を図るための計画的な機会の確保を堅持されたいということでもあります。

市長にお尋ねしたいと思えます。今月の「市政の窓」の人事行政の運営状況の中で、職員の研修状況を紹介しております。許認可等業務の権限移譲などで、業務量の増大に加え、内容も多岐にわたっており、職員等への負担も大きくなっています。職員は市民の貴重な財産であると思えます。多くの研修等で培った多角的・多面的な視野の広い見識と豊富な経験を持ち備えていることは、重要なことであると思えます。今後の行政の発展的推進を図る上で、計画的な研修機会を確保することは、必要かつ不可欠な要素であると思えます。任命権者として、市長は職員の島内及び島外の研修の充実を図るための計画的な機会の確保を堅持するよう願っています。ここでありますが、御見解をお伺いいたします。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 職員の研修とか充実ということでございます。

それでは、担当課長から最初説明させて、後で私のほうから答えると思います。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

研修の充実に関する御質問です。

国県の権限移譲の業務は、受入れの可否について選択できるものと、法で強制的に移譲される業務がございます。議員御指摘のように、移譲を拒否できない業務が増加をしてくている中、職員への負担は非常に大きくなっていると感じております。

ただし、それに係る業務につきましては、それぞれ関係機関が、引き継ぎや業務運用にかかるノウハウの継承等を含め、説明会や研修会が行われていると考えております。

本市の研修につきましては、人材育成基本方針に基づきまして、実施をしているところでございます。具体的には、講師を招聘して行う研修や職員自らが講師となつて行う研修など職場内研修、研修機関に職員を派遣し行う職場外研修、他自治体等へ人事交流という形で実施をする派遣研修、職員自身が目指すキャリアデザインに向けた自己啓発研修等がございます。

加えて、平成二十八年度から本格導入が予定をされております人事評価の評価結果において、自分の得手不得手に気づきかけになると期待をされておりますことから、職員の自学による自発的な資質向上に取り組める環境づくりを進め、先ほど議員がおっしゃいましたように、人材の「材」が財産の「財」になるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（長野 力君） 職員の島内・島外の研修の充実ということ

でございました。

おっしゃるとおり、私も業務の執行につきましては、職員の能力の向上、これが一番でございます。また、職務能力向上と、それから職務の向上と、それからまた、もう一つは意識の向上、これら入ってくると思います。

そういう中で、やっぱり職員のその能力、知識によりまして仕事の生産性は相当違ってきますんで、何よりも限られた人数の中で生産性を上げてもらうためには、一人一人の能力をアップをさせなきゃいけないということございますんで、今後ですね、研修については、一生懸命ですね、皆さんが取り組むように、市でも計画を立てながら、またもう一つは、私が職員に言ってるのは、やっぱり自分でやっぱり勉強する。自分で勉強して自分で能力を磨き、自分を磨かない限り、本当の能力が出ないと。人から言われたものをするんじゃないんで、自分でやっぱりやるということですね、毎回、職員には言っております。

まず、自分が磨き、自分が向上し、そして、ともに同僚と一緒に仕事をしていくためには、私自身も研修機会をですね、職員にしっかりと与えなきゃいけないかなという認識がございまして、研修のための計画はしっかりと立ち上げていければと思っております。

最近ですね、いよいよ人事採用の話も出てくるんですけども、技術職が非常に少なく、この数年、本市だけじゃなく、他市の状況もそうですが、技術職が少なく、非常にですね、社会的にもう

既に働いてる方とかいう人ですね、職員採用ということも拡大しながら考えてるところでございまして、まあ、総括として、研修を含めながら、また優秀な人材の登用ということを含めて、しっかり計画を立てていきたいと考えています。

○二番（鮫島市憲君） 担当課長からも市長からも、今御返事の中に、自発的研修と言われる言葉が出されました。

実は、本市であっても、もう遠い過去になりますが、夏休み期間に、自分の年休二年間、四十日になりますが、土曜日曜を除きますから、その夏休み期間中にヨーロッパに研修に行きました、ある職員が。その際に、当時の市長は、特別休暇、職務専念義務免除ですね、与えました。目的は、児童作品、海外の作品をどうしても西之表市の子どもたちに見せたいと。これはポルトガルとの友好盟約を結んだ、そういった時期だったかと恐らく思うんですが、それは行かれて、先に社会教育課長にもなっていくわけですが、そういった事例もありましたし、また、隣の町では、ある職員の若い職員たちが、やはり五、六名グループになって、ドイツ、フランスというところを中心に研修に行っております。これも特別休暇で行っております。もちろん旅費を出すわけではありません。

そういうことからして、ただ、海外だけが全てということじゃありませんが、やはりこういった自主研修にも向けた環境づくり、そういうこともこれから必要じゃないかと思ったりします。

仕事量が多く、なかなかやっぱりの自分の自由な時間がとれ

ないということからして、それも望めないという状況も当然考えられますが、何か一つ、そういった自らが、やっぱり自らが見つける自らの研修、そういった点まで期間が捉えられるような環境をつくっていただきたいなど、このように思うところであります。

それでは、結びになります。市長の所信表明にもありました。今回の第四十六回の鉄砲祭りの前日に、姉妹都市である伊佐市から、今年の春、今春、新規採用職員九名が、この職員と合同の研修が実施されたということをお聞きしました。大変有意義な取組みであると痛感するところであります。この九名の伊佐市の職員は、翌日の鉄砲祭りには南蛮行列にも参加していただくなど、戦後七十年の記念する年とも相まったこの企画は、多くの市民にも高く評価されたことと思います。派遣していただいた伊佐市の市長さん初め、議会、人事担当当局の深い御理解と御協力に対し、心から感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、下川和博君の発言を許可いたします。

〔五番 下川和博君登壇〕

○五番（下川和博君） お疲れさまです。一般質問をいたします。

鉄砲祭りも無事に終了いたしました。実は、今回、初めて下石寺部落の有志六人で演芸大会に参加をさせていただきました。地域からの出し物が今後増えていけばいいなとみんなで言ったところでした。ぜひ御検討をお願いいたします。

また、九月の五、六日にかけて、今度の土曜、日曜日ですけれども、婚活イベント「えんむすび in たねがしま」が開催をされるようでございます。一組でも多くのカップルができればいいなと願っているところであります。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

まず、農林水産業についてお尋ねをいたします。

今年のさとうきびの生育状況が非常に悪いということが言われておりますけれども、この生育状況について説明をお願いいたします。

以下については、質問者席から質問をいたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

平成二十七年、二十八年期さとうきびの生育状況につきましては、六月から七月にかけての長雨、日照不足の影響で、管理作業の遅れ

や不萌芽による茎数不足等から、生育調査、八月三十一日現在ではございますが、史上最低の昨年度の同時期と比較しまして、茎数で七〇・五％、茎長で八〇％の結果となり、今後の天候次第ではございますが、非常に厳しい見込みが予想されております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） ただいま、昨年悪かったのに比べて、まあ三割、もしくは二割の悪い状況であるということでありまして、けれども、しばらく天候もいい天気が続いてましたけど、また雨が続き、気温も低くなっております。農家の皆さん方は、またさとうきびの伸びが悪くなったというふうなことを言っているようでございます。そこで、昨年不作だったもんですから、共済金がかなりおりたということでありましたけれども、先ほど同僚議員のほうから説明がありましたので、これは省きたいと思えます。

そして、最近でしたけれども、さとうきびの増産基金事業、これがあるようですけれども、この不作に対する対応の事業だろうと思うんですが、これについて少し詳しく説明をいただければありがたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 御質問のさとうきび増産基金事業について御説明をいたします。

この事業につきましては、セーフティネット基金というのを活用しております。このセーフティネット基金につきましては、平成二十四年、二十五年、国の予算で造成されましたさとうきび増産

基金の残高を活用しまして、引き続き、台風、干ばつ等による緊急事態に対応するために移行した基金でございます。

今期のさとうきびの生産状況は、先ほども申し上げましたとおり、平年単収を大幅に下回ることが予想されまして、本年度においてもこの基金事業が実施される見込みとなりまして、この事業を活用しまして、非常に厳しい状況を打開するため、栽培面積を確保するため、新植支援、原料種苗の助成を行いたいと考えているところでございます。

具体的な内容につきましては、秋植え、春植えを対象に、自家栽苗、各自で準備することになります。について種苗代、概算であります。十アール当たり一万八千六百円の三分の二の助成を行うものでございます。現在、全栽培農家七百四十三戸に対しまして、事業実施に向けての事前確認調査を行っております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） 私も資料をいただいていたわけですが、今課長の答弁で、春植え、秋植えということが答弁がなされましたけれども、この資料には春植え限定と書いてるんですが、確認をもう一回させていただきたいんですけれども。

○農林水産課長（園田博己君） 秋植えと春植えが対応ということでございます。

○五番（下川和博君） 秋植えも春植えもいいということではないわけですね。具体的には、自分でさとうきびを穂をとって植えた方に

対して、補助を出す。三分の二の補助を出すということでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） そのとおりでございます。

○五番（下川和博君） さとうきびについても一つ、前後するかもしれませんが、先ほど共済金の話が出ておりましたけれども、この資料を見ますと、十月の上旬ごろに公民館で説明会があるということがあります。できれば、今回共済金をもらわなかった方もおられると思うんです。加入しなれば共済金は払われないわけですから、そこら辺も、ぜひこの事業説明のときに、共済の組合のほうとも一緒にいいと思うんですが、共済にもぜひ加入をしていただいてもえれば、そういうふうな啓発もしていただいてですね、と思います。

どうしてかといいますと、私も実際共済金をもらったことがあるんですけども、最初もらったときには、大体八十万円ぐらいを一回でもらうぐらいでした。大体一反千五百円ぐらいであろうと思うんですけども、掛金にしては、それが十万円ぐらい反当おりました。ちゅうこともあったんで、ぜひそういうこともお願いをしたいと思えますけど、いかがですか。

○農林水産課長（園田博己君） ここ数年、さとうきびの生育状況については芳しくない状況もございますので、共済推進につきましては、座談会等々を含めて、共済組合と連携をとりながら、推進をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） 共済制度というのは、千五百円ぐらいだと思うんですが、その個人は一割負担だろうと思うんです。あとは国が負担してくれるんだろうと思っておりますんで、ぜひ啓発のほうもよろしくお願いをいたします。

それでは、次に、漁業についてお尋ねをします。

昨今の漁業についての状況は、非常に厳しい、一次産業の中では最も厳しい状況ではないかなと思っておりますが、九月一日、昨日から二日ですか、イセエビの漁も始まったようです。また、キビナゴも八月の末ぐらい、中ぐらいですかね、末ぐらいから始まっているようでありませうけれども、この漁師の今回新規就業者について、幾らかの補助金というか、それがあつたと思うんですが、その状況と、今後のこの後継者対策、そういうことについてどのようにお考えか、お聞かせを願えればと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

漁業の新規就業者についての御質問でございますが、現在、漁業協同組合と連携しながら、漁家の後継者の中から育成すべき新規就業者のリストアップを行っており、今後、具体的にどのような対策を実施すれば、後継者が確実に漁家として活躍していただけるのか、関係者その他の皆さん、協議してまいりたいと思っております。

また、後継者対策につきましては、水産業だけでなく、農林水産業も含めてですが、一産業だけの問題ではなく、雇用、それから衣

食住全ての問題が絡むとの、広範囲な連携が必要であるとのことから、東京大学との連携等を密にしながら、その大学の協議も踏まえて、対策を検討してまいりたいと考えております。

○五番（下川和博君） 漁業については、今、一リッター六円の燃油保証があると思うんですけども、若干でありますけども、最近、油の値段も少し下がってきてはおるようですが、それでも漁師の皆さんは大変負担が大きいのだろうと思います。

新規就業者ということについても、大変厳しいだろうと思えますけれども、この漁師の皆さん方が少しでも生活がよくなるように、その補助にしても、一円でも二円でもですね、できるところがあれば頑張っていたきたいと思えます。

実はですね、昨日の日本経済新聞の中で一つ、九州版でしたけれども、記事が載ってましたんで、少し読んでみたいと思います。

離島の鮮魚を都会に直送という題です。

長崎県が九月の補正で計上してらるんですけども、ヤマト運輸グループと連携協定を結び、五島列島や壱岐・対馬の鮮魚などを首都圏などの飲食店に直送する「ながさき「しまねこ」プロジェクト」の経費として、三千五百万円を計上したと。この「しまねこ」プロジェクトというのは、クロネコヤマトが集荷・配送のほか営業や決済を担当、鮮魚や農作物などを主に居酒屋に売り込む。十一月から五島の産品で始める計画で、県は初年度に二千六百万円、五年後には約十億円の売り上げを目指すということだそうです。

また、県は商談会のほか、大都市のオーナーシェフなどに島に来てもらって、その費用は県が負担をするというふうな事業だそうですけれども、まあ、直接この自治体がどうのこうのちゅうことではないんでしょうけれども、ただ、同じ離島であるところとか、そういうところを参考にさせていただいて、県のほうにも要請をしたり、また、一市二町、屋久島も含めて、大島も含めてですけども、いろいろ参考にしていければいいのかなと思うんですが、市長、もし見解があれば、お願いできますか。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 本当、この漁業の新規就農者は、農業とは違いますが、また一層ですね、厳しい状況であることは間違いないと思います。そういう中で、今、日本経済新聞にありました離島鮮魚は、確かに載ってましたですね。県が誘導しておりましたんですが、まあ、こういう問題は非常に県も絡まないと、私どもだけじゃちょっと難しいんで、今議員がおっしゃるようになりますね、ぜひ私も県に対してもですね、この辺のところは十分折衝をしますので、して検討したいと思っています。はい。

○五番（下川和博君） 農作物、他の作物、いろんなものについてもそうですね、やはり一番懸念は海上運賃ということだろうと思いますんで、県のほうにも国のほうにも要望をさせていただいて、ぜひ少しでも海上運賃の負担が軽くなればと思います。

次の質問に移ります。

次は、林業の現状についてなんですけれども、林業、特に森林組合の今経営の状況が非常に厳しいということで、私も、たまたま今回、森林組合の役をもちょうことになったんですけども、幸いといえますか、今年の、平成二十七年の十一月から、バイオマスの燃料として、杉材とかパルプが、そのバイオマスの燃料として、十一月より霧島と中越パルプに出荷をするということに決まっておるそうです。

その際です、運賃ですけども、海上運賃が、大体一トン三千円プラス税金かかるということです。チップに、パルプにしたときです。一トンといいますが、〇・七立米ぐらいだということに、原木で〇・七立米ぐらいだということですが、これは、実はただ生の原木ではなくて、絶対乾燥重量という、BDtというんだそうです。とにかく乾燥した状態で、工場に送って、そこで乾燥させて、そこで始めて重量はわかって代金が送ってくるということだそうです。まあ、そういうことが十一月から始まるということです。

それと、もう一つですね、こっちはもう大きいんですが、杉材の丸太の、すいません、杉の丸太材、種子島から送って、鹿児島でプレカット加工して、こっちにまた持ってくる。そういう丸太材ですね。これについては海上運賃が、森林組合の場合は、今船ごと外国にも出しますけれども、あれで、大体一立方メートルで二千五百円プラス税ですね。ハマモト産業さんとか、個人で杉材を内村さんとか送ってるんだそうですが、その方々はトラックで送ったり、

コンテナで送ったりしているようですけれども、五千円ぐらい、一立米、一立米ですよ、五千円ぐらいではないかなということでした。

実はですね、この海上運賃の補助ということになるんですけれども、今までも何回も質問はしましたけれども、とにかく種子島の杉を鹿児島に送る。そして、プレカットにして持ってくる。そうすると二重の運賃がかかるわけです。特にこちから持っていくのは重いわけですから、重量でいえば、さらにかかる。返ってきたときには、もうその半分ぐらいの重量になってくるんだらうと思えますんで、帰りの運賃は、もうその業者であったり個人であったり負担でいいと思うんですが、こちから出す運賃について、全額とは言いませんけども、幾らか補助を、一市二町ですよ、補助をしていただくと。そういうことでもしないと、この種子島の杉材はお金にならないんじゃないかと思うんですよ。今でさえ、虫食いが多かったり、白ムシだったりとか、いろんなことでなかなか材として使えない杉が多い中ですけれども、それにあわせて、この運賃までかかって、果たして種子島の杉を家づくりに使おうかなと思うのかどうかですよ。そういうところが非常に厳しいということがあるんじゃないけれども、せめて種子島の材を使ったときには、そういうふうな片道の運賃の補助を一市二町で、できれば西之表市が先頭に立って、中種子町・南種子町の町長さんにもやろうじゃないかと。市長、いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） これはですね、今ちょっと私も定かではないんですが、研究しないといけないんですが、今いろいろ我々も離島振興でいろいろ今までもこの辺のところは要請もしてたんですが、確か今回ですね、確認はできてませんが、今回で、送って返ってくる運送ですか、その辺の補助ができるようになったんじゃないかと思ってるんですけど、確認していませんので、ここはまた確認をしてからのことにしたいと思いますが、従前から、離島振興で交付金をですね、使い勝手をよくしてくださいということで国に要望しておりました。若干改善されたと聞いておりますし、これなども入ってるんじゃないかと思えます。確認したところで、またお知らせしますけれども、おっしゃるとおり、この運送賃がですね、離島の場合の一番の課題でございますんで、いろいろな手を考えながら、少しでもですね、負担がないように、そして、私どもの地域の原木が利用されるような格好ということを含めて、研究・検討していきたいと思っております。

○五番（下川和博君） ぜひそれをはっきりわかればいいことだなと思います。実際ですね、紙のパルプに出すにしても、一町歩の山でパルプに出して七万円ぐらいだそうなんです。ですから、実際、山があんまりお金にならないという状況ですし、また、パルプを切り手が、人材が少なくなってきた、なかなか切り手がないと。ですから、こうやって今、バイオマスの燃料として、パルプがありさえすればいい値で出るんだけど、物がないと。切る人がいない。や

っぱり構造的な問題もあるんでしようけれども、そこら辺は組合自体も頑張っていかならんと思うんですが、行政でできるところがあれば、少しでもこう知恵を出していただいて、協力をしていただければと思います。

その運賃のことについては、また確認をでき次第、また報告を願いたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

次は、拠点施設建設についてなんですけれども、やはりこれについては、同僚議員もいろいろさまざまな意見もあります。出てきておりましたんで、バッティングをするところがあるかもしれませんが、私なりに聞いていきたいと思います。

まず、地元業者とバッティングする、重複するような形態が幾らか出ておるようですが、この地元の業者との話し合いといいますが、例えば、土産品店との話し合い、あとは生鮮食品を売ってらっしゃる方との話し合い、そして、どういう合意ができてくるものなのか、現在ですよ、そこら辺をお願いいたします。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えを申し上げます。

地元の商店街の方々とバッティングする品目というのがございます。そのことに関しまして、取扱いの品目を外すとかですね、共同で出してもらう場所を確保するとかですね、そういった対策のほうは協議はしてございます。ただしその、実際にその関係する方々と

話し合いを行って、その中で何か一定の筋が見えてるといふ段階では、残念ながら、今はございません。ただその、お土産品さんとか、そういった関係するところはあると思っておりますので、まあ、私のほうで直接足を運びまして、そういったところのお話は聞いてきたところでございます。

以上です。

○五番（下川和博君） ちょっと聞き取りにくいところもあったんですが、基本的に、合意はまだなされてないということですね。今からということですか、土産品店なんかとの話し合いは。

今回、予算が二億八千万円で出ておりますけれども、私ども産業厚生委員会として、鴨女町から西町までの商店街、職種は問いませんでした。四班に分かれてアンケートをとったんです。そして、先ほど瀬下議員のほうからありましたけれども、百三十六件でしたか、答えが来ました。匿名でアンケートをお願いをして、その三日目、五日目ぐらいに、封筒に入れていただいて、そのまま回収してきたところです。

そして、百三十六件あって、まず、まち・ひと・しごと創生、にぎわいの創出ということは聞いたことがありますか。「ない」という方が五七％です。聞いたことがないということですね。それから、中心拠点のことを聞いたことがありますか。「ない」が五三％。市は中心拠点をつくりたいと言っています、聞いたことがありますか。五六％が「ない」。中心拠点をつくる場所を聞いたことはあ

りますか。場所にしても、五一％は聞いたことがない。五番目に、二億八千万円プラス、まあ、それ以上にかかる計画ですけれども、商店街の再生に今後つながると思いますか。「思う」が一八％、「思わない」が七六％でした。最後に、中心拠点施設について賛成ですか、反対ですか。賛成が一九％、反対が五一％、わからないが二七％でした。そういう結果が出ました。

パブリックコメントをよく市のほうでやりますけれども、私たちは自分の足を使って商店街に封筒を持って行って、回収までしました。で、これだけの数が来ました。西之表市の人口を日本の人口と比べたら、西之表市の人口からいうと、市街地に集中しますけれども、市街地のある程度の、何ちゅうんですか、世論調査みたいな、世論というんですか、そういうのはあつたんだろうと思います。

まあ、個人的には、金額が出るところと出てないところでは、つながるか賛成か反対かでは賛成の数字がかなり違ってますけれども、それ以前にびつくりしたのが、それまで四つの中で、聞いたことがないというのが五割を超しているということです。そこはやっぱり私自身一番驚いたとこだったんです。

だから、大瀬課長が先ほどずっとこう説明しますが、まずすべきことをやらんと、説明にはならんんじゃないかというふうに思うんです。そこに税金を二億八千万円使うわけですから、過疎債とは言いながら、二億円は返ってくるとは言いがら、税金ですよ。そこら辺をやっぱりしつかり。これは課長はいいですから、そ

の点を市長、どのように思われますか。

○市長（長野 力君） まあ、いろいろな調査のほうもあるし、いろいろな観点からだと思えますが、まあ、基本的にはですね、やはり私どもは商店街の皆さんの代表もいただいたり、JAの人、漁協の人、代表をいただきながら話し合いをして、基本的には、仮に一〇〇％までいなくても、あるところまではですね、そういう流れが行ってるということはですね、そういうことだということの認識の上に立っているわけでございます。商店の人の一人一人についてですね、これを計画するときから話をしたわけではないんですが、ただ、私自身も、従前から、こういうものは政策としてやりたいということも、もうずっと言っております。マニフェストにも出しておつた経過もございまして、まあ、だからといって知っているということはないんでしょうけれども、こういうふうにしてですね、あつた場合に、非常に関心のある方は、それなりに理解度もあるでしょうが、特に自分で関心なければですね、深くなければ、あるというところもあるかと思えます。

しかし、基本的には、多くの方に意見をしながら集約するということは大切でございまして、このことはですね、今後ともですね、しっかりと意見を聞きながら、集約していければと思っております。

○五番（下川和博君） 総務文教委員会の資料もいただいでるんですけども、これについては、商工会の青年部の皆さん方、七人の方と委員会でやりとりをしたということですが、これについても、中

身はほとんど八割方は反対だという。特にそのバッティングするところですね。そういうところはこれからどうするのかと。そういうところがあるようです。

私の時間は六十分で、今ちょうどまだ半分来てませんので、少し。実はですね、賛成の方が先ほど一八%でしたか、一九%おりましたけれども、その中でですね、賛成の方の意見です。アンケートにいろいろ意見があったら書いてくださいということまで書いてますんで、そこの中の意見です。

何かを始めないといけないと。再生につなげることが大事。きっかけづくりが大事。続いて、観光客に対応できる場所がないといけない。やるからには成功してほしい。そして、今点々でこうなっているところを線にしてほしい。次に、高齢者への必要性があると。何もしないと商店街そのものがなくなってしまう。道路をつくるのは賛成。行政が先頭に立って引張っていくことが大切だと。イベントの計画等をしっかりしてほしい。人口をいかに増やすかということが出ております。

ただ、この賛成の方でも、しかしと。賛成と言いながら、そういうことを書きながら、内容がわかりにくい。予算を考えてもらえれば。また、県の土地を借りるというのもちよつと疑問だと。全面的に賛成はできないけれども、期待を込めて賛成をしたと。建物にお金をかけないで内容を充実してほしいとか、お金がかかり過ぎるかというのがあります。

それから、反対の方は五十幾ら、たくさんあったんで、なかなか詳細には難しいんですが、その中で十八件から十九件ぐらいの方が、貴重な予算をほかに使うところがあるのであれば使ってくださいとか、とにかくこの税金を有効に使ってくださいと。そこまで使う必要があるのかとか、そういう反対の意見が多かったです。その中には、先ほど言いました「知らない」とか、そういうふうなこともありました。

ですから、今市長は、確かに興味のある人は聞くんだろうとか、そういうふうな話をされましたけれども、私はこれ市民の民意だと思うんですよ、この調査したやつは。だから、やっぱりこころ遣いもしっかり念頭に置いて、十分検討をさせていただいて、私自身個人的には、やっぱり何かせんといかんと思います。だから、例えば、二億八千万円かけるんじゃないじゃなくて、四、五千万円でもできるのであれば、できるようなことはないもんかなとか思ったりもしますけれども、かわりに何をするかと言われたら、なかなかお答えはできません。

ただ、もう十何年前になるかと思いますが、東町と西町を一方通行にしてどうのこうのという話が昔ありました。今思えば、それぐらいのことをしないと、活性化はできないのかもしれないんじゃないかなって、逆に自分では思います。ですから、びっくりするようなことを本当にしないとできないんだらうけれども、ただ、予算が大き過ぎるのかなというところもあるし、もう少し検討をして、十

二月でも三月でも出していいんじゃないか。この半分以上知らないっていう人たちに知ってもらって、聞いたことがない人たちに聞いてもらって、それからでも移っていくのはどうかかって、私はそう思うんですけども。私は個人的にはするなどは、するなちゅうか、何かせんといかんと思うから、そういうふう思うんですけども。

市長、市長、こっちを向いてください。

私はそう思うんですよ。この半分の五〇%以上の知らない人、聞いたことがないっていう人をば説得というか、その人たちにこういうのがあるんだというのも。商店街の人の話ですから、これは。一般の人はまだ知らないと思いますよ。特に大字の人たち、知らないかもしれません。大字の店の方が何と言うかという、私は下西のほうですから、サムズとか、また能野とか住吉の方々が言うには、こんなにつくってもらったら、もう自分たちの商売はとてできないというふうな話も言われております。

ですから、私はもうまず、この五割の方が聞いたことがないっていう人にそういうことを聞いていただくことのほうが、今するべきことじゃないかなと思うんですけども。予算を出してやります。予算がもし通ったら、さつきも答弁でしたけど、通った後でいろいろ検討します。話し合います。それは逆だと思んですが、いかがですか。

○市長（長野 力君） まあ、いろいろな見解があると思います。

私も、これについては委員会も含めながら話し合いもし、それから、もちろんにぎわいですから、中心商店街とか、そこは当然テーマに入っておりますけど、私は、これは全体的なですね、市の全体の今後の成長を含めた話に大きくくっついておりますんで、商店と商店とか、ある点とかいうことも大事でございますが、そのことも当然やっていくことになりましたが、まず、大きなですね、今後の誘客、それから総量を、やはり総量を確保しない限り、いろいろな手を打とうにも手を打てないというのがですね、経済的な活動のですね、点があるかと思えます。

だから、私も、あるときには、ほかにもですね、やることある。これは当然あります。まだまだですね、やることはいっぱいあります。ただ、その時を得て、それなりの資金を有効に使い、そしてまた、その隣にはまた何かですね、やっていくとか、こういうですね、ことを組み合わせながら、世の中はですね、発展させていかないと、私は全体的な発展はないと思っておりますんで、その施策を私はずっとやってきているつもりでおります。

確かに、末端の方で、ちょっと聞いてないということもありますんで、これはこれでですね、しっかりと理解を求めることになると思うんですが、全体的なこの施設としては、商店がにぎわうそうです。

しかし、全体ににぎわいをつくるためには、人を入れてですね、総量を大きくしないと、にぎわいもできないわけです。仮に百人を

ですね、百人で回しても、これだけなんです。それをですね、二百人、三百人と総量をやって回していくことによってですね、にぎわいも出てくるし、波及効果もできるということで、ただ、一と一の取引だけではですね、発展性がない。しかし、それもベースですから、やる必要はありますし、頑張らないけないんですけれど、これからの将来を担って、成長をですね、西之表市の成長、総合的な成長を描きながら、販売もそうですし、観光の誘客もそうですし、また交流的なものによる派生効果もそうですし、そういうものを含めた施設になるかと思えます。

ですから、やっぱり投資するときには投資し、その投資効果を長年のあたりにやっぱり回収していくということ、その回収は金銭の回収でもありますし、波及的な回収もありますし、そうして、その基盤をつくりながら大きく発展しないと、社会構造として、今減少社会になっております。このままですとね、行ったら、黙っていたら、もう減少していきます。何とか手を打たないといけない。確かに一〇〇%完璧とは言わないと思えます。一〇〇%は。その辺は本当ありたいと思うんですけど、やっぱりその辺が非常に難しいところでございます。

ですから、可能な限りのですね、合意点をしっかり見ながら、将来に向かつての市の成長ということ踏まえて、総合的な交流も含め、島内の経済の活性化も含め、西之表市が港の中心、そして商工業の中心ということを含めた大きな考えをですね、持つことがある

かと思えます。

ですから、今後、商店街とのバッテリーも、当然これ皆さん気にすることでございますし、その辺はですね、そうならないようにこれをして、じゃあ、ならないための施策を、今度はそちらのほうに向かつていくというふうにするね、一段越え、二段越え、三段越えということもですね、必ず必要じゃないかなと思っております。この辺のところはですね、十分注意しながらやっていきたいと思っております。

○五番（下川和博君） 市長の言われようとすることはわからないわけではないんですし、やはりみんな誰もそうだと思わんですが、この町を發展させようと思つて、少しでも商店街をよくしようと思つておるわけですが、今も市長も言われましたけれども、予算は出して物をつくる。できれば今年中には着工するんでしょう。そして、その間に、このバッテリーする商店街と話をして、どうにかしていこうつていうふうなことですよ。逆だと思わんです。この市民が五〇%を超える方々が聞いてないっていうのも。やはりこういう資料が出てきたわけですから、思い切つて市民全体に、八千世帯、八千幾らあるんですか、封筒で配つて、折り返しの封筒に入れてもらつて、どういう意見だと。それぐらいやってみて、それで、まあ、できれば半数を超えてですね、やれというぐらいにあれば、やつていいと思わんですが、町なかの本当にこの中ですよ、その人たちが聞いてないというのが五割を超えてるわけですから、そこにはし

っかり耳を傾けてもらいたいと思うし、物ができてから周りと検討をするって言ったって、工事が始まったら、そのバッテリーングして人たちは、またすごい物を言いますよ。そこから辺からちゃんとやっておかないと、後で。

それと、大字対策はどうなるんですか。大字の商店街の対策ってというのは。町なかにみんな集めてきたら。それもあつし、例えば、民間がまた同じようなことをしたら、パイの取り合いになってしまいますよ。そういう、私はとにかくこう何かせんといかんちゅうのは本当ありません。ですけど、せっかく市長がやるって言うんであれば、その段階のことはしっかりやっていただいて、少し一人でも二人でも納得をしていただいて、予算の執行、せっかくの税金ですから、税金を使っていたきたいなどは思うんですけども、答えはいいです。また、今日、あしたと私の後に続いて質問される方がおると思いますんで、この件についてはこれで終わりたいと思います。それから、この件というか、市場について一つお聞きをしたいと思います。

これについてはですね、南種子町はトンミー市場ですか、あれをやったわけですけども、今現在、南種子町の方に聞くと、人はあんまり来ないと。その原因は、夏場に売れる野菜がない。夏場は、キウリとかピーマンとかナスとか、夏の野菜は今みんなどこもあるんです、家庭菜園とかつくって。だけど、白菜、キャベツ、大根、これは、夏場、種子島ではできません、基本的に。ですから、そう

いうふだん使うネギにしてもでしょうけどね。そういうのが野菜がなくて、なかなかということでした。

まあ、そうなるも、もし拠点施設をつくった場合に、物産の販売をするとなると、夏場はどうしてもよその野菜を入れんといわけですから、物が、そうなったときには、やっぱり市場との関係が出てくるんだろうと思うんですが、ふだんは市場を通さんで自分たちは持つてきて、会員の人たちは市場を通さんで売るのが、物がないときだけ市場からもらうのか、市場の社長をしております市長はどう考えますかね。

○市長（長野 力君） まあ、市場との関係だと思んですが、市場ともですね、当然、全然関係ないと言えませんが、当然これ話し合いはしていくことになると思うんですが、例えば、ここにあるのはですね、市場には、やっぱり近郊園芸農家という農家がですね、ある程度一つの形としてここでもやってきておりますし、少なくともってきたのは、高齢化というか、これで出荷ができていないというのがほぼ原因になっております。それで、ここで産地直販みたいになつて、会員制を募つて。今は現和館に納めておりますけども。そういう方とはですね、幾らか重複する人もいると思うんですが、量的なものとか大きなものになるとですね、そんなにかかないかと。各々の違いがあるかなと思っております。

そういう意味でいくと、やはり市場ともですね、幾らかの連携を図りながら、市場自体の近郊園芸の減少もありますし、それから、

出荷も少なくなつてるところがありますんで。それで、また一方では、市場としては、生産農家の育成に努めております。逆に、本格農家、園芸本格農家も努めながら出荷してもらい、島外にも出すということとを今変更して進めておりますんで、それはそれで、そのルートもしっかりやりながら、それからまた、こちらにですね、出品の物も、連携できてうまくいくんだったら、そういう兼ね合いも検討を始めればですね、お互いに非常に小さいものから大きいものまで、相乗効果が出る、総合的なメリットも出るんじゃないかなと思っておりますんで、ここは連携をですね、しっかりとりながら進めていきたいと思います。

○五番（下川和博君） まあ、例えば、できた場合に、物産館で野菜を売ったと。直で持ってきて自分たちで値段つけて売りますから、その手数料は、例えば、一〇%とか一五%とかなるんでしょう。そのうちの五%を市場にやると。何かそういうふうな考えもしていけば、当然市場に出すものは減ってくるわけですから、市場の減収、市場の負債等もかなりありますんで、だから、そこら辺は検討していただければと思います。

それで、最後になりますますが、ごみの質問に移りますが、正直、今回、請願の中で私も紹介議員としてなっておりますが、この拠点ごみの収集についてですけども、始まって十年ぐらいたつんですかね。最初のうちは本当、今でも本当に一生懸命されてる方がおられると思うんですけども、この十年のうちに、コーヒーの缶なんか

が、以前はスチールでしたけど、今はアルミになってます。ビールの缶なんかほとんどアルミです。ペットボトルが薄くなってます。段ボールは大体五層構造でなってるみたいなんですけども、今はもう四層とか三層とか。層は薄くなっただけど、強度は出てる。メーカーとしては物流をとにかく抑えるということで、そういうふうになってるみたいです。

で、実際、この業者としても大変なところもあるんですけども、この業者はもうまた請願のほうでしますけれども、この拠点収集の現状、資源ごみの収集ですよ。その現状というのはどのような、数字であらわせできればありがたいんですけど、もしできなければ、もう今の現状で構いませんが、すいませんが、よろしくお願いいたします。

「市民生活課長 楫田竜一郎君」

○市民生活課長（楫田竜一郎君） 資源ごみの関係ということで、たけれども、全般的なごみの出し方についてまず説明させていただきます。それから、ごみの量の推移等について説明いたします。

西之表市と中種子町が共同して設立した種子島地区広域事務組合が、その業務の一つとして、家庭や事業所から排出される一般廃棄物の処理を行っておりますけれども、平成二十四年四月からは、新たに建設された種子島清掃センターで、可燃ごみ、不燃ごみの処理を行っております。ただし、テレビなどの家電や自動車など個別のリサイクル法により処理方法が決まっているものや、電子レンジ、

農薬類等の処理困難物は、それぞれ販売業者や専門業者等に処理を依頼するようにお願いしております。

家庭から排出されるごみは、自分で持ち込む場合を除き、可燃ごみは毎週二回ごみステーションに、資源ごみと不燃ごみは毎月一回又は二回拠点収集ステーションに出してもらい、市が委託した業者が収集・運搬しております。

資源ごみは、まず平成十八年度に古紙の収集開始をしております、平成二十四年度四月から拠点収集をしているところです。で、平成二十四年度に、先ほど言いましたセンターの稼働が始まりましたので、ここで少しまた資源ごみの種類を見直しております。

資源ごみは、古紙類として、新聞紙、段ボール、その他の紙の三種類、瓶類として、無色透明瓶、茶色瓶、その他の瓶の三種類、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、発泡スチロール、白色トレイ、乾電池類、蛍光管と体温計の十三種類に分別していただいております。ほかに、廃食油を種子島清掃センターに直接持ち込んでいただいております。

平成二十四年四月からの種子島清掃センターの稼働に向けての各地域公民館での説明会、毎年環境美化推進員研修会等でのごみの分別についての説明、種子島清掃センターでの分別指導等の結果、年々ごみの分別は改善されていると認識しております。しかし、可燃ごみ袋の中に、その他の紙などの混入が見られると聞いておりますので、種子島地区広域事務組合と連携をして、一層の分別に向

けて、機会あるごとに市民への説明と御協力をお願いしていきたいと考えております。

一方、事業所から排出される一般廃棄物も、分別方法は家庭から排出されるものと同様ですけれども、ごみステーション及び拠点収集ステーションへの排出はできないことになっており、種子島清掃センター等に自分で持ち込むか、市の許可した業者に収集・運搬を委託することになります。

事業所から排出される可燃ごみのごみステーションに出されていくとの連絡を委託業者から時々受けることがありますけれども、そういう場合には、町内会長と連携して、排出事業者を突きとめるように努力をしております、突きとめられた場合には、定められたルールにより処理をするようお願いをしているなどの対策をとっております。

種子島清掃センターに持ち込む場合に、可燃ごみや不燃ごみの中に資源ごみ等が混入していたり、あるいは、事業所が出す産業廃棄物が混入している場合もありますので、そういうときには、センターの職員が指導して、適正な処理をお願いしております。

ごみ量についても、今よろしいですか。はい。ごみの量について、今よろしいですか。

○五番（下川和博君） 量は減ったか増えたかです。

○市民生活課長（楫田竜一郎君） はい。資源ごみの、では、量の推移についてでありますけれども、平成二十四年度から平成二十六

年度までの状況を御説明をいたします。

古紙類については、平成二十五年度は減少したものの、二年間で四十七トン増加をしております。平成二十六年と二十五年だけを比較してみますと、新聞紙はほとんど変わらず、段ボールは六十トン増加、その他の紙は二十トン増加をしております。

あと、瓶類は、これからは平成二十四年度から二十六年の比較になりますけれども、瓶類は、無色透明瓶が四トンの減少、茶色瓶が十一トンの減少、その他の瓶が三トンの増加となっております。先ほど議員も申されましたように、瓶から紙パック利用などに移行したものの影響とも思われます。

それから、スチール缶は六トンの減少、アルミ缶は二トンの減少となっております。技術開発による材料使用量の減少等によるものと思われま

す。ほかの資源ごみの量はほとんど変わっていないと

以上であります。

○五番（下川和博君） ごみの拠点収集ですけれども、ぜひこう市民の皆さんにも啓発していただいて、適切な収集ができるようお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時ごろより再開

いたします。

午後一時四十七分休憩

午後二時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、濱上幸十君の発言を許可いたします。

〔三番 濱上幸十君登壇〕

○三番（濱上幸十君） 通告書に従い、質問をいたします。

最初は、教育問題についてです。

教科書採択の権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、市町村の各自自治体に置かれている教育委員会にあるとのことで、教育委員が選ぶことになるとのことです。また、義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律では、複数の教育委員会にまたがる共同採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科書用図書を採択しなければならぬと

なっているとのことですが、当市ではどのようにして教科書を採択しているのでしょうか。

以下は質問者席から質問いたします。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 「学校教育課長 谷口幸一郎君」

教科書の採択については、義務教育諸学校の教科書用図書の無償措

置に関する法律にのっとり、本市においても教科書の採択を行っております。この法律では、地区内に共同採択協議会を設けて、そこに属する市町村教育委員会は同一の教科用図書を採択しなければならないことになっております。

本市においても、無償措置法にのっとり、一市三町の教育長四名、各PTA代表四名、四市町の教育委員会の代表一名の計九名から成る熊毛地区採択協議会を設け、五月から八月の間、四回の会を開催しました。

次に、地区内の校長、教頭及び教諭三十六名から成る教科用図書研究会を設け、それぞれの教科用図書について調査研究を七月末に二日間行い、採択のための参考資料を作成してもらいました。

さらに、学校では、六月から約一カ月間の教科書巡回展示を通じ、各教科用図書についての調査研究を行い、学校の意見書を報告してもらいました。

また、六月十九日から七月二日までの十四日間、教科書センターである榕城小学校で法定展示を行いました。この際、市民の教科用図書に対する意見を書いてもらっております。

このような採択に係る作業とともに、熊毛地区採択協議会では、委員自ら教科書の調査研究を行っております。そして、最終的に、地区教科用図書研究会が作成した採択のための参考資料や学校意見とともに、県教育委員会が作成した採択のための参考資料、教科書センターで集められた意見をもとに、種目ごとに種類の教科用図

書を選定し、結果を各市町教育委員会へ報告しております。

本市の教育委員会では、初めに教育委員による教科用図書の研究を行いながら、独自に採択作業を行います。各教科用図書について協議を重ねた後に、地区採択協議会からの報告を受けて、それぞれ教科ごとに種類の教科用図書を採択しております。本年度も、法律にのっとり、静ひつな環境のもと、スムーズな採択がなされたところであります。

以上です。

○三番（濱上幸十君） 当市では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて教科書を採択してらちゅうことによるのでしょうか。わかりました。

それでは、次に移ります。

続いて、日本の教科書は検定教科書、つまり、民間の教科書会社が手を挙げて、その中から教育委員が選んで採択するということがなっているようですが、実際は、教科ごとに教科書専門委員がいて、そこで選ばれた教科書を最終的に教育委員会が判断する仕組みになっているようでございます。当市の教育委員は教科書を読んでいるのでしょうか。今私が紹介したように、教科書専門委員が教科書を読んで、そこで選ばれた教科書を最終的に判断する仕組みになっているのでしょうか。もしそうになっている場合、この教科書専門委員は誰が選んで、どういう職種の人がなっているのでしょうか。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 教科書専門委員につきましては、

各市町教育委員会から推薦をいただきました校長、教頭、教諭三十六名で教科書研究を行っております。今回採択されました中学校の教科用図書につきましては、特に中学校、各市町学校数が非常に少のうございます。その点、学校でもこの研究委員は教科書を読み、そして、実際の調査研究委員会でも教科書読んでもということから、教科書については精通してると考えております。

○三番（濱上幸十君） 私が言いたいのはですね、教育委員会の委員がですね、教育委員が教科書を実際に読んでるのかどうかということですが、いかがですか。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 教育委員会におきましては、教育委員に実際に教科書をお見せしまして、ある程度の時間を置きまして、教科書を見ていただくことを設定しております。

○三番（濱上幸十君） 民間の教科書会社は七社と聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。また、この七つの会社ですね、教科書会社の本をですね、教育委員の方は全部読んでるんでしょうか。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 教科書につきましては、見本本が、今議員がおっしゃられるように、七社、社会については七社でございますけれども、ほかの教科書につきましては、数社から、あるいは二社から八社程度に膨らんでおります。それにつきましては、委員の方々も見ていらっしゃいます。

○三番（濱上幸十君） それでは、教科書会社から来ている教科書

は、教育委員の方は全て見てるといふことでいいですね。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） そう認識しております。

○三番（濱上幸十君） その認識してるちゅうのはどういふことで
すか。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 教育委員会におきまして、教科書見本本を教育委員の方々に御預けしまして、その時間見ていただいておりますので、見ております。

○三番（濱上幸十君） 見本本ちゅうのは白紙本ですかね。白紙本というんですかね。わからないですか。見本本をですね、教育委員の方がですね、全て見てるといふことであれば、納得でございます。

続いてですね、総合教育会議について質問します。

この総合教育会議は、四月に始まった新教育委員会制度で、教育行政の指針やいじめ問題などの緊急時対応について、首長と教育委員会の協議の場として設置が義務づけられているところでございます。

しかし、新聞報道によりますと、総合教育会議を開催したのは、政令市を除く全国千七百十八市町村のうち、約四割の六百八十四自治体にとどまるのが文部科学省の調査でわかったそうです。

また、教育の基本方針となる大綱の制定も、ほぼ半数が未着手で、小規模自治体で、新制度の浸透をめぐり課題が浮き彫りになった
そうでございます。

そこで質問ですが、当市では総合教育会議は設置されているので

でしょうか。設置されていれば、会議は開催されたのでしょうか。また、教育の基本方針となる大綱も制定されているのでしょうか。お伺いします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、議員から御案内がありましたように、本年四月一日に施行をされ、市長と教育委員会が教育行政で重点的に講ずべき施策等について協議調整を行う場といたしまして、総合教育会議の設置が地方公営団体に義務づけられたところでございます。

本市におきましては、平成二十七年第一回西之表市総合教育会議を六月三日に開催をし、会議の運営に関する必要事項を設置要綱で定めること及び西之表市の教育に関する大綱について、西之表市教育振興基本計画をもってこれにかえることについて承認をいただいたところでございます。

以上で終わります。

○三番（濱上幸十君） 総合教育会議と教育の基本方針となる大綱も設置されているということで、納得いたしました。

それでは、四番目に、いわゆる南京大虐殺事件と言われる事件についてです。

いわゆる従軍慰安婦の強制連行については、詐話師である吉田清治氏が、あれはうそであることを認め、裁判でも事実ではなかった

という判決が出ております。また、誤報道をした朝日新聞も、自らの新聞で強制連行はなかったと全国民に謝っております。

今回は、いわゆる南京大虐殺についてでございます。いわゆる南京大虐殺がなかったということについて、自民党の若手国会議員でつくられた日本の前途と歴史教育を考える議員の会が、平成十九年、外務省に保管されていた南京陥落直後の昭和十三年二月の国際連盟理事会の議事録と、その討議の経緯を記録した機密文書を入手したとの新聞記事がありました。

この記事によりますと、昭和十三年二月二日、つまり南京陥落翌年に開かれた第百回国際連盟理事会の議事録に収録されていることとでございます。なお、その当時、そのとき日本は国際連盟を脱退しており、他の国は自由に討論しております。

これは支那の国民党を支援する決議案を採択する会議だったとのことですが、その席上、中華民国代表の顧維鈞氏は、南京で二万人の中国市民が虐殺され、何千人という女性が凌辱されたと演説し、国際連盟の行動を要求したにもかかわらず、各国代表は取り合わず、日本非難決議は採択されなかったことが判明しております。このことは議事録に記載されているとのこととでございます。よって、南京大虐殺があったとされる翌年に、二万人虐殺すら否定されていたのでございます。

ところで、東京裁判では二十万人の人が虐殺されたということですが、現在の中国は三十万人虐殺されたと主張しています。南京の

当時の人口は二十万人で、南京陥落後、人口が二十五万人に増えている事実からも、南京大虐殺は否定されるべきでございます。

当時、日本は、先ほども申したとおり、国際連盟を脱退しており、日本非難の決議が採択されてもおかしくない状況だったのですが、この二十万人虐殺すら否定されたのでございます。人口二十万人の南京で三十万人虐殺などあり得ず、日本が南京を占領した後、治安が回復し、人口が二十五万人に増えたのであります。

南京大虐殺否定の二点目は、元文芸春秋の編集長であります堤堯さんは、月刊誌での久保紘之氏との対談の中でこう述べております。

中国は九月三日を、今日ですね、を対日戦勝記念日だとして軍事パレードを行うが、安倍総理は断った。それにしても、対日戦勝日とは笑わせる。そもそも日本と中国共産党は、戦闘らしい戦闘はしていない。日本と戦ったのは蒋介石の国民党だ。当時、毛沢東は延安の洞窟にこもり、共産党は共匪と呼ばれ、今ならISみたいなものだ。九月三日は、日本が戦艦ミズーリ号上で降伏文書に署名した翌日だ。これに列席した中国代表は国民党で、共産党ではない。日本の終戦処理を最終的に決めたサンフランシスコ講和条約にも、列席したのは国民党政権で、共産党は呼びじゃない。何をもって勝利者づらができる。毛沢東は日本と国民党を戦わせ、漁夫の利を得た。ほどなく訪中した社会党委員長佐々木更三氏が、「いろいろ御迷惑をかけました」と毛沢東に挨拶したところ、「いやいや、我々が権力を握ることはできたのは日本のおかげだ」と答えたとのこと。

つけ加えるなら、毛沢東は生涯一度も南京虐殺に触れたことはない。これは、堤氏のことで、南京陥落を人民日報がどう報じたか調べたことがある。べた記事で淡々と陥落を報じているだけだ。三十万人の虐殺があれば、鬼の首でもとったように大宣伝したはずだ。中国共産党の面々は、安倍、安倍総理のことでございます、歴史修正主義者呼びわりするが、歴史をあらさまに修正、捏造するのは中国じゃないかと述べており、以上の二つのことから、南京大虐殺はなかったと言えるのでございます。

さて、このいわゆる南京大虐殺がなかったとして、自由社という教科書会社は、南京大虐殺を記載しないで教科書検定に出したところ、合格しております。このことについて当局はどう解釈してるか、見解を伺います。さらに、当市では、歴史教科書は何社、どの会社を選んだのでしょうか。お伺いします。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） お答えいたします。

文部科学大臣による教科書の検定は、平成元年に出された教科用図書検定規則に基づいて行われ、その検定の基準は、平成二十一年三月に出された義務教育諸学校教科用図書検定基準に定められているところでございます。

この基準の第二章、各教科共通の条件には、学習指導要領との関係について、学習指導要領に示す教科及び学年、分野又は言語の目標に従い、学習指導要領に示す学年、分野又は言語の内容及び内容の取扱いに示す事項を不足なく取り上げていること、また、教科用

図書の内容には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、 unnecessaryものは取り上げていないこととあります。

また、第三章、各教科固有の条件の社会科には、未確定な時事的象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところがないことや、近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと等の基準が定められております。

これらの基準にのっとり、文部科学大臣が適正に検定を行ったものと認識しております。

以上です。

○三番（濱上幸十君） 学習指導要領に基づいて教科書を採択するというところでございまして、その中では、 unnecessaryものは取り上げないと。ということであれば、南京大虐殺は unnecessaryであるから取り上げなかったと、自由社ですね。それで合格したということでしょうか。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 今、課長のほうから教科書採択の基準についての説明がございましたけれども、文部科学省が教科書を決定をする上では、この基準やら学習指導要領が一つの大きなものにな

っているわけなんですけれども、その前にですね、南京事件については、いろいろな見解があるところでございまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、南京事件はなかったという立場の見解もございまして、殺害をされた人たちが二十万人、三十万人であるというような見解もございまして。今現在でも論争がなされているところで、さまざまな調査研究が行われておりまして、いまだに確定がなされていないことではないかなというふうに思っております。

そういう教科書を検定をする際にですね、ちよつと長くなりますけれども、教科書を検定する際にですね、学習指導要領が一つの基準になるわけなんですけれども、その学習指導要領についてはですね、いわゆるこの第二次世界大戦の部分についてはですね、こんなふうに書いてます。

学習指導要領では、我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖繩戦、原爆投下など、我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させるとなっているわけですね。

で、こうしたことを理解をさせるために、こういった事象を取り上げ、こういった事象を取り上げないかというのは、教科書を発行する発行者の裁量の範囲内ではないかと思えますけれども、そうした教科書をですね、適切であるかどうかを検定するのが文部科学省の検定でございまして。

ですから、この見解が分かれる南京事件でございますので、八社のうち一社が、今回、南京事件については記述はなされておられません。それが合格したのは、いわゆるその不必要なことだから書かなくてもいいということではないんじゃないかなというふうに思っております。要は、この大戦が、特にアジア諸国の人々に大きな損害を与えたということ、そして、我が国も大きな戦禍があったということ、いろいろな事象を取り上げて子どもたちに理解をさせることというふうになってますので、どの事象を取り上げるかは、各教科書会社の判断、裁量の範囲内だろうと思います。不必要だから合格をしたということではないんじゃないかなというふうに私は捉えております。

以上です。

○三番（濱上幸十君） 今の教育長の話ですけど、第二次世界大戦のことについて言っていますけど、この南京事件は第二次世界大戦の前でございます。昭和十二年でございます。そこところ、了解しとってください。

教科書問題は以上にしましてですね、最後は、学力テスト結果についてでございます。

八月二十五日、文部科学省が発表した全国学力テスト結果を見ますと、鹿児島県は全国平均と比較して、小学校六年で、平均以上は国語B、算数A、理科の三科目で、平均以下は国語A、算数の二科目でした。中学三年では、全国平均以上はなかったと。一科目もな

いという状況でございました。当市の小学校、中学校の成績はいかがだったでしょうか。簡略でお願いします。

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 全国学力テストの結果についてお答えいたします。

四月に行われました全国学力・学習状況調査では、小学校六年生と中学校三年生を対象に、国語、算数・数学、理科に関する学力調査と、質問紙による学習状況調査が行われました。国語と算数・数学には、基礎的・基本的な知識や技能に関するA問題と、それらを活用する力に関するB問題がありました。

今回のテストの結果として、小学校六年生は、国語A、国語B、算数B、理科において県平均を上回り、全国平均と比較しても、上回るか、または同程度の結果でした。中学校三年生では、全ての教科において県平均、全国平均を下回りましたが、過去四年間の結果を見ますと、その差を大きく縮めております。

また、今回の調査で明らかになったのは、これまで本市児童生徒の課題となっていたB問題の活用する力がついてきているということです。これは、各学校が教え込むだけの授業から、教え、考えさせ、表現させる授業への展開を図っていることの成果だと言えます。

その一方で、課題もあります。基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得と知識や技能を活用して課題を解決する際に必要な思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成しなければならぬことや、そのために児童生徒一人一人の学力や学習状況に応じた指導・

支援を系統的・継続的に行う必要があるということです。

学校教育課では、今回の調査結果をさらに精査し、調査結果と各学校の実態をもとに、具体的な指導・助言を行う予定です。

以上です。

○三番（濱上幸十君） ありがとうございます。

中学校の成績が振るわないということで了解しました。

続いてですね、ふるさと納税について質問いたします。

六月議会で、ふるさと納税に対するお礼の率について、不公平ではないかと私は質問いたしました。また、昨日、同僚議員がふるさと納税について質問しましたところ、担当課長から、お礼の比率について五〇%にするという回答でしたが、これは事実でしょうか。事実であればですね、大変いい決定だと思いますが、いつから実施するのでしょうか。回答をお願いします。

私がなぜ何回も質問するかということは、行政はスピード感が一番だと。スピードを上げてですね、やって解決してただけではなく、市民の皆さんも納得するんじゃないかということでございますので、よろしくお願いします。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

ふるさと納税の率については、昨日の小倉議員の質問にもお答えをしたところなんですけども、一応ですね、今、庁内の中で、西之表市ふるさと納税の検討部会というのをつくってございまして、その

中で、今現在、要綱がありまして、要綱に基づいて実施をしているわけですが、その要綱の改正案というのを出してございます。その中で、四〇%から五〇%の率を定めていくという方向を出しているということでございます。

あと、その改正の時期でございますが、改正の時期については、できるだけ年内にその部分が、率だけじゃなくて、一応その供給するものの体制というか、そこら辺もつくり上げていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、年内にできればいいかなというふうに思っているところです。

以上です。

○三番（濱上幸十君） 検討部会の中で、四〇%から五〇%を検討していると。で、まあ、年内に実施するぞということでありませうけど、市長のですね、トップの判断でですね、年内と言わずですね、九月、十月、十月ごろまでにはですね、実施するようにお願いしたいと思います。

続いて、六月議会で、長崎県平戸市で、七月三日、四日の二日間ですね、佐賀県玄海町、宮崎県綾町も参加して、ふるさと納税九州サミットが開催されております。同九州サミットでは、自治体職員による講演やパネルディスカッション、自治体職員の情報交換の場も設けられたとことです。当市も二名の職員を派遣し、研修を実施したとことです。当市はどれから、この研修前ですね、当市はこれからどのように取り組んでいくのか、実行していくのか、こ

うということがありましたら、答えてください。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えいたします。

今御案内いただきましたように、七月の三日から四日にかけて行われました、ふるさと納税九州サミット in 平戸市に二名参加をさせていただいたところです。

サミットの中では、最初、ポータルサイトのふるさとチョイスを運営しているトラストバンクの代表取締役のほうから、ふるさと納税の市場と可能性についての基調講演があつて、地域へ人・物・金・情報を循環させるふるさと納税の有意性について理解を深めたところでございます。

また、その後、主催者側でもございます平戸市、それから玄海町、綾町の三自治体と同様に、ふるさと納税の推進的な取組みを行っております大分県の中津市、それから宮崎県の都城市、佐賀県の小城市も加わってパネルディスカッションが行われまして、いずれの自治体も、ふるさと納税は自分たちの町を活性化するための一つの手段として、ふるさと納税で勢いづいた町を持続させていくことが大切であるという話をいただいたところでございます。

ふるさと納税に当たっては、ほかとの差別化、常に次の手法を工夫すること、あるいは、増えた場合の情報の処理について、クレームに改善のヒントを見出すこと、寄附の用途を知らせることが大切等、参考になる点が多々ありましたし、また、運営方法についても、各市町多様なやり方があり、参考としたいというふうに思っております。

ます。

研修に参加をいたしまして、寄附者の側に寄り添っていること、寄附者の思いを大事にすることが基本であると改めて感じたところでございます。今回、先進地での貴重な体験を聞くことができましたので、今後、制度見直しに向けて参考とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○三番（濱上幸十君） ふるさと納税は、活性化手段の、地方再生ですね、活性化手段のちよつと一つですね、重要だということでございますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

三番目は、馬毛島関連の質問です。

六月議会で、私は読売新聞記事を資料として提出しました。その中に、米軍施設再編交付金について、地元で十年間で二百五十億円というお金が交付されていくことをお知らせしました。また、市長に対し、私はこの二百五十億円という交付金を活用しない手はないと考えており、市長はこの二百五十億円についてどう思われるかと質問しました。これに対し、市長は、基本的な体制は、やはりそれはもうお金が多いことはいいことでしょうけど、基本的には、体制は未来永劫に工事施設の中で、この町の、この島の地域の発展はすることはないというのが私の考えです。地域の発展を、この二百五十億円があるから、これを受けるといふことはしないということと答弁しましたが、この考えに変わりはありませんか。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 今、お金は、まあ、もらうのにはこしたことはないでしょうけども、まあ、私の言ってるのは、これによるですね、再編交付金によつてということ、現在、必要と考えてないと。まあ、そのほかのいろいろなことをもって進めていくことが必要だということで、その考えには変わりはありません。

○三番（濱上幸十君） 馬毛島の再編交付金のお金は要らないということでした。

それでは、当市には国から一体どのくらいの交付金、補助金が交付されているのでしょうか。お願いします。

「行政経営課長 大瀬浩一郎君」

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

基地関係の交付金だと思いますけども、再編交付金のほうは、もう当然ございません。あと、国有提供施設の所在市町村の助成交付金という基地交付金というものがございまして、そちらのほうもございません。あと、特定防衛施設周辺整備の調整交付金というのが同じ基地関係の交付金としてございまして、そういった交付金もございません。

以上です。

○三番（濱上幸十君） 基地関係では交付はないということでございます。

続いてですね、日米安全保障条約についてでございます。

私が日米安全保障条約について、市長は賛成か反対かと質問しました。これに対し、日米安全保障は必要かと思つてると。一応賛成であるが、世界の動きとか、そういうときの流れ、それからいろんな具体的なことを含め、幾らかの改善の余地もあるんじゃないかと答えております。市長のこの改善余地について、世界の動き、いろんな具体的なことを踏まえ、具体的に回答をお願いします。

○市長（長野 力君） まあ、改善とはつきり言ったあれないんですけども、ただ、私が言ったのは、日米地位協定がですね、つきまして、この前も話がありました。低空飛行訓練の質問あったんですが、例えば、各地の騒音訴訟に代表されるように、日本側に空域を限定できる権限がないことですね。それで、また騒音訴訟では違法判決が下されるが、米軍の危機管理権を理由に却下され、実態としては騒音被害がなくなるらないと。そういうことや、立入調査や裁判権の問題などが数多くあると考えていることとございまして、これについては、日米地位協定につきましては、改善の余地もあるのかということですね。

○三番（濱上幸十君） 市長の回答について、まあ、なかなか理解できないんですけど、まあ、騒音がうるさいと。その訓練の空域を設定、市のほうで指定できないと。立入調査ができない等々があつて、まあ、日米地位協定に基づき反対してるということとよろしいでしょうか。

○市長（長野 力君） 日米地位協定につきましては、そういう意

味での改善が必要じゃなからうかということです。

○三番（濱上幸十君） はい、了解です。

はい。続いて、FCLP自衛隊基地問題について、市長は反対理由として、あくまでもFCLPのセットであると防衛省から聞いています。そのセットである限り反対であると述べております。ところが、市長は日米安全保障条約には一応賛成であるとしながらも、FCLPがセットで来るから反対であるとの答弁でございます。これでは、市長は日米安全保障条約反対、いわゆる反米の立場にとられても仕方がないんじゃないかと考えます。市長は、FCLPが来ると、将来、米軍基地につながると考え、反対してるのでしょうか。お答えをお願いします。

○市長（長野 力君） まあ、FCLPがですね、来る。国が恒久的な措置ということになりました。これについて反対してるわけですが、従前のですね、今までの流れからして、やっぱりそういうものがですね、非常に拡大していくというのがこれまでの経過ということもございまして、私どもは、そういう問題じゃなくて、ない形の地域の振興をありたいということですから、そういう意味で言うるところでございまして。

○三番（濱上幸十君） 市長にもう一回伺いますが、FCLP施設ができ、これがなし崩的に米軍基地につながると考えていると。こういう考えがあるんでしょうか。お伺いします。

○市長（長野 力君） これがたしか出たときに、国会のほうでも

ですね、いろいろ答弁があったと思いますけども、まあ、そういうことで、確定的なものでございませんが、やっぱり今までの経過から、いろいろなことがあれば拡大されていくんじゃないかとという懸念は持つてるところです。

○三番（濱上幸十君） まあ、市長がですね、懸念してる、心配してるという気持ちはわからんでもないですけども、まあ、了解しました。

最後にですね、トコブシ調査についての質問でございまして。

馬毛島のトコブシ調査が始まって三年目になります。この調査の目的は何だったんでしょうか。また、調査結果について、市長は結果を御存じでしょうか。お願いします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

本調査の目的という御質問でございまして、近年、トコブシ漁の漁獲量が不振であるとの声を受けてまして、まず手始めとして、馬毛島における漁獲量と海藻等の実態を調査し、対策を検討する目的で始めております。

また、最近、漁家の方々の要望もございまして、種子島島内における調査も実施したいと考えておりますが、鹿児島大学等の研究機関との協議も整っておりませんので、今後、また調整させていただきたいと考えております。

○三番（濱上幸十君） 今回の回答の中で、種子島の調査も実施する

ということですが、それでよろしいですか。

○農林水産課長（園田博己君） 今後、調整をさせていただきたいというところでございます。

○三番（濱上幸十君） 調整するということはどういうことですか。

○農林水産課長（園田博己君） 予算の要求に向けて検討を始めてるところでございます。

○三番（濱上幸十君） 現在の馬毛島はですね、私も漁師やってますから潜っているんですけども、そんなに汚れておりません。滑走路がむき出しになってですね、泥が出るんですけども、前に堤防がついてですね、その横のため池つくっております。そこに泥は流れていってですね、表面の水が海に流れていくと。それで、藻はですね、ものすごく繁殖しております。

ところが、種子島はですね、潜ってみますとですね、石の上に、藻の上ですね、泥がかぶってるんですよ。それで、石を起こしてですね、ナガラメをとろうと思っても、濁りです、ナガラメが見えなくなってる。非常に種子島は、特に西海岸ですけども、汚れてると。

それで、雨が降った後ですね、大雨が降った後、川を見てくださいとね、真っ黄色なんです。で、畑のほうに行ってみますとですね、畑の中から泥水がですね、真っ黄色な水がですね、どんどん流れて、これが海に流れ込んでると。それが下石寺から住吉のここ、浜津脇のここまです、沖のほうで真っ黄色い線がつながってる

と。これでは、種子島の西海岸のですね、汚染もですね、ものすごく進んでいくんじゃないだろうか。

それで、まあ、調査もよろしいんですけども、この海の汚染ですね、を改善する施策もですね、よろしくお願いいたしました。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 以上で濱上幸十君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時五十分ごろより再開いたします。

午後二時三十八分休憩

午後二時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して、一般質問を行います。

八月のお盆の時期は、帰省者とロケットの打ち上げなどで多くの方が来島をしておりました。交通量も多く、たくさんの方が市街地で見られ、いつもこのぐらい人がいて活気があふれていればと感じたところであります。お盆や正月、大型連休などを利用した入り込

み客の島内需要も、今後生かしていくべき課題ではないでしょうか。
しかし、中心市街地においては、空き家や空き店舗が見られ、既に解体工事などを行っているところがあります。高齢化が進んでおり、工夫を凝らしたまちづくりが求められてきているのではないのでしょうか。

まず初めに、現在の中心市街地、町ですが、施設や商店街は高齢者にとって優しい安全な町となっているか、質問をいたします。

以下の質問は質問者席より行います。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

高齢者が安心・安全に外出ができる道路交通環境や公共交通機関、そして公園、中心市街地の施設や商店街など、利用しやすい環境の整備は必要なことです。本市の中心市街地の施設や商店街を高齢者が利用しやすいものにするためには、ユニバーサルデザイン対応の施設や、移動に支障のないフラットな歩道や、利用しやすい建築物などが考えられます。これらの中には、既に対応している施設もありますが、建設年度が古いことなどから、十分でないものもございます。

しかしながら、今回計画されている中心拠点施設においては、バリアフリー対応のトイレや、多世代交流の場、バスの停留所機能など、高齢者にも利用しやすいものとなっているようです。

高齢者を含め、市民が安心して散歩や買い物ができる環境を整備

することは、便利で快適なまちづくりの観点からも重要なことだと思いますので、関係各課や商店街、商工会と協力を図りながら、推進してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） 建設課所管の施設について、若干でありますけれども、健康保険課長の補足をさせていただきたいと思えます。

都市公園や市道ということになるかと思われませんが、残念ながら、段差の多い施設であり、必ずしも高齢者にとって利用しやすい施設となっていないと感じております。また、都市公園においては、少しでもバリアフリー化を図るため、トイレや園路について整備を図っていくと長期振興計画に取り入れ、本年度より実施をしております。道路においても、バリアフリー化を図る必要がありますが、路面や側溝の整備を優先させながら、歩道のバリアフリー化を図っていかれたらと考えているところであります。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 市街地を見て歩くんですけども、やはり

その歩道についても、歩道がなかったり、幅が狭かったり。そして、段差があったりですね、電動カーがするのにすごく危険なところが幾らか、何カ所かあります。

その道路の危険なところでいいいますと、鹿児島銀行の駐車スペース

スというのがすごく狭くてですね、月末、すごく混雑をされていて危険だということもありますし、その、確かにその改善しているところとかもあるかとは思われるんですけども、まだこの利用や通行するのにすごく不便なところというのがあるかと思われまうけども、今後、そういうふうな改善とか解消をどのようにして行っていくか、お答えください。

○建設課長（美園博行君） お答えいたします。

市街地内における交通の混雑等、確かに大変危険なところもあるうかと思われまう。ただ、市街地内においては、なかなかその道路の拡幅というのが見込めないということもありまして、抜本的な改革というのは、なかなか厳しいのではないのかなと思っております。そういったこともありまして、また、現状といたしまして、敷地や建物の高さが歩道とほぼ同じであるか、あるいは、やや高いところが多く、段差解消のためには、その道路そのものの改修が必要となってくるのではないかと考えております。部分的ではありませんけども、できるものについては、これまでも要望のあった箇所について、段差の解消を行ってきております。今後もこのようなことで対応してまいりたいと思っております。

また、市街地の県道、国道についても、毎年要望して上げており、徐々にはありますけども、整備がされてきているものと考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 先ほども先輩議員からありましたように、一方通行とかですね、歩行者天国とか、そういう計画があったことも、私なりにちょっと聞いております。やっぱりそういった抜本的ですね、改善というの、また一つ必要になってくるのかなというふうにしても考えているところでありまうけども、これをずっとこう言うてきているっていうのは、なかなかできない、不十分であるっていうところの現状について、今後、その市長、どういった考えを持っているか、お答えください。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） まあ、おっしゃるとおり、中心市街地は、昔はですね、若い人が多くて、そうなかったんでしょう。高齢者がほとんどを占めるようになった現在の現実があります。そういう中で、全てつくられた建物、全ての構造物はずね、昔のもので来ておりますんで、大変ですね、そういう意味では、高齢者にとっては、不便とか不自由とかいうことは、当然自然発生的に出てくるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、今後どうするかということですが、御存じのとおり、これからバリアフリーというのは、言われて長い時間かかっておりますんで、やはり市街地の道路にしても、バリアフリーということで改善をですね、していく必要がある。まあ、全面的にやるということになれば、大きな計画になりますんで、可能なところから一つ一つやっていく必要があるかなと思っております。

先ほど、一方通行ということもかつてあったみたいですが、これもいろいろなことでも反対に遭い、なくなったというのを聞いておられますし、そういうことも含めながらですね、今後どういうふうにして今度持つていくかということもですね、ぜひ考えたいと思います。

ですから、トイレなんかにつきましてはですね、今度、中心拠点施設に、観光客の皆さん、市民の皆さんが使えるようなバリアフリー化したことをやります。それから、商店街に来て遊んだ方も行けるようにですね、やりたいと思っております。その距離的にも、百メートル、二百メートル、百メートル前後ということですね、予測も立てておりますが、そういうことで、今後、ぜひ商店街の全体を見据えながら、できるところを含めて、一つ一つ解決する。全面的に解決する部分と、細かく一つ一つ解決する分というものをですね、仕分けしながら、最終的には、全面的に改修されたというふうを持っていきたいと考えております。

○一四番（渡辺道大君） その歩きやすいまちづくりというところからですね、いろいろな施設や商店街を利用しやすいまちづくりというの、人が集まりやすい場所になるかと思われます。今、市長も言われたようにですね、例えば、公衆トイレの件なんですけれども、JA前とかサンシード前とか公園とかにもあると思われるんですよ。で、あるその高齢者の方がですね、そのトイレを使いたいたいんだけど、公衆トイレや公園のトイレまでその距離があってもたな

いと。あるいは、探すのがすごく困難であるという話をちよつと聞かれました。私はこれ、とてもすごく切実な思いだと感じております。

公園のトイレについてもですね、まだくみ取り式のトイレで、少し抵抗があると。そのトイレの数が少ないという現状からですね、公衆トイレを市街地のほうにもう一つつくるという、そういうような計画というものがあるか、お答えください。

○市長（長野 力君） 正直言いまして、観光客にとっても、市街地を歩く人にとってもですね、一番大切なのはトイレだと思っております。トイレがどこにあるという認識があると、人は安心して、気を許して遊んだり通行したりするわけです。

トイレは人間の生理現象ですから、どうしてもですね、まずそれを安心するものでないと、やはり人は集まらないんでございます。で、私自身も、今トイレの話がありましたけれども、トイレについてはですね、公園のほうは大分完備してきていますけれども、この人の多く集まる市街地についてですね、トイレのことはしっかり改修をしたいと思っておりますし、御存じのとおり、今おっしゃったように、JAのところにございます。それから、サンシードのところにも障害者のございですが、それから、栄町公園のところもございませうけど、おっしゃるとおり、古くて、まあ、私がここで言うのは何でしようけれども、やっぱり入るのには、やっぱりちよつとというぐらいいいですね、気持ちが起こるような施設でありますんで、それか

ら、もう一つ東町にもございます。ちょっと見えないですけど。

こういうものをですね、やっぱり改善しないといけないという点もありますし、栄町の公園のトイレも、今回の計画によりますと、それを全部壊しまして、今度の新しい計画の中に入れますんで、そうすると、観光客、それから高齢者の皆さんも、また交通を利用する人等々、それから駐車場もありますから、そこにある程度は集約できるのかともございますし、それから、町の中にですね、もう一つ、あんな大きくなくていいんですけども、ちよこつとしたやつぱりトイレの設置というのがあれば、またそれも一つの次の考えかなとは思っております。

今後、トイレの増設等につきましては検討をしてみたいと思いますが、ただ、そういう場所的なのという条件も非常に厳しい状況もありますんで、そういうのもクリアできるものであれば、しっかりと努力して、クリアできるような格好でできればと思っております。

○一四番（渡辺道大君） 今、その中心市街地なんですけども、結構空きのスペースとかが何カ所があつて、ここにトイレがあつたらいいなと感じることもあるんですけども、そのほかの地域ではですね、コンビニやガソリンスタンドなどですね、一般の方に開放しているところもあります。子どもたちも駆け込みという、そういうような場所にもなつてるところとかもあると思うんですけども、その商店街の店舗ですね、一般の方も使用できますよというような、そういう市との協議。で、またあるいはですね、市が一般の方

もどうぞといったような、看板等ですね、設置ができないだろうかどうか、そのことをちよつとお聞きしたいと思います。

○市長（長野 力君） 商店街の方に協力を求めるのはありかと思えますけど、やはり私も今現在見たところによりますと、そういうふうな格好で、商店街の方がですね、自分の施設の中にお客さんが来て、さつと抵抗なくできるようなものが、そういう商店があるかなと。もうちよつと見当たらない。知ってる範囲ですけどね。見当たらない気がいたします。

おつしやるとおり、普通は、コンビニとかそういうところには、必ずお客さん駆け込んできてできるような格好で設置してますので、我々もよくそこを利用するんですけども、そういうのがあればいいかなと思えますが、個人商店の中にですね、ということになると、やはり商店主さんともいろいろ話もしたり、話をして進めることも大変重要な、大切なことなんで、今後、そういう商店街の中に、店主の皆さんが、私のところはいよいよとかいうことであればですね、それなりのお互いの力を合わせながら、できるものがあれば、進めていくことも可能かと思えます。

○一四番（渡辺道大君） その協力をもらったその店舗とかにですね、お手洗い又は休憩協力店というような形でですね、市が、地元の方とか観光客などを含めてですね、案内するということが、すぐまた一つ、まちづくりの一つになるのかなと思います。

次に、そのベンチのことなんですけども、商店街を歩くと、ここ

にベンチや椅子があつたらよいなというような、思う箇所が幾らかあります。その危険な箇所とか通行の妨げにならないような場所に、ベンチや椅子の設置とかですね、あるいは、その既に置いてあるベンチや椅子の横に増設するというような計画があれば、お答えをいただきたいと思います。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○**経済観光課長（松元明和君）** お答えいたします。

商店街の長椅子設置状況につきましては、西町から鴨女町にかけてまして、主な道路に面した場所に設置しているところを調査しました結果、十九カ所に設置されていることを把握しております。このうち、バス停留所では、市街地巡回バスの運行開始に合わせ、JA種子屋久の交通安全事業を通じて設置されたものや、市商店街振興協同組合で建設されたものがありますが、その他にそれぞれの事業所で設置されたものがございます。

今後につきましては、秋に行われる予定の黒潮アートプロジェクトにおきまして、ベンチづくりが計画されております。今現在、十二基を予定してるところでございます。設置場所につきましては、商店街を利用される方々の利便性と新たな魅力づくり、にぎわいづくりとして、商工会や商店街関係者の協力も得ながら、検討してまいりたいと考えてるところでございます。

また、多くの高齢者の方々に商店街を利用していただくためにも、にぎわいをつくるためにも、交通アクセスを向上させるとともに、

ゆつくり休んだり、くつろいだりできる場所を現在計画してる中心拠点施設内に設けられるよう、検討していただいているところでもございます。

以上でございます。

○**一四番（渡辺道大君）** そうですね。買い物客をもって、そのバスターとかタクシーを待っている姿とかですね、立ち話をしている姿とか、よく市街地で見ます。ベンチや椅子があればよいだろうなと思いい、その店舗の中にもベンチがあるというところ、工夫してるところもあつたりします。そのベンチや椅子の増設もですね、また一つ、利用しやすいまちづくりの一つになると私は思っておりますので、今後、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

次に、電動カーの駐車スペースのことなんですけども、美浜団地や古園団地に住んでいる方がですね、結構高齢者の方は、電動カーで商店街に行くのを見かけます。今では、その高齢者にとってですね、電動カーっていうのは移動するのに欠かせないものになっております。電動カーのその駐車スペースのことについては、今現在、確認されているようなところとか、実際どういふふうにして電動カーというのはとめればよろしいのかというのをお答えください。

○**建設課長（美園博行君）** お答えをいたします。

電動カーの駐車スペースということでもありますけども、現在は、電動カーの駐車スペースとしての駐車場というのはいりません。電動カーを利用される方々についてはですね、店先まで来て買

物をしたり、ほかの用事を済ませるなどされてることと思われ、どこかに駐車をして、歩いて目的のところに行き、用を済ませるといふことはしないのではないかなと考えているとこであります。

まあ、そういうことからして、駐車スペースを確保したとしてもですね、すぐ近くであれば利用されるといいのでしようけども、少し離れた場所であれば、やはり店先まで乗っていかれるものではないかと思われます。道路を改良したりして新たにつくるということであれば、このようなことも考慮できるところもあるのではないかなと思いますけども、現在の市街地の道路状況からすると、駐車スペースの確保というのは厳しいのではないかなと考えてるところであります。

このようなことも想定もいたしまして、利用者の利便性を考慮しますと、まず、市街地のバリアフリー化を進め、先ほども市長の答弁の中にもありましたけども、中心拠点施設を利用した町なかへの回遊を図りながら、まちづくりの一つとして、駐車スペースを確保できればよいのかなというふうな考えであります。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今回のこの地方創生の中ですね、大きく見た場合ときめ細やくく見た場合というのとですね、その住みよいまちづくりに、その地方創生の財源がですね、使えるのであれば、道路を整備したりとか、トイレをつくったりとかですね、ベンチや椅子を設置したりとか、電動カーの駐車スペースをですね、つ

くったりするような計画っていうのを、また一つ練り直す必要があるのではないかなというふうにして考えておりますので、そういうこともひとつ求めながら、次の質問に入りたいと思います。

次にですね、市道の波打つ路線の改善についてですが、市内全体をですね、車で走っていても、その凹凸のある道路とか車道を横断して波打つ道路がですね、たくさんあったりして、暗かったり、その余り通らない道路については、すごく走行の勢いがつくと、非常に危険だと感じたところですよ。

特にですね、種子島高校からプラッセだいわに抜ける下り坂、城上之原線ですかね、ここはすごく事故が起こる可能性の高い道路だと認識しておりますけども、私もその車でそこをゆっくりでしたけども、ちょっと下ってみました。やっぱり波打つ箇所っていうのが多くてですね、衝撃もきつかったと。これももし二輪だったらですね、もっとやっぱり激しいのではないかっていうことで、走行の速度っていうのもあると思われますけども、バイク通学をしている高校生にとってはですね、すごく危険な道路だと思います。この波打つ道路はすごく危険と認識しておりますけども、城上之原線のこの道路をですね、今後、どのようにして改修するか、計画があればお答えください。

○建設課長（美園博行君） お答えいたします。

城上之原線の道路については、確かに段差があります。一年、昨年、一昨年だったか、ちょっと記憶がちよっと定かではないんです

けども、一部舗装をやり直してですね、改善をしたところもござい
ます。この路線についても、長期振興計画の中で、路面舗装のやり
直しというふうな形で入っております。また、改善を図っていく
ようにいたしたいと思っております。

議員言われますようにですね、確かに舗装面が盛り上がり、通行
に支障のある箇所があると私どもも非常に認識をいたしてるところで
あります。これまでもその解消を図るべく、計画的に実施しており
ます。昨年度においてもですね、三路線、十三カ所の段差の補修工
事を行つてるところであります。また本年度においても、八路線、三
十三カ所の補修工事を現在行つてるところであります。徐々にで
はありますけども、その解消に努めているところでもあります。

今後よりよい、より安全な道路を維持していくためにも、さら
に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、何カ所あるのかということもお聞きしておりますので、
平成二十七年三月末現在で調査をしてるわけでありますけども、十
五路線、百四カ所を把握いたしております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） その波打つ道路なんですけども、その鴨
女町ですね、建設会館前の道路っていうのが二カ所あったと思わ
れるんですけども、そこはもう改修されていた。で、その上之原
と旧現和線っていうのは、昔その長くずっと波打つ道路になってい
た。で、それをコンクリートで固めたっていうこともちょっと聞い

ております。その城上之原線のその波打つ道路っていうのその原
因っていうのがひとつわかれば、その。またそれに伴い、その改良
工事にそういうふうな問題があったのではないかっていうところも
含めて、お答えください。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

原因についてということでもありますけども、これについては、断
定はできておりません。三十数年前の舗装工事で、路盤工に高炉ス
ラグ碎石を使用してる線が盛り上がる傾向にあります。その碎石は、
施工後数年たつと、半セメント化してかたくなる性質があり、寒暖
の差による伸縮を繰り返して、表層のアスファルトを隆起させてい
るのではないかと推測をいたしております。

このような現象が生じてきたこともあり、数年前からは、この砕
石については使用していないところでもあります。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） そしたら、その使用はしないということ
ですね。それを確認しましたので、その、じゃ、松島からその上之
原線の今度の改良事業というのが、市のその一般事業ですと思わ
れるんですけども、そういったところにも、その同じような手法は
使わないということ今理解をしました。

そしたらですね、やっぱりそういうふうにして、その通行のその
安全面からですね、やはりその特に高校生が通学するようなところ
ろっていうのの道路の改良工事ちゅうのは、十分にですね、しっか

りしていただきたいなど、そういうことを求めます。

それで、最後にですね、天候不良による農業所得減に対する農家支援策についての質問を行います。

昨年そのさとうきびについては、日照不足や台風の襲来などで生産量とか単収も厳しい状況で、品質にも影響が出て、糖度も前年を下回る結果になったというふうにして聞いております。基幹作物としてあるさとうきびの生産がですね、減収により経営困難というふうになれば、担い手の不足の問題とかも、今後続けていける心配だというふうな声ですね、さとうきび農家だけでなく、地元の声からもあります。

また、その山間、山合いでそのさとうきびをつくる農家っていうのは、かわりに農作物をつくろうと思っても、シカの被害に遭うのでつくれないっていうふうな感じで、その山間地域の生産者にとっても、さとうきびが有効な作物になっているということも聞いております。

その西之表市では、生産量が約、前年ですね、三万七千トン、反収四・八トンという、ここ数年でも一番厳しい状況と言われておりますけども、その前年のさとうきび収量減に対する共済金の支給っていうのはどのようになっているか、あと、その共済金ですね、各農家にとってそれが十分だったと思われるか、お答えをいただきたいと思えます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

平成二十六年、二十七年期のさとうきび生産に対する共済金の支払い状況につきましては、熊毛管内で、生産農家一千七百十九名に對しまして、共済金六億八千六百三十三万円、そのうち本市市内の生産農家六百十九名に對し、共済金一億七千八百六十九万円となっております。

なお、各生産農家につきましては、八月中旬ごろには支払われたと聞いております。

共済金を含めた生産農家一戸当たりのさとうきび収入が百六万八千円、前年対比で十九万六千円の減となっております。

数年間の不作が続く中で、農業振興公社の経営状況報告でも触れましたけれども、厳しい経営状況であると認識しております。

○一四番（渡辺道大君） それで、その共済金額の決め方についてもですね、基準の収穫量の八割を収量としてですね、それに一トン当たりの共済金を掛けて共済金を出すとしております。で、この基準収穫量と基準糖度っていうのは、その各農家の過去五年の最低と最高を除いて、三年の平均を支給するというふうにして、その共済組合のほうから説明を受けました。このことはですね、今後、厳しい状況というのが続けば、その平均ももちろん下がっていくわけで、共済金額も下がってくるのではないかと思われまます。

この四月にですね、さとうきびの収穫が終わって、その共済金が支給されるのが八月ごろということを確認しました。で、そのさと

うきび農家からですね、やはり八月までの生活がすごく厳しいと。その共済金をですね、早目に出してもらえないだろうかというふうな声もあります。

私、共産党としてもですね、共済組合にその支給を早められないか申し入れを行いましたけども、その二回の審査と品質、糖度や収量によって支払われるもので、その金額などもあり、早く支給することはすごく難しいとのことでした。その共済自体の制度っていうものもあると思われまじけども、収穫時期にある程度を見越した仮払いのできる制度になれば、その農家は助かるのではないかなと思います。その共済制度についてですけども、その改善をですね、共済組合のほうに要求できないか、お答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 共済金の支払いの流れにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。できるだけ早くする必要があらうかとは考えておりますけども、そのための事務の簡素化なり等々を、種子島におかれましては、種子島糖業振興会等がありますので、機会を捉えて上部団体への要望を実施したいと考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今課長からありましたけども、市長はそういう行動を起こしていただけないか、お答えください。

○市長（長野 力君） 共済金につきましては、大変きび農家が厳しい状況でございますので、共済金もですね、聞くところによると、

手続等も早く進めてやったということですが、今後どういう、組合とのことでありますので、まあ、お話は聞いてみたいと思えます。

○一四番（渡辺道大君） その約四カ月間の間にですね、農家にとってもさまざまな支払いというものがあると思います。資材代や税金とかもありますし、そして、その生活費ももちろんですけども、やっぱり少しでも早い支給っていうのがですね、農家は助かるということですね、求めまして、次の質問に入りたいと思います。

先日のその市長の所信表明でもありましたように、今年のさとうきびの状況は、また先ほどの答弁にもあったようにですね、前年同様、日照不足により減収が見込まれておりました。それについて、市としてどのような判断をしていくか、お答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほどもお答えをいたしました、平成二十七年度、二十八年度のさとうきびの生育状況につきましては、六月から七月にかけての長雨、日照不足の影響で、管理作業の遅れや不萌芽による莖数不足等から、生育調査、八月三十一日現在ではございますが、史上最低の昨年度同時期に比較しまして、莖数、莖の数七〇・五%、莖長、莖の長さ八〇%との結果となりまして、今後の天候次第ではございますが、非常に厳しい見込みが予想され、昨年に引き続き、非常に厳しい農家経営がせまられる状況だと認識をしております。

○一四番（渡辺道大君） やっぱりこのままですね、その不作って

いう状況が長く続いてしまうと、やっぱり市の財源にもですね、かなり影響が出ると思われれます。で、また、その共済の加入者も減ってですね、共済金の支給というのも少なくなっていくんじゃないかっていうことも予想されますけども、農家ですね、さとうきびの生産意欲を持続するために、市としてどのような、その財源補助の面だけではなくてですね、こういったことができるか、どのような対策を考えているか、お答えをください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

昨今のさとうきびの不作の状況を受けて、この悪影響を早急に打ち切り、さとうきびの安定生産及び農家経営の回復を目指し、市では、以前よりも、株出し管理作業、新植マルチ作業、土壌改良作業に対する助成を行っております。少しでも多くの生産農家の皆さんにこの事業を活用していただけるよう、本年の六月に、補助率アップと対象面積を拡大するというところで。

また、先ほども申し上げましたように、セーフティネット基金の活用によりまして新植支援を行い、生産量の持続推進、それから、生産農家のモチベーションが上がるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） それでは、一つですね、高齢化によって、今後十年間でさとうきび農家が半減するっていうことが見込まれて、面積維持と収量確保が課題となっているという報道というか、新聞

記事がありました。六月五日に発足した若手さとうきび生産者でつくる組織っていうのがあると思うんですけども、設立時点で一市二町四十三人が名前を連ねたそうですけども、西之表市では何人加入していて、今後どのような運営で進めていくか、発足して間もないですけども、わかっている範囲でお伺いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） その組織につきましては、六月に総会を開きまして、仮称でしたが、種子島地区さとうきび大規模栽培農家組織と仮称になっておりましたが、今般の八月の末で臨時総会を実施しまして、TOPS三〇〇〇〇とということで、TOPS三〇〇〇、種子島オーギプロフェッショナルサクセサー、後継者の意味ですが、の略であります。意味といたしましては、種子島全体で三百ヘクタールの面積確保して、種子島のトップ農家を目指すという意味もございます。

なお、この組織には、四十三名御紹介いただきましたが、本市からは十二名の若手の農家が参加しております。運営等につきましては、会費並びに各市町、それから農協、新光糖業の負担金をもつて充てております。今回の補正予算に十萬円の負担金を計上いたしております。また、支援体制につきましては、十年後に経営体質の強い法人が栽培面積の大部分を占めるような取組みをプロジェクト一〇八で支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 地域ではですね、やっぱり農家の高齢化

つていうのも進み、担い手不足を解消するためにも、そういった組織が一生懸命頑張っているんですけども、その日照不足の影響とか不作で大変厳しい状況である地域なんですけども、またその国家間で見た場合ですね、やはりTPPの交渉の問題があると思われれます。外国産米の輸入枠をですね、さらに増やすとかですね、アメリカからの年間十七・五万トンの輸入をすると。で、安倍内閣はですね、年間五万から七万トン、アメリカの輸入枠を増やしたり、オーストラリアから八千五百トン、その米をですね、増やすというふうにして打ち出しております。

もちろん、当然米に係る関税もですね、多分引き下げられるということですね、国会決議も何だったのかということになってくると思うんですけども、今現在でいけば、TPP交渉も難航して、漂流の可能性が高いという時点で、時間の経過とともに、大企業だけが生き残るTPPにですね、国民が声を上げて立ち上がっている状況があるということです。

砂糖の関税っていうのも三二八%とすごく高くなっていて、米やバターに次いで高いと。その高い関税率っていうのは、やっぱり守らなければならぬと思いますし、やっぱり地域を守るためにも、そのTPP断固反対の立場を堅持することを求めてですね、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす四日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後三時二十八分散会

本會議第四号（九月四日）

本会議第四号（九月四日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年九月四日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

一三番 橋口 美幸 議員

一一番 榎元 一巳 議員

八番 田添 辰郎 議員

日程第二 議案第七九号 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について

見書の提出について

日程第三 議案第八〇号 「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について

見書の提出について

日程第四 議案第七九号 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について

見書の提出について

日程第五 議案第八〇号 「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） おはようございます。通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、職員の労働環境とまちづくり公社について質問をいたします。

今、民間でも公的な職場でも、正規・非正規の立場を問わず働く人たちは大変厳しい状況に置かれています。その主な要因は、かつての小泉政権時代からの新自由主義の名のもとに、経費節減として行政改革が進められ、官から民への動きが急速に進んできたことも大きく影響しています。

本市でも人件費の削減を目的とした公的な施設の指定管理者制度が急速に進みました。しかし、体育館、図書館など、住民の暮らしに密着した施設の指定管理者制度は成り立たず、今は直営に戻っています。それでも業務は、ほとんどが非正規職員に頼るところが大きくて、それでも職員と賃金格差があり、低賃金と不十分な労働環境の中で正職員と同様に住民サービスの充実は求められています。また市の正職員にしても、昨年度に比べて十名以上の職員が減らさ

れ、部署によっては連日残業をしないと業務が回らない状況もあるのではないのでしょうか。

正規・非正規・パート職員の立場を問わず労働環境が悪化している中で、市長はこの四月からまちづくり公社を設立しました。雇用の拡大などをうたっています。

まず公社設立の目的について、市長にお伺いいたします。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） まちづくり公社の目的については、設立のときに十分説明をしていると思います。

申しますと、やはり市民サービスの向上を、直接的な市民サービスの向上を図ったり、財政の運営の効率化を図るということでございます。そして、直接市民との連携も図りながら、行政経費の削減等も含めて進めていくということで、主に単純業務、市のやっている単純業務、これを統一業務というんですが、そういうものは公社のほうに一括してお願いをして、行政の効率化を図るという考えで、あわせて今度は、将来的にはまちづくりのためのいろいろな関与する業務、その他にもより貢献できるような組織体系をつくっていくということを考えておるところです。

○一三番（橋口美幸さん） 今、市長にお聞きしましたけれども、やはり市民サービスというのは外せないと思います。その中で正職員が担うべき仕事を、まちづくり公社そして非正規の人たちが担っているわけですが、経費の節減というところで、昨年のイン

ソーシングの成果のときに、二千時間のコストと、二千万円のコストでしたかね、そのコストのみを追求する成果主義、本来の行政の役割とは違うと思うんですね。日本国憲法に基づいて、国民の命と暮らしを守る、そして社会保障の充実と住民サービスを充実するという自治体本来の役割が、本当にそういう中で、経費節減が中心になっている、そういう中で住民サービスが守られていくのかということが非常に問題になっていると思います。

先ほど言いましたけれども二千万円のコスト削減と、時間数では八千時間、こういうことが非正規労働者に責任が重くのしかかっているということがありますけれども、労働者の役割については、非正規・正職員の労働者の役割については、どのようにお考えでしょうか。

まず、担当課から、市長にもお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） まず、労働者の役割でございます。

当然ですね、皆さん労働者、皆さんは自分の与えられた職務について、しっかりそれを進めていくというのは当然のことですが、具体的には担当課長からお願いします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

自治体労働者の役割についての御質問でございます。

自治体労働者の中でも、正規の職員につきましては、地方公務員法第三十条に、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益

のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ。」と規定をされております。

公共の福祉の擁護者としての使命を負っております。パート職員を含みます非正規の職員につきましては、その使命を達成するため職員の補助的な役割として雇用していると理解をしております。

ただし、まちづくり公社に関しましては、設立後、公社職員としてその役割が課せられているものと考えております。

以上で終わります。

○一三番（橋口美幸さん） 今、課長も市長もおっしゃいましたが、やはり地方公務員の役割は、全体の奉仕者であり、公共の福祉を充実させるために日々頑張ってくれているという立場で、それを充実させていくのが、たとえ人員が減ろうとも、仕事量が増えても、それを全うしていくということ、日々パートの人たちも、非正規も、正職も頑張っていると思うんですが、今、パートや非正規に求められる仕事の内容としては、補助的な内容だというふうにお伺いしましたが、今はこういう、昨年と比べて、私がいいただいた資料の中では、十五人以上の職員が減らされているんじゃないかなというふうに思いますが、そういう中で、あくまでも非正規の人たちが、補助的な業務で、日々の業務が回って回っていると思っているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今議員がおっしゃいますように、なかなか職員の新規の確保も非

常に苦慮しているところでございますけれども、その中で行政経費を考えながら、職員の人数につきましてもそれぞれの職務の内容を精査をいたしまして、市民サービスに低下を来さないような形で今後とも職員の採用には当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 働く環境を充実させるということでは、少ない人員の中で、本当、少数精鋭の中で能力を發揮する環境というものがまず求められると思います。

昨日の同僚議員の質問の中でも、やはり職員には研修を充実し、日々向上をするということを求めるという内容の答弁だったと思いますが、そういう状況を本当に正職員も含めてですね、非正規の職員も、日々向上するような環境が、労働環境が保障されているのかというのを非常に疑問に感じます。

例えば、正規職員の人たちもですね、市民がよく、いつまでも序内に明かりがついているということ、それは全階じゃなくて、各階がそれぞれ違うのもありますが、日によっては十時過ぎ、深夜に及ぶこともあるという状況もあります。そういう状況の中で、職員が本当に自分の学習意欲を持って、研修をする環境が保障されているのかどうか、このことをお伺いしたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今議員御案内のとおりですね、部署によっては深夜に及ぶ業務を

行っていることも確認をしてございます。職員の健康管理の観点からもですね、そういう部署については事情をお聞きし、適正な人員を配置をするよう計画をしているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 部署によってはですが、適正な人員を配置するということは、採用人員を増やすとか、パート職員を増やすとか、具体的にどういう方向で増やす方向なんでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今ありましたように、長期間非正規の職員を配置をしている部署で、今後もそういうような状況が継続するであろうと見込まれる部分につきましては、それぞれの部署と協議をいたしまして、正職員化も含め検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひそういう方向ですね、もう五年も十年も非正規職員で働き、年収二百万円で子育てもしながら続けている非正規労働者もいらつしやると思っています。そういう中で正職員と同じ仕事の内容を求められ、そしてまたそのために、非正規職員だからといって手を抜くわけにはいかない部署も数多くあると思いますので、ぜひ職員増をしていただきたいと思えます。本来の自治体労働者の役割が、本当に果たしているのかどうかというところが今非常に危うくなっていると思えます。

それに加えて、非正規職員の賃金なんですけれども、今言

ましたように二百万円以下で生活している人がほとんどだと思います。非正規職員の賃金アップについて、それから忌引き休暇や病気休暇、そして交通費も今年四月からは、昨年四月からは、片道ですが払われるようになりましたが、職員との大きな格差があります。そういう中で非正規職員の労働条件、賃金アップ、そういうことも含めて検討をしていただきたいと思います。その方向性をお聞かせください。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

先ほどありましたように、金額としては十分ではないとは考えておりますけれども、そういう通勤手当等も含めてですね、それぞれ非正規・パート職員の処遇の改善につきましても、労働基準法がございませけれども、そういう中で努力をしているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、質のいい労働を提供するために、質のいい処遇改善が必要だと思います。そういうことが地域の活性化につながるということも、本当に十分加味していただき、ぜひ早い早急な対策をお願いしたいというふうに思います。

そういう改善がされない中で、まちづくり公社が、三月の議会でも私は言いましたが、改善されない中で外に出すというのは、丸投げをするものだというふうに批判をいたしました。今、市長の答弁の中で、軽作業であると、軽作業を非正規やまちづくり公社の人た

ちに回すんだということをおっしゃいましたが、まちづくり公社の業務として、本当にこれが軽作業なんだろうかという、思われる点があります。これは全て軽作業というふうに分けているという根拠は何でしょうか。

○市長（長野 力君） 軽作業ということじゃなくてですね、画一的な作業とか、統一された作業、そういう単純作業、そういうことですね。それは軽作業とは違います。

そういうことで統一して作業のできるもの、それから計画的に常に循環的にできるもの、そういうものはですね、一つの計画に乗って、非常に作業が効率的になりますんで、そういうものは随時ですね、公社のほうにお願いしていくということになっております。軽作業というあれじゃなくてですね、単一作業、同じ作業を毎日繰り返し、質を高めながらお願いするという話、画一的なものとかですね、そういうものを一つの基準にしながら進めていくということになりますんで、大変、その仕事の内容につきましては、大変厳しい作業もあるでしょうし、御苦労のある作業も当然あるかと思えますんで、それはそれで当然、質の展開も図りながら、改善し、対処していくということは当然のことです。

○一三番（橋口美幸さん） 軽作業というふうに見ると、本当に、外ですね、この暑い中も寒い中も、暑いときは汗を流しながら、着がえも何回もし重労働をしています。このインソーシングと建設課、ほかの担当課からさまざまな施設の管理だとか、トイレの掃除、

へりポートの環境美化、図書の貸し出し業務、運転業務ですね、こういうのもかなりありまして、四月が七十時間だったのが、八月は三十時間、七月に至っては千九百九十二時間という形ですごく増えているんですね。これは賃金も変わらず、人員がその都度、パートさんが補充されたりしているということも聞きました。やはり今、まちづくり公社の人たちの労働条件改善も含め、仕事の中身もですね、今、国民文化祭を控えて全国の人たちが注目する中で、本当に花と緑というのが充実されているだろうかというふうに思います。

やはり、これは年中をとおしてですね、花と緑というのは、まちづくり公社の中であつても切り離して、環境美化、観光を推進している本市、そして島の玄関口としてですね、ここは切り離して考えるべきだというふうに思います。まちづくり公社の設立者、社長である市長の方向性が大きく影響すると思いますので、ここはやっぱり花と緑の専門職を生かした、分散した形、そして人員増と処遇改善、これを目指していただきたいと思えますので、市長の見解をお願いいたします。

○市長（長野 力君） 国民文化祭の花と緑はですね、公社というわけではないんです。これは市内ですね、国民文化祭に乗っかって、まちをきれいにしようということでございます。これは公社とは直接関係はございません。

ただ、都市を、まちをきれいにする、美化するということにつき

ましては、当然私どもで、また市民と一緒にやっていくわけですが、その一環の作業として公社の皆さんにお願いをする場面は当然ございますし、今後とも一緒になって、まちを、どう景観づくりをしつかりしていくか、これは国民文化祭を一つの起点としてこの運動を展開しましたけれども、ひとつ、これからも本市の、種子島の、大変花のいっぱい咲いた景観づくりをですね、していく、これが私ども種子島、島の大変魅力的なもの、売りとしたいということでは計画をしたわけでございます。

そこで公社の方にはですね、一部作業をお願いをしたりしておりますが、今後ですね、市民も、また私ども、それから公社の皆さんも一緒になって、この花のいっぱい咲く景観づくりを進めていきたいということですよ。

○一三番（橋口美幸さん） 私もですね、国民文化祭があるから今だけきれいにしてほしいということではなく、観光の島を、今度の拠点施設の問題でもですね、観光の人たちがいかにこの種子島に足を運んでくれるかということの方向は同じです。そういう一環として、やはり島を花いっぱい島の、「花と緑のロマン島」というのをうたい文句にしておりますので、これを実践していただきたいというこの確認でございます。

今、長島町がよく新聞にも出されて、長島町の景観づくりですね、あの種の子算だとか、人件費だとか、私も聞きたいと思っっているんですけども、やはり長島町に学ぶべきだというふうな提案をした

と思いますので、そこら辺も含めてですね、専門職を大事にし、パートの職員、そして非正規の職員も大事にすると、市民との相互関係もすごくよくなるんじゃないかなと思います。精神衛生上、疲れた体で市民との対話をするということになれば、やはり大変だと思いますので、労働条件改善、正職員・非正規を問わずですね、ぜひ改善を、先ほども答弁はいただきましたので、その方向で進んでいただけるものと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。続きまして、平和の問題に移りたいと思います。

平和の問題で、今年、マスクミでも盛んに戦後七十年ということが言われています。この戦後七十年がどういう意味を持つのかということは、本当に個々にいろいろな思いがあると思いますが、本市でも子供たちと大人と一緒に戦争体験を聞く集いというのが行われました。この西之表市でも悲惨な戦争があったんだよということを、子供たちと大人が生の声で、歴史の事実として後世に伝える取組みが行われたということがNHKのテレビでも放映をされました。

そしてまた、広島・長崎の原爆投下からも七十年です。広島の松井市長が「核兵器が存在する限り、いつ誰が被爆者になるかわからない。自らの問題として真剣に考えてほしい」と訴えました。そして、長崎の田上市長は「原子爆弾のすさまじい破壊力を身をもって知った被爆者は、核兵器は存在してはならない、二度と戦争はしてはならないと深く心に刻みました。日本国憲法の平和の理念は、つらく厳しい経験と戦争の反省の中から生まれた。しかし今、日本国

憲法の平和の理念が揺らいでいるのではないかという不安と懸念が広がっている。慎重で真摯な議論を行うことを求めます」と平和式典で宣言をいたしました。

そしてまた、昨日は南京大虐殺事件のこともありましたが、一九三一年は満州事変、軍部が起こしたことです。一九三七年七月は、盧溝橋事件の後に一九三七年南京大虐殺がありました。これはさまざまな著書で明らかにされている歴史の事実が示していることとございます。そういう思いの中に広島市長と長崎市長の歴史の真実を真実として生の声で伝えるということが含まれていたのではないかなど私は解釈をいたします。

そこで、市長にお伺いいたしますが、非核宣言のまち、廃絶のまちとして、今、私たちのまちも宣言しておりますが、国会で審議されている戦争法案の問題、そして憲法九条を踏みにじるような情勢があります。

そこで、市長の見解はどのような見解なのかをお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） 今年には戦後七十年という節目の年を迎えまして、そのほか戦火に倒れた方、多数いらっしゃいます。そしてまた、終戦後の苛酷な中で亡くなられた方、いろいろなことがあると思います。そういう方々にですね、私といたしましても深く哀悼の意を表すことになるかと思えます。

多くの犠牲者を出し、これはもう皆さん国民が全て考えておられ

ます。多くの犠牲者を出した過去の戦争、そういう惨禍をですね、二度と繰り返さないように、これは全国民の願いじゃないかと思えますし、ただしかし、戦後生まれの世代が増えておりまして、戦後が過去のものになりつつある、また風化してくるという現実を見れば、今後、私どももこの七十年を期して、やはりもう一回、その大戦、戦争のことをですね、二度と繰り返さないように改めて考えることは必要かと思っております。

今後、地球上の皆さんが、全ての地球の人たちが、平和で、そして戦争が起きない、そういう全ての地球、そういう地球をですね、世界を、我々一人一人が築いていく、これが大きな責務じゃないかと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） 憲法に基づいてですね、今、憲法前文では世界平和をうたって、九条では戦力を保持しないというふうになっております。十三条では幸福追求の権利、十九条では思想・良心の自由とあります。昨日、議員自らがですね、九条は、思想・信条の自由を侵すような質問もありましたが、九十九条は、憲法は公務員が守るべきというふうになっております。

そういう民主的な憲法のもとですね、選ばれてきた議員が自ら憲法を学ぶ、そういう義務が課せられているのではないかなということも、今、平和の問題として申し述べておきたいと思えます。今、本当に歴史を直視するということはですね、世界の国々と対等に向き合って、本当に有効な外交を進める、こういうことのほうが平和

に、今市長が申しましたが、世界がほんとうに平和にいくためには、そういう友好関係をつくる、その努力を私たち地方自治体もですね、それから国もしていくということが大事なことにつながるのではないかと思います。

そういう平和の問題の中でですね、私たち馬毛島が、ずっとそういう戦争につながる米軍の恒久的なFCLPの訓練基地として明記されております。今、馬毛島が、九九%は個人の土地とは言いながら、買収すること、自衛隊基地をつくるためにはその土地を買収することが前提というふうになります。五年ほど前、熊毛民報で皆さんにお知らせはしましたが、当時国会で防衛大臣と副大臣がメモをやりとりしていたという報道をいたしました。これは銀行や馬毛島開発と関係のある政治家がやりとりをしていたようで、馬毛島開発は三井住友銀行からお金を借りる際に、馬毛島百四十億円の抵当を設定したと。そして、幾らの借金は定かではないが、売却するにしても三十億、五十億では国と個人と料金が折り合わなかったということを過去の民報の中で報道をいたしました。

そこで、国が今、昨年も国会に提出をしたという土地の収用法があるというふうに聞きましたが、この土地収用法の法的な手段があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

土地収用法が代表的な土地関係の法律なわけなんですけれども、

背景としまして、やっぱり憲法が関係ございまして、憲法二十九条の三項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」ということで、そういった法律がございまして。手続的には、事業認定申請の手続を行いつつ、その後で収用委員会のほうで収用の手続に入るというものでございまして。一般的に公共施設をつくるときに行われているものでございまして。

これ以外に、現段階では西之表市は関係ないんですけども、ちよつと長い名前ですけども、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協約及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法というのがございまして。いわゆる地位協定に基づく特別措置法でございましてけれども、駐留米軍の軍用地特措法というふうに呼んでございますけれども、こちらのほうで、沖縄が主ですけども、昭和三十七年前は本土でもやっておりましたけれども、そういった形での収用する手続というのがやっております。現実、駐留米軍がこちらのほうにいるわけではありませんで、今のところ関係はございましてけれども、法的な手段としてはそういうふうなものがあると認識してございます。収用関係は、土地収用法の手続と同様な手続が行われますけれども、米軍の場合はより簡略な手続だというふう聞いてございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） こういうことについても地位協定の問

題が大きく私たちの前にははだかつているという問題も明らかになりましたが、憲法二十九条で、公共的な施設でなければ、であればですが、今度の米軍基地施設というのは、首長自らの反対、そして住民もたくさんの方が反対をし、中種子町、南種子町でもですね、五〇%以上の人が署名をしております。

そういう意味では、地方自治体の意思を尊重するということが今から大事なことになると思います。そういう方向で、ぜひ一市二町、三町と協力して、市長も住民との思いをぜひ堅持し、そして国にも今後もし引き続き、一緒に反対を貫いていきたいというふうに思いますが、市長の姿勢を確認したいと思います。

○市長（長野 力君） とにかく私は、市民の立場に立つて物事を進めていきたいというふうに考えております。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、住民の福祉と暮らしを守るというのが自治体の長の役割であります。それを前面に押し出していくということが市長に課せられた役割ですので、そこをぜひ、勇気と自信を持って貫いていただきたいというふうに思います。

次に、米軍基地とFCLPの問題についてであります。何回も同僚議員が飛行ルートと音のことを質問をしております。私たちが党の国会議員団の調査だとか資料をいただきながら、いろいろそれなりに情報を収集してまいりましたが、軍用機というのは民間機と違って羽根が小さいので、速度を落とすと落ちる可能性があるというところで、かなり速いスピードでないと離着陸ができないという専

門的な話がありました。

そういうことでいけば、本当にこの種子島・屋久島の中で、馬毛島を航空母艦に見立てた離着陸の訓練、しかも今から戦争に飛び立つとうという人たちが、まだ腕が十分でない人たちが訓練をする航空母艦に見立てた馬毛島でのFCLPの訓練というのは、本当に音だけじゃなくてですね、危険を伴うと思います。ですので、ぜひFCLPの練習基地というものがですね、どういふことなのかを皆さんと一緒に今後も続けていきたいと思えます。

それから、自衛隊基地の誘致問題についてであります。今、自衛隊の基地は、私も昨年もこの問題について質問いたしました。ほとんどが、九九%が自衛隊と米軍は共用をしているというふうに報道がもうされております。そしてまた、今回の安保法制の審議の中でも、改めて、皆様御存じだと思えますが、文民統制がいついかなかったということが明らかにされていると思えます。自衛隊が独走をしている状況が日々明らかになっておりますが、自衛隊基地の誘致問題について、担当課ではどのようなことをお考えなのかをお伺いしたいと思えます。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

FCLPに關しましては、FCLPという訓練の、自衛隊あるいは防衛省のほうの施策の一つだと考えてございます。

自衛隊に關しましては、自衛隊とFCLPの話は本来別々の話でございまして、通常の一般的な行為の中で、あるいは認識の中で

ですね、普通の行政行為として、多分そういった相談があった場合には淡々とすることになると思います。

ただ、今回の場合の、FCLPの問題の場合には、ツー・プラス・ツーの日米合意でも明記されていることとございますので、もう馬毛島で自衛隊が活動するということは、自衛隊、防衛省のほうの説明でもございますので、FCLPとも密接している、関係している問題だというふうに認識してございます。

ただ、一般的な防衛問題あるいは一般的な防衛省のあり方、自衛隊のあり方、そちらのほうとはしっかりと区分けして考えたいと思います。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 今、中種子町、南種子町の動きもありますが、交付金の問題もよく議論されます。この再編交付金、平成十九年の文書なんですけれども、十年間、その音がどれだけ響くかという、A地、B地、C地というふうに、向こうが、国が適当に分けるんですけれど、A市、C村、B町というふうな形で分けた場合に、このちよつと遠いC村ということになると、五年間だけの何%とかそういう形で、本当に恒久的な基地を約束していながら、交付金は恒久的ではないんですね。迷惑はずつとこうむりながら、補償は本当に短期間ということがありますので、交付金を当てにする米軍基地誘致にしても、自衛隊基地の誘致にしても、本当に将来に禍根を残す。私たちは子供たちに安心・安全な種子島を残し、そ

して第一次産業を發展させながら、観光地をきれいにしながら、子供たちに自然を残すということが、私たち地方自治体の命運だと思いますので、そういう基地交付金の問題とかですね、市長はしょっちゅう拒否は拒否というか、そういうことは当てにしないということは答弁をされておりますので、今後もこの再編交付金の問題についてもですね、ぜひ市民の皆さんにも学習をして知らせていくということをしていったらどうかというふうに思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） 今の質問は、私はこれまで同じようなことをずっと言ってきたとおりなんです、それ変わることはございませぬが、やはりこれからも市民のいろいろな意見もいっぱい聞きながら、そして私どもの島が将来に向けて持続可能な、そして豊かな暮らしができるようなことを志向しながらやっていくという方針には変わりませぬ。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、持続可能なということは本当に意味が深いと思います。私たちの子供や孫たちも、今のうちに、この島をどういうふうにしていくかということを考え合えるような環境づくりをしていく責任が私たちの義務だと思っておりますので、そこは本当に多くの住民の皆さんと一緒に進めていかなければいけないことだというふうに思いを新たにしております。

次に、拠点施設の建設問題についてお伺いしたいと思います。まず、私たちも設計図をいただいたのが、七月の全員協議会だっ

たんですが、この多目的コーナー、女性談話室とか、特産品コーナー、そういうコーナーがそれぞれありますが、多目的コーナー、女性談話室の使用目的について、お伺いしたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

ただいま議員のおっしゃったコーナーにつきましては、全体の中の機能のところ、観光のところとか、地域交流の機能に属してございすけれども、主に地域交流のほうの機能を果たす施設だと認識してございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 地域交流、そこに誰が来るという、例えば一日に何人、どういう人たちが来るというところまで、綿密に計画しての設計なんでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 手元にちよつと資料は持つててございせんけれども、各課のほうですね、行政がやる事業もございすので、そういった事業の提出もいただきまして、あるいは実際上どのような事業があるかという想定を行いまして、シミュレートしております。すみません、ちよつと今手元に資料がございせんけれども、そういった検討をしております。

○一三番（橋口美幸さん） 続きまして、特産品コーナー、それから、昨日、情報発信は説明されましたので、そういうことだというふうには思いましたので、特産品コーナーは、やはり現和物産館とか、公設市場とのダブリがあるんじゃないかと思ひます。そういう、

私もよく現和物産館は利用させていただいているんですが、朝行くときと夕方もう閉店前三時、四時に行くときと、全然品物の量が違います。そういう、現和物産館もそういう状況なので、新たに拠点施設で特産品を販売するというのは、どういうものを想定しているのかということをお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

特産品と申しますと、今、特産品協会とかそういった協会もございすけれども、さまざまな物品がございす。販売のところなんですけれども、いろいろ御懸念があるというのは聞いてございすので、そういったところに関しましては、昨日もいろいろ御指摘がございすけれども、中でですね、うまく調整ができるような仕組みを今検討している最中とございす。

特産品の品目について、具体的な品目をちよつとこの場でお答えするのはどうかと思ひますけれども、一般的に考えておられます特産品という理解でよろしいかと思ひます。

以上とございす。

○一三番（橋口美幸さん） 土産店とかということをおっしゃいましたけれども、今、西之表港の母子売店だったり、個人の、身障者の売店だったり、三つのお店が非常に運営費、場所代を払うのにさえも苦慮しているという状況が改善されないうまま、ではここにあの団体がそのまま移ることになるのか、それとも今の場所で営業が続けていけるのかという方向性はどのようにお感じでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

港のところに三つ売店がございまして、一番真ん中が母子寡婦の売店さんだと思います。あと身体障害者さんの売店と、もう一つ民間の売店がございまして。あと港の前にも売店さんが、お土産品屋さんがございます。町なかにも数店あるわけなんですけれども、それぞれお土産品屋さんで持っていていらっしゃる問題意識とか、あるいは課題とかですね、それぞれ違うんだっていうのは私も直接話を聞きましたので、そういった認識はしてございます。

売上関係にしまして直接の影響がどうなんだろうというのがいろいろあるわけなんですけれども、そこら辺についても現状をしっかりと聞きながらですね、調整といいますか、なるべくそういう影響が出ないようなことを考えてみたいと思います。

お聞きしたところ、港の売店だけで、お聞きしたところ、真ん中というのが一番売れないんだというのを聞きまして、くじ引きで残念ながら外れたということでございますので、個々の売店にとりましていろいろな問題があるのだというのわかりますので、よくその声をお聞きしてですね、調整したいと思います。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 調整をするということですが、これは、今の現状の中で改善できるという見通しは、私はないのではないかなというふうに、皆さんの状況を聞いてですね、判断をいたしますが、次に、建設計画の最終的な見積もり、その返済計画についてお伺い

したいと思いますが、昨日、一億円余りが市民負担だというふうに答弁をもらいましたので、その一億円の返済計画はどのようにしているのかをお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 事業経費でございますけれども、予算書の中では二億九千万円が起債の経費になってございますけれども、地域創生特別分という過疎債でございます。過疎債でございますので、十二年償還の三年据え置き、三年据え置きの十二年償還というのが基本的な償還ということになります。全体でいきますと、利子額で、十二年償還の場合は八百八十三万八千四百五十円ぐらいになります。元利均等でやりたいと思いますが、通常は過疎債の場合は、ちよつと専門の言葉になりますけれども、縁故債といいますして市中の銀行さんから借り入れたり、政府資金といいますと政府から借り入れたりするわけなんですけれども、今度の過疎債の場合は縁故債を使えるという枠組みになっていますので、なるべく地元金融機関というのが活用できないかなというのを考えてございます。

実際上の償還に当たりましては、十二年償還なんですけれども、十二年償還を短縮することができますので、状況によって検討次第でございますけれども、例えば五年償還であるとかですね、そういったことも複合的に考えてやってみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 十二年償還を短縮することもできると言うことですが、やはり先ほどから、私、非正規職員の賃金のことも言いました。そういうことを本当に充実しないまま、この拠点施設建設に行くということが、本当に理解できません。

昨日から産業厚生委員会の市民アンケートの結果を皆さんにお知らせしておりますが、私が入ったところでも何かしなきゃいけないけれども拠点施設じゃないでしょうと、今の西町から鴨女町の天神町までの、鴨女町までの、ある市街地をどのように活性化するか、そういうことに行政は心を寄せていただきたいという声がほとんどでした、賛成の方も含めてですね。だから、今、そういう施設は必要だが、市街地に欲しいということでした。

それと子育て支援の問題もありますけれども、今、子供たちが本当に生きにくい世の中になっていて、登校できないとか、子育ての悩みだとか、そういう人たちがたくさんいらっしゃると思います。ですので、子育て広場もできましたが、私も行って見ましたが、やっぱり子供たちがここに来て、本当に和やかに相談をして、できるという雰囲気も、職員の皆さんの努力で、大分室内装飾もしてきれいにはしてありますが、やはりちよつと暗い感じではありました。そこにスタッフを増やすとか、そういう室内装飾をもっと子供の入りやすい環境にするだとか、そういうこともぜひしていただきたいというふうに思います。

本当にこういう、大事な税金が、市民が思わない、市民の心に寄

り添わない方向で使われていくということは、市長に対しては不満を多く持っています。職員の人たちは市長の方向性で動くしかないというふうに思います。市民の声は日々、びんびん響いて皆さんの中には聞こえてくると思いますが、でも市長がそういう方針を出したら職員は動かないわけにはいかないというふうに思いますが、市長にお伺いしたいと思います。

こういう市民が本当に納得できない、もっと農業だったり、子育てだったり、生活支援だったり、そういう方向を望んでいる状況は、市長ももうこれだけ議論されていますので御存じだと思いますが、それでもなぜ今、この拠点施設なのか、そういうことを市長にお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） いろいろな話をしましたが、物事には個々の話もありますし、また大きな枠組みの話もあります。ですから、今、議員が言った個々の話はですね、当然のことながらそれはそれで進めていかなきゃいけない。例えば、商店街の通りもきれいにしなきゃいけない。それはもう当然のことですし、あるいはこれまでいろいろなことを考えながら、監視灯もつくったりですね、街路灯も改善したり、いろいろします。それはそれで個々にやっていく必要がございます。

ただ問題は、今、我々が考えているのは、今、人口減少でいろいろ過疎化しております。これはもう社会的な流れとして手がつけられないという状況になっておりますので、そこで我々は離島として、

外からも内からも、総量をですね、多くの人口、交流人口、購買人口をですね、まず増やすことが必要じゃないかと思えます。その中において、その人たちをどう経済の波及効果にさせるかということがあって、まずパイをそろえなくては、どこにじゃあ、何を振り向けるかは不可能になります。

今、我々はこういう社会現象を捉え、国もそうです、人口減少という大きな課題に立っていますんで、その現象を、この事実を置きながら、じゃあ我々は自分のところをどうするかということになりますと、種子島だけでは総量も限定されます。やはり外からの、こちらに誘客しながら経済効果を出すという一つの大きな手になるかと思えます。

それとあわせて、やはりここに住む我々が楽しく、そしてにぎわいをつくりながら、楽しい暮らしができるということも同じように並行してやる必要があるわけでございまして、今回は将来に向かって、これからいろいろ展開されて、国自体の事業も展開されていきますが、まず私はやはり外から人を入れながら、そしてまず、人の総量を上げる、購買力をつける。仮に百人商店街を歩いていたとして、その百人を一生懸命ですね、毎日、お願いしに来たといつても限界があります。百人にプラス何人か、何百人を入れて購買力をしなきゃいけないということですね。資本があります、それにはですね、いろいろな課題も出てきます。

課題がですね、それはもう一通りで簡単にいく課題ではございま

せん。一滴の雨が降ればですね、そこはやっぱりぬれます。ぬれるけれど、そのぬれるのもまた待っている人もいるでしょうし、ぬれてはいけない人もございます。しかし、我々は最大限ですね、そういうことをしっかり上下左右を考えながら、先に向かつて、成長という言葉にあらわしていますけれども、そこに向かわない限りですね、我々は自然にパイも少なくなりますし、ぐんぐんぐんぐんですね、なっていくかと思えます。

そこで、何がじゃあそのために一番いいかというのは、それはもういろいろあるかと思いますが、私は今そこでできるのは、必要なのはこういうことで、必要、中心の拠点を出し、港のお客、交通体系、そういうものを含めた総合的なもので、この西之表市の枠組みをしっかりとさせる、その上に立って、今後、じゃあまちはどうするか、そして大字はどうするか、これも並行してお互いに考えていく必要もあるかと思っております。

今おっしゃった、あれもしたい、これもしたいというのは、これは御存じのとおり、議員の皆さんと一緒に検討しながら、限られた中ですね、子育てにしても、いろいろなことにしても、今までも並行してやってきておりますし、またこれからもやらなきゃいけないんです。やるために、じゃあもう一つ別の分野からこれをしようということがございます。

これをやって、そしてまた次は、通り会の問題とか、いろいろ出てきます。だから、これをやったから全て終わりじゃなくて、これ

はある意味ではですね、始まりなんです。今まで私どものまちに、その商工業の始まりがあったかというところと疑問に思います。そういう意味ではですね、今後これをもって、私どものまちの始まり、成長への過程、飛び出し、そういうものをですね、やっていく必要があるかと思えます。

ですから、おっしゃったようにですね、これをしないであれをやるればいい、それも確かにそうかもしれません。それを言うとな度は、あれもしないでこれをやればいいとなります。我々は全体的な発展をするため、そのときに、そのときに必要なものがございます。ときにしなければ、機を失するときもございます。その判断が非常に難しいです。最大限ですね、そこをお互いに捉えながらやっていく必要があるかとも思います。議員のおっしゃった、いろいろなですね、子育て、いろいろなことですね、今後、当然ながら今までと同じように、さらに深めながらこれを進めていくっていうことにはですね、全然変わりはないと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） 今、本当に課題が一通りではないということは、本当、みんな、私も一緒です。これは同じなんです、なぜこういう、根本的な原因は何なのかというところでの大きな違いがあるのは、私は、これは国の施策だからです。これは、本当に今、先ほども申しましたが、働く人たちの環境が本当に悪くなって、低賃金のまま、私たち国民は暮らしています。そうすると本当に観光をしようかという人たちが減ってきているんじゃないかと思いま

す。自分たちの周りの人たちの暮らしを見てもですね。

そういう、今、地方創生という戦略を安倍さんが打ち出しましたが、自分たちのやった責任はそっちのけにして、地域にそういう税金を届けるといふ、ある意味地方自治体にとっては本当に喜ぶ政策なんです、それをどう生かすかっていうことが、市長が所信表明でもおっしゃいましたが、今、本当に自分たちが知恵を絞って、施策をつくる、これが私たち地方自治体に、行政に試されているんだということをおっしゃいましたので、本当、そこは一緒だと思います。

ですので、やっぱり住民の心に寄り添う税金の使い道を検討する、そして今、他市の状況も見ますと、六月議会で大体特別委員会、この地方創生、まち・ひと・しごと特別委員会が六月議会で設置された自治体もあります。特別委員会はいらないという自治体もありました。ですが、今から多くの県内の自治体はですね、市民の声を聞き、議員の声も聞き、一緒に練っていくかという段階だと思いますので、ぜひそこはもう一度ですね、市長にはもっと住民の心に寄り添う形で考えていただきたいというふうに思います。

それでですね、その目的達成というのが、今、市長が述べられましたので、もう求めませんが、そういう住民の心に寄り添った施策というものをですね、もう一度考えていただきたい。そして、市民からの提言ということも去年の二月に「市政の窓」にも載っていましたが、この実行委員会や建設準備委員会、にぎわい創出実行委員

会、そういう人たちの意見が十分反映されていないのではないかと
いうアンケートの結果ですね、知らないという人が五割、六割に及
ぶということは、本当に住民代表の意見としてどうだったのかなど
いうこともありますので、そこに立ち戻って、ぜひ検討をいただき
たいということ強く主張をいたしまして、次の質問に移りたいと
思います。

次にですね、地域医療の現状をどのように認識しているかとい
うことを伺いしたいと思います。時間が迫ってまいりましたので、
地域医療の現状と介護の現状、二つ答弁をお願いしたいと思います。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

医療の現状についての質問でございますが、産婦人科医院の診療
体制につきましては、今年の七月一日より医師二名体制が実現する
ことになるとともに、翌年には下西に新病院も完成することとなっ
ており、医療従事者や医療環境も充実することになります。

しかしながら、多愛病院が閉院したこともありまして、外科や整
形外科の患者の受診に時間を要するようになったことも伺っており
ます。また、脳神経外科の診療体制は九月までとなっており、十月
以降の医師確保につきましては、現在、種子島地区脳神経外科医確
保対策協議会を中心に要請活動を展開しているところでございます。
今後とも本市の診療体制等につきましては、医療圏における適正な
医療体制の整備に努めるよう県に要請するとともに、周辺自治体や

医療機関と連携を図り、地域医療体制の整備に努めてまいります。

それと、介護の現状をどのように認識しているかとの質問でござ
います。介護の現状についてですが、平成二十六年度末の現在、
西之表市の人口は一万六千四百三十八人、六十五歳以上の高齢者は
五千五百十五人、高齢化率は三三・五五%になっており、増加傾向
にあります。認定者数は千二百一人、認定率は二一・七八%となっ
ており、高齢者人口同様、年々増加傾向にあります。在宅サービスの
給付費は、平成二十一年度が約七億三千万円であったのに対し、
平成二十五年度は約九億円となっており、過去五年間で二割の増加
となっております。

このような本市の高齢化の現状を踏まえ、本年三月に計画期間を
平成二十七年度から二十九年度までの三年間とした第六期介護保険
事業計画を策定をし、基本理念を「いきいき元気・よろこび支え合
い安心して暮らせるまち西之表」と定め、高齢者が可能な限り住み
なれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることがで
きるよう地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

以上で説明を終わります。

○一三番（橋口美幸さん） 病院の状況なんですけれども、やはり
多愛病院が閉鎖したということが、すごく市民の不安となっていま
す。それに加えて脳神経外科の体制ですね、これが回覧で回ってき
ましたが、九月の分は大体月曜日、金曜日、土、日ということが不
在のときが多いようです。整形外科の病院の窓口ですね、朝八時

過ぎに行っても、もう今日は診療できないというような状況も続いています。そういう状況の中で、常勤医師確保を目指して努力していきますというふうにもこの回覧にも書いてありますが、十月からの体制をどのように考えているのかということ、本当、脳神経外科というのは、命にかかわる大事なことです。九月いっぱい努力をして、ぜひ医師の配置をお願いしたいと思うんですが、見通しとしてはどうなんでしょうか。

○健康保険課長（戸川信正君） 十月からの見通しですけれども、実際ですね、これは今まで何もしていないわけではなくて、七月二十二日にですね、田上病院の院長先生と事務長、それから市長と私のほうで、九州大学の脳神経外科の飯原教授のところに伺いまして、そういう確保についてお願いをしております。あと七月二十三日のほうに、鹿児島大学病院の有田教授のほうにですね、また要請活動を実施しておりますが、なかなか医師自体がいらないだと、小泉規制改革ですね、今まで地元に残っていた医師が県外に出ていくんだということで、医師自体がいらないということで非常に厳しい状況でありまして、現在のところは未定であります。

あと、脳神経外科のほうですけれども、今、十月からはですね、鳴女町のほうに百合砂診療所が開設予定であると。診療科目は整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科の三つの診療科目がありまして、整形外科についてはちょっとは改善はされていくんじゃないかと。あと百合砂診療所につきましては、条件が整えば、翌年の

四月からは訪問看護ステーションも実施をするということになっております。

以上であります。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ医師の確保については、引き続き一市二町協力をしてですね、引き続き声を大きくしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、介護の現状についてなんですけれども、いただいた資料が、四月から新しい制度がスタートいたしました。要支援の一、二の認定なんです。四月は二百六十三人、五月二百五十八人、六月になると九十八人に減少しているという状況があります。私たちが懸念したのは、本当に要支援一、二の人たちが、総合支援の窓口で、あなたはもう要支援一、二じゃありませんよ、普通の、認定は外しますから総合支援に行ってくださいというふうには、体が改善していればいいですけれども、そういう状況なのか、それとも介護が、要支援一、二から介護三、四に重度化しているのかということ、五月から六月の百六十人がどういう状況だったのかの分析ができていくかどうかを伺いしたいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 要支援認定者の減少の要因についての質問でございますが、ちょっと捉える時点が違いましたので、四月末から五月末で、移動要因について調査をいたしております。

四月末で三百五十四人から五月末が三百三十三人と、二十二人減少いたしました。この要因は新規認定者がプラス四人ですね、

あと総合事業に移行した人がマイナスで十人、それから要介護認定へ移行した人がマイナス十人、更新しなかった人がマイナス六人となっております。

これらのことから推測をいたしますと、新しい介護予防・日常生活支援サービスは要支援認定を必要としないことから、新規認定者が減少したことで、認定を更新しなかった人がいたことであると考えます。

このことは、制度の目的であります新しい総合事業を利用することで、支援を必要とする高齢者が要支援認定を受けなくても、地域で暮らせる社会を実現するという目的に近づいているものであると思われま

す。

以上で説明を終わります。

○一三番（橋口美幸さん） 要介護、介護者が減るということは、本当にいいことだと思います。これは、要介護、介護のほうにちょっと重くなったという人が十人いらつしやったということが大きなポイントじゃないかなと。どうして要介護で進んだのかということの分析も含めてですね、ぜひしていただきたいというふうに思います。

それに加えて、やはりスタッフがですね、今、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、この三者が介護認定の業務に携わるということ聞いていますが、やはりこれだけの介護認定をしていくということ、丁寧な作業ができるのかなということが不安にな

りますので、スタッフの増員も含めてですね、先ほどの正職員の増の検討課題としていただき、やはり専門職を入れていく。専門職を入れていくためには、やっぱり労働条件が、処遇がよくないとなかなか西之表市を選んでくれない。力量を持った専門職が西之表市を選んで来てくれるためには、やはりそういう処遇改善が必要だと思いますので、そこも含めて人員増減を、こういう住民の生活に直接かかるところです。要介護が重度になりますと、また介護保険給付費が上がるといふ悪循環になりますので、そこもその人の人生のことも含めてですね、ぜひ検討をいただきたいと思

います。

それから、市長に要望いたしますが、今そういう医療の関係が非常に悪くなっていると聞きます。看護師の勤続年数が、ある病院ではお礼奉公の期間が終われば、やっと三年、四年、看護師としての力量もついてき、これからというときになってから島外に出してしまうということがたびたび聞かれますので、やっぱり職員の、医療業務をしていく職員の、働く人たちの処遇改善もですね、地域の医療を守るという首長の立場から、やはりそういう医療業務に関係する人たちの処遇改善も、長としてですね、首長として各医療機関に求めていくということもぜひお願いしたいと思います。

やっぱり経験を積んだ看護師さん、介護の人たちに見てもらおうということが、これから高齢化社会に向けては本当に必要な地域になっていくと思いますので、そういう指導も含めて医療従事者の処遇改善について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） 医療機関は医療機関で、大変厳しい状況の中で一生懸命に努力をしていらっしゃると思います。今後もですね、私どもも含めまして、地域の医療がしっかりと成り立っていくようにですね、お互いに理解し進めていくことが必要かなと思います。

○一三番（橋口美幸さん） 地域の医療とか介護がこんなに厳しくなっているのは、これもやはり税と社会保障の一体改革という国の施策の流れの中で、医師が不足し、そして介護する人たちの処遇改善の費用がカットされ、介護保険料がアップされということが、本来に弱い者いじめの税と社会保障の一体改革、消費税を上げてそれを、社会保障を充実しようということで消費税も導入されておりますが、社会保障はどんどん削られていく一方で、私たちは、消費税は払いながら介護保険も受けられない、社会保障も充実されない、年金はカットされていく、こういう状況の中で、やはり地方自治体が住民の命と暮らし、安全な生活を守っていく防波堤になる役割を今こそ發揮していただかなければいけないのではないかと思います。そして国に向けてもまた、こういう地方自治体の大変さをですね、住民の苦しさ大変さを届けていく役割が首長には求められているし、私たちもそうですけれど、そういうことを含めてですね、ともに住民の福祉と暮らしを守るために頑張っていきたいということを皆様にもお伝えをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時九分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、榎元一巳君の発言を許可いたします。

「一一番 榎元一巳君登壇」

○一一番（榎元一巳君） 一般質問、通告書に従い一般質問を行います。

まずは、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。安倍首相は本年、まさに地方創生元年であると述べられております。平成二十八年度新型交付金を創設し、意欲あふれる地方の先駆的、優良な取組みを支援するというふうに述べておられます。長野市長も本年度の当初予算の所信表明で、「国はまち・ひと・しごと創生総合を本格化させています。本市も既に庁内組織を発足させ、体制を本格化させています。全国の知恵比べであり、真の自治の力量が試されることになるものと考えているところであります」と述べられております。

まず、全国一千七百の自治体からすばらしい力量で、すばらしい政策が出ることを期待しております。まず、本市の力量の全てが

盛り込まれました総合戦略についてであります。能力のある皆さんが、どのようなプロセスをして、完成いただいたかお聞きをいたします。

まず、一、二、三と振っておりますけれども、順番を逆にしたいと思えます。まず、三番のほかとは違う独自・独創性に富む事業戦略はどれか、お聞きを申し上げます。

以下は、質問者席より申し上げます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

ほかとは違う独自・独創性に富む事業戦略ということでございませけれども、事業戦略の項目的には循環の仕組みを生かした活性化の取組みというものが載っておりますけれども、その中の分散型エネルギーの取組みと、あと産業界連携によります産業振興の仕組みというものは、独自の独特な事業になり得るものだと思います。

残念ながら、はっきりわかりやすい事業構築というのはまだできておりませんが、議員も御存じだと思いますけれども、平成の、二〇一五年から二〇二〇年にかけて大きな変化が日本じゅうの中であります。オリンピックもそうなんですけれども、電気事業法が変わりまして、そちらのほうでのエネルギーの大転換が起きます。そういったものも含めまして、食料とエネルギー関係のことにしましては、これからすごい変化が起ころと思えますので、そういった意味で、それに対応して、今、東京大学とプラチナをや

っておりますけれども、ああいった高等教育機関と絡めまして、大きな事業展開になるんだろうと思えます。ただ、具体的な事業につきまして、今、事業構築ができておりませんので、そういう状況でございます。

○一番（榎元一巳君） 独自性があるのか、独創的があるのかっていうのは非常に難しいところですけども、今、この事務事業レベルのものを見たところでは、さほど独自性に富む、これはほかの自治体とは違う本市独特の着想であるというのはなかなか見出せないのが私の正直な気持ちであります。

それで、これは資料としていただいたものですけれども、全てほとんど従来の焼き直しに徹しているというか、若干新しい事業は出ておりますけれども、まずそこでちよつとお伺いしたいんですけど、結局これは従来の焼き直しというのは、こういう戦略として認められるかどうか。国では多分、従来の一般政策は認めないという方針ではあると思えますけれども、そこら辺のことはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

総合戦略をつくりましますときに、全部の事業は網羅しませんで、戦略的な事業を網羅していくわけなんですけれども、その場合に総合戦略の中に既存の事業をですね、それが説明できれば組み込んでいくというのはあります。

ただ、議員がおっしゃっているのは、国からの交付金の話だと思

いますが、平成二十八年度の交付金は総体の議論が始まっていますけれど、まだ内容は固まっています。平成二十六年年度の補正で行われました交付金の例でいきますと、国は新規事業で充当してくださという言い方をしましたので、新規事業で全て充当してあります。

新規事業だけで総合戦略はつくれませんので、関連する事業を組み合わせまして施策を組んでいくことになります。おっしゃいますように交付金に関してはですね、まだ平成二十八年度の詳しい要綱はできておりませんが、新規事業に関して戦略的なものを事業充当してくださというふうなことになるのだろうということをご予想してございます。

以上です。

〇一 一番（榎元一巳君） 総務大臣はこの予算に、総勢一兆円ということを述べられておりますし、単年度のこのまち・ひとは、大体一千億円、事業規模で二千億円というふうに言われておりますし、この件に対しては、まだ今、御存じのように概算要求の閣議決定が終わったんですかね、まだ、八日ぐらいですかね。

それが済まないと全体の制度設計はできない。二分の一になりましたよね、負担が。そうすると県の負担がどうなるのか。それによって各市町村の、これ二十七億円出ていますけれども、この部分で、暫定的でしょうけれど、そうするとですよ、自主財源の確保の数字もまだなかなかできてこないというのが実情だろうと思うんです。

その中で、こういう事業がやっていかれるんですけれども、今後の財政の問題についてもどういふふうに財政担当として考えていらっしゃるか。

〇行政経営課長（大瀬浩一郎君） 事業をたくさん並べたりするわけなんですけれども、財政担当主管課としてですね、全体の調整は必要だと思っていますので、それこそ今、ちょうどローリングの作業中でございます。それで各課からいろいろな事業が上がってきますし、上げてもらいますけれども、その中から効率的なもの、効果的なものを選びまして事業選定は行っていききたいと思えます。

ちょっと外れますけれども、つけ加えますと、先ほど一兆円というお話がございましたけれども、実はあそこの説明は、国もまずいなどというふうなことを自分も思うわけなんですけれども、実はあそこは地方財政計画の財政計画上の話でありまして、実際上は地方交付税の中に入ってくるお金でございまして、厳密に申しますと一般財源でございます。実際のところは、昨年の平成二十六年補正予算の金額より少ないと、交付額が少ないというのが実態でございますので、そういったところをしっかりと見定めながらやっていきたいと思っております。

以上です。

〇一 一番（榎元一巳君） 今、大瀬課長が言われるように、やっぱり財政的に非常に、地方の自治体としては、いわゆる先行的交付金より大きい財源を求めていますけれども、なかなか難しいことに

なるんだらうと私は思っております。

というのは、やっぱり財源がですね、一千億円の予算規模ですけども、あれですよね、地域再生交付金とかそういうものの、いわゆる見直しによって五百八億円、その他の各所管による、所掌、いわゆる裁量権のある予算でまた五百億円つてなると、やっぱりどうしても、これは通常の事業の補助金というか、それにも幾らか影響をしてくるんだらうというふうに思います。

それと、国はプライマリーバランスを二十年でとると言っているんですけども、そのこと自体が、この創生の予算に対しては逆行するような考え方だと私は思っていますので、財源的には、今後いろいろやるにしても厳しいことになるんだらうなというふうに考えておりますが、どういうふうにお考えですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

議員の認識と全く同じでございます。私の場合も地方創生の話がありまして、どうも外から聞こえてくるのがお金がこうどんどん降ってくるみたいな認識の話が結構多かったわけなんですけれども、どうも先ほども申し上げましたけれども、地方財政計画上の大きなお金の話とのすりかえみたいなのがありまして、実は国のほうはしっかり説明しているんですね。でも、そんな説明の仕方をしてら勘違いするんじゃないのというふうな説明の仕方をしていきますので、やっぱりその実態というのはしっかり見定めて、現実の数字を追うべきなんだらうなと思います。そういう認識でございます。

○一 番（榎元一巳君） 財政的にはそういう部分が、今後もね、いろいろ影響してくるんだらうというふうに思いますよ。ですから、総合戦略を見てですね、これが、皆さんが本当に魅力ある地方創生、市長が述べられたような形でね、なって、これに魅力を感じてね、この計画立案をしたのかなって思うところもあります、正直なところ。

それにしてもですね、私はこの計画そのものことより、私はこういう計画がどういうプロセスで成案化させていったのかということですね、それは全体のいわゆる皆さんが設営をしておりました戦略本部の部会だったり、それから地方創生戦略本部の会議であったり、それにかかわっている全課長さんの創生に関する認識度、これが一番重要だと思っておりますので、そこら辺も含めて、まず庁内の機関の議論の成案はどういうふうになつていたかということですが、まず専門部会というのが各課担当、係長クラスだと思うんですが、いろいろな、ここである最初の議論をなされたということなんです、まず、まずどれぐらい開催をして、今回これに出された以外でですね、どういう提案が、独自の提案がされたものか、ありますか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

専門部会の開催でございますけれども、専門部会を開催します前に、実は各課との意見交換というのをやっております、それを五月ぐらいにやっておりますけれども、専門部会自体はですね、随時開催してございます。審議会の、合同でやりましたのが第五回の専

門合同部会を六月二十六日、その後も随時やっておりますけれども、正式には五回はやっております。

事業提案でございますけれども、実際上の細かい、例えば婚活の事業のようなものとかですね、子育て支援に関してはこういう事業がいいのではないかと、細かい、本当に主管課の係長さんですから、それぞれの自分たちが関係しています事業について、こういう拡大の仕方をしていいんじゃないかと、あるいは自分は関係ないんだけれども、農林水産課の施策に関しては、もうちょっと農業だけじゃなくて、六次産業化みたいに複合的な取組みを一生懸命にやったほうがいいんじゃないかと、本当にさまざまな意見がございました。

以上でございます。

○一番（榎元一巳君） いや私は、そういう細々した議論はあつたんでしようけれど、これに載せるか載せないか、ここに出すのが、これはその後の創生総合戦略本部の会に持ち上げるわけでしょう。違うんですかね。ちよつとその流れをちよつと聞かせてくれませんか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 流れと申しますと、これまで取り組んできた流れという理解でよろしゅうございますか。

手順といたしましては、先ほど御説明を申し上げました課別の意見交換ですとか、アイデアの募集等もやりました。委員会等また開催されますので、詳しい経過の資料が手元にありますので、これ

を配付しようと思うんですけども、今年になりました二月十日に本部会を開催しまして、市議会の全員協議会で説明を申し上げます、課別意見交換を行いました。それから、地域経済分析システムの説明がございましたので、その説明を行いまして、住民アイデアの募集が六月ぐらに行われてございます。そこまでの状況の中で、審議会、外の審議会にかけまして、中身についての説明ですとか、御意見をお伺いしております。それから戦略本部にかけまして、中身について協議をしております。

それから、第四回の合同専門部会、六月十六日ぐらいなんですけれども、こちら辺で資料の作成等が出てまいりまして、六月二十二日に市議会の全員協議会のほうにたたき台の配付をさせていただきます。その後で、審議会のほうにかけるんですが、その事前に合同専門部会を開催しまして、審議会にかけましてから戦略本部会で素案を大体決定の形をとりまして、そのタイミングで住民アイデアコンペの募集の締め切りが終わりましたので、七月一日からパブリックコメントを実施いたしましたので、その間、広域的な視点が必要ですので、七月十四日に一市二町の企画担当課長会等開きまして、七月十七日市議会の全員協議会に説明申し上げます。

それから、東京大学の助教授のほうにアドバイザーで入っていたいておりますので、アドバイザーとの協議を行いまして、戦略本部会議を開き、審議会で最終決定をいただき、八月二十五日の全課長集まります第七回の戦略本部会議で決定したと、そういうふうな

流れてございます。

○一 一番（榎元一己君） 僕が聞いたのは、そういう詳しく御説明
いただいてありがたいんですが、その専門部会の前に各課で議論を
された、このほかにも多分いろいろな議論をされたっていうことで
しよう、これ、各課で意見交換をされて、なおかつ専門部会に持ち
上げているということでしょう。

それは、私一番そこが重要だと思ってるんですよ。とにかく専
門部会がありますけれども、その前にどうしても全体の各課でまず
議論をして、それはまた横断的な議論をするっていうことになって
くるんだろうと思うんです。それが総合戦略本部の会議に持ち上げ
られるんでしょうし、その後は審議会で見解をお伺いするという形
になるんでしょうけれど、農林水産課長、これは振っていいのかな、
むしろ振りしたら怒られるんで。どういう議論がされて、これ以
外にどういう、どんな議論をどういうふうにしましたかっていうの
はわかりますか。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 農林水産業分野につきましては、
具体的な進め方を明確にするため、先般八月十八日から二十一日、
それから二十五日から二十八日ですが、職員を三名ほど東京大学に
派遣いたしましたして、今後のロードマップの策定に当たっていると
ろでございます。そのノウハウを活用しまして、具体的な実施計画
書を整理したいと、そのように考えております。

以上です。

○一 一番（榎元一己君） それを派遣したのはいいんですけど、
まず担当課でどういう議論をして、どういう問題点があつて、どう
いうふうに取り組もうかという議論、あと教育委員会でもどうい
う議論でね、何かこれまだ奨学資金とかいろいろ出ていますけれども、
どういう議論をして、本当に必要だから、じゃあここへ部会を通じ
て出すとか、そういう関係じゃないのかなあ。それは各課で行われ
ているんですかね、ぴしゃつと。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） 経済観光課の部分でちょっと事例
になるかと思しますので、お話を申し上げますと、私どものほうは、
この地方創生の部分につきましては、もう皆さん各所管のほうもで
すけれどもアンテナを張っていて、多分一昨年も結構長い前からで
すね、こういうふうなことが起こるといことは想定をしております
したので、それを踏まえまして、経済観光課といたしましては、そ
の一年ぐらい前からですね、これを踏まえまして大学と連携をする
こと、それからそのエネルギーが今後産業振興の部分において、か
なり重要なリスクになってくるっていう、そういうふうな議論を課内の
ほうで十分重ねた上で、その体制的な部分もある程度準備をしながら
ですね、今回の本格的な議論になる前にですね、内部のほうで協
議をしたところでございます。

当然、今回の新規事業分三十六事業のうち、準備をしております

たので、経済観光課分としましては二十一事業のほうを計上させていただきまして、本市の長期ビジョン、その部分と、それから地方創生の最初の三つの基本視点である「若い世代の就労などの希望の実現」「地域の特性に即した地域課題の解決」、そういったものを考慮した形の中で事業構築を図ったところでございます。

特に特徴的な施策としましては、先ほど申し上げました東京大学、京都大学、東北大学等、複数の大学と連携した取組みが反映されているところでございます。

以上でございます。

〇一番（榎元一己君） 経済観光課は、これを見るとすごい量入っているからそうなんでしょうけれど、これが出ていない結婚・出産・子育て、この辺とか、こんなところ新規事業、何もないんですよ。それから、就農、入っているなあ、地域ブランド、こういったところの議論はちゃんとあるんですかね。教育委員会はこういうのが出ていますけれど、ちゃんとした議論はあって、じゃあここに数字も入っていないのは何で。

〔教委総務課長 中村章二君〕

〇教委総務課長（中村章二君） 教育委員会総務課のほうでは、この総合戦略の具体的な施策を各課洗い出しをする中で議論をしております。また、専門部会等にも当課の係長も出席をしておりますので、そういった部会等の報告を受けた議論もされているところですよ。

当課としましては、この施策の方向性として、子育て支援の一環として、高校・大学への進学への負担を軽減するとか、あるいはこれまでの長期振興計画等でもありました人口の減少を克服する、こういったことを踏まえ、定住促進に結びつく奨学金制度の構築を今後検討するというところで、数字的なものについては、まだ具体的な写真ができておりませんので、数字的なものには入っていないということですよ。現在、奨学金制度がございませけれども、そういう制度、その制度を拡充するのか、また新たに制度を構築するのかというところで、まだ数字等は入っていない状況ですよ。

以上です。

〇一番（榎元一己君） チャンスとしたらチャンスと捉えるんでしょうけれど、例えば、いろいろな問題でまだ教育委員会でこの事象でこういった問題がありますとかね、子供の貧困の問題だとか、いろいろな問題ありますね。将来展望と子供のビジョンをどうするんだとか、そういう政策の立案が出てきてもよさそうなんですけれど、何も入っていないんだよね。だから、本当に全体で、私は議論がされているとは思っていないんですよ。

多分、部会で話をされる人たち、それから従来の事業の全部、それしか載っていないところもありますよね、これ。そういう意味では、私はそういう共有ができていないと思っております。ちょっと言い方はきついですけれども、やっぱり最初申し上げましたように、皆さん、全課長さんたちが共有をして、この後、本当に重要な

政策であるとしたら、皆さんが連携をして横断的な構想を練りながらやっていくことだろうと思う。国はもちろん横断的な政策を求めているわけですので、そういった議論も、今後行われることを期待しております。

それで、進め方ですけど、今、そういうことで各課でも議論をされているっていうことですけども、私はまだまだそういう部分は足りないんじゃないかと思ったり、していないんじゃないかなって思ったり、従来の焼き直しでしか出てきていないところなんか特にそうだと思います。本当、やる気があるのかって思いますよ。

どう思われますかね、私、考え間違っていますか、どなたでもいいですが。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

行政経営課としてスケジューリングしまして、各課と直接話をしたのは本当でございますので、面と向き合いました話をしました。各課でもそういった話を職員間でしていただいていると思います。

ただ、それはそう思うのはこちらのほうでございます、議員がおっしゃいますように外から見ましたときに議論が深まっていないんだというふうにごらんになられるんだとすれば、そこはしっかりと反省しまして、より深めるような努力、工夫は今後もしていきたいと思えます。

以上でございます。

○一番（榎元一己君） いつもあなたのその答弁にやられてしま

うんですけど、議員のおっしゃるとおりですっていう発言でもう、あとちよつと言いたいんですけど、私、本当、実際のところ、もつと皆さんが戦略本部会議っていうのは形骸化しないで、そこで大きな議論をすべきだろうと思います。本来は議会の事務局長さんあたりでも、議論、共有していただくことでなければ、本来の横断的に戦略を立てるっていうことは、私は難しいと思っていますので、その点にはぜひ今後また議論を深めていただきたいと思えます。

それと、この審議会があるんですが、先ほど大学の話もありましたけれども、審議会のメンバーはいろいろいらつしやるんですけど、銀行の方やら、どこやったつけ、いらつしやるんですけど、具体的に、いろいろ話しましたっていうさっきの話じゃなくて、具体的に、例えばどのような意見があったのか、銀行さんや、そこら辺具体的に、これは議事録とつてあるでしょう、これ、当然。それは委員会の方に見せてもらえばいいんですけど、具体的にどのようない意見がされたのか。あと一番は、僕は興味があるのは、アドバイザーさんなんですが、この計画を見て、なるほど素晴らしい計画だつてアドバイザーにいただいたんですか、これは。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

すばらしい計画だというふうにおっしゃったというわけじゃないんですけど、実際にそういうことをおっしゃったわけではないんですけれども、どちらかといいますとですね、個々、具体的な事業構築のほうで手助けをいただいておりますので、実際的にはそちら

のほうでの助言が多かったというふうに思っております。

以上です。

〇一番（榎元一巳君） いろいろ言われるんですけど、私はやっぱり、これもね、やっぱり意見をいっぱい聞いているんだらうと思うんですよ。また、銀行さん方も言われるんです、JAとか皆さん入っているんですけど。私、こういうものを推進するときに、やっぱり充て職で、本当にいい議論ができるのかなと、もつと、このときじゃなくて、本当は日常から、やっぱりそういう関連の議論ができる場所がないと、このときだつてですよ、そんな、これについていちいち議論しても、直接自分にね、影響がないことについて、なかなか議論の対象にはならないと思います。

だから、私、審議会ついても、私はこれ、ほとんど形骸化していると思います。アドバイザーの方もいらっしやるんで、そんなことは言えないんですけど、やっぱり本当の意味での議論をもつと深めるような格好のことをやらないと、この中でも自分たちの関連することについては、またいろいろ議論があるかもしれないけれども、ぜひアドバイスのほうにあってたのか、やっぱり市長の意見はどうなのか、銀行さんの発案はどうだったのか、銀行さん是我々がお金を借りるときには、そういう計算書から、対照表から全部見せていただいて、これ事業つて成り立つかどうかという判断をされるんですよ。そういう議論がね、ぜひできて、大きく精査されて、市民もなるほどなっていうようなね、議論ができる体制が

やっぱり日常から構築するっていうのが、私は必要だと思いますので、またぜひ今後ともそこら辺については、御研究をいただきたいと思えます。

先ほどの全体の戦略本部会議についても、やはり課長さんの中でもそういうのを、私たちはこれをやりたいんだっていう発言があったのかどうか、私はこれに出ている以外にもこれをやりたいんだっていう話は、そういうのは本部ではなかったですか、戦略本部では。

〇行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

議員のおっしゃるとおりで、これを言つてはいけませんね。具体的な事業についてはですね、なかなか本部会とか、ああいったところでは出てこないっていうのは一般的なことです。時間も限られておりますので、どうしても総体的な話しか出てきませんので、そういった意味で議論が深まらないっていうのはあるのかなというふうに思います。

以上です。

〇一番（榎元一巳君） やっぱりね、各、二十何名いらっしやる課長さんたちが、創生の戦略についてね、よくもつと議論をして、自分たちがどういうふうに向かうんだとか、これを立案してやるために、この課の協力も必要だ、この課も協力必要だつて、そういうね、包括的な議論をやるようでないかと、絵に描いた餅で終わってしまうんで、そういうことを絶対やつてくださいますよ。でないと、貴重な時間をかけてやる意義がない。申し上げておきます。

それと、各事業についてです。あまり言う時間がありませんので、こういう資料の中で出てきているのはあるんですけども、幾らか、どういうものか説明をいただきたいのは、ここに先端技術によるにぎわい創出事業ということで、本年度で二千三百万円ぐらいですかね。これは、所管はどこだっけな。行政経営課さん。これは何ですか。いただいた資料で私申し上げているんですけど、先端技術によるにぎわい創出事業。

○経済観光課長（松元明和君） この事業は、行政経営課の事業なんですけれども、実は先行型の追加交付金の部分の中で、各地域ごとですね、国のほうに地域名を伏せてマスキングをした状態で提出するものがあります。要するに、事業自体を国のほうが審査をして、地域に配慮することなくいい事業から選択していくというタイプの事業なんです、その中に二つ提案をされておまして、その中で先端技術の部分と、それから競争拠点化事業というものを二つ上げております。

その中で、今、議員がおっしゃった部分のところは、行政経営課が東京大学の河口洋一郎先生を活用した地域活性化の事業のほうを構築しております、その部分のところの事業でございます。

以上でございます。

○一一番（榎元一巳君） これは何をやるの。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

先端技術、にぎわいとも実は関連がございますけれども、東京大学

の河口洋一郎教授がですね、今、四Kとか八K、今八Kのほうなんですけれど、八Kのほうの研究等をされております。そういったものを利用して、今度中央拠点施設を予定しておるわけなんですけれども、その観光案内とか観光の紹介のところですね、大きなパネルでの観光紹介ですとか、そういったものができないかっていうのを調査研究していますか、その取組みをやるうとしておまして、それに合わせまして、河口洋一郎教授に来ていただきまして、イベント等を開催するという事業を構築してございます。

以上です。

○一一番（榎元一巳君） 一般の何か団体が、オブジェとかです、河口さんのオブジェを一市二町のどこかにつくるっていうような計画の、これは一部じゃないんでしょう、まさか。全然違うのね。民間の事業の下請けをするのかなと思ってびっくりしたもんだから、そうじゃないんですね。

ぜひそれは、考え方でしようけれど、それにもぎわいのね、創出の拠点施設ができないと始まらないことなんでしょうけれど、わかりました。

それから、経済観光がさまざまな事業を入れていきますよね、海外市場プロモーション事業とか、留学生とか、教育関係招聘事業という、こういうのは何ですか、ちよつと、教育関係者招聘事業。

○経済観光課長（松元明和君） この事業につきましては、大学関係との連携した事業の中ですけれども、幾つか構築をしている

ですが、特にニューツーリズム系の部分のところを、今、一市二町と広域で連携しております、観光状況の分析・把握、それから観光客をどのような形でそのアクティビティのほうに誘客するかとかですね、そういったものを学術的な部分のところまで分析していくという部分のところ、その先生方を、観光分野に特化した先生方をお呼びするというような事業構築になっております。

以上でございます。

〇一番（榎元一巳君） いろいろ出ておりますので、国でも、私ちよつと、あなたは横文字に強いんで、DMOとかですよ、地域が観光事業、全体、総括的にいろいろ立ち上げていくっていうふうなものの一環なのかなと思っただんですが、それとは違うんですか。違う。わかりました。

この中にもさまざま、これが創生事業なのかなっていう事業、新しい生姜山の事業とかいろいろ入ってきているんですが、だから、これ本当、創生なのっていうふうな思っているんですけど、こういう事業、過去もありましたよね、カシミア協議会とか、現和物産館とか、いろいろありました。一番違うところ、今、期待しているところ、私あるんですよ。これ、中心の、小さな拠点の連携による、この何とかづくりっていうところなんですけれど、期待している。過去のものはですね、予算消化するだけの話で、あまり当地に事業意識がないというかね、やっぱり経営的なセンスが生かされてなかったとか、私、それ総括をちゃんとすべきだって言っていましたけ

れど、何か、もとの地域支援課長にも総括を、決算委員会でもしていただきたいっていうふうな言ったことあるんですけど、されていいですね。もとの人に言うても何だけれど。いやいや、答弁はいいです。

そういった事業からいうと、私、今度は、古田とか意見聞きましたけれど、ほかのところ、まず自ら地域を持ち上げたいっていう動きなんです。これ絶対重要だと思います。大きく地域支援課長が頭を振っておりますけれど、あなたのところやる仕事が一番ですからね、これ、私そう思います。せっかくのこれをどういうふうに進んでいくかっていうのは、地域支援課が大きな力を発揮するべきところだと思います。

ぜひ、やっぱり、何かを始めようとするには労力がかかりますしね、職員にも負担がかかりますけれど、そのために皆さんいらつしやるんで、ぜひ、横断的な、さっきから横断的、横断的って言いますけれど、総合力を示さないと、これから小さな拠点の知恵なんかできていかないから、ぜひ、昨日もちよつと質疑のところ住宅の問題を申し上げましたけれども、一つの地域に二つの制度があつてね、市営住宅と何とか、今度出てきた住宅と、全体でその地域をどうかしようっていうんだったら、もつと緩やかにして、地域支援課であつたり、そういうところがその地域に多くの人を受け入れるようなことをやるとかですね、そういう地域が伸びることを独自でどう何か組んでいくっていうことが必要だと思います。それがやっぱ

り、重要なことなんだと思っていますので、ぜひ、こういう事業推進に当たってはそういう取組みにしていきたいと思いますが、支援課長どうですか。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

まさに御指摘のとおりだというふうに思っております。

地域支援課としては、ひと・まち・しごとづくりの部分の中でも、やはり小さな拠点と、それからその、やはり課自体が地域の活性化っていうのが使命でございますから、今の人口減少問題、それから地域コミュニティをどう再生していくかという部分について、どうやって実現ができるかという部分を、この中でやっぱり反映をさせていくということが必要だというふうに思っております。

ただ、この前、市長と語る会、あと榕城が残っておりますが、全校区を回って、そういうお話もさせていただいておりますけれども、なかなかその場でいろいろなそういう御意見は出てこないというところでございますので、実際に、やっぱりそういう地域の中に入っ
て、今、中割は非常に危機的状況にあるというところで一生懸命さ
れておりますし、古田では区長さんが先進的にやっておられるとい
うところで、うちなんかも中に入っておりますけれども、逆に言う
とそういう予備軍っていうんですかね、そうならざるを得ない地域
っていうのはたくさん点在するのかなっていうふうに思っております
ので、できるだけ中に入って行って、皆さんと話し合いながら、

こういう、そういう、何が不足していて、何が自分たちでできて、
行政が何をすべきなのかという部分を含めてですね、語り合いがで
きていけばいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永田 章君） ここで議長からお願いをいたします。

間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。

○一一番（榎元一巳君） 今、支援課長が言われたことですが、

私は役所って何か新しいもの、自分たちが違うものが出てくると、
すぐやらない議論が始まるんですよ。それで縦割りで、いや私のと
ころじゃない、あなたのところじゃない、どうだっていう議論が。
こういう議論を、今、田舎の拠点づくりとか、問題でやっている
ね、もうやる気なくします、地元はね。だから、どうやったらこの
人たちが仕事ができるか、どうやったら、どの施設を使ったら、ど
の制度を使ったら、どのお金を使ったら、この人たちはやれるかっ
ていう議論をね、全体でもらいたいですよ。それがやっぱり、
皆さんの持っている総合力だと思えますので、今後ぜひ、それはど
こがイニシアチブをとるかわかりませんが、それをやらない
限りはね、新しいもの生まれてこない。ぜひ、考えていただきたい
というふうに思います。

それで、市長も地方六団体の一人ですので、先だってちょっと資
料を見ていたら、やっぱりいろいろなものを要求されておりました、
地方創生の中ですね。国は中でも日本版のCCCっていう、

いわゆる高齢社会域というのがありますよね。いわゆる住所地利権というのがある、随分昔に田上病院でしたかね、向こうのほうに、ダムのように、そういう、こういう地域特例はない時代でしたけれども、そういう計画が練られた部分があったんですけども、こういうものとかですね、やっぱりさつきDMOも言いましたけれども。あとやっぱり、本当に私たちが困っているこの交通インフラね、それから将来にわたってこれをどうするかという議論をね、こういう中で大きく議論してほしかったし、地域連携についても種子島だけじゃなくて、屋久島含めて、長崎も含めてね、こういった問題で、こういう部分で取り組むようなことができなかったのかな、できたらいいのにはと思います。

先ほど言った市長も詳しいでしょうから、このCCRC、高齢者移住とか、地方回帰についての考え方を、例えば、こういう問題でみんな議論してみたりね、これは健康保険料とかいろいろ関係ありますので、制度設計とかいろいろ関係ありますので、そういったものも、議論として立ち上げてね、できるできないは別として、人口増加や雇用の対策であったりには一役買うかもしれませんし、いや今だってマンパワーが足りないのにどうするんだっていう議論もあるかもしれませんけれども、ぜひそういったことを議論していただけばなというふうに思いますが、市長どうですか。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 今、そういう、この計画についていろいろ

御指摘を受けたところでございます。

私といたしましても、課において、自分のこれまでやりたかったこと、まちがどうなるということですね、協議するようということ、指示は出しましたけれども、御指摘のところの足りないところはですね、今後、時間の許す限りやっていきたいと思いますが、今おっしゃったCCRC、これにつきましては、具体的には挙げておりませんが、項目としてはですね、挙げているところでございます。しかし、このCCRCについて細かく議論をしたかということになればですね、残念ながらそこまでしておりません。ただ、CCRC自体の、どういうことかということは皆さんもわかっています。たんで、そのこと自体は言葉として載っております。

今後ですね、これ自体も課題がやっぱりございますし、このあたりもですね、また、ただ一つ、我々、今、議員がおっしゃったようにですね、この地で今可能なもの、雇用にしろ、活性化するのにしろ、一つの大きな、このCCRCの考え方は私らにとつて非常に有意義じゃないかなという感じがございますので、これは計画の中で挙げておりますので、どういうふうに今後展開するかということは、しっかりと議論していきたいと思っております。

○一番（榎元一己君） もう一つ忘れていました。委員会でも議論があるでしょうから、なんですけれど、農林水産課のあれ、何でしたっけ、人材の。どこがあったんですよ、援農隊マッチング支援事業、八十五万円、五百万円、一千六百万円、ずっと予定されて

いるんですが、これはどういう、議論はされているんだろうけれど、
どういう形のものなのでしょうね。

○農林水産課長（園田博己君） 援農隊マッチング支援事業につき
ましては、農業従事者の高齢化や後継者の減少、それから経営規模
拡大等によって生じる労働力の不足に対しまして、援農隊マッチン
グ支援事業の組織検討会が行う農業雇用労働力支援システムの構築
を目指すもので、要するに、議員も認識しておりますように、労働
力の確保が厳しくなったということで、その確保のために、島内外
含めて労働力の確保を目指すという事業でございます。

○一番（榎元一己君） はい、了解いたしました。ぜひ、そうい
ったことでいいシステムができて、就農や、あるいは新しい、就労
もそうですけれど、就農の機会として、そういう方が勤められるよ
うに御期待を申し上げたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

中心拠点施設について、いろいろ市民の理解度についてとか、回
遊を含めた必要なコストって書いてありますけれど、随分、昨日か
ら、今日から、いろいろ出ておりますけれども、先ほどの質問者の
橋口さんの質問の中に、一つ、交流のところですよ、人員の配置、
人員の利用っていうか、制度が、数字がないっておっしゃっていた
んですが、ないんですか、ここは今。一番、ここを議論するときに、
必要な数字を持ってきていないっておかしいですよ。ちよつとと
れますか、すぐ。だって、これ、基本で、僕、ここの議論したかつ

たのよ。

このところ、いろいろな基本的な設計で皆さんがいろいろやった
のと、あるいはここがですね、こういうのができたから、各課の皆
さん使ってくださいという発想なのか、いや、こういう機能がある
からこういうふうにしたせて、ここだったらもつと必要性があるか
らここにしようよっていう皆さんの議論があつて、こういうスペー
スである機能的な分担ができたのか、ちよつと聞きたい。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 交流の機能につきましてすけ
れども、そういったところが必要だというのは議論の前提としてあ
りました。それで実際のところ、各課にですね、ここで活用する事
業があるとすればどういったものがありますかというふうなものは、
こちらのほうから聞いたというふうな経緯がございます。

○一番（榎元一己君） こういうのがあるから、こういうふう
に使ってくださいよっていう議論はおかしいと思つているんですよ。
だったら、前も、昔も言いましたけれど、榕城中学校があいている
から、じゃあそこへ消防の施設をつくりましょうとっていう議論じ
やなくて、本来は、こういったものに機能させるには、こういった
施設とこういった場所が必要だっていう議論が先なんですよね。そ
れがあつて初めて、その施設っていうのは生きてくるというふう
に私は思つております。

当然、釈迦に説法でしょうけれど、交流っていうのは別に交流の
場があるから交流になるのではなくて、やっぱり交流っていうのは、

私はやっぱり人と人とのなす触れ合いが一番、観光客が増えるのもそうですからね、やっぱり非日常のこの地の温かさや、皆さんが言う、私も言いますけれど、自然や温かさや人やつてというのが、一番の感動的なもので、それを味わうから、やっぱりリーダーになられたりですね、そんな場所があるから来るやつていうわけでもないです。

市長は先ほどからいろいろな話をされて、私は考えをですね、いや、そう言ってもこれは必要なんだよつていう議論も、私はそれはそれでいいと思うんですけど、ただ、そのために、本当に市長が言われるように、大きい誘客ができるか、だからこれが必要かという、なかなか疑問な点があると思います。

それで、過去、以前にこういうような計画が持ち上がってなくなったのはいつでしたかね、最初に計画が出たのは。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

事業規模でどこら辺まで、構想レベルなのか実施事業なのか、ちよつとそこら辺はあるんですけども、こういった類いの話が出てきましたのは、第三次の長期振興計画の時点から、日ポ交流村という構想自体では出てきてございます。それから後の第四次の長期振興計画の中で、戦略プロジェクトとしてオーシャンプロムナードというのがございましたけれども、これも港町づくりということで、そういった拠点施設的なものはやっぱり必要であるうということ、構想、日ポの場合はもう本当に構想で終わってしまいましたけれど

も、構想の時点では、そういった時期から出てきてございます。

あと、事業実施ベースでは、近いところでは平成二十年、二十一年、当時は新幹線の開通の前からの時期の議論がございましたけれども、いわゆる観光交流物産館、皆さん、物産館とおっしゃつて議論があつたというのを認識してございます。

以上です。

○一一番（榎元一巳君） 物産館、物産館つて皆さんが考えているのもいろいろ、いやそれとは違うんだよつていう考え方もあるんですよ、複合的な施設でさまざまなものがあるんだろうつていうことは理解はできるんですけど、私のイメージで、多分市民の皆さんや議員の皆さんのイメージでもそうでしょうけれど、さきに消えた計画とここが違うんだ、ここがだからこういうふうになるんだつていうね、あまりイメージが見えてこないんですよ。

何も、例えば十年前かな、十五年前かどつかそこら辺だと思うんですけど、そのとき消えたイメージと、今度の施設のイメージも全く変わらんとですよ、私の中ではね、何が違うんだつて。そのときの反省とか、これまでの長い間にもつといろいろ手は、街灯とか市長さつき言つておつたけれど、そういうものもしてきたんだろうけれども、どうもこう、何かイメージが、この十年、十五年、何やつて、何が変わらなかったんだらうなつていうふうな思いはちよつとあります。

時代が変わつて、皆さんが言う情報機器の発信だとか、いろいろ、

それぞれのものはあるんでしようけれど、それが果たしてそういうものを、資金を打ち込んでやるのがあれなのかなど。それは過疎債で、有利で、縁故債使つて大丈夫ですよって言われても、じゃあ今後の人口は減つて、皆さんの試算の中でも人口は減つてくる、その中でそういった固定費を、多くのお金が出ていくわけですよ。それが今後の財政運営とか、ほかの事業に対してどうなのかなというふうに考えたりもします。

でも、それを押し切るぐらいの皆さんの迫力があつて、こうだからこうできますっていう、あなたの答弁からもこう、入つてこない。あなたがもし自信があつて言うんだつたら、いやつて、もつとね、威圧的な答弁が聞こえてきそうだけれど、全く感じられない。前回の議会なんかの答弁と、あなた全然違いますよ。だから、私はこれ主観だから仕方ないけれど、やっぱりそういうところが重要だろうと思うんです。だから、ぜひ、いろいろな、私ばかりじゃべつてもあれなんですけれど、発想の転換も必要だし、いろいろなことを考えるべきじゃないかなというふうには思いますが、どう思いませんか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

何から答えていいのか、ちょっとよくわからなくなってきましたけれども、発想の転換が必要だつてというのは大事だというのは、それとおおりだと思います。

やっぱり、大分自信なさそうに見えますか。

○一 番（榎元一巳君） そういうふう感じるね。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） だとすれば、自分としては性格的にこういう性格なので、割とやんわりしゃべるほうなんで、余り変わらないつもりなんですけれども、最初に戻りまして、発想の転換というのは大事だと思つています。

○議長（永田 章君） 今後、大瀬課長、自信を持った発言をひとつ、するように。

○一 番（榎元一巳君） 「議員のおっしゃるとおり」はぜひやめていただければと思います。

市長は、先ほどからいろいろ市長の思いはずつと聞いていて、よくわかるんです、やりたいこともよくわかりますし。私、さまざまなこと、私、ちよつと市長が違つたのかなと思うのは、やっぱりやりたい一心だけの事業推進があつたんじゃないのかなど。もつとわかりますよ、それはみんな、総論賛成で各論になるといろいろなことが出てきますから。でも、それを含んだ、やっぱり巻き込んだ議論がもつと必要だつたと思います。それで、何かがそこから見えってくるんですよ、そういうものをもうちよつと、議会ともそうですし、市民ともそうですし、理解をしていただくためのものが必要だろうと思います。

この前も市長とちよつと出かけたところがあつたんですが、議会にも市長、理解してもらおうと思つたら、理解してもらふような資料とか態度が必要だよねと、ぜひお願いしたいつてお願いをしたとこ

ろでした。ぜひ、もちろん政策、考え方は違いますけれども、とも
にこう、同じ方向で市民の負託に応えるというところでは一緒でござ
います。ぜひ、そういうようなことも考えていただきたいと思います
です。市長も一言何かしゃべりたいかもしれませんので、どうぞ。

○市長（長野 力君） このことについて、ちよつと。これはです
ね、突然出てきたわけではございませんし、私もマニフェストにち
やんとうたって、これをしてきております。

最初は、平成二十二年でしたか、新幹線に合わせた格好で、何か
新幹線効果が出るものはないかという関係から、こういう構想も一
応皆さん、商工会にも投げたところでもございましたけれども、もう
ちよつと吟味したほうがいいじゃないかということでしたもんです
から、その後、商工会の、平成二十二年でしたか、商工会のまちづ
くり委員会にこの部分をお渡しし、議論してくださいということ
今日来ております。

そうこうしているうちに、今回、地方創生というのも出てきまし
た。それから、オリンピックも次にありますという環境が出てきた
ところで、これをやつぱりもう一回検討しようということ、商工
会の皆さん、JA、いろいろな団体の皆さんですね、出ていただい
て、一応進めたところであつたわけでございます。

主にですね、先ほどは商店街のことを言いましたけれども、この
中にやつぱり交流拠点ですね、西之表市内、島内の交流拠点とい
うですね、位置付けも、機能もですね、考えております。だから、

委員会の中で細かくは言いたいということでおりますけれども、交
流と、それから一応観光イコール交流ということもありますけれど
も、観光誘客、それから交流人口の増加、そして島内、市内の活力
こういうものをやりたいと。施設ありきじゃないんですけれども、
一つの拠点として、ぜひですね、進めたいと。これが今回、今後に
ついての一つの起点となり、進むんじゃないかというですね。そう
いう意味では、ぜひですね、私はこれを、今回のこれをですね、ぜ
ひ皆さんと一緒に、今後、細かいところはいろいろする点はあるう
かと思えます。その間ですね、しっかりと進めていきたい、ぜひと
もですね、理解を深めていただきたいと思えます。

○一番（榎元一己君） 今その機会がどうだったのかっていうの
は別にして、私はやつぱりこれ、整合性、回遊を皆さん、述べてい
ないって、町なかを回遊される。ところが、回遊に関するですよ、
予算、政策、後のほうにあるんだろうかもしれないけれども、な
かなかそのところが見えていないっていうこともあります。こう
いう、だからここが必要でこうだっていうことは、出てくるんだろ
うと思えますけれど、私は十何年前に聞いた話だったけれど、それ
までにですね、例えば、商店街の中に、昔議論したことがありまし
たけれども、空き地に市の複合住宅、店舗でいったら、二階が、そ
れは音響のいろいろありますけれども、高齢者のものだったり、若
い人たちの住居であつたり、そういうある意味くつつけた住宅政策
みたいなものがあれば、こんな歯抜けのですよ、こういうふうには

ならなかっただろうし、私はもっと大きい金をかけてでも、じゃあ、それを私、国の事業でもありますけれど、そういうものじゃなくても、一体的にこう、そこはにぎわいが出るような、もっと大きい金になるかもしれないけれど、そういうものも考えたほうが私はよかつたんだろうなって、この間にずっとないまま、これが同じ、私イメージって言いましたけれども、それがまた物産館、バスが来てって発想でしたので、私はそういうふうに感じました。そういうその、もつと歯抜けの状態の中に、継続的にこう、施策の集中があればよかったのかなとは思いますが。それがやっぱり、まちのにぎわい、そのものにも関係してくるんだろうと思います。

私、ちよつとまだあれですけど、ちよつとばかりかみたいな話かもしれないけれど、何でここでなければいけないのと、種子島で。鹿児島市につくっちゃいけないのかなって。鹿児島市につくっちゃいけないの、こういう施設を、物産、下に売る、あるいは上に宿泊施設があつて、入学や病院に行くときや、台風でしたときの市民の宿泊施設もとれる、そういう発想。それから、それに伴い交通の、輸送費の補助、それから農産物の。なぜかという、市場性が全然違うんですよ。そういうことも考える。受入れ体制もできる。そういう発想は、もつと金がかかるかもしれないけれど、私はあつていいというふうに思います。何も受入れをここにつくる必要はなく、ここでもつと細かな対応ができるんだろうなって、そういうことも考えたりします。

それで、さっきの、昨日ちよつと市役所のことが出ていましたけれども、市役所って割と、市長が言われる港の中心って言いましたけれど、あれ、五百、六百メートル離れると、もう別物ですから、人はそこへもう一回何かをペイして行かなければなりません。すると、役所も僕は一緒じゃないかなって。ちよつと、夕べちよつと皆さんに誘われて酒を飲んだ後、うちに帰ってからちよつと思つていたんですけど、いや、じゃあ市役所がセンター機能を持つて、例えば、今、市役所の中のデッドスペース、全部整理をしてですよ、一階のフロアをあけるぐらいのことをやって、そこに交通のセンターをする、いろいろなものを入れる、高齢者が休める、子供たちが遊べる、バスは全てそこを経由して走っていたら、そういうところ、一階のあの、包括的なものの、大学が入っているかどうか聞いていましたけれど、そうじゃなくて、市民にもつと解放された場所、一階なんかっていうのは、大学の研究センターなんか、どこか青少年ホームか、四階か、そんなところで構わないと思うんです。もつと市民がそこに、触れ合える、一番重要な場所です。そういうところ、ちよつと、ばかりかみたいな話ですよ、私が言うのは、そういうのはどうなのかなって思いますよ。乗ったら、ここに来たら、皆さんが言う定住、居住の問題も全部そこで可能する。例えば、そこに物産が並行されたらそれもある。バスも動ける。市内の全てのこと、ここに来られる。すこやかもやる、そんなこともやる、そういうものを、ここに機能させたらどうなのかなって、そのほうが僕はよっぽ

どいいんじゃないのかなと、にぎわいが出るんじゃないかっていうふうには、夕べちよっと考えて、いきなりの思いつきですので、こんなふうには申し上げませんが、本当にそういった考えもいいんじゃないかなと思います。市長どうですか。

○市長（長野 力君） 考え方はいろいろあるでしょうし、そこがよければみんな来ることに。ただ、今回の場合は、まちのにぎわいを何とかしようということからスタートしております。その中において、にぎわいの中でやろうということで、そしてその一つに観光の誘客をしよう、せっかく船で多くの方が入ってくるんで、それを市役所まで来るといっても大変でしょうし、まちの一番近いところで、たまたま近いところがそこに、今、選択したところにたまたまあったと。それよりもまだ船の近くがいいかもわかりませんが、探したところ、物理的にそこが一番あったという、限られた条件の中で、これいいじゃないかということでございます。

おっしゃるとおり、あれですよね、市役所側にロータリーをつくり、工事に入り、まだ広いスペースをつくり、いろいろな活動ができる、そういうことも逆にいいのかもわかりませんが、今回については、私が今言いましたように、とにかくまちのにぎわいを取り戻そうと、そして、市内全体の、区長会でもいろいろ、私もお話を何回もしてきました。市内全体の流れをつくろうと、大字とまちの、そしてその中に交通系とか、そういうこともしようかということでありましたから、そこが一番、適地としては、可能

な限りの適地じゃないかなというふうには選択したところでございます。

ですから、今のあり方も、それからまちの中に住宅建設も、これも一つ、にぎわいをつくる一つだとは思いますが、今後、そういうことも含め、また次の段階は回遊、これを視野に入れております。一段、一段と固めていければと思っております。

○一一番（榎元一己君） にぎわいついていうのは、私、それぞれの考え方があって思うんですけど、やっぱり、夜のまちを訪ねてもですね、やっぱり飲んでいる人は、やっぱり地元のひとたちですよ、農家であったり、建設業であったり。それはね、やっぱりそこに金がないと飲みに来られないんですよ、にぎわいをどんなにつくろうと思っても、その体力がなければだめなんです。お土産屋さん、観光客が買うじゃないんです。ここから出ていく地元の皆さんがお土産を買うんですよ。人数を比べてみてください、全然違うんですよ。だから、基本的に私は、もつと体力のつく部分に、やっぱり施策の集中をすべきだろうし、にぎわいの部分については、もつと別方で考えればいかなというふうには思っております。

それで、最後に行政経営課の事業推進の取組みについて、役割について書いていますけれど、ちよつと言うこととあれと違うかもしれないけれども、やはり私、行政経営課、先ほども、これの、戦略の立案に当たっても大きな力を出しているんだろうと思えますし、素案をつくったのも皆さんでしょうしね、それからこの中でも

さまざまな企画立案をするのは皆さんですし、非常に影響が大きいんですよ。大きいと思います、私は。一つは今回の事業の問題でもありませんけれども、企画を皆さんするんですけれども、やっぱり財政を預かりながら、予算を持ちながら、事業計画を出していくっていうのは、どっかで歯どめがきかなかつたり、考え方に違いがあったり、そういう可能性が私は多くあると思います。これには、あなたたちが好きでやっているんじゃないかと、例えば、農政課であるとか、経済観光課であるとか、企画立案のスキルがね、ないのか、そういう人材がないのか、わかりませんが、本来はやっぱりそこで総合力を発揮して、全体で議論して、発想するのが私は基本だと思います。

ぜひ今後は、優秀な人材、皆さんいらっしゃるんで、そういうふうに取り組んでいただければと思います。ぜひ、お願いをいたしましたと思います。非常に、予算をつくったり、皆さんの大きく影響される、そういう部分があります。ぜひ、今後も御検討いただきたいと思えます。

最後に、私どこかで聞いた言葉ですけども、議会もですね、私たち議会も、皆さん職員もですね、誇れるときが来るとしたらですね、市民の幸せな生活なんです。今、苦しい中で生きていますので、ともにですね、やっぱりそこは御理解をいただいで、一生懸命取り組み。皆さんも一生懸命やっていたので、その目線をするような取り組みだし、私たちはこの歴史の一瞬を預かっている

だけですので、相応の責任はありますけれども、それを果たしながら今後の行政運営に努めていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で榎元一巳君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時三十分ごろより再開いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） どうもこんにちは。私、二年、六年前にちょうど市会議員の選挙がありました。二年六カ月前ですね、もう二年六カ月が過ぎたということになります。そのとき一番に訴えさせていただいたことが、市民の生活を代弁する、この一点に尽きます。

これまでの二年六カ月間、年に四回の質問のチャンスがございました。その中で市民の生活をきちんと代弁できたかどうか、私自身がまだまだ不安でございます。なるべくなら、市民の生活を、声を

代弁できるように、今回一生懸命、質問させていただきまして、市長のほうの答弁も、市民に思いが伝わるような答弁をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

私の今回の質問、大項目で一番、二番、三番がございまして。私の予定で、当初の通告書のほうには、一番、二番が十分ずつ、三番目の自衛隊問題が五十分ということで考えておりました。その点がございまして、かなり答弁される課長さんには御無理を申ししたわけでございますが、よろしくお願いしたいと思います。

では、第一項目のにぎわいの拠点施設には、私は反対であります。商店街潰しの起爆剤になる。当初、当局のほうからは、市長のほうからですか、観光の起爆剤になるというお声もございましたが、私には到底そうは思えない、商店街潰しの起爆剤になる。アンケートもとりました。その後、この話が出ましてから、まちの人の話もいろいろ聞いた結果が、やはりつくるべきではないという私の結論でございます。その施設をなぜつくるのか、市民の意向を押しでも行うのはどうしてなのか、これが一番目の質問の大きなテーマでございます。

では、小問一のほうです。

先ほどから、先日からですか、アンケートの結果をもって、いろいろな先輩議員の方が質問されております。西町、東町等の商店街の方の意見を聞いても、ほとんどの方が反対でございます。今回の拠点施設、なぜ今行うのか、また市民同士、大店法の改正以来、日

本全国にシャッター街ができ上がりました。そして、イオンを初め、大手企業、種子島でいうと、だいわさん、またドラッグストアモリさん、そういう大型企業が進出したしまして、商店街は疲弊に疲弊を重ねております。いつ廃業しても、自ら廃業しよう、いつやめようと思っている方もいっぱいいらっしゃるのが現実でございます。

そういう中で、市民同士の争いなら、本当に残念なことではあります。やむを得ない部分もあるのかもしれませんが、私たち、市民を代表する市長、市議会は、市民の争いとはいえず、既存の商店街をいかに守っていくか、その方向で考えていくべきだと私は思っております。そういった意味で、今回、市長が提案されておりますにぎわいの拠点施設、その方向とは全く正反対のずれた施策ではないか、市民のための政治を行うべき市長、市政が、行政が、商店街を潰すような、そして、一部個人商店を廃業に追い込むようなことをなぜ行うのか、これが小問一の質問でございます。

二つ目の小問のほうもお答えいただきたいと思うんですが、この施設ができることにより、商店街が廃れ、お店によっては廃業を余儀なくされる場合もあると思えます。その場合、市は、市長はどのような責任をとるのか。そのようなことを踏まえた上で、考えた上で今回のものを出してきたのかどうか。

私、まちを歩きました、絶対にという言葉は使ってはいけません。ですが、やはり市民の方から、今回のアンケート調査の対象にはなっていない方です、三、四名の方々から言われました。絶対につく

らせんでくれ、市民の意見でございませぬ。絶対につくらせないでくれ。私は絶対にとは申しませぬ。ゼロか百かという発想自体おかしいと思いますが、でも市民の声がそうなんです。そして、賛成の方もいらっしやいました。その方の御意見を聞いてみますと、うまくはいかないかもしれぬが、残った施設を有効活用しようじやないか、いろいろなイベントに使おう、そういう考え方もございませぬ。

ですが、ほとんどの方が、お会いした、本名何名、二十名、三十名なのかわかりませぬが、その方たちはほとんどの方が反対でございませぬ。アンケート調査にもあらわれているとおりに、商店街の発展にはつながらない、これが七割を超えております。そのような声のある中で、なぜなんだろう。今日一人目の橋口議員のほうから質問があつて、この問題に答えたんですが、やはり私には納得できない。私一人を納得させないで、市民の納得を得られるのかどうか、私は思うわけでございませぬ。

もう一度、橋口議員と同じような質問になりますが、市長にお答えをいただきたい。なぜこのような施設をつくるのか、個人商店を廃業に追い込むようなことが生じた場合、どう市長、行政は責任をとつていくのか、また議会の問題を私たち自ら議員が考えなければなりません、今回は市長、行政がどのように責任をとるのか、その点について御質問いたします。

以下の質問は、質問者席より行います。よろしく願ひします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 先ほど来から、これについてはいろいろの質問がございませぬ。いろいろなことを答えておりますが、やはり私は、これはですね、何か商店街潰しということもありますけれども、決してそういうことは考えておりませぬし、逆に、何とか今、疲弊している商店街を、こういうことによつて復活できないかというのがですね、今まで考えたことございませぬ、これにつきましては、やはりこれから、今日も言いましたけれど、外からのもの、中のもの、外からやっぱり観光客を誘客し、特に私どもは港という大きな交通拠点があります、その誘客の活動をぜひここで受けとめたいというところもございませぬし、また島内においては、島内観光等も含めまして、その情報の発信等も含め、また市内においても観光のにぎやかさ、そういうことも含めてですね、これを拠点にしたいということございませぬ。

商店街も当然ですね、大型店舗が数年前にできまして、これは全国同じような状況ですね、非常に皆さん困つております。そういう意味で、今後、旧商店街の町並みも、これをきっかけにいろいろな計画を立てながら、やはりもう一回復活しよう、もしこのままでいたら、やはり手がでないじやないか、何かをきっかけにやらない限り、難しい問題、厳しい状況であるというですね、ことの考えがございませぬ。

これは既にですね、この前、先ほど申しましたように、もう数年前から何とかこれをしようということで、商工会の皆さんにもお話

もしたり、それからまちづくり委員会にも提案をして来ております。時間の経過とともに、今回が、国の地方創生ということもございまして、また将来、人口減ということもあり、今、やっぱり手を打つべきという判断がありますんで、今回ですね、こういうのを提案したところでございます。

そういうことがあっても、やはり、最終的には商店街、これを復活する。そのために今後、回遊とか、どう手を打つかということも含めて、これを起点としていければと思っております。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 市長が答弁しました後で、大変恐縮でございますが、私のほうでは事実関係と経過だけ説明させていただきたいと思えます。

議員の御発言の中で、七割の方が反対だという、それと周りは皆さん大反対だという御指摘がございました。昨日、アンケート調査の結果もお聞きしましたので、それはそれとして事実だと思えますので、しつかり受けとめたいと思えます。

一方、私のほうもですね、七月の末からですけども、一週間ほどローラーで町なかを全部歩きました。七十人ほどの方々と話をすることができました。昨日の調査結果もそのとおりですけども、七割の方が大反対だという印象とはちよつと違うものがあつたということだけつけ加えておきたいと思えます。

それと、實際上、平成二十五年の十二月ぐらいいからにぎわい創出

の検討委員会が始まってございまして、平成二十五年度だけで十三回ぐらいの会議は重ねております。会議のやり方とか、いろいろ考え方もございましょうが、これまでなかなか市民参加というのを本格的にやつてこなかったんでですけども、今回の事業がその中でも割と回数を重ね、会議を重ね、やつてきた結論になっていると思えます。

すみません、事実だけ補足をおきます。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。事実関係だけということなので、私がうそをついたようにも思えますが、資料はこちらのほうですね、反対が五一%なんです。意外に思ったのが、中心拠点施設について賛成ですか、反対ですか、私が意外に思ったのは、一九%の方が賛成であるということでした。これの、ほかの同僚議員もしておりますんで、これ以上申しませんが、反対は五一%。この施設が西町、東町、そういった商店街の、旧商店街の発展につながるかどうかっていうのは、やはり七六%の方がつながると思わないということでした。これが正確なアンケート結果でございます。

今回のアンケートを産業厚生委員会のほうで行いましたが、課長のほう、市長のほうは、この質問項目をどう思われるかはわかりませんが、なるべくなら市民の本当の本音を聞きたい、それを委員会としての判断材料にしたい、そういう思いがございまして、なるべく誘導するような、こういうアンケートというのは、本当に簡単に

誘導ができるものでございます。その弊害がわかっておりますんで、なるべく誘導しないようなアンケートの項目、そして、こちらのほうも市民の方にお渡しして、三日後ないし四日後に回収することにしておりました。封筒に入れてですね、中身は絶対見ませんから、思っていること、本音を書いてくださいねということを念を押しながら配って、出たものが資料でございます。

課長のほうもいろいろローリングされて、御意見を聞いたというんですが、その場合、本当に、どうなんでしょう、本当に市民の声ってというのは、素直に出てくるものかなって、今、国会でもめておりますが、やはり、あれなんですよ、少数の方でも目立つように動くと、それが大多数の意見に聞こえるんですが、大多数の方はなかなか本音も、思っても言わない、言えないってところがあると思っています。ですから、うちの委員会としては、なるべく議員に、アンケートをする議員に気兼ねがないように、なるべく本音を書けるようにいろいろ工夫をしたわけです。

課長の場合、また市長もいろいろな会合でこの話もされて、御理解を得ていると思うんですが、その場合、一対一でございます。誰が何を言ったかわかる状況の中で、それが本音を言う方もいらっしやいます、言えない方もいたっていう事実はお認めください。

昨日、市長のほうからこのアンケート結果を、これは下川議員の質問のときですか、ちよつと軽視しているように思われるような発言もあったかのように思います。そういった意味では、これ、本当

に慎重に慎重に、百三十六といつて件数は少ないですが、種子島の人口、西之表市の人口の中ではデータとしてなり得る数字だと思います。これ、慎重に慎重にとつた結果ですから、やはり市長にも課長にもですね、重く受けとめていただいて、これからの判断材料にしていたきたいと思います。

その点、質問項目に出していないんですが、市長どうですかね、アンケートの受けとめ方を。

○市長（長野 力君） 当然ですね、いろいろな方の話、意見、その他アンケートも含めまして、商店街もそうですけれども、一般の人とかね、地域の人とか、そういうものも含め、それから外からの、外の人ですね、そういうことも含めて、意見を取り上げていくということかと思えます。

また、私もよく出郷者の会に行くんですが、やはり出郷者の人たちも、何かまあ、そういうものがまちにあればいいかなという意見もございますし、それはもういろいろあると思います。だから、このアンケートもですね、皆さんは一番近いところにございますから、当然、ほかよりは非常に関心が高いと思いますし、今後、こういうのはやっぱり、十分ですね、尊重しながら、どういうふうにして理解されていくかということも含めてですね、やる必要はあるかとは思っておりますが、とにかく私どもとしては、ぜひですね、今をきっかけにして、ぜひ一緒に頑張って、にぎわいを創出、今後の商店の発展、市全体の発展、そういうものに仕掛けていきたいというのが

考えてございます。

○八番（田添辰郎君） アンケートの結果は大事にしていたかと思えます。また、今回のアンケートをとったことは、会合のほうはいろいろ重ねられているようにございます、市民参加というところで、では、そういう会合を重ねたとしても、市民の理解をなかなか得られないのが現実だということを、本当に肝に銘じていただきたいと思っております。

それから、何かやらなければ、このままではいけないということに賛同する方、賛成意見の方にいっぱいいらっしゃいました。何かしなければいけないんだけど、その何か、落合市長の時代には、国道のすげかえがありました。私は、地元の方の反対によってですね、結果的に実現されなかったわけですが、私はそのとき、夢を描いていたんですね。昨日、今日の一般質問で、議員の方々、それぞれ対案も出さなきゃいけないということで、まちづくりについて、僕も夢があつたんです。先ほどの議員も夢を語っていましたが、本当に、十二年前、市長が議員のときですね、産業建設委員会の委員長をやられたことがあつたと思うんです。私、副委員長でした。そして、市長が、委員長の立場ですけれど、街角点検というものをやりまして、昨日、共産党の議員さんが街角のこぼことかいろいろ質問していましたが、その時点で、私は、ここはもう車椅子も何も通れないということで確認しておりました。もう画期的な、議会としては画期的なことを、力市長、当時委員長でしたが、やっていた

だいたわけです。議員のそれぞれが、また商工会の役員の方も一緒に回っていただきました。

それがなかなか現実化されていない、市長になつてもですね。そのような状況の中で、こういう施設になつてしまうのかどうか。僕は本当に、国道のすげかえもそうですが、国道をすげかえをして、時間帯によって一方通行にして、電柱柱を地下埋設化してですね、やはり子供も大人もお年寄りも集める場所、いつも言うことなんです、スウェーデンの教科書の話もございます。商店街を守るのは、何のためなのか。近くにお店がないといけない、子供たちやお年寄りのためなんですね。

そして、今、種子島、西之表市においては、気楽に寄れる場所がなくなつてしまいました。プラッセだいわもあるんでしょうが、サンシードもあるんでしょうが、子供たちもお年寄りも、じゃあゆつくり行けるかという場所がなくなりました。昔の商店街にはそういった、やはり子供もお年寄りも集める機能はあつたと思うんです。地方再生の時代だからこそ、今そういったことを考えなきゃいけないのじゃないか。私の小さいころは、市長御存じかわかりませんが、有田屋さんでおもちやを売っていて、その後は東町の日之丸屋さんに行つて、門屋さんに行つてつて、この三店舗をぐるぐる回るのが、私の休みのときの、遊ぶときの日課でございました。

そういうことを考えるとですね、何か一つの拠点というよりも、あの西町、東町、本当にシャッター街を見て、市長も、こうやれば

シャツター街がよくなるんじゃないか、その知見はあるかと思うんです。私は拠点施設より、既存の商店街を何とかすべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（長野 力君） 当然ですね、こういうことの経過を含めながら、既存の商店の活性化、これは当然のことでございます。今後、総枠の中で一緒にやっていくと、また計画も新たにづくっていくということになります。

○八番（田添辰郎君） 先ほど、本当に個人商店を潰すっていうことは、言葉はおかしいんですが、廃業されるとか、そういう事態になった場合、責任は誰がとられるのか質問いたしました。その件について、お答えをいただいていませんので、市長、よろしくお願ひします。

○市長（長野 力君） これは、商店街活性化推進を取り組むわけでございまして、責任の問題とか、そういうことじゃなくて、とにかくこれをですね、しっかりと形で活性化に向かうというのが私の責務だと思います。

○八番（田添辰郎君） 市民のアンケートの結果、市民の大多数は、商店街の発展にはつながらない、また五一%の方が反対だという中で、市長はやらなければならぬ、この事業をやらなければならぬとおっしゃっているわけですが、その責任がとれるものでもないとおっしゃる。いいんでしょうか。今、立ちどまるべきときではないでしょうか。

もう一度お答えをお願いします。

○市長（長野 力君） 基本的には、本市の発展のために、こういう政策展開をしていきます。そういうことで、私の責任もというよりは、皆さんのほうにもこういう案についての同意をいただくというところで提案をしておりますので、やはり、まちの活性化、発展については、全てが一緒になって、ただ、この政策についての内容についてはですね、可能な限り立派なものにしていくという責務はあります。

○八番（田添辰郎君） まあ、やられるということなんで、本当、課長さんが、大瀬課長がよく答弁してくださいただけれど、僕と市長は選挙で選ばれているんでね、四年に一度、あと一年半ですか、後の選挙で、選挙負けちゃったと言え責任をとったことになるのかもしれない。でも、こう、衰退を加速させる、そういった結果になる。

本当、今回の事業はですね、やるっていうことで、市長が商店街の発展とか、そういうことを考えていないんじゃないかって思う方も多いと思うんですよ。現和物産館の問題でさえ、結構響いている方もいらっしゃるのに、その現実を考えたときにですね、やはり今回、まだまだ考え直す時間がある、決断をすべきだと思います。そして私は、できるなら、二億八千万円あったらですね、本当に代替案を出さなきゃいけないっていうんで、昨日ちよこつと考えてみたんですが、安納いもブームは廃れたのかどうかわかりません、

安納いもブーム、いまだに続いていると思います。ブランド化も努力されて、それが功を奏しているのかもしれないませんが、ですが要は、おいしいものをちゃんとつくれるかどうかでございます。まがいもの、安納いもという名前ばかりで、味が安納いもの味じゃないものが流通し出して、今も十分問題になっているのかもしれないですが、この問題を解決しなければ、これから十年、二十年という期間をです、安納いもに、でん粉いもから安納いもに、園芸作物に乗りかえた農家の方たちを守ることができないと思うんです。

僕は二億八千万円あれば、安納いも、甘さの問題、糖度の問題がございます。そして傷の問題もございます。先ほど課長のほうに教えていただいたことでは、キュアリングという方法とかいうのもあったり、またほかの方法もいろいろあるというんです。キュアリング、キュア、治療するとか、治すとかいう意味ですね。いもの傷を治していく、その作業も必要。その後、保管する。出荷まで保管するだけじゃなくて、いもを寝かせて糖度を上げるという方法もございます。西之表市内でもそういった方法を取り入れてやっているところがございますが、ある程度資金力があつたり、行政、県、国の力もお借りしてやっているところがほとんどと思うんですよ。

二億八千万円あれば、私は、個々の農家でなかなかできない、三人でグループつくればいいのかという話もございますが、やはり、個々の農家に貸し出して、レンタルで貸し出して、長期保存、安納いもの場合は、聞いた話では八カ月糖度を出す、最高ですね、一月、

二月で十分な糖度が出る安納いももあるわけでございますが、八カ月ぐらいいまでは熟成、寝かせることができます。それで、味の劣いもも、その間、時間をかければきちつと糖度が出て、立派な安納いもとして市場に出せるものがつくれるというお話も聞いたんです。

そういったことを考えると、このにぎわいの拠点施設、それをやるよりはですね、農家を何とかしよう、農業を何とかしよう、観光を何とかしようというなら、やっぱり、今、急に言って申しわけないんですけどね、こういう安納いもを寝かせる施設、そういうものに二億八千万円、つくったほうがいいんじゃないか。そして、安納いもの、焼きいもだけじゃなくて、これは干しいもとか、いろいろ方法はあるようなんです。その安納いものおいしさを知らない海外の人もいっぱいいるわけなんですから、栄養価としては、いもはものすごい高いわけで、やはりこれを売り込んでいく、そのためにもやはり、拠点施設なんかより、僕、農家の方に安納いもをつくらせてもらって、少々糖度がなくても寝かせれば大丈夫だからっていう倉庫をつくってあげたほうがいいんじゃないですか。

これが二億超かかるといいます。対案でございます。いろいろな案ですんで、今回市長の提案によりまして、まちの人からいろいろな提案が出てきました。今回の議論をきっかけにして、新たなまちづくりを練り直すチャンスだと私は思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（長野 力君） 議員の言った安納いも、それはもう当然、

農業の振興の一環として、それもそれで考えてやっていく。それも検討しようという話もなっていますし、農業の振興、商工の振興、観光の振興、また医療福祉の整備、いろいろあります。その中でですね、一つ一つを総合的にやりながら、そしてまち全体の発展を願うところでございます。今言った、一つの例でしょうけれど、農業振興もですね、それはそれでしっかりした形でやっていくということになるかと思えます。

だから、これをやるから全てをやらないというわけではなくて、これは商工振興、観光振興、交流振興の一つということで、やるということになるかと思えます。

○八番（田添辰郎君） はい、アンケート結果がございました。ですが、市長はおやりになるというふうに受けとめました。そして、おやりになって、まずい結果になった場合は、責任をとるような問題でないというふうに受けとめました。市長、これでよろしいでしょうか。

○市長（長野 力君） 責任をとるとか、とらないかと、そういうことは話としてはないと思います。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。これをですね、世間一般は、無責任だと言っているんじゃないでしょうか。失礼な言葉かもしれませんが、ですが、私たち政治家には責任があると思うんであります。その辺を本当よろしくお願いいたします。

項目、大きな二番目のほう、高校の定員割れが続ぎ、将来が不安

でございます。だからこそ子供の学力の向上、教育環境について真剣に検討すべきと考えております。この点をどうかですね、小問ずつ、一、二、三のほうは重複しておりますんで、カットしていただいて、一、二、四ですね、ちよつとお答えいただきたいと思っております。本市の小学校、中学校、高等学校の学力状況はどうか、こちら、ほかの議員の質問でもございましたので、簡単でよろしいと思えます。中学校・高校卒業後の進路はどのような状況か、そして、子供の数の見通しをどう捉えているか、課長のほうで答弁をお願いいたします。

〔学校教育課長 谷口幸一郎君〕

○学校教育課長（谷口幸一郎君） お答えいたします。

小学校、中学校の児童・生徒の学力の状況について、昨年度行われた小学校五年生、中学校一年生、中学校二年生を対象とした県の調査である鹿児島学習定着度調査の結果を指標として見た場合、小学校で全教科、中学校一年生の数学、英語、中学校二年生の国語、社会、理科、英語で県の平均通過率を上回っております。

高等学校の生徒の学力については、本市では客観的なデータを持ち合わせておりませんが、児童・生徒の学力向上を目的とした本市の事業、幼（保）・小・中・高連携学力向上推進会議の中で、中学校との連携を図った学力向上に全校体制で取り組んでいるという報告を受けております。

続きまして、中学校・高校卒業後の進路はどのような状況かにつ

てお答えいたします。

本年三月に種子島中学校を卒業した生徒百四十名のうち、高校へ進学した者が百三十六名、専修学校へ進学した者が一名、特別支援学校へ進学した者が二名、卒業当時未定だった者が一名になっております。未定だった一名については、現在家で農業の手伝いをしております。

また、種子島高等学校については、百十二名の卒業のうち、進学は五十六名、就職が五十六名と伺っております。

続きまして、子供の数の見通しをどう捉えているかということについて、お答えいたします。

本市における児童・生徒数は、平成二十二年度以降、千四百人台で推移してきました。本年度は千三百七十五人になっております。また、入学する児童は、平成二十七年は百四十名でしたが、平成二十八年度百四十七名、平成二十九年百三十九名、以降、平成三十二年まで百三十名台で推移します。

また、各学校の通常学級における学級数は、平成三十二年度は、現在より全体で八学級が減少する見込みです。この学級減については、一、二名の転入生により解消できる状況ですので、今後とも特認通学制度や種子島しおさい留学の充実を図り、学級数の維持に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○八番（田添辰郎君） 数字のほう、ありがとうございます。

五番目のほうなんです、皆さんは南日本新聞でお読みになったと思うんですが、以前、学校によって子供の生徒数とか、学校数が、どれくらいかって、そういうのを見て、これからの運営等について検討するようというような新聞記事がありました。

人口減少が続いてまいります。子供の数が激減してまいります。これはある程度、避けられないことなんです、この問題にどう立ち向かっていくか、昨日の瀬下議員の質問では、人口の問題がございました。特殊出生率ですか、そっちのほうを今より多くするんだという、二点幾ら以上要るんだということがございました。

そのためにはですね、どうしなきゃいけないのか。教育問題なんです、教育長かなと思うんですが、やはり教育の問題も大きく言うとも市長の責任の範疇の問題でもあるかと思うんです。医療、福祉もそうですが、そういった問題から、教育の問題、社会教育の問題まで含めて、いかにお母さん方に子供の教育をしやすい、またここで子供たちが教育を受けて、知力、体力、そして心をきちっとつくり、よそに行っても、そして種子島にも残っても、立派に仕事ができ、社会人として生きていける、そして伴侶をもらえる、そういった子供たちに育てなければならぬわけです。そういった意味で、市長に長期的な視点で質問いたします。

五と六を同時に、一緒にやらせてもらいます。将来的に、小学校の維持もどうするか考えなければなりません。高校、県立種子島高校のクラスの減少の件も、考えていかなければなりません。また、

さらには、南種子高校は既にないわけでありますが、先の先の話かもしれません。種子島中央高校との統合、そういった最悪の場合も予想されると思います。そのことを念頭に入れて、今、検討を加えているのかどうか。

そしてですね、この前は鉄砲まつりのセレモニーがございました。市長もいらつしやいましたが、伊佐市のほうが、やはり市長と同じような考え方で、子供を育てやすい環境をつくろうということ。一生懸命やっております。そちらがですね、県立高校の、高校の話なんです。難関大学に入ったら百万円を渡す、有名大学に入ったら三十万円を渡すという制度を設けたんですね。これは数字のほう、前年度が余りにも悪かったということであれなんです。国立進学が四、五名だったのが十八名ぐらいになったというふうな事例もございました。

その話、市長に前日、ホテルニュー種子島のほうで市長にもお会いしましたんで確認してみたところ、やはり生徒を金で釣るのかということでもものすごい反発を受けたというんですね。私の民間の私立高校では、スポーツで推薦、スポーツ推薦とか、学力でも当然やっております。現金を渡さなくても、対価としてその分は費用を面倒見るといような方法をしてですね、この少子化の中、自分たちの学校を維持しようかという戦略を練っております。それに対抗するためには、西之表市はどうするべきなのか。

今でさえ、種子島高校に行かずに、それはお母さん方、お父さん

方、子供さん方の自由なんで仕方がないんですが、中学校から鹿児島市のほうに行かれる方、結構ございます。そういう、本当に自らの希望で鹿児島市に行かれる方はいいんですが、もしかしたら、種子島高校が魅力がないから鹿児島市を選択するということもあるんじゃないか。進学の状況、スポーツの状況、一言弁解させていただきますが、種子島高校の先生は、本当に自分たちの生徒のために一生懸命頑張っております。自らの、本当の子供のことは、自らの子供の相手はですね、教育とかしつけはお母さんに任せただ上、本当に種子島高校の生徒のために一生懸命頑張ってください。補習のほうもそうですし、ほかの部分でもそうです。そういったことを認めながらも、やはり現実として鹿児島市に子供たちが流れるというのは、種子島高校の魅力は、やはり鹿児島市内の高校よりはないんじゃないかと。そういった意味で、この難関大学に通ったら百万円、数字はどうでもいいんですが、有名大学に通ったら三十万円、これは効果があるんじゃないかと思っております。ぜひでございます。

子供を育てやすいまちをつくるために、そして、将来の人口減少を少しでも食い止めるためには、この教育の問題、ものすごい重要だと思っております。

もう一点、言わせていただければ、学力がものすごいあっても、受験費用がないということで、大学受験を諦める子供たちもいらつしやいます。一件、一校受験すれば何万円とかかります。そして、

鹿児島、東京に受験旅行に行くとするば数十万円のお金がすぐかかってまいります。そういった意味で、奨学金制度、充実を図るべきだと。これは、教育委員会の問題としてではなくですね、この西之表市をいかに現状維持をできるか、いかに今より人口が減る中でも、今より住みやすいまちをつくるか。そのための教育に関する秘策だと思ふんですが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（永田 章君） 田添議員、市長の答弁の前に教育長、

(五)、特にですね、求める必要はありませんか。

○八番（田添辰郎君） 奨学金の話しましたんで。どっちでもいいですよ。

○議長（永田 章君） 教育長のほうから。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 子供の数がですね、だんだん減ってきている中で、小学校の維持をどうするかっていうのは今後大きな本市の課題になってくるんじゃないかと思っております。小学校の児童数を維持をしていくために、もう既に御存じのように、特認通学制度とかですね、山村留学制度、今回、名称を種子島しおさい留学というふうに改めました。こういう制度を使いながらですね、充実を図っていく必要もあるかなというふうに思っておりますし、しおさい留学につきましても、今年度から市役所のホームページを使いまして、西之表市独自に募集を開始をいたしているところでありまして、里親の確保がなかなか難しい状況にあるんですが、今検討して

いるのが、里親を西之表市内全域から募集を求めたらどうかということですが、検討をしているところです。そういったようなことを充実をさせながら、小学校の維持は図っていききたいというふうに思っております。

それから、奨学資金のことについてはですね、市長のほうからお答えするというところでございますので、市長のほうにお願いしたいと思います。

○市長（長野 力君） 先ほど、高校、種子島中央高校の統合を最悪の場合予想されるのかということ、対応策と考えていますけれど、大変ですね、高校の維持も厳しい、これはもう各高校そうですね、大変ですけど、現状は現実なこととございまして、そういう状況の中で、今、種子島中央高校との統合等をですね、対応策をねっていろいろということは今ございませぬ。とにかく各高校におきましても、やはりどうしたらいいかということを一生涯懸命ですね、努力し、模索していると思えます。

そして、もう一つは伊佐の例が出ましたけれども、あれもですね、そういう意味では、高校の人をとめるためには一つの方策であることは、私もだと思えます。ただ、そういうふうなのがいいのかどうか、また持続的にそれができるのかどうか、このあたりは今後の検証になると思えますけれども、私は、現在のところは、今、伊佐の方式のやつはですね、特に検討しようとは考えておりませぬ。ただ、今後の高校生の進学とか、それから入学等踏まえますと、やはりし

っかりした形で奨学制度というんですかね、奨学制度をですね、もう一回見直しして、しっかりした形でどう対応していくのか、それから、将来出た後、返還義務がありますけれども、返還義務の問題もどうするのかとか、そういうことを含めて、今回、抜本的にですね、この奨学制度を検討したいというふうには考えております。

○八番（田添辰郎君） いろいろ考え方があってね、本当あれなんです。小学校の場合は、やはり本当に残そうと思えば、いい学校をつくらなければいけません。中学校も僕は一校にすべきではなかったと思うんですが、やはりいい学校でなければ地域の都合とかそういうことでは残せないと思うんです。小規模校であっても、いじめがないというのは大前提になりますが、仲良くも、きちっとした学力も身につけられる、そういう仕組みをですね、つくっていかなくちゃいけない。

中学校のほうもそうなんです。種子島高校に行って、低学力で種子島高校に入るから、種子島高校の先生方もすごい苦労しているわけですね。これは受験がない、ほとんど受験がない状態というのが問題なんです、ほとんど定員割れで入れるとしても、最低限の学力は身につけていく、そのことをやはり教育の中で考えていかなければならないと思うんです。

小学校、中学校、幼児にもそうなのかもしれませんが、いじめがない、きちっとした学力を身につけさせる、そして体力、スポーツ、体力をつけさせる、この三つの基本を押さえていかなければですね、

幾らこれから人口を減らさないとと言っても、子育てをしやすいと言っても、絵に描いた餅になるのではないか。

西之表市のほうでは、中学校までの医療費の無料化を行っておりますが、これをたとえ高校までの医療費を無料化したとしても、それだけで親御さんが地元を選ぶとは思えないんです。やはり、教育の質、部活の質、そういった総合力でですね、小学校、種子島中学校、種子島高校がですね、地元の人間に、できれば鹿児島市内からも人を引き寄せるぐらいのですね、魅力ある学校にですね、する、していく、その方針を持つことが人口減対策の大きな鍵になるんじゃないかと私は思っております。そういう意味では検討をお願いしたいと思います。

大きな三番目の質問をいたします。

馬毛島の自衛隊、FCLP移転による影響、施設について市民への説明を徹底し、市民の意向を確認した上で、国に対し積極的に誘致するべきかどうかという大きなテーマで質問させていただきます。

ちよつと変わりますが、一項目め、自衛隊のほうはですね、昨年同様、十一月でしたかね、旧中種子空港のほうで訓練をいたしました。そのとき、経済的な効果、大体、中種子町の方がおっしゃるんです。数字的なデータは正確かどうかわかりませんが、それでも一千万円相当ですね、地元にお金をおろしてくれたんじゃないかっていう話を聞いております。

それを受けまして、中種子町は当然ですが、南種子町のほうも訓練をやるんだったら、ぜひうちのほうでやってくださいという、うちのほうでもやってくださいというお願いもされていると聞いております。これは不確かな情報なんですけど、では、今年度は訓練の間に休息日を設けて、隊員の皆様が訓練だけじゃなくて、西之表市、中種子町、南種子町、種子島全体の観光もして、夜も種子島のおいしい物を食べられるように、休日も設けようかって、これは地元の方の意向からですね、自衛隊もそういうことも検討されていると聞いております。

昨年度は、私、議員でありますけど、この自衛隊の訓練の問題をですね、市長がどういうふうに返答したのかっていうのは、市長からもきちっとお聞きしていませんし、風の噂では、市長のほうはFCCLPの問題、馬毛島の問題があるんでお断りをしたというふうに聞いております。

やはりですね、今回ももう十一月ぐらいには自衛隊のほう、訓練を実施する予定でございます。そういった意味で、市長はどう考えられるのか。私、この大きな問題、やはり一言ですね、議会にも、議長ぐらいには相談もしていただければなと思うんです。やはり、FCCLP、馬毛島の問題はあれども、やはり経済的な効果、弁当にもそうですが、観光をしていたら経済効果というものは、かなり大きいものがあるかと思えます。そういった意味で、市長のほうは、今年度の自衛隊の訓練に関して、対応はどう考えているのか教えて

いただきたいと思います。

○市長（長野 力君） 昨年も自衛隊の訓練が行われたところでございまして、拒否はしておりません。ただ、私どものところには、FCCLPの問題が現実には生じておりますので、そういうことを含めて、市民も含めてですね、配慮して願いたいということを言っております。

また、今後、同じようなものが、同じような訓練等があると思いますので、ですが、それは自衛隊の訓練であればですね、前回と同じような格好になるかと思えます。ですから、申込みがあり、訓練の時期とか場所、そういうものが対応できるのであればいいかと思っております。

○八番（田添辰郎君） 私の情報では、そういう申し入れも口頭ですがあったように伺っております。やはりですね、この問題、経済的な問題もでございます。そういった意味でも、国防の問題でもございまして、何せ国上のもちよつと沖のほうは、本当に国際海峡というか、どこの船が通つてもいいような海峡になっております。そういった意味でも、やはり南西諸島の防衛という観点からですね、やはり自衛隊の方で、こちらの、地元の西之表市のほうでも訓練していただく必要があるんじゃないか、私はそう思いますので、去年と同じようではなく、積極的にですね、自衛隊の訓練のほう、誘致していただきたいんですが、どうでしょうか。

○市長（長野 力君） 積極的かどうかですが、申込みが、訓練の

ですね、計画が提示されてくればですね、当然、これは受け入れることになるかと思えます。

○八番（田添辰郎君） はい、ぜひ積極的にですね、お願いいたします。本当に、今年は市長、受けてくれるんだよなっていう思いの市民の方も多いで、市民といっても、市民という一般的なんですけど、四、五人の方には、今年は受けるのかなって、受けてくれるだろうって、そういう話を僕も聞かれています。そういうわけで今回、一般質問に立たせていただいたわけなので、市民の中に歓迎する意向がある、経済的問題だけかもしれないませんが、国防のことも考えているかもしれませんが、そういう声があるのも御承知おき、お願いしたいと思います。

続いて、小項目の二番でございます。

市長は、馬毛島への自衛隊、FCLP施設に反対であります。午前中ですね、質疑で同じような質問がございました。やはりですね、平和の問題で質問された方がいて、市民の立場に立って進めたいということで、市長の答弁に共産党の議員さんからは勇気と自信を持って取り組んでというふうに激励もいただいたところでございましたが、私、どうかとは思うんですね。

平和問題、持論をお話しさせていただきましたと、平和、平和と言って、平和が来るわけではございません。また、軍勢力というものは、戦争をするためにあるわけではございません。戦争をしないための軍勢力、これは当然あるわけでございます。やはり、我々は一

地方の市会議員でございます、一市長でございますが、やはりそれはですね、防衛のいるのは「い」というぐらいはですね、わかまえておかなければならないんじゃないか。

午前中の質問の方がおっしゃるようなことをやっていけば平和が来るんだったらいいんですが、逆に無益な争いに巻き込まれていく。日本の地理的な場所は全く変わりません。中国があつて、北朝鮮があつて、日本があつて、日本海がございます。今日も胸に青いバツジをつけていらつしやる方が何名かいらつしやいます。これは拉致の問題のあれです。その青は日本海を意味した青なんです。このバツジの意義を考えると、平和、平和と唱えてきて、憲法九条で本当に平和を守れてきたのかどうかを考えなければならぬと思うんです。数十名、また百名規模になるかもしれない、同じ日本国民が、中学生、二年生ぐらいの子供までが、知らぬ間に拉致されて、北朝鮮に今でもいるわけがございます。緯度はほとんど変わりませんが、お昼を今食べたぐらいだと思います。どんなものを食べているかわかりません。僕らと同じようにおいしいお弁当をいただいているかどうか、そんなこともわかりません。

憲法九条があつて、日米安保があつて、自衛隊があつて、日本は本当に平和を維持してきたのかどうか。私は、やはりきちっとした考え方をですね、地方政治家といえども持たなければならぬと思うんです。

そのような意味で、共産党さんの激励をもらうのは結構なんです

が、やはり共産党さんは、ある意味では保守的な政治家の方たちは考え方が違います。私から見ると、第三国の、侵略とは言いませんが、いろいろな偶発的な事故とか、そういったものを、もめ事をですね、誘発するようなことを平気でおっしゃるグループだと私は思っております。本当にこの国を守る、平和を守る、国民を守るためには、やはり抑止力としての軍備という考えをきちっと持たなければなりません。そういった意味です、市長は馬毛島に反対する、一度確認したいんですが、共産党とは考え方が違うんですよって、はっきり言ってほしいです。この日米安保とか、軍備に関してはですね、それ、通告にないんですが、ちょっと確認したいんで、市長、よろしいですか。

○市長（長野 力君） 共産党とどうかですか、そういう話じゃないんですが、基本的には前から言っていますように、馬毛島にですね、FCLPが来て、艦載機の訓練場があることについては反対だということはずっと述べております。

今後ともですね、争いのない世界、それを皆さんでしっかりとしていく必要があるし、また私どもとしては、いつも言うように、離島としてこの島をですね、自然をしっかりと抱えながら、そして多くの人が訪れてくれるような、そしてそういう持続可能な、そういう島をですね、していきたいということでございまして、FCLPによる発展じゃなくて、自ら、自分たちの汗を流した発展をしようというところに意見を言っているところです。

○八番（田添辰郎君） 本当ね、馬毛島、西之表市が買ってあげよかったですよね、買える機会も、チャンスもあつたわけですかね。本当に、そのときの市長さんに先見の明がないなんて言ったら失礼なんで、先のことは読めないですからね、毛頭そういうふうな考え方は私はいないわけでありまして、市長の念願どおりですね、馬毛島にそういうFCLPの施設ができなかった場合、今、馬毛島を、ほかの議員の方では自然の島として残すんだとかいろいろ御意見ございますが、市長はどのようにして関与していくのか、かわっていくのか。

三番目の質問とも重なるんですが、法的に本当に関与できるのかどうかですね。これは大瀬課長のほうに、法的にできるかどうか、前も確認したんですが、それはちょっと確認させていただきたい。そして、そういう条件下の中で、馬毛島にどのように対応していくのかですね、もしできなかった場合は、市民のほうには詳しい正確な情報が流れているとは思いませんが、できた場合のこともわかりません。でも、できなかった場合のことも考えなきゃいけないと思うんですよ。本当に自然を守ってそのままいられるのかどうか。ですから、できなかった場合、仮定の話はおかしいのかもしれませんが、市長も皆さん御存じのとおり、そういうおそれがあるということで、騒音がある、日米地位協定を無視されて騒音がここまで来る可能性がある、そういうことをいろいろおっしゃいますんで、私の話の場合は、重要な仮定でございまして。もし

馬毛島に自衛隊、FCLP施設ができなかった場合ですね、市長、西之表市はどのように関与、かかわっていくのか、そこを教えてください。ただきたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

前段のほうの法律のほうは私にといいことでしたので、直接的に縛るような関係法令というのはございません。何回か前の議会の答弁でしたと思うんですけども、消防関係ですね、火薬の取扱いですとか、消防の関係の法律、あるいは海岸、海岸法ですね、あと水道関係の法令、そしてまた漁港がございまして、漁港も港湾もございまして、漁港・港湾関係の管理法令にしまして、そういった施設の話があった場合に、関連が出てくる可能性はございます。以上です。

○議長（永田 章君） 市長の答弁、いいです。

○八番（田添辰郎君） ああ、法的なやつだけ。

本当ですね、課長、いつも答弁していただくじゃないですか。本当は、僕、課長は尊敬しているんですけど、ずっと見ていますんで、議員やらせてもらって。一番、勉強熱心だし、本当に先進的な考え方を持っていると思うんです。でも、仕事として、失礼な話なんです、役所の中の一つの駒として働いている部分も当然、あるわけでございます。失礼な言い方をすると手足に過ぎないという表現もございまして。ですが、本当はこんな一般質問の席ではできないんですが、本当に課長がですね、本音はどう考えているのか、にぎわいの

拠点についても、この馬毛島の問題も、本当は聞きたいんですよ。聞いちゃまずいんで聞かないんですが、本当、一市民としても考えていただいて、またアドバイスをいただければですね、このような本会議の席じゃなくてもよろしいんで、アドバイスをいただければありがたいと思っております。

市長にです。本当に今、課長のほうに説明していただきました。できなかった場合、もしできなかった場合ですよ、以前ありました、自然エネルギーの島にしようとか、環境の世紀の象徴にしようという事にして環境の島にしようとか、環境の世紀の象徴にしようという御意見もございました。馬毛シカの島にしようとかいう提案もございました。それは、市長が、西之表市ができるんでしょうか。もし馬毛島がこのままの状態、自衛隊もFCLPも何も来ないとして、できるんでしょうか。それを確認したいと思います。

○市長（長野 力君） 土地所有者の兼ね合いもありますので、はっきり答えることはできませんが、そういう時期が来たら、市民の意見も十分聞きながら判断していくことになるかと思えます。

○八番（田添辰郎君） やはり議論はね、わかりやすくしなきゃいけないと思うんですね。もしできなかったとしたら、いろいろな行政の立場もある、市の立場もある、国の立場もある、県の立場もある、でも日本というのは、憲法があつて法律を守っていく国なんですね、法治国家なんですね。

その中で、財産権の自由というのは、本当に、絶対に強いんで

すよ。所有権絶対の原則っていうのは強いんです。その中で我々が検討する余地すら現実ではないと思うんです。反対だ、賛成だというのは、種子島から言うことができます。ですが、法的にはするとはほとんどできません、所有権に関してですね。所有権は絶対の原則ですから、使用、収益、処分、幾らでもできるわけです。これに使用しよう、売って収益を得よう、代替によって処分よりも売ることになりますけれども、そういった権利に関して、市長も行政も西之表市でさえも、市民もですね、口は挟めない点が法律論だと思うんですが、どうでしょうか。課長で結構です、法律の話なんです。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 所有権の話でございますけれども、午前中の質問でもございましたが、憲法の二十九条の関係もございまして、一定の公共の施設の整備の場合には、そちらのほうに土地収用法などの場合にですね、制限される場合がございます。

午前中の答弁でも申し上げましたけれども、その問題と別ではありますけれども、沖縄のほうでは最高裁の裁判にまでなりました、所有権の問題と米軍の地位協定に関する土地の特別措置法がございまして、そのうちのほうで裁判の例がございまして、そういったところでは、やっぱり、沖縄県知事が原告なわけなんですけれども、やっぱりそういう訴訟が出るっていうことは、土地の問題に關しましても、やっぱり地域の中では課題っていうのはあると。その裁判の中では、結局ですね、沖縄県知事負けまして、敗訴したわけな

んですけれども、地域の問題としては、そういうのは残っているというふうな認識がございまして。

以上です。

○八番（田添辰郎君） 課長がおっしゃるとおりね、所有権、絶対ね、対抗するには公共の福祉しかないわけですね。公共の福祉といいますが、これは比較考慮される、メリット、デメリット比較考慮をして、やはり所有権絶対の原則を壊してでもですね、やはり守るべき利益がどうか、あるかどうかというのを比較して考えるわけです。

ですから、今回の馬毛島の問題では、もし市長の念願どおり、馬毛島に自衛隊もFCLPもできなかったら、また何もできずに見ているしかないのが現実だと思います。見て、また所有者の方が、使用、収益、処分の中の処分、売ったりとか、そういう話があるたびに、我々は反対の表明をしたり、賛成の表明をしたりすると思うんですよ。ですが、馬毛島のあの島に、デイズニールランドは来ないです、前も言いましたが。来てもらったら、僕、そばなんです、しょっちゅう行けるんで楽しみなんです、カジノも来ないですよ。大阪のほう、一生懸命今動いています。

なかなかね、言葉は悪いんですけど、いいものは来ない。迷惑施設っていうのはね、必要な施設なんで迷惑施設っていう言葉は使いたくないんですが、余り来て歓迎されないようなものが、馬毛島に来るとしたら来ると思うんです。僕らはそれに対して、法的には第

三者、外野の立場から文句を言うしかできない、これが現実である。ですから、今回の問題を、反対でつくらせなかったとしても、同じような状況は、これこそ未来永劫続いていくんじゃないかと思っておりますんで、その辺もですね、市民の方に十分の説明をお願いいたします。

それから、先ほどのにぎわいの拠点施設の話でもございました。ちよつと安納いものですね、施設の話もしましたが、市長のほうは馬毛島に頼らず、農業・観光分野での市政発展を目指すとおっしゃっております。市長、頑張っていたら良かったですね、借金のほうが本当、百億円を切って、九十数億円になったんですね。ですが、市民の中で、私もそうなんです、市民税払うの、国保税払うのも大変という方、いっぱいいます。僕自身も大変な思いしているんで、本当に話すると、うちも大変だとかいう話ばかり聞くんですが、そういったような中で、農業・観光分野のほうでいろいろ秘策を打っていくんだって、また先ほど言った教育の問題も秘策を打っていかなきやいけないんだってなるとき、どうやって打つんでしょうか。霞を食って事業はできるのかなって思うんですが、秘策、そういった秘策のために、実現するための財源はどうやってこれから確保していくのか。難しい話じゃないです。何をやって確保するっていう、それだけで結構なんで、市長のほう、お願いできますか。

○市長（長野 力君） いろいろな産業の振興を起こしながらですね、我々は常にそれに向かってやっております。

先ほども言いましたように、農業を含め、観光、それから漁業ですね、一次産業ですね、それを含めて、経済の活性化を図っていくということが一番基本になるかと思えます。いろいろなことをするために、当然、財源は要りますんで、それは常時財源を見ながら、事を含めながら、計画を立てていくということになるのかと思えますんで、ただ一つ、これをするからこうだということじゃなくて、今おっしゃったように、皆さんの所得の問題、そういうことも含めてですね、これをどうしたらいいかということもやはり進めていく、これは当然のことだと思います。

○八番（田添辰郎君） 本当にですね、団塊の世代が後期高齢者になる年にですね、やはり東京との、東京と地方の勝負があると思うんですね、そのときに既に結論が出ているのかもしれないんですが、

やはり国の調査、また、それ以上に厳しい結果が、西之表市にはなっていくんじゃないかと私は思うんです。甘い統計をとってもよくない、特殊出生率を上げようと言っても、そのための秘策を打たなければ上がりませんよ。上げたいなあで、それが政策って言うんですか。上げるために何をするかを考えなきやいけない。

私は先ほど奨学金の問題をしました。奨学金でさえ、お金ですよ。一部議員からはいろいろな意見もございました。この三日間、僕ら議員が言っていることは、何を言っているんでしょう。金を稼ごうという話も少しは出たかもしれません。私が聞き漏らしたかもしれません。私たち議員は、市民の代表として、ここをよくして、もう

少し私たちの生活を楽にしてっていう声を代弁しているんですよ。そのために議員になったわけじゃないですが、市民の暮らしをよくするために、申しわけないけれど、口には出さないけれど、金のかかることを市長やりましよう、ほとんどの方が言っているわけです。その中で観光、農業を何とかするといいながら、単なる口頭の言葉で、きれいな言葉で、抽象論で過ごしていいんでしょうか。本当に人口の減を減らすため、また観光、農業を何とかするためには、財源が必要ではないんでしょうか。

国のほうも財政、大変厳しい状況になっております。国土の均衡ある発展ということで、西之表市だけ、アイデアだ、知恵比べだと言っても、西之表市がいいアイデア出したからこだけ特別になんて、今の日本の国にそういう余力はございません。それを見据えた上でどうするのか。本当に市長がおっしゃるように、もしできなかった場合、農業と観光で種子島の市民、島民が豊かに暮らしているのかどうか、それに対して責任を持てるのかどうか。市長のお考えを伺います。

○市長（長野 力君） いろいろな産業振興を図りながら、この島をですね、活力ある島に持っていく、そういうふうにしつかりとですね、組み立てていく、計画を立てていくということは必要でございます。そのように皆さんと一緒に考え、また前へ進んでいくというふうになるうかと思えます。

○八番（田添辰郎君） 議論は平行線なんでね、余り話してもしよ

うがないのかもしれませんが、やはり市民の声を代弁する立場としてですね、市長と平行線のままでも私は言わなければならぬと思えます。本当に言葉だけでいいんだらうか、先ほどと同じになりますが、西之表市はできなかった場合、何もできない。そして、何かを、農業、観光をやるとしても、財源はこれから考えていかなければならない。その現実はあるわけでございます。それをきちっと市民にも説明すべきだと思います。抽象論ではなくですね、きちっと説明していただく。その上で馬毛島に自衛隊を持つてくるか、FC LPを持つてくるか、説明するべきだと思うんですよ。自分の目的のために、説明をおろそかにするということはよくないと思うんですよ。にぎわいの拠点施設に関しても似たようなところはあると思うんですが、きちっとした説明責任を果たしていく、我々議員もそうですが、市長に対しても最も求められるところだと思いますが、市長はこの説明責任、馬毛島の問題に関してもそうですが、馬毛島に自衛隊、FC LPができなかった場合の、ここの発展についての考え方、そしてどのように責任をとっていくのか、その点をお尋ねいたします。お願いします。

○市長（長野 力君） 何回も申しますけれども、馬毛島のそういうのは頼らず、現在もいろいろな施策を打ちながら来ております。それを、一つ一つを高めながらやっていくことが、本当の将来に向かった施策の展開と私は見ております。

もし、馬毛島で、確かにそのためのお金が来る、それも一つの、

結構だと思えますけれども、しかし我々は、やっぱりしつかりした形で、これから長期的に見て、将来に向かって、一つ一つの施策を展開しながらやっていくことが必要だと思っておりますし、常に私のこの政策は、各産業振興にしても、医療福祉にしても、皆さんに施策を、予算を要求し、どういうのがいいのか、そういうことで今日まで来ております。これからもさらに、そういうことを深めながら、本の、真の発展につなげていくことが大事かと思っております。

○八番（田添辰郎君） いつもと同じ答弁なんですけど、僕、ちよつと暑かったんで、スーツ、上着脱がせてもらいました。

これ、種子島としますよね。水もいただいています、ちよつと喉が渴くんで。これが馬毛島だとしています。推進する側は違いますが、反対する議員の方たちは、本当にいろいろなところを勉強してまいりました。厚木基地も参りました、普天間のほうも参りました、沖縄のほうの基地も幾つか見せてもらいました。そういうところは本当に、日本にあつてはならないような基地なんです、アメリカ軍も日本も認めるような危険で騒音のうるさい、ものすごい基地なんです。普天間なんか特にそうだと思います。

すぐそばに学校があつたりするわけですから。沖縄国際大学の事故もございました。ですが、そういった厚木基地、基地の周りにまぢがあるんじゃないかと、まぢの真ん中に基地があるようなところですよ、まぢの真ん中に、本当にこつやつてあると、ここに、これが種子島だとすると、ここに、真ん中に基地があるようなところば

つかりだと。その事例を持ってきて、騒音はどうだ、騒音はうるさい、当たり前ですよ、すぐ頭上を飛んでいるんですから。騒音はうるさい、事故は多い。現実に事故起こっているんです。ですが、基地の周辺の、じゃあ何キロあたりが事故があるのかつていうと、これは説明されていないんですね。

いろいろな事件も起きております。ですが、厚木基地の場合のパイロットさんの事故と、沖縄のほうの海兵隊による事故というのは、ほとんど全く質が違つてところは、議員の皆さんも確認しているところですよ。それをですね、厚木基地の問題、普天間の問題を、馬毛島の問題と同列に扱つて反対をされているんですが、はつきり言つて、種子島がこれだと、僕のスーツの上だとすると、馬毛島はここにあるんです。十二キロ離れているんです。物差しではかつたところ、夜間のFCLP訓練を年に十日訓練をやつて、夜間の二時、三時までやることもたまにあるのかもしれない、その場合でも一番近づいても、四キロぐらい離れているわけです。真上じゃないんです。

十二キロ離れたここで事故が、起こしちゃいけないですが、起きたとして、厚木のようになるのか、普天間のようになるのか。僕はならないと思うんです。もし馬毛島に自衛隊の施設、FCLP施設ができたとしたら、日本で一番、国民に騒音迷惑をかけずに、そして、国民のそういう、事故とかのそういうおそれを解消する基地になつていくと思うんです。

その上に、国防上の観点から言いますと、国際海峡である大隅海

峡がある、朝鮮があり、中国がある。そういうことを考えていきますと、戦争をしないための抑止力としては馬毛島しかないと思うんです。入ってくるお金もございませ、はっきり言って。その問題よりも、この国を守ろう、拉致被害者のような方をこれからは出さないようにしようと思ったときに、じゃあ、硫黄島、太平洋の硫黄島でいいのか、馬毛島でいいのか。抑止力、相手が攻めてくる気をなくすという意味では、馬毛島しか国防上は私はないと思うんです。そして、その対価として、市民の皆様にも多少なりある騒音とか、そういう問題に対応するために、補助金なりいろいろの仕組みが三つか四つあるわけでございます。このいただいたお金を、いただいて大事に扱うことによって、農業、観光の問題をですね、前に進めることができるんじゃないでしょうか。

先ほど言った、私が言いたいもの施設だつていうのも、つくろうと思えばつくれるわけです。漁師さんの冷凍施設とか、そういうこともできるわけでありませ。そういうことをですね、メリット、デメリット、両方をですね、市民に伝えるべきだ。自分の考え方は、自分の考え方が反対であろうと、賛成であろうと、政治家としてきちつとした正しい情報をですね、メリット、デメリットの両方を市民に伝えて、市民の判断を仰ぐ。国防上の問題を、市民の住民投票で決めるのはおかしいと思ひませんで、市民のアンケートをとるなりする。そういうことで、やはり市長は、自分と意を反する決断もすべきだと思うんです。

市長ね、反対はわかるんです。市長は反対でもいいです。ですが、市民にきちつとした説明をして、市民の意思を酌んで、そして、もし市民がつくったほうがいいという判断があるんだつたら、つくるのが政治家としての市長の責務だと思うんですが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（長野 力君） 当然、市民にはいろいろなことは教えて、知らせていくことになるかと、その上で市民の判断も仰ぐし、また議員の皆さんもその主張をしながら判断を仰ぐことになるし、私もそういうことを市長として仰ぐわけです。そういう中で、現在は、市民も反対と、しかし賛成の方に対しても、我々は仕入れた情報は常に流して、その中で判断してもらおうということになっております。ですから、私のほうは、やはり不安な、これから不安が予想されるもの、やはり騒音が予想されるとすればですね、やはり安心・安全な島、そして安心して暮らせる島を志向していませんで、そういう意味では、今この時点ではこれは私どもに受け入れるものじゃないという判断です。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。私は日本の国民のためにも、種子島島民のためにも、市民の安全と幸せのためにもですね、馬毛島にやはり自衛隊、FCLP施設は持つてくるべきだと思います。市長の考えは結構でございます。市民の意見をきちつと聞いて、政治家として間違えのない判断をしていただきたいと思ひませ。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 田添君、自席にお願いします。

以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第一項の規定により、議案第七九号、安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について、及び議案第八〇号、「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出についての議案二件が提出されました。

この際、議案第七九号、議案第八〇号の議案二件を追加上程し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、ただちに議案審議を行います。

△議案第七九号 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の

提出について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第二、議案第七九号、安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出についてを議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第七九号、安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について、西之表市議会会議規則第十四条の第一項の規定により提出いたします。

読み上げて提案にかえさせていただきます。

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法などの改正を行う平和安全法整備法案と、他国の軍隊に対する協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法案を提出した。

戦後七十年間、平和憲法のもとで我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき十本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとするなど、国民への丁寧な説明や国会での徹底審査を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

平和安全法整備法案では、昨年七月に閣議決定された武力行使に関する新三要件に基づき、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも自衛隊の出勤を認めているが、国会での論議を通じて、その要件が曖昧であり、歯どめとして機能してい

ない。

これらの法案では、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動などについて、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

また、これらの法案について、世論調査において、国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、去る六月四日に開催された衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員から集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について憲法違反であるとの指摘がなされた。また、六千七百人を超える学者が、廃案に賛同する状況になっている。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を確実に守る観点から、安全保障政策を構築する責任がある。

以上のことから、本市議会は、政府に対し、世論の把握に努め、これらの法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受けとめ、国民への丁寧な説明を行うとともに、今の通常国会での改正法の成立にこだわらずに、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請するものであります。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、防衛大臣としております。

あわせて、補足ですけれども、本市議会では、昨年六月にも本案と同様な趣旨の意見書を採択をいただいております。本案を

提出する際の一つは、今の国会の審議状況を見てみますと、より国民の世論が、今国会での成立を求めているとはなかなか理解しがた、そういう部分も踏まえた上で本案の提出をさせていただきました。

議員各位、御審議の上、御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、議会運営委員会に付託いたします。

△議案第八〇号 「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について

見書の提出について

○議長（永田 章君） 次に、日程第三、議案第八〇号、「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 議案第八〇号、「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について、西之表市議会会議規則（平成三年西之表市議会規則第三号）第十四条の第一項の規定により、提出をいたします。

平成二十七年九月四日、提出者、西之表市議会議員、橋口美幸。

読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書。

国会会で平和安全法制関連法案が強行され、日本国憲法で禁じられてきた武力行使に日本が大きく踏み出すのではないかと、国民の間に危惧が広がっている。

平和安全法制関連法案は、非戦闘地域という歯どめをなくし、これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊派兵を可能としている。米軍等への後方支援、兵たん支援として、武器・弾薬まで輸送することが可能となっている。国会審議の中で、クラスター弾や毒ガス弾、さらに核兵器を含む非人道兵器も法律上は輸送可能であることも明らかにした。

自衛隊の武器使用についても、自己防衛に限られていたが、任務の遂行のための武器使用も可能となり、自衛隊の武器使用が大きく拡大されている。自衛隊員のリスクが高まり、殺し、殺されることになる危険性が高まることは明らかである。

政府が法案の必要性として説明してきた邦人輸送の米艦防護について、中谷防衛相は「邦人が乗船しているかどうかは絶対的条件ではない」と明言し、ホルムズ海峡の機雷掃海のためという理由もイラン情勢の変化によって成り立たなくなってきた。これらの事実、この法案の立法事実が崩れたということを示すものである。

今年、戦後七十年目の節目を迎えている年である。鹿児島県においても、多くの戦死者を出したことを私たちは忘れない。住民の

命と暮らし、安全に責任を負う自治体として、日本が戦争する国へと歩もうとすることを看過することはできない。

よって、武力の行使、威嚇も禁じている憲法に違反することが明確になった平和安全法制関連法案を廃案にされるよう、強く要望するものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長であります。

皆様方に、よろしく御審議の上、御賛同をいただきますようよろしくお願いします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、議会運営委員会に付託いたします。

ここで、議会運営委員会開催のため、休憩いたします。

議会運営委員会は、ただちに委員会を開催し、議案審議をお願いいたします。

再開時間につきましては、庁内放送等でお知らせいたします。

ここで休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第七九号 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について

○議長（永田 章君） 初めに、議案第七九号、安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 長野広美さん登壇〕

○議会運営委員長（長野広美さん） 本委員会が付託を受けました議案第七九号、安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出についての審査結果を御報告いたします。

本案の趣旨は、国会は武力攻撃事態法、平和安全法整備法案と、他国の軍隊に対する協力支援活動等に関する国際平和支援法案を提出した。これらの法案では、他国の軍隊等への後方支援活動などについて、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使等の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

また、これらの法案について、国民の多くは政府の説明が不十分であるとし、衆議院憲法審査会においては、集団的自衛権の行使を容認する解釈並びにこれらの法案について憲法違反であるとの指摘がなされ、六千七百人を超える学者が廃案に賛同する状況になっている。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を確実に守る

観点から安全保障政策を構築する責任がある。

以上のことから、本市議会は政府に対し、世論の把握に努め、これらの法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受けとめ、国民への丁寧な説明を行うとともに、今の通常国会での改正法の成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう、意見書の提出を求めるものです。

本委員会は慎重審査の結果、国民への国の説明責任を果たすべきであり、また国会審議をさらに深める必要があるとの意見が出され、全会一致で原案を採択すべきものとして決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔三番 濱上幸十君登壇〕

○三番（濱上幸十君） 議案第七九号に反対の立場から討論いたします。

本意見書は、去る六月四日に開催された衆議院憲法審査会において、参考人の憲法学者全員から集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について憲法違反であるとの指摘がなされたと主張しておりますが、違憲立法審査権は最高裁であります。憲法学者にありません。さらに、最高裁判決は合憲であります。

これをもって反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第七九号の安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど提案の際にも申し上げましたが、本意見書の趣旨は、今の安倍首相が参議院で審議を始める際に、国民への説明を十分に果たすと、より丁寧に説明をしますというふうな内容、発言で参議院の審議が始まり、今現在、マスコミ報道等でいけば、約六割以上の方々が今国会での成立にこだわらなくてもいいんじゃないかというふうな結果が出ております。

というのは、先ほど反対討論者が述べたように、憲法学者の六千七百人の方々が、この集団的自衛権のことに特化すれば、そういうふうに絞ればですね、違反、憲法学者が違反という指摘もありますけれども、そういうのも含めて、まだまだ国民にはこの法案の内容が十分に理解をされていないと、そういう視点からこの法案に、この安全保障法制の法案については、もう少し国民が納得できるような審議を今の国会で審査を深めていただきたいと、進めていただきたいと、そういう趣旨でこの意見書の提出をしているところでございますので、ぜひ議員各位の御賛同方、御理解の上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） 反対の立場から討論をいたします。

個別的自衛権を保有する、またこれを行使する、これについては皆さん異論はないと思います。しかし、集団的自衛権は持っているけれども、これを行使しないというふうな今までの政府解釈でした。今回想定している事案は、もしこれを認めなければ、集団的自衛権の行使にかかるかもしれないという際どい事態が想定をされていきます。

したがって、国民の誤解を解くには、この法案を一日も早く成立をさせて、自衛隊が個別的自衛権プラスアルファの仕事ができるようにすることが非常に大事だと思います。

したがって、この法案については、一日も早い成立を望むところであります。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「五番 下川和博君登壇」

○五番（下川和博君） 議案第七九号に対して、委員長の報告に反対の立場から討論をさせていただきます。

意見書の中にもありますけれども、国民の多くは政府の説明が不

十分であるということがあります。私も、確かに国会の状況、世論調査などを見たときには、確かにそうだなと思うところもあります。

ただですね。国会の中継を見ておったときに、政府の答弁も確かにいろいろな問題があります。ただ、質問をするほうにも非常に問題があつて、あのようなやりとりをしておつたら、慎重審査どころか、中身に全く入っていかないような気がします。

そういうこともありますけれども、今の中国とか北朝鮮の現状を見たときに、この文章にもありますけれども、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海、領空を確実に守る観点から早急にこの案は可決をしてほしいと思ひ、討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八〇号 「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について

○議長（永田 章君） 次に、議案第八〇号、「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 長野広美さん登壇〕

○議会運営委員長（長野広美さん） 本委員会が付託を受けました議案第八〇号、「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書の提出について、審査結果を御報告いたします。

本案の趣旨は、平和安全法制関連法案は非戦闘地域という歯どめをなくし、これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊派兵を可能としている。また、米軍等への後方支援として、武器弾薬まで移送することが可能となっている。

今年には戦後七十年の節目の年である。住民の命と暮らし、安全に責任を負う自治体として、日本が戦争する国へと歩もうとすることを看過することはできない。

よつて、武力の行使、威嚇も禁じている憲法に違反することが明確になつた平和安全法制関連法案を廃案にするよう、意見書の提出を求めるものです。

本委員会は、慎重審査の中で、若い世代などを中心に、全国で反対運動が広がり、また国会においては、野党は廃案を訴えているとの意見も出されましたが、現時点では国に十分な説明と国会での慎重審議を求め、賛成少数で原案を否決すべきと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「委員長報告に」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 再度確認いたします。委員長報告に対して、

反対討論はありませんか。

「「四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 議案第八〇号、「平和安全法制関連法案」の廃案を求める意見書について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

今国会で平和安全法制関連法案が強行されておりますが、多くの憲法学者から憲法違反だと強く指摘をされ、国民に不安と疑問が広がっております。

これまでの国会論戦を通じて、本意見書内のことが平和安全法制の中身であることが明らかになっております。住民の暮らし、命と暮らし、安全に責任を負う自治体として、日本が戦争をする国に進もうとすることを見過ごせないのではないのでしょうか。

戦後七十年、日本が他国と戦争を起こしてこなかったのも、憲法九条と平和を願う国民運動と世論があったからです。歴代内閣にも自衛隊は軍隊ではない、海外での武力行使はさせない、集団的自衛権は認めないという憲法解釈と立場をとらせてきました。

先日の平和安全法制関連法案廃案の国民集会では、全国で一千万所、百万人規模の国民運動が行われました。この運動にも応え、平和安全法制関連法案は廃案にすべき、本意見書を採用すべきという立場から委員長報告に反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 委員長報告に賛成の討論はありませんか。

「「三番 濱上幸十君登壇」

○三番（濱上幸十君） 委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

日本共産党は、本法案を憲法違反と主張しておりますけれども、国会で真逆のことを主張しておりますので、これを紹介します。

日本共産党は、昭和二十一年八月二十四日の衆議院本会議で、「政府提出の九条案は、一個の空文に過ぎない。同案は、我が国の自衛権を放棄して、民族の独立を危うくする危険がある。それゆえに我が党は、民族独立のために反対しなければならない」と明言しております。本議案と真逆のことを主張しております。

よって、賛成討論といたします。

委員長意見に賛成といたします。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

今回、この有事法制といいますが、国会は安法制と言われているんですが、これに、この法案に反対する方々は、戦争法案と、戦争をする法案をつくっているんだと言われますが、確かに多少は、これまでの日本の抑制的な立場から少し積極的な、好戦的などいいますか、そういった立場に転換しているんじゃないかといった見方もあります。

そこで、これをどう考えるかですが、私としては、この平和憲法、これを堅持しながら、この趣旨を堅持しながら、現実の問題にも対応していく必要があると。先ほど討論もありましたけれども、中国、北朝鮮、さらにはロシアもあります。いずれも核を持った国です。そして、まだある意味では途上国といいますが、成熟していない国と言ったほうがいいかと思えます。彼らは、どちらかというと、力に頼ると。力とは軍事力だと。軍事力に頼る政治、これを信奉しているんじゃないかと思えます。それに対して我々も抑止力を働かせると。彼らが暴走しないように、軍事力に頼った行動に出ないようにしていくためにも、ある程度、我々も軍事力を頼るというよりも、抑止力として持っているんだということを彼らにも伝えると。その意味から、こういったいざというときのための、軍事力を使うときの法制をちゃんと整備しておく。そしてそれは、抑制的にしていくんだと。そのための法整備ということに解釈したいと思えます。

そのことよって、我々の毅然とした抑止力を高めておくということだろうと私は解釈しております。

現在、世界では核が一万発から二万発ですか、ものすごい数があるとされておりまして。日本は核はありませんので、単独で戦争をしても、それはもうできません。全く勝てませんので、そこでアメリカの核の抑止力に頼っているわけですが、アメリカ、その他の国と、やはりいざというときには連携して、対抗しますよといった準備を、こういった法制をもってしておくというのはやむを得ない方法だと思えます。

やがて、中国その他の国も成熟して、民主的な国になっていくんだらうと思えます。そういうときにはまた、改めて平和憲法に基づいた、平和主義に基づいた抑止力、対応をしていくと、さらに今度の法制をより厳格にしていくということではないかと私は思うわけがあります。

今回は、こういった政府の対応を指示することにして、意見書に反対の立場したいと思います。

以上をもって終わります。

○議長（永田 章君） ここで、議長よりお願いを申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合上、これを延長いたしたいと思えます。

ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、否決とのことでありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。原案に対して。

もう一度確認をとります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

お諮りいたします。

ただいま、議案第七九号の意見書（案）が議決されましたが、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、その他の整理は議長に一任することに決しました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす五日から十七日までは本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、十二日と十三日の休会を挟んで、八日と九日は総務文教委員会、十日と十一日は産業厚生委員会、十四日は各常任委員会を開きます。

十六日は各特別委員会及び議会運営委員会です。

十八日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後四時散会

本會議第五号（九月十八日）

本会議第五号（九月十八日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年九月十八日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

- | | | | |
|-------|---------|---|------|
| 日程第一 | 議案第七一号 | 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号） | 撤回の件 |
| 日程第二 | 議案第八一号 | 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号） | |
| 日程第三 | 議案第六七号 | 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第四 | 議案第六八号 | 西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について | |
| 日程第五 | 議案第六九号 | 西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について | |
| 日程第六 | 議案第七〇号 | 西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について | |
| 日程第七 | 議案第八一号 | 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号） | |
| 日程第八 | 議案第七二号 | 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号） | |
| 日程第九 | 議案第七三号 | 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号） | |
| 日程第一〇 | 議案第七四号 | 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号） | |
| 日程第一一 | 議案第七五号 | 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号） | |
| 日程一二 | 議案第七六号 | 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号） | |
| 日程一三 | 議案第七七号 | 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号） | |
| 日程一四 | 議案第七八号 | 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第二号） | |
| 日程一五 | 請願第三二二号 | 「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書 | |
| 日程一六 | 請願第四〇号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書 | |
| 日程一七 | 請願第四二二号 | 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域 | |

防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書

日程第一八 請願第四三三号 一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書

日程第一九 議案第八二号 「空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書」の提出について

日程第二四 議案第八三号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出について

日程第二〇 特別委員会委員の辞任の件

日程第二一 総務文教委員会所管事務調査報告

日程第二二 産業厚生委員会所管事務調査報告

日程第二三 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第七一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号） 撤回の件

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第七一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）撤回の件を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 御説明いたします。議案第七一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）について、中心拠点施設整備事業の理解をさらに深める必要があると判断したことから、議案を撤回しようとするものであります。

以上であります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）撤回の件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第七一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）撤回の件を承認することに決しました。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 日程の追加についてお諮りいたします。市長から議案第八一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予

算(第三号)が提出されました。お手元に配付しております議事日程(第五の一)、日程第二、議案第八一号を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第八一号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

△議案第八一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算

(第三号)

○議長(永田 章君) それでは、日程第二、議案第八一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長(大瀬浩一郎君) 御説明をいたします。

本案は議案第八一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号)であります。

主に議案第七一号からの変更点のみ説明させていただきます。条文のほうをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六億八千三百三十三万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十三億五千七百

五万九千円とするものであります。

主に変更になる部分について説明を申し上げます。

一四ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費に二千二百五十八万二千円の追加をしています。新規事業であります分散型エネルギーマスタープラン策定事業二千二百五十八万二千円のみ追加であります。議案第七一号で計上いたしました中心拠点施設整備事業分、旅費の九万五千円、需用費五万円。役員費十万一千円、委託料一千万円、使用料百八十一万四千円、工事請負費二億八千万円、事業費合計二億九千二百六万円全てを減額をいたしております。

十目財産管理費をごらんください。二十五節積立金、付記説明欄、財政調整基金は二億九千九百一十一万八千円となっておりますけれども、議案第七一号と比較いたしましたして、二百六万円の増額となっております。中心拠点施設整備事業は、全体で二億九千二百六万円ですが、そのうち二億九千万円は過疎債を予定しておりましたので、その差額の二百六万円を財政調整基金に増額するということになってございます。

議案第八一号につきましては、議案第七一号の中心拠点施設整備事業分を減額していることのみでありますけれども、起債関係の額の変更を含め、影響する部分が多数ありますので、その変更点がわかりやすいように参考でお手元に議案第七一号と議案第八一号の変更箇所を一覧にしたものを配付いたしてございます。そちらのほうで

確認いただければと思います。一事業を減額しているだけでございますけれども、全体に影響してきますので、それだけの修正が出てまいります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、各常任委員会に付託いたします。

ここで各常任委員会開催のためしばらく休憩いたします。各常任委員会は直ちに委員会を開催し、議案第八一号の審査をお願いいたします。

各常任委員会の審査が終了次第再開しますが、再開時間については、庁内放送等でお知らせいたします。

休憩いたします。

午前十時六分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付しております議事日程（第五の二）のとおり、日程第三から日程第二三までの二十一件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議事日程（第五の二）により会議を進めることに決しました。

△議案第六七号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第三、議案第六七号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 議案第六七号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

本委員会が付託を受けました議案第六七号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、行政手続におけるマイナンバー制度の施行に伴い、同法に基づき、通知カード及び個人番号カードの交付が開始されるため、住民基本台帳カードの交付及び再交付の項を削り、通知カード及び

個人番号カードの再交付の項を加え、再交付に係る手数料を徴収するため、条例を改正しようとするものです。

今回の改正に伴い、通知カードの再交付が一件につき五百円、個人番号カードの再交付が一件につき八百円となります。

附則として、この条例は平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年一月一日から施行する。なお、平成二十七年十二月三十一日までに申請のあった住民基本台帳カードの再交付に係る手数料については従前の例による。

審査の過程において、通知カードは個人番号が券面に記載されているもので、全国民に郵送され、手数料は無料。個人番号カードは個人番号と顔写真が券面に記載されるもので、申請書の提出をしなければ交付されない。これについても、手数料は無料である。また、個人番号カードには有効期限が設けられており、二十歳以上の方は十年、二十歳未満の方は五年となるとの説明を受けました。

本委員会は、審査の結果、個人情報管理が問題視される中で、マイナンバー制度の見直しが指摘される。また、交付手数料については新たな住民負担が出てくるとの意見も出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） このマイナンバー制度には写真もつくんで

でしょうか。何かそのように今言われたような。言われたように聞こえたんですけど。

○総務文教委員長（小倉初男君） 先ほども、委員長報告にもありましたが、写真をつけることで、有効期限というところで十年間、二十歳以上が十年間、二十歳未満が五年間となっています。

顔の写真が、二十歳未満は五年間となっているのは、顔の形が変わってくるというようなことでの説明を受けております。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「一四番 渡辺道大君登壇」〕

○一四番（渡辺道大君） 議案第六七号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

まずマイナンバー制度についてありますが、行政の効率化、国民の利便性を高めるとしております。

しかし、個人情報を国が管理することによって、一人一人の収入や財産がわかる。税や保険料の徴収が厳しくなり、社会保障の給付が削減されることが危惧をされます。

マイナンバー制度は、国民にとってメリットは何もないばかりか、個人情報が流出するというリスクが高まり、住民税や医療保険料、

銀行預金口座など、一人一人の被害ははかり知れません。

個人情報管理が不十分な中で実施することは、さきの日本年金機構の約百二十五万件にも上る個人情報の大量流出事件が起こっており、再発防止ができないことも明らかになっております。

今回の事件の報告書には、サイバー攻撃に対する意識の不足、対応が不十分等、厚労省が責任をとらない態度に出ており、これでは国の個人情報保護体制への信頼性が根本から問われることになりま

す。
マイナンバー制度の市民への周知が図られておらず、制度の実施に向けた準備が万全とは言えません。また、個人情報が流出することにより、プライバシーが侵害される、個人情報の不正利用においては成り済まし犯罪が起こる危険性があります。

このような中で、マイナンバー制度は実施すべきではありません。また、今回の条例の手数料徴収も含め、システムの運用には莫大な費用がかかり、新たな国民負担もやめさせなければなりません。

以上のようなことからマイナンバー制度は中止すべきという立場から、委員長報告に反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一五番 丸田健次君登壇」

○一五番（丸田健次君） 議案第六七号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をします。

この社会保障・税番号制度は、国民一人一人が生涯変わらない自
分専用の番号を持つというものであります。

確かに国の方向性が何か揺らいでいる感がありまして、全く不安がないわけではありません。しかし、例えば、アメリカ、カナダの社会保障番号、ソーシャル・セキュリティ・ナンバーは、かなり以前から制度として根づいておりますし、イギリスでは国民保険番号、イタリアでは税務番号、スウェーデン、ノルウェーの個人識別番号、まあ、このような名称で呼ばれているわけでありま

す。
このように名前は違っても、国民一人一人に番号を割り振って、年金や税金あるいは戸籍を管理する方法は、何十年も前から導入している国は多いわけですから、我が国はこの番号制でいえば、後進国と言ってもよいんだと思っております。

現在、日本では、年金や健康保険、パスポートや税金、免許証、住民、その他の全ての番号は、それぞれの機関がばらばらに管理しております。つまり、いわゆる縦割り行政とも言えますから、従来の管理方法では、横の連携が全くなされていないといつてよいほどだと思っております。

ですから、まあ一つの情報の更新や変更、修正をしても、その他のデータを瞬時に反映させられませんでしたし、データの間違いや漏えいが起こりやすかったわけです。今までは、それぞれの機関がデータ管理をそれぞれに管理していたから、それだけの保守費用が無駄にかかっていたわけでありま

今後は、個人データを一元管理することで無駄をなくし、情報管理の安全性をより高めようとする制度の構築であると理解しております。この条例の速やかな整備を望むものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六八号 西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六八号、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） おはようございます。

議案第六八号、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

本委員会が付託を受けました議案第六八号、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

汚泥再生処理センターの設置に伴い、新たに設置及び管理に関する条例を制定し、あわせて附則で稼働中のし尿処理場、西京苑の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。

第一条では、この条例の趣旨を、第二条では、汚泥再生処理センターの設置を規定し、その名称を西京苑としています。

第三条では、センターの職員及び運転管理について規定し、第三項で運転管理業務の一部を法人その他の団体に委託することができるとしています。

第四条ではセンターを使用する場合の市長の許可について、第五条ではセンターの使用について規定しています。この使用料は現在の西京苑の使用料と同額としています。

センターに発生する堆肥を袋詰めする設備が整備されることから、袋詰め堆肥を譲り受ける場合は、手数料を徴収することとし、第六条にそのことを規定しています。消費税込みで一袋百円となります。なお、袋に入れない場合は現在の西京苑と同様、無料です。

第七条では、使用料及び手数料の減免について規定をしており、具体的内容については規則等で定める予定です。

第八条では、センターの使用時間を定め、第九条には委託規定を設けています。

附則第一項では施行日を規定していますが、センターの管理業務の一部を法人その他の団体に委託する予定であることから、ただし書きで、三条の規定は平成二十七年十月一日から施行することとしています。

附則第二項では、西之表市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の廃止を規定しています。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第六八号、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

今度新しく、その汚泥再生処理センターができるわけですが、こ

の管理の方式について定めてあります。

まず、第三条にセンターに必要な職員を置くかとあります。これがよくないと考えております。まあ、ここでいう職員とは正職員であります。

正職員といいますと、まあ大体平均で一年間の人件費が退職金も含めると、分も、まあ年間六十万円と計算しますと、一人当たり八百万円近くかかるわけです。

まあ係長級の職員を置くということですから、まあ、それを、ちよつと八百万円を上回るぐらいかなと思ったりもしますが、この、なぜその正職員をここに置くのかと。せっかく、この場合は民間に管理を委託する予定と聞いております。全面的にこれは民間に任せればいいのかと思います。

担当課の説明ですと、一人、一人は、一人、ここに正職員を置いて、まあ専門的なその知識、技術を習得してもらおうと。そのほうが何かと、まあうまくいくんだろうということでした。

こういった現業部門というのは、民間のほうがはるかに技術も知識もあると思います。しかも、ここは年中、終日運転、終日運転すると、こともあるということですので、そうであればなおのこと、ここは民間がいいと思います。正職員の場合は多分まあ一人でしょうから、一人ということですので、まあ夜勤は多分されなれないと思います。

そういったこともありまして、とにかくこれは民間にやはり、民

間が向いているんだらうと思います。民間の専門的な知識や技術をうまく使えばいいわけです。

こういうこと、このこういつた事業について、役所でその専門的な職員を育てる、まあ必要、必要がないと言えば語弊がありますが、ないと思います。

かえってそういう人が絞られますので、そういう人、ほかにこう、まあ転用が利かないといったらこれまた語弊がありますが、非常にその人件費のかかる人をそこに抱えておくということの利点、不利益と、あと、その不利益ですか。利益と不利益、考えますと、私は、その不利益のほうが大きいと思います。

この、したがって、この第三条は、これは削除するか、あるいは、まあ場合によっては、まあ、置くこともひよつとしたらあるかもしれません。

その場合にはセンターに、ここはセンターに職員、必要な職員を置くことができるのかすれば、まあ、柔軟になりますので。この書き方だと必ずその正職員が一人置かなきゃならないとなってしまうわけです。これが非常に問題だと思えます。

せっかく民間に委託をするということですので、ここは民間を利用して、その委託した民間がうまくいかないとすれば、これは、民間は競争社会ですから、そこはまた入札でかわってもらおうと。まあ、そういうふうにしたらどうかなど、まあ思うわけです。

したがって、私としてはこの条例案には反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六九号 西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に關

する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第六九号、西之表市

地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第六九号、西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について御報告します。

本案は、急激に進行する地域の高齢化と人口減少を抑制し、地域への人の流れを促すことで地域の活性化を図ることを目的に、都市計画区域外の地域に若者や担い手となり得る世帯の定着を図るため、住宅支援を行うために条例を制定しようとするものです。

第二条の二には、入居した住宅に住居を定め、所在地を住民票の住所とし、かつその地区に五年以上居住すること。また、自治会組織に加盟し、地域活動に参加する意思を持って生活することを定住の原則とする。

第五条、入居資格の規定には、入居の申し込み時において四十五歳以下であること、税の滞納がないこと、自活能力があることなどが定められている。

第九条には家賃について、第十条には敷金について、第十三条には転貸の禁止について定められています。

附則として、この条例は附則の日から施行する。

審査の過程において、委員から、四十五歳という年齢制限があるが、地域活動に積極的に参加する者なら年齢制限を引き上げてもよいのではないかとの意見がありました。

このことについては、第五条の二で、入居の必要を市長が認めた者については、資格を有する者として取り扱うものとする規定がされており、柔軟な対応ができると説明がなされました。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） まあ、この地域活性化住宅に入られる方、まあ家賃が二万五千円の予定だったと思いますが、実質的な補助金といえますか、その家賃の相場と、その、この二万五千円との差額が、その自主的なその方に対する補助金になるんじゃないかと思うんですが、このことについての審査がどうだったかお尋ねいたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） ただいま出ました家賃の相場に

ついての議論はされませんでしたけども、実質補助は、高校生以下の子供一人につき月額で五千円を補助。ただし一万五千円を限度とすると。例えば、高校生以下の子供が三人いた場合には家賃が一万円となるというような説明がありました。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第六九号、西之表市地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を

いたします。

本案は、この地域の担い手が少なくなつて、まあその、何とか、その担い手を確保しようと、まあ、そういう趣旨だと思います。

そこで教職員住宅ですか。旧教職員住宅等を使って、そこに住んでいただいて、そして集落にも入っていただいて、地域の活動をしてもらうと。まあ、そういう趣旨だと思いますが、この条例、このやり方は、何か非常にこう縛りがきついと私は思います。

まず、その条件として、集落に入ると。入らなきゃならんといつてます。これはどうかと思うわけです。まあ、この自治組織でするので、もともと任意の、会員は任意になつてゐるわけです。きちんとした行政組織でありませんので。この任意のところは私はいいかないと思います。集落に入るか入らないかは、その人の自由ということ、この締めつけが、締めつけ具合がうまくいってないというか、そういうのが嫌で集落を出ていくということが、まちのこの締めつけの弱いところに移つてくると。そういう傾向もあると思います。

まあ、これまでは、こういった、その締めつけが、まあ、それでよかつたんだろうと思うんですが、まあ、これからは、その我々の集落も、もうちよつとこう、都会的なよさというか、余り締めつけない。したがって、この集落に加入することは強制じゃありません。まあ、入りたい人は入ってくださいということ。まあ入ると集落費を払わなきゃいけませんけども、あと、まあ、役員をしたというこゝになつてきます。

まあ、そういう、入らなくても、加入しなくても、地域活動はいいわけです。いろいろそれぞれの考え方とかがありますので、ここに入らないとだめですよというのが、私はこれからの集落のあり方には合わないと思えるものです。それが一つの反対の理由です。

あとは、まあ住宅を、この、供給すると。あと、子どもの家の補助ですか。これをするということですが、ということですか。

あと、転入ですか。転入。外から入つてこないだめだということだと思ふんですが、私はこのやり方は余りよくないかと思ひます。むしろ現にいる人、そこに対して、まあ、市政連絡員ですか、地域活性化推進員がおられますが、この人たちを格上げしていくと、手当をちよつと上げてやつて、そしていろんなことをやつてもらふと。

できれば、場合によっては、その一つの集落だけではなくして何集落、小さい集落であれば何集落か兼務してもらつと。そのほうがいいのではないかと、まあ、思うのですが、いかがでしょうか。

ちよつとこの制度として、これはちよつときついな。何か、この時代に合わないような気がして、私としては、まあ時代遅れというのか、何とかいうのか、そんな気がしますので、まあ反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 議案六九号の地域活性化住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、人口減少、また少子高齢化等、大変厳しい大字地区に対しての一つの支援策として設置されております。確かに反対討論者が発言されましたけれども、自治会加入、また編入者に限定しているさまざまな条件がつけられておりますが、今現在の大字地区の課題の一つが自治会の維持にあります。

今回、四世帯、四戸の部分を対象住居という形になりますが、一つの政策として掲げられたものでありまして、地域の活性化に向けて、地域支援課がさまざまな支援策を投じているところであります。

住宅問題も今回の提案の一つでありますので、総合的な中で、地域の皆様が自治会の中に入っていたら、今後のあり方について検討していただく一助になる可能性も含めまして、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七〇号 西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の

策定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について御報告します。

本案は、まち・ひと・しごと創生法第十条の規定に基づき、平成二十七年から平成三十一年度までの五年間、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を策定するものです。

計画の企画、実行に当たっては本市独自の課題を的確に把握の上、課題を解決するための仕組みをつくり、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するために、政策五原則、一、自立性、二、地域性、三、将来性、四、直接性、五、結果重視に基づき施策を展開する。

また、基本目標として、安定した雇用を創出する。本市への新しい人の流れをつくる。結婚、出産、子育ての希望をかなえる。中心部と周辺の小さな拠点の連携による魅力ある地域を創出するとの四つを挙げております。

本案に関しては、総務文教委員会、産業厚生委員会による連合審査会で審査を行いました。審査の過程において、素案を策定するまでにきちんと包括的な議論がなされてきたのか。また、国の地方創生総合戦略について、さまざまな施策を進めているが、地域の活性化につながっているとは言えないのではないか。また、地方の人口減少や少子高齢化を防ぐため、国が地方の独自性を生かし地域活性化を集めていく戦略である。特に雇用をつくり出していくことが本市でも求められており、その取り組みの基礎となる重要な戦略である等の意見がありました。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと

と創生総合戦略の策定について、反対の立場から討論をいたします。まあ内容については、まあそんなに反対、反対というほどのこともないかとは思いますが、我々は長期振興計画を作成しております。それとほとんど、まあ内容は、まあ一緒になるわけです。今度、国がまあこういうのをつくったらどうかと、つくるように努めなければならぬと思っております。まあつくらなければならぬものではないわけですが。急いでつくったということも伺っておりますが、まあ意味のあるものをやはり我々は、こう、つくる必要があると思うわけです。つくる必要のない、義務のないものはもうつくらないか。

ここに書いてあることも、ほとんど我々が、この問題として共有していますので、何か特別、その具体的な何か、これをやりますと、特別あればと思うんですが、それは、こう特別そういうものはないように思います。

これまで我々が議論してきたことをまとめて、まあ、あるわけですが、まあ、あえて内容について言えば、私はいつも言ってますが、やはり一番の改革の一丁目一番地、これは市役所そのものの改革とします。それは給与問題であったり、補助負担金であったり、職員の働き方であったりということですが。

この役所そのものを、まあ、まず変えていかないと、そこから財源も出てきませんし、まあ地域の、活力がやはり低下している。担

い手が少なくなっていますので、高齢化して。

ですから、我々自身が積極的に打って出ると。問いかけていくと。まあ民主主義は、こう下からの改革というか、のが、まあ基本かとは思いますが、なかなかそれができにくくなっていますので、我々自らが改革をして、この役所改革を始めて、そこから新しいやり方、考え方も打ち出してやっていくと。

まあ具体的にはその給与削減とか何かを通じて財源を生み出して、それを予防医療とか予防介護、あとはまあ子育て支援、ここにも書いてありますが、それはもっと具体的に、例えば、保育料をまあ半額にするとか、無料にするとか。あとは医療費も高校生まで無料にする。まあ給食費を無料にするとか。あとはまあ失業対策、雇用対策事業なんかも、本格的なものではできませんけど、役所では、必要かなと思ったりはしています。

一時的な、まあ安い給与になるかと思うんですけども、その財源を給与改革とか何かで生み出して、財源を生み出して、職場をつくっていくと。一時的な半年とか、せいぜい長くても一年ぐらいの雇用の場をつくって、まあそこで何とかしのいでいただいて、あとは本格的な雇用の場に、まあ移っていただくよ。

そういうこともしていかざるを得ないんじゃないかと、まあ、私は思っているんですけども。まあ、そのためのとにかく役所そのものを改革していくと。そっから、そっから、まあ始めていくということだと思います。

それは我々できますので、別に国とか県とは何の関係もないわけです。ほかの自治体とは何の関係もなくて、我々がこれはできるわけです。条例で、使ってできますので、ひとつ、そういうのがほとんど、これ、ありません。一体どこに行ったのかなといつも思っているんですけども、まあ、その意味でも反対です。

まあ、せっかくこうやってつくるわけです。つくるわけですから、そこにはやはりこうもつと意味のある、内容のあるものをやはりつくっていくべきだと思います。そういうふうになっていませんで、反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

地方創生総合戦略とは、昨年度末に安倍内閣が打ち出した地方への緊急経済対策ですが、そもそも現状のような地方の疲弊を招いた主な要因は、地方自治体だけの責任ではなく、地方を切り捨ててきた国の政治の責任をこそ、まず問わなければならないと思います。

とりわけ長期間に及ぶ自民党政権の政策が、一極集中の経済政策を推し進めてきたことが現状の危機を招いている要因であり、総合

戦略という名で、しかも五年間という短期間で解決できるような問題ではないことをまず指摘したいと思います。

また、この総合戦略の視点は、一、東京一極集中の是正、二、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、三、地域課題の解決など、どの地域も当然抱えており、当然の視点ですが、これらは短期間の財政支援で解決するような問題ではありません。

特に若い世代の就労や、結婚し子育てができる環境を保证しようと地域が頑張っても、国の労働環境の制度的な悪化はますます進んでいます。財政支援をするとしながら、一方では、若者が一生派遣から抜け出せない法制度をつくろうとしている国の矛盾をまず厳しく指摘したいと思います。

地方で生活する住民が願う社会は、選挙対策のばらまきともとれる小手先の経済政策ではなくて、高齢者や障害を持った弱い人たちの医療や介護など、医師不足となっている社会保障の充実や、子供たちの教育・保育環境の充実、若者の働く環境を整備して、地域で結婚して安心して子育てができる、そういう地域社会の実現ではないでしょうか。

本当に地域の活性化のための戦略とするなら、このような緊急の経済政策ではなくて、真に持続可能で、これからの少子高齢化社会のニーズにあった国民健康保険や介護への国庫負担の増額や、国として中小企業への支援、農林漁業など第一次産業への支援、女性・若者など労働者の雇用を進める支援こそが求められているのではない

いでしょうか。

本市も、人口減少、後継者不足、医療・介護の不安など、疲弊する地方の問題を抱えています。緊急な経済対策として出された新たな経済政策を、自治体として有効に活用するための真剣な議論が今、求められていると思います。

地方創生総合戦略が人口減少を食い止められる政策となるのかと担当課に質問をいたしました。担当課は国の制度との関係なので難しいという答弁もありました。当然だと思えます。自治体の努力とさらなる国の支援は、全国の自治体の要望となっているのが今の社会の実態ではないでしょうか。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、長期振興計画のつとりに計画・作成をされているとのことですが、根本的な地域再生の方策ではないということ指摘をいたしまして、反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 小倉伸一君登壇」

○七番（小倉伸一君） 議案第七〇号、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

国は昨年十一月、まち・ひと・しごと創生法を設立し、十二月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を決定し、本年三月には、二十六年度補正として先行型交付金を決定、二十七年度の各市町村における商品券の発行事業など、取り組みが行われております。

今後、加速度的に進む人口減少について、まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指しております。

この取り組みは新しい日本の国づくりと考えます。各地域が独自性を発揮し、この取り組みを生かし切ることが必要と考えます。自ら考え、動き、活動を続けることが求められております。

委員長報告のとおり、本市総合戦略においては、安定した雇用を創出する。本市への新しい人の流れをつくる。結婚・出産・子育ての希望をかなえる。中心部と周辺の小さな拠点の連携による魅力ある地域を創出する。四点を基本目標として本年より五カ年間の総合戦略となっております。

地方創生を進めるに当たって、今後、幾つか課題も存在しております。

一つは、財源的な裏づけや確保ができるのか。これについては、市長以下、全力を傾けて頑張っていたきたいと思います。

二つとして、地域資源を生かし、外貨を獲得するための仕組みづくりが必要です。

三つとして、女性の活用を含む安定した雇用を創生するために民間金融機関や民間と協働した大きな地域プロジェクトの必要性もあると考えます。

四つとして、種子島は一つという意味から、一市二町の地域連携を強化することも求められております。

以上を申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算
(第三号)

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第八一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

各所管常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第八一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第三号)

について御報告します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六億八百三十三万三千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十三億五千七百五十九千円とするものです。

地方債補正は、臨時財政対策債など変更四件です。

次に、歳入について説明いたします。

地方交付税は、国の確定により増額となっています。

負担金は、浅川海岸観光交流スポット整備事業の地元負担分、使

用料は地域活性化住宅の現年度分が増額となっています。

総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事業に伴う増額です。

総務費県補助金は、浅川海岸観光交流スポット整備事業及び古田

校区の多世代交流支援の拠点づくり事業に伴う増額です。

寄附金は、ふるさと応援寄附金を今年度八百万円と見込み増額し

ています。

諸収入の地域総合整備資金貸付金収入は、たねがしま平安閣に対

する貸し付け、ふるさと融資の全額繰り上げ償還によるものです。

臨時財政対策債の増額は、事業費の確定によるものです。

衛生債の増額は、汚泥再生処理センター整備事業にかかるもので

す。

次に、歳出について説明いたします。

企画費には、分散型エネルギーマスタープラン策定事業が計上さ

れています。

地域振興費の増額は、地域活性化住宅事業及び浅川海岸観光交流

スポット整備工事によるもので、現地調査を行いました。

戸籍住民基本台帳費には、個人番号カード交付事業が計上されて
います。

消防費の災害対策費の増額は、防災無線戸別受信機五十台を購入
しようとするものです。

教育費の教育振興費の増額は、要保護、準要保護の児童数が当初

の見込みより増えたことによるものです。

市民会館管理費の増額は、市民会館の地盤の改良工事、ホールの

舞台幕及びシアタープロジェクトの購入によるものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

なお、以下の点で意見の一致を見ましたので、報告します。

分散型エネルギーマスタープラン策定に当たっては、これまでも

いろいろなエネルギー再生への取り組みはなされてきたが、具体的

には進んでいない。このことを踏まえ、さとうきびのバカスを活用

するなど、地元資源に特化したエネルギー開発も視野に入れ、実現

に向けた取り組みとなるよう指摘します。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 議案第八一号、平成二十七年

西之表市一般会計補正予算（第三号）のうち、本委員会が付託を受

けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

まず総務費について。

あっぱらんど管理費の増額は、屋根つき競技場の雨どい及びふれあい館エレベーターの修繕に要するもの、また工事請負費は、屋根つき競技場に二面のゲートボール場を併置、整備にかかる経費を、備品購入費は、現在使用している芝刈り機が古く修繕も効かなくなっていることもあり、その購入費を計上しています。

民生費について。

障害者福祉費の扶助費の増額補正は、居宅介護、障害児童相談支援、保育所等訪問支援については、それぞれ利用者及び利用料の増に伴う補正で、事業費内での財政調整を行っています。

児童福祉総務費は、本年三月三十一日をもって閉園した古田保育園を拠点として実施する新規事業、多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業及び放課後児童健全育成事業、子育て応援券支給事業を主な事業として計上しています。拠点施設の名称を「ふるさと手と手をつなぐ結の里」として、平成二十七年年度から二十九年度の三カ年事業です。

衛生費について。

狂犬病予防費は、未登録犬の調査・登録事務等に従事する臨時雇用者に係るもの、清掃総務費の負担金補助及び交付金は、平成二十七年普通交付税の確定に伴う一般廃棄物処理施設建設事業の起債の調整分と人事異動に伴う負担金の減額に係る種子島広域事務組合負担金です。

し尿処理場費は西京苑管理事業に係るもので、委託料は新施設の落成に伴う式典関係業務委託分と既存清掃委託分の減額です。

農林水産費について。

農業振興費のさとうきび組織集団化、経営力基盤強化事業は、西之表精脱の経営がスムーズに行えるためのもの、茶業経営回復緊急対策事業は、一番茶の価格低迷による茶生産農家経営回復のため、荒茶加工料の一部助成を行い、茶生産農家の経営安定を図るもの。

また、林業振興費は、市内百八ヘクタールの間伐推進事業を行うものです。事業主体は種子島森林組合です。

水産振興費は、種子島漁業協同組合が事業主体の製氷冷蔵施設の更新事業の設計管理委託の入札減による減額補正です。

漁港建設費は、漁港維持管理計画の事業を社会資本整備総合交付金事業で計上していたものを、水産物供給基盤機能保全事業として見直したため、補助事業変更による財源組替えをしております。

商工費について。

観光費の修繕料は、よきの海水浴場の滅菌ポンプの更新が必要になったことに伴う取替えにかかる費用です。

産業創出費は、地域おこし協力隊の赴任旅費と出張の予定が増加することによる費用の増額補正です。

土木費について。

道路橋梁維持費は、壺泊四号線のガードパイプが腐食し脱落しており、その取替えに要する工事を計上しています。

住宅管理費は、旧教職員住宅の修繕に不測の費用を要し、今後の修繕に不足を生じたため計上しています。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 総務文教委員長にお尋ねいたします。

今度の補正予算で総額が百十三億円、市債も十八億円ぐらい発行いたします。まあ、その結果、百六億円ぐらいの市債残高になります。

大変財政は、まあ厳しいわけですが、この本市の財政の、この持続可能性、このような予算を組んでいて大丈夫なのかと。持続可能性、持続可能なのかと。この点についての議論があれば、お尋ねいたします。

二点目は、分散型エネルギーマスタープラン、一千八百万円と出ております。まあ、木質、何でしたか。木質バイオマスですか。あとバイオマスガスとか、そういったものを利用してエネルギーを生み出すということだと思っんですけども、その具体的なこの事業のイメージについては、ちょっと浮かんできませんので、まあ、その議論で、もし詳しい中身があればお尋ねいたします。

三点目には、市長の交際費が今回二十三万円追加で出ております。当初四十万円でした。合計六十三万円ぐらいになると思っんですけども、この、これが、まあ適正かどうか。その中身についてお尋ねいたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） 一番目のこの財政の持続可能性について、質問でございますけれども、この予算総額百十六億円、市債が二十億円、市債残で百九億円という話、議員の説明があつたとおりですけれども、この持続可能ということの中で、中に突っ込んだ議論は当委員会ではされませんでした。

それと、この分散型エネルギーマスタープラン策定についてですけれども、まずこの分散型エネルギーとは、分散、配置された比較的規模の小さい発電設備あるいは熱源の機器全般、そしてこれらの機器から供給される電気や熱といったエネルギー、そういうものを分散型エネルギーというふうにございます。

西之表市全体の分散型エネルギーの可能性を探るということから、市内を消費が多い地域とか地域の市街地の分とか四つのエリアに分けたところで考えていくんだと。バイオマスの可能性を探るということでございまして、昨年まで調査した木質バイオマス導入の具現化、風力の可能性、そういつたところの可能性を探りたいという説明でございました。

それと、もう一つでしたか。

市長交際費については、二十三万円の増になっておりますけれど

も、これは交際費の中の激励金の増額であるという説明でございます。これは市の交際費支出基準に係る要綱に基づいたものというところで、今年度は、種子島中学校野球部九州大会出場に十万円、種子島中学校陸上大会全国大会に一名の二万円、九州大会出場の一万円、また種子島高校放送部全国大会に四名が出場したということで八万円、種子島高校陸上部、インターハイ一名出場の二万円ということ、計の二十三万円が増額ということの説明を受けております。

以上です。

○議長（永田 章君） ここで議長よりお願いを申し上げます。

間もなく正午となりますが、このまま議案審議を続行いたします。ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第八一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第三号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

この議案は再提出であります。にぎわいづくりの拠点施設の予算が、まあ三億円弱出ておりまして、まあ、それを削除したわけです。

これについては、まあ、私も評価いたします。一回出して、まあ、いろいろ議論の末、考え直したと。こういった、まあ、よくまあ、言われますが、まあ、撤退ですか。撤退の勇氣とよく言われますが、この点については長野市長の英断に敬意を表したいと思えます。

私としては、この施設、まあ、その広場で、県の、県有地ですか。これについては、またみんなで考えて、まあ、まとまっていけば、その案を採用すればいいと思います。

個人的には、私は広場がいいと思います。特別なものはとにかくつくりたい。がちりしたものをつくらずに歩きながら考えていくと。ちよこちよこ、まあ使いながら、こう何かちよこつくってみてはどうかとか、まあ木造なんかを利用して、木造のものをつくり、簡単なものをつくらせて、みんなで一緒にちよこちよこやりながら考えていけばいいかなと思うわけです。

まあ、基本的には広場と。公園とか、まあ、あと駐車場とか、まあ、あちよつと、ちよつとしたものをこう、人々がこう、市民が集まって話もできるような、ちよつとした小屋ぐらいをつくらせてやっていけば、少しずつ考えていけばいいかなと思っております。

まあ、そこで、この予算の新しい、新しくなった、まあ予算ですが、先ほども委員長にも尋ねました。まず、やはり財政は、まあ、私はまあ、この財政がもう非常に苦しくなっています、持続可能ではないと考えております。

子供たちに大きなツケを残してはいけないと。この観点から、私

たちも無駄なものはいちいち削除して、新しい予算にかえていくべきだと。まあ、その中心には、まあ私は、職員の給与改革。これは正職員だけじゃありません。三役、議員、そして正職員、まあその他、あるわけです。

それを、全部で人件費は二十二億円ぐらいですか。二、三億円の。あの消防署の分の職員も含めると、それぐらいになるかと思うんですが、まあ、ここは、私は半分以下が適正だと思ってます。

これ、思い切って削減して、官民格差を解消して、その財源を使って、新たな事業、子育て支援だったり、予防医療、予防介護だったり、教育だったり、雇用対策だったり、使っていくということが喫緊の課題と考えております。

まあ、なかなかそういうふうになりません。むしろ反対になります。長野市長もどうしてこうなったのかなと私は本当に疑問に思うわけです。市長と副市長、教育長、三役合わせて年俸で五百六十万円も大幅に上がってしまいました。

まあ、これをやっていたんじゃない、もう私は、全く話にならない。これはもう下げていくしかないわけです。ずっと下げていく。もう今世紀中は下げていくしかないわけです、財政はもうどうにもならなくなっていますので。

この見解の相違というのか、私は、完全な事実誤認というか、見通しが誤っていると思います。まあこれに対する非難も、もう一つ、この反対の理由であります。

具体的には、さっき言いました、その交際費が二十三万円、補正で追加されました。これでまあ、合計六十三万円になるわけです。こういったところはちゃんと市長がこう、一番わかりやすいので、思い切って削って行って、市長は交際費もそんなに使わないのだと、こういった姿勢を示していかないといけないと思うわけです。

まあパフォーマンスではありませんが、これが非常に大事だと私は思います。パフォーマンスこそ非常に大事なんだ。わかりやすく、目に見える形で示していくと、内外に。これをしないとどうにもならないと思います。反対のことをしてると思います。

あとは、処理場の、汚泥再生処理センターの落成式典、これに百万円かけるそうです。四、五百万円でどうしていけないのかなと思うわけです。役所は、もうそんなことにたくさん金をかける余裕がないということも市民の皆さん方にもきちんと示していく必要があるわけです。まだ役所には金があるんかと思うわけです。どっから来てるかといえば、市長が、まあ当局もそう、行政経営課長も同じ認識かと思うんですが、財政好転と言うもんだから多分こんなことになっっていると思います。

誤った認識からは誤った政策しか生まれないと。非常に私は危惧しています。落成式典は百万円ではなく四、五百万円。それがどうしても無理であれば、まあ十百万程度で質素にしていこう。

我々はそういう社会に、そういう財政条件にあるんだということ

をしつかりと市民にも、そういう一つの事業を通じて示していく。これが大事だと思わけてです。地道にこつこつと訴えていく。やがてそれが実ってくると思います。

市民も理解してくれると思います。我々がそんなことを、そこに金使ってやっていたら、それは金もあるのかなと、財政もいいのかなと思わけてですから。こういう勘違いをさせるようなことをしてはいけなと。そう思わけて。そういうふうな予算になつていませので、反対といわけてします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませなか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませなか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 議案第八一号、平成二十七年度西之表市一般会計補正予算について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

議案第七〇号と同趣旨及び市長の政治姿勢に對しわけて反対の討論といわけてします。

中でも、個人情報流出が危懼されるマイナンバー導入予算や、第一次産業を地域再生のななめとするような具体的な施策にはなつていないこと。また、バイオマスなど千八百万円のエネルギー問題への取り組みなど、地域の再生にはつながらないと思わけてることを指摘いわけてして、反対の討論といわけてします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませなか。

「一一番 榎元一巳君登壇」

○一一番（榎元一巳君） 賛成の討論をいわけてします。

バイオマスやら、新しいものに取り組みはいたつて正常なとわけて、先進的な取り組みになるよう期待をいたしてあります。また、さまざまな点で人事の案件やら給料やらいろいろありましたけれど、ものを減じるとわけては何の能力がなくてもできるわけてです。しかしながら、それを回復して、ますます自ら考える施策に集中していくというのは非常に重要なことだと思わけてし、今、改築をしております市民会館も、中の施設も、市民に受け入れられるような、そういう施設になつていると思わけてしますので、今後に期待をいたしたいと思わけてします。

議案第八一号の、この本日のこの議案は拠点施設を抜くという、そういうものの議案であります。この点について、幾らか考えを述べさせていだきたいと思わけてします。

まず、なぜこういふ判断になつたのか。何が原因だつたのか。政策の立案に当たつた方々には、非常に重要に考えていだきたいというふうに思わけてします。多くの時間と多額の経費をかけてあります。全てが無駄というわけてではありませので、今後利用できるものは全て利用されていくわけてであります。

ただ二、三気になることを申し上げわけてして、賛成意見というわけて、懸念を申し上げて討論にかえたいと思わけてします。

まず、私はこの行政経営、企画と財政をあずかっている部分のですね、人間的な交流、これが長いこと、流動化が非常に少ないんじゃないかなというふうに思います。そのことがやっぱり発想や思想や考え方の固定化を招いてですね、現在のようなことになっているんじゃないかなというのがあります。バランスの欠けた、思考ができなくなっている。そういったものになっているんじゃないか、そういったものが懸念されるんじゃないのかなというふうに思っております。

確かにすばらしい人材がおりますし、さまざまな経緯や時代のトレンドを捉えながら政策立案に当たっていただいているわけですが、それでも、やはりそこには、やはり頭脳集団というか、そのほうが余りにも肥大化をしまして、私たちの体力で言えば五十歳ぐらいになって一生懸命走り方をするんですけども、脳はついていくんですけれども、体力、足がついていかない。組織がついていけないという、そういうな頭でつかちというか、言い方は悪いですけども、そういうふうな組織になっていないかどうかというのをもう一度考えるべきじゃないか。

これまでも行政評価や振り返りやさまざまな点がありましたけれども、そのそういう部分のシステムだけが肥大化をして、現場の力が落ちてやしないか。そのことを非常に懸念しております。

そういうことをいろいろ考えますと、なぜこうなったのかという議論をぜひ進めていただきたいと思えます。現場の、現場力が落ちる、そういった中で政策が出ていく。私はある意味、この政策漂流

を起こしているんじゃないかというふうに思います。

ぜひこのような問題をですね、やっぱり正面切って捉えていただいて、確かにさまざまな過去の経緯があつて現在のようシステムにはなっておりますけれども、私はやはり、今回の地方創生の案を見てもですね、やっぱりこの企画・財政が一緒になっているという弊害が非常に私を出ているというふうに思っております。

今、私、大学というところはそういうふうに言っていましたけど、大学いろいろして、やっております。ロードマップ、そういうもの、政策をやっておりますけど、これまで長期振興にどんだけ時間をかけたのか。各部会でどのような議論をしていたのか。まあ、その戦略についてもさまざまな議論をしている。またそれをさらにやって、また改めてそれをやる。私たちの職員はそんなに能力がないかな。そんなに、もう一度採用しないとだめなのかなというふうに思ったりします。

そのことよって、現場に割く時間やほかの事業や企画に割く時間さえとられてしまつて、現状では仕事にならないというのが、私は一般職員の思いではなからうかというふうに思っております。

言い方をすれば、上が立案をして、やればやるほど職員のモチベーションは下がっていくようなことになってはしないかというふうに思います。思っております。

ぜひ、この点も含めてですね、議論をしていただければというふうに思います。

議会も、今度、このことについては、ノーというあれをして差替えが出たわけですけども、やっぱり議会の権能についても、私たちは考えているんなどころで議論を始めました。

多分、この十一月の議会を中途に特別委員会を設置しながら、さらに市民と目線を同じにしながら、政策、こう提言やらできるような形で取り組んでいくことも考えられ、進められていくことと思います。

さきに十一月、十二月の議会、我々がさまざまな点で指摘をしながら、本案に取り組みました。議会の権能について、私たちはもう一度その役割について、議論をしながら、体制づくりを整えてまいりたいというふうに思っております。

ぜひ、あの中心市街地の問題も含めて、私たちが将来にわたって政策、皆さんをお願いをしているのは、時代の一時期をお預けしているに過ぎません。ぜひそのことを御理解いただいて将来の負担やら、我々が真に求めているのは何かという議論をしながら、そしてまた市民と目線を一緒にし、職員の立場や能力やニーズ、スキルアップになるようなことも考えなければいけませんけれども、ぜひさまざまな政策が、どのような形で立案されていくか。そしてまた、市民に受け入れられるような政策立案をされるようにお願いを申し上げます。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第七二号 平成二十七年度西之表市簡易水道特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第七二号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七二号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額について増減を行わないものです。まず歳出について。

簡易水道経営費は、県水道協会の負担金の確定による減額です。

予備費は、端数調整のための増額補正です。

次に、歳入について。

繰越金については、二十六年決算確定による補正です。

基金繰入金は、財源調整のため、二百三十五万一千円を減額補正するもので、これにより年度末基金残高は五千九百二十七万円となる見込みです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第七二号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

いつも申し上げておりますが、職員給与の削減、適正化への道筋が示されていないという理由で反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七三号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第七三号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七三号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四百二十二万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億四千四百八十八万三千円とするものです。

主な内容について、歳出から説明いたします。

保険給付費の補正は、補正額はゼロ円ですが、歳入の増減による財源組かえです。

保険事業費の補助金は、脳ドック施設利用五名分と、PET検診施設料三名分の増額です。

諸支出の償還金は、前年度退職者医療費等療養給付金の確定による減額です。

次に、歳入について説明いたします。

前期高齢者交付金の減額は、交付決定通知によるものです。

繰越金のその他繰越金の減額は、決算の確定によるもの、療養給付費等交付金繰越金の減額は、決算確定による退職者医療に係る交付金の返納金です。

諸収入の一般被保険者延滞金の増額は、七月十三日現在、収入額が予算額を超えており、さらに増える見込みのため計上するものです。

基金積立金の準備積立金は、前年度繰越金の確定に伴う減額であ

り、これにより平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四百二十二万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億四千四百八十八万三千円とするものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第七三号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論いたします。

趣旨は、前号議案と同じであります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特

別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第七四号、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七四号、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ八万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百八十五万四千円とするものです。

今回の補正は、平成二十六年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）に基づき繰越金が確定したことによるものです。

歳出から説明いたします。

事業費中の印刷製本費を追加しております。

また、予備費を計上して予算調整しております。

次に、歳入につきましては、繰越金を増額しております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第七四号、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

制度自体が既に時代遅れと、もう必要なくなっているということ。また、他の見舞金制度に統合すべきとの立場です。

以上の理由で、この特別会計は廃止すべきだと思いますので、反対討論をいたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第七五号、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七五号、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三万三千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三万四千円とするものです。

歳出について説明いたします。

総務費の一般管理費の積立金及び繰出金を増額しております。

次に、歳入について説明いたします。

繰越金の増額は、前年度決算に伴う繰越金確定によるものです。

以上の補正により、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計の基金残高は、二百九十四万九千円となる見込みです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第七五号、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

本案は、この会計はちよつと市場の使用料が五十万円ほどあります。ほかには、利子とか繰越金とか、科目もごくわずかであり、その規模、まず規模があります、五十万円ほどの規模。それと、内容が非常に簡易です。その二点において、特別会計として扱うべき事業ではないと思います。

したがって、これも廃止すべきものと、これが正しい姿だと思いますので、反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第七六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題いたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百七十九万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億六千三百六十万二千円とするものです。

歳出から説明いたします。

総務費の認定審査事務負担金の増額は、種子島広域事務組合の補正に伴うものです。

介護予防サービス等諸費の負担金補助及び交付金の減額は、七月までの実績に基づくものです。

地域支援事業費の地域包括支援センター運営事業費の増額は、保健師の退職に伴い、今後の常勤雇用の賃金及び共済費を計上するもの。

介護予防生活支援サービス事業のサービス事業費の減額は、七月までの実績に基づくもの。

また、介護予防マネージメント事業の増額は、臨時職員一名を短時間勤務から常勤へと変更するための賃金及び共済費の増額です。

また、総合事業分の介護予防ケアマネージメント計画費分の委託料を計上しております。

諸支出金の償還金の追加は、前年度実績額の確定により、国・県支出金等の返納金を計上しております。

なお、繰出金の追加も、前年度事業費の確定による補正です。

次に、歳入について説明いたします。

介護給付費交付金の過年度分の追加は、前年度給付実績によるものです。

基金繰入金金の増額は、収支調整によるもので、これにより平成二十七年西之表市の基金残高は三千五百三十八万一千円となる見込みです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第七六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

前々号議案と同趣旨でありまして、職員の給与の削減、適正化への道が、筋道が示されていないということでありますが、職員給与についていえば、一般には官民格差、民間との格差が非常に大きいと。本市でいうと、役所の平均年俸が、平均すると平均年俸が六十万円ぐらいですか、なっています。退職金が二千万円、二千万円ぐらいですか、なっています。これに対して民間がどうかといえ、多分、平均年俸二百万円か三百万円はいいと思います。退職金は、私もよく知らないんですが、多分、せいぜい五百万円とか、一千万円ある人はそんなにいないと思います。ですから、非常に格差があるわけです。

あともう一つ、官官格差、役所の内部における格差がある。それは年功序列になっていますので、若い人が安くて、年配の人が非常に高いと、そういう、なっています。

ところが、地方公務員法では年功序列とは全く逆の制度になって

おります。職務と責任に応じた給与にするべきだと、地方公務員法でなっていますので、これはもう明確に地方公務員法違反の給与体系になっているわけです。

ですから、職務と責任、これはある職につくときに、現実には実績、能力に基づいてその職にふさわしい人をつけるということになりますので、能力主義、実績主義になるかと思うんですけども、例えば、総務課長はこれぐらいの仕事量があつて、責任もこれぐらいだから年俸は幾らと。市民生活の係長は、その職務、幾らと。ですから、年齢に関係なく、その職についた人が、その職で決められた給与をもらうというのが、これが職能給の原則。地方公務員法が定める原則だと思っています。

これには変えていくべきだと思います。したがって年功序列は廃止して、新たな、実質的には実績主義、能力主義に変えていくべきだと思います。そして、結局どうなるかといえ、平均年俸は四百万円ぐらいがとりあえずいいんじゃないかと。これに向かつて三年ぐらい、私はもうずっと前から三年ぐらいと言っているんですけども、それからいくと、もう直ちに、もう三年もとづくに過ぎましたのでということにもなっていますが、早くこれに持つていって、そのかわり職員の働き方も変えていくと。

あとは、福祉政策によつて差がないようにしていくと。民間も職員も、子育てとか、福祉、福利厚生についてはそんなに差がないようにしていくことが必要だろうと思います。そして官民格差

をなくしていくと。そしてあと官官格差、役所の内部における若い人と年配の人との格差も、その職務給の原則に、年功序列じやなくて、職務と責任に応じた給与に変えて、その格差をなくしていくということが大事だろうと思います。

全くそのようになっていません。そのような方向性も示されていませんので、反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第七七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九十七万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六十六万三千円とするものです。

歳出について。

諸支出金の繰出金の増額は、一般会計の精算返納金です。

次に、歳入について説明いたします。

繰越金の増額は、前年度決算に伴う繰越金確定によるものです。本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第七七号、平成二十七年西之表市後

期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

趣旨は、前号議案と同じであります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予

算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第七八号、平成二

十七年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七八号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第二

号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条は、資本的収入及び支出を補正するものです。

第三条は、今回の補正に伴う企業債の限度額の変更で、資本的収入の企業債の増額は、武部・深川両地区の統合整備事業に要する費用に充てるためのものです。

資本的支出の施設改良費委託料の増額は、水道事業変更認可申請書作成業務、武部・深川地区の簡易水道創設認可申請書作成業務及び実施設計業務を委託するものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第七八号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場からの討論といたします。

前号議案と同趣旨であります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審議を行います。

初めに、継続審査案件から行います。

△請願第三二二号 「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島

島県知事への提出を求める請願書

○議長（永田 章君） 日程第一五、請願第三二二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受け継続審査となっております請願第三二二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書について御報告します。

本請願書は、長野広美議員、橋口美幸議員を紹介議員として、西

之表市安城二七〇二番地二八、反原発・たねがしま代表和田香穂里氏外五百九十七名より提出されたものです。

趣旨は、原発の安全対策は不十分であり、多くの専門家が原発の危険性について厳しく指摘している。このような中、県知事は再稼働容認の発言をしている。地元住民の生命と財産を守るため、川内原発再稼働に反対する意見書を県知事に提出してほしいとのことです。

本案は、地元議員や県は同意の結論を出したが、避難経路の確保や安全対策の説明など、国や県、地元自治体の対応を十分に見きわめて判断したほうがよいのではないかと判断から、継続審査となっていたものです。

審査の過程において、再稼働している中で、事故が起きた際の避難計画や本市への影響などの調査がはつきりしていない、そのような中で再稼働はするべきではないとの意見や、川内原発再稼働に当たっては、原子力規制委員会の厳しい審査のもと判断したとの意見が出されました。

本委員会は、審査の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

初めに、原案に賛成討論はありませんか。原案に対しての賛成討

論であります。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 請願第三二二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書に対し、賛成の立場から報告、討論をいたします。

九州電力川内原発一号機は、一九八四年の運転開始から今年七月四日で、既に三十一年が経過しています。その老朽化に対する検査は、特別に重視した検査が必要です。それもずさんなものだと指摘をされています。

また、川内原発は火山に囲まれてカルデラが周囲にあり、巨大噴火の後につくられる大規模な陥没地形だとわかっているため、火山噴火への対応や近隣住民の避難計画も作成されていない問題なども指摘されている危険な原発です。火山専門家二十九人が火砕流の被害を受けるリスクが一番高いのが川内原発だと指摘をしています。

本請願は、市民五百九十七名の署名を添えて出されています。鹿児島では、種子島などの離島を抱える地形を考慮した海洋汚染や、風による汚染の可能性についてもまだ明らかにされていません。

四方を海に囲まれている私たち島民は、放射能汚染からの避難方法がなく、現状では島民の命も財産も守れません。よって、西之表市議会では、地元住民の命と財産を守るために、川内原発の再稼働に反対する意見書を鹿児島県知事に対して提出していただくようお願いいたしますという趣旨の請願です。

私たち島民、県民の安心は、川内原発再稼働の中で担保されていません。そういう中で七月七日には、住民が再稼働に反対する中で一号機の原子炉に核燃料を入れる作業を強行いたしました。しかし、またその後もトラブルは起きています。二〇一二年には、アメリカでは、この川内原発と同じ三菱の製品が事故を起こし、三菱に一兆円近い賠償を請求したとの報道もあります。それは、アメリカでは廃炉になったそうです。日本ではこのような報道がないばかりか、危険な同じような廃炉になった製品を使い続けているというのは、極めて異常ではないでしょうか。

福島第一原発事故から四年半も経過をいたしました。まだまだ事故は収束していません。この直近の九月七日から十三日までの一週間でも放射性物質で汚染された水が外洋に流出し、港湾内の海水の放射性セシウムの濃度が過去最高になった、また作業員がトイレで意識不明になり病院で死亡した事故など、この一週間をとっても十件以上もさまざまな事故が起きている現状です。これで本当に安全をクリアしたから原発は大丈夫と言えるのでしょうか。

皆さん、本当に一たび原発が事故を起こしたら影響ははかり知れないことは、福島第一原発の事故の教訓ではないでしょうか。そして、またさらに核のごみの処分方法も、まだ人類は持ち合わせていません。人類と原発は共存できません。

国内の原発は一基も動いていない中で、十分電気は足りてきました。これはまさに経済優先、人命軽視、これが明らかではないです。

ようか。そのことがはっきりしている中で、この請願は昨年からの提出をされていますが、四回もの継続審査を重ねてまいりました。去る六月議会でも、八月の再稼働の報道がありながらも継続審査という形で全く市民の思いが無視されてくる中で、川内原発一号機が全国での反対運動の中で強引に再稼働されています。今後、川内原発二号機の再稼働の情報もあります。今議会で採択をし、県知事に意見提出をすべきとの立場からの討論といたします。

終わります。

○議長（永田 章君） 原案に対して、反対討論はありませんか。

「三番 濱上幸十君登壇」

○三番（濱上幸十君） 請願第三二二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書について、反対の立場から討論いたします。

川内原発につきましては、原子力規制委員会での世界で一番厳しい審査を経て、既に再稼働しております。よって、知事への意見提出はすべきではないと考えます。よって議案に反対します。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに原案に対して賛成討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 請願第三二二号、「川内原発再稼働に反対する意見書」の鹿児島県知事への提出を求める請願書につきまして、

賛成の立場から討論をいたします。

この問題の発端は福島原発事故であります。その結果がどうなったのかと、これについては公にといいますか、余り出ていないと思います。

まず、やはりこういった大事故については、専門家集団の委員会なりをつくって、結果がどうなったのかと、ある一定の時点での、何年もたっていますので、これをまずすべきだと思います。ひよっとしたら何かあるかもしれません、公にはなっておりません、私も知りませんので。

じゃあ、実態がどうだったかということについては、私は直接調べていませんが、主に池田信夫さんという方の、ブロガーとして有名ですけど、NHKの元記者で経済学者ですか、だと思っんですけど、その方の意見を私はほとんど受け売りになってしまっている、実際には健康被害はほとんどなかったとその方は言うておられます、医者意見とかいろいろ参考にして。それが本当かいなと思っわけです。多分それは、今のところ本当じゃないかなと思っっております。

ですから、じゃあ何が被害だったのかといえば、風評被害がほとんどだったと、二次被害。したがって、放射能による健康被害はほとんどなかったと、現時点で。どうもそういうことじゃないかと私は思ってはいるんですが。

そして、また実際、除染をしています、避難もしています。池田

信夫さんの考え方によると、除染も必要なかったし、避難も必要なかったと。だから、無駄なことをしたんだと。要するに行政の対応がまずかったということです。どうもそっちのほうじゃないかと私は思っているんですが、それはわかりません。したがって、これを国なり、電力会社なり、あるいは専門家なり、大学の研究者なり、これは一回、やはり実態を、どうだったのかと、健康被害が実際にあったのか、なかったのか、もちろん、長期的な調査も必要でしょうが、そういった実態調査がどうしても必要だと思います。

その検証をせずに再稼働というのはどうかと。あれだけの事故が起こるとまず恐怖感がありますので、実際には被害がないといっても、恐怖感はやっぱり、非常に大事といえますか、それを払拭するのは非常に大事なことだと思います。だから、それがなされていないので、私は再稼働には今のところ反対です。

池田信夫さんは再稼働すべきだという考え方だったと思います。増設はちよつとよくないだろうと。再稼働は、あるものはして、あと使い終わったら廃炉にしていくといった考え方のようですが、私はやはり検証をして、もっと情報を公開して、判断を仰ぐということが先でないかと思えます。それをやっていないので、今のところ再稼働には反対の立場ですので、この請願書は採択すべきものと思えます。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

法案に対する総務文教委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立少数であります。

よつて、請願第三二号は不採択と決しました。

△請願第四〇号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安

全かつ確実な運用に関する意見書（決議）
の採択を求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、請願第四〇号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四〇号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、小倉伸一議員、川村孝則議員を紹介議員として、西

之表市西町六〇番地、連合鹿児島熊毛地域協議会議長、西司氏より提出され、継続審査となっております。

請願書の趣旨は、政府は成長戦略である日本再興戦略などにおいて、公的・準公的資金の運用等のあり方についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立法人に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求めているが、年金積立金は専ら被保険者の利益のために安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではないとして、一、年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。二、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更を行わないこと。三、年金積立金管理運用独立法人において、労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築することを要望する意見書の提出を求めるものであります。

本委員会は、審査の結果、デフレからの脱却を目指す国の日本再興戦略を後押しするため、リスク性資産割合を高めることは我が国の経済再興に有意義なものであるとの意見が多く、原案に対し賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

初めに、原案に対して賛成討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 請願第四〇号、原案に対して賛成する立場で討論を行います。

委員長報告は原案に対して賛成少数ということの不採択という報告でした。委員会において、賛成、反対と意見が分かれた点は紹介議員としても残念な結果であります。

私は、この件に関しましては、さきの六月議会でも討論の場において趣旨を説明をいたしました。そして今ほどの委員長報告によるところの不採択の理由が、年金積立金の運用のあり方について、リスク性資産割合を高めることは我が国の経済再建に有意義なものであると報告がございましたが、私には理解をできません。

公的年金は、高齢者世帯収入の七割を占め、六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしております。年金は老後の生活保障の柱となっておりまして。また、今現在、国民年金保険料の現年度納付率は六〇%前後で推移しており、未納者、未加入者は約三百五万人で、将来、無年金、低年金となり、生活困窮に陥る可能性が高いとも予想をされております。

公的年金制度全体の財政状況は、二〇一四年度の予算ベースで、保険料約三十四兆円に対して、給付は約五十四兆円、国庫負担は約十二兆円となっており、不足分は年金積立金約百五十五兆円が活用

をされております。働いている国民一人一人が毎月納めている年金保険料の運用を安全に、安定的に運用するように厚生年金保険法等でもうたわれております。

にもかかわらず現在の国際経済情勢にあるように、中国の経済動向により株価が下落し、世界経済にも影響を与えている中で、年金積立金を外国株式の資産割合を上げていこうとする政府の意図が理解できません。この積立金の資産構成割合をこれまでの安定資産とされてきた国内債券、いわゆる国債の比率を現行の六〇%から三五%に引き下げ、逆に国内外の株式及び外国債券、外債の比率を現行の三五%から六五%に引き上げ、その資産の多くを株式に投資しようとしているわけであります。

リーマンショックのような状況になったときに、年金積立金が大幅に目減りしたら、誰が責任をとるのか。厚生労働省でも年金積立金管理運用独立行政法人でもなく、我々被保険者、受給者がその被害をこうむることになっているのです。このことは、厚生労働省も審議会の答弁で、最大三十兆円の損失が出る可能性があることを明らかにしております。もしこうした事態になれば、今でも保険料を納める比率が低い中で、より一層、誰も年金保険料を納める人がいなくなるのではないかと危惧をしているわけであります。

国民が納めた年金保険料の積立金の運用方法を、リスクを伴うような運用はやめていただきたいということであります。自分が納めた年金保険料は、自分の将来の人生設計において欠かせない給付金

の資産であります。その運用を一步間違えば年金給付額の大幅な減、保険料の値上げなど、国民にすれば年金制度の根幹を揺るがしかねない重要な問題であります。

なぜ、リスクを伴うような資産運用をやるうとしているのか、国民はリスクを伴うような年金の資産運用は求めていないと思います。安定的に安心してもらえる年金を求めているはずであります。ぜひ、その点を御理解いただきたいと思えます。

以上、原案に対して賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） 原案に対して、反対討論はありませんか。

〔五番 下川和博君登壇〕

○五番（下川和博君） 請願第四〇号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書について、原案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

反対というよりも、非常に委員会の中でも迷うところもありましたし、だめだということでも反対というところでもなかったわけですが、けれども、委員会の中では、確かに国内の債権を減らして株式量を増やしているということでありましたけれども、先ほど川村議員のほうからありました、安定的な資産の運用ということであって、そういうふうに私も思いました。

ただ、どちらにしてもリスクは伴うわけで、その大きなリスクであるか、リスクの差はあるかもしれませんが、リスクは伴う

んだらうと思います。株価にしても五、六年前でしたか、七千、八千円の時代が、今、一万八千円あります。確かに、中国のいろいろな状況もあって、ピークからすると二千円ぐらい下がっているんですかね、ぐらいはあるかもしれませんが、あの当時からすると、ここにありまされども、リーマンショックの時代からすると株式はかなり安定をして推移をしているんじゃないかなと思います。そこで委員会としては、最終的に、確かにどちらにしてもリスクはあると。しかし、こういうものについてはプロの専門家に任せて、少しでも資産を増やしていくような方法がいんではないかなというふうな、個人的にはそう思いました。そういうところで原案に対して反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本案に対する産業厚生委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四〇号は採択されました。

△請願第四二号 種子島・屋久島を「活動火山周辺地域防災営

農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、請願第四二号、種子島・屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四二号、種子島・屋久島を「火山活動周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、長野広美議員を紹介議員として、西之表市古田一〇七四、西之表市茶業振興会長澤柳伸一氏、中種子町坂井二〇九三の二〇三、熊毛地区茶業推進協議会長山浦重夫氏より提出され、継続審査となっているものです。

趣旨は、価格低迷で厳しい経営を強いられている種子島・屋久島の茶生産農家にとって、桜島の噴火活動による降灰被害に対し有効な策を講じ、降灰による収益悪化を避けたいと考えている。

口永良部噴火による降灰が、屋久島だけではなく種子島にも及ぶ

ことが心配されている。また、一時的ではなく、活発化している噴火が長引くことや、桜島など他地域の活動火山の噴火による被害も懸念されている。

一方、既に、活動火山周辺地域防災営農対策事業の対象地域では、降灰を一〇〇%除去する体制が整っている。

このことから、以下の二点を要望するものである。

一、活動火山周辺地域防災営農対策事業の対象地域に認定し、除去装置導入への補助対象としてもらうこと。

二、現在未設置の降灰の観測地点を種子島と屋久島でそれぞれ三カ所設置し、降灰状況を常時観測することであります。

本委員会では、請願の趣旨を重く受けとめるとともに、各振興会や農業団体等との意見も集約し検討した結果、二の降灰観測機器も八月下旬に種子島・屋久島一市三町に各一カ所設置されていること、また、現在、噴火も鎮静化の状態であることもあわせ、特に園芸農家や各農業団体等においても、一部に風評被害を懸念する意見もあり、統一見解に至っていないことなど、今後の推移を見きわめる必要もあることから、賛成多数で継続審査とすべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

産業厚生委員長報告は、継続審査とのことであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四二号は継続審査と決しました。

△請願第四三号 一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担

を求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、新規に出された案件について行います。

日程第一八、請願第四三号、一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請

願第四三号、一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、下川和博議員、田添辰郎議員を紹介議員として、西之表市西之表一六九五〇番地一、有限会社種子島クリーン産業代表取締役仁禮憲夫氏より提出されたものです。

請願の趣旨は、平成十八年度に西之表市から一般廃棄物処理用の許可をいただき、ごみの軽量化、資源リサイクルに努めてきたが、平成二十五年四月より事業系一般廃棄物のリサイクルに該当する古紙類において、中種子町清掃センターへの搬入が禁止されたことにより、中種子町の事業系古紙搬入数量の極端な減少、自社による古紙回収経費の負担増、燃料費高騰など、さまざまな影響が経営を圧迫している。このため、西之表市から一般廃棄物処理業の許可をもらっている委託収集運搬分、拠点収集分を古紙搬入処理費用として一キログラム当たり五円の負担を行政に求めるものです。

本委員会では、行政が処理費用の一部を負担するためには、経営状況の把握が不可欠であるが、現在これらの資料が不足していることから、必要な書類を提供していただき、その後審査すべきであるとの意見が多く、全会一致で継続審査とすべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件に対する産業厚生委員長報告は、継続審査とのことであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願第四三号は継続審査と決しました。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、議案第八二号、「空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書」の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第八二号を日程に追加し、議題にすることに決しました。

それでは、直ちに議題といたします。

△議案第八二号 「空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛

島調査に反対する意見書」の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第八二号、「空母

艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書」の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔馬毛島対策特別委員会委員長 小倉伸一君登壇〕

○馬毛島対策特別委員会委員長（小倉伸一君） 議案第八二号、「空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書」の提出について。

西之表市議会会議規則第十四条の第二項の規定により提出します。平成二十七年九月十八日。提出者、馬毛島対策特別委員会委員長、小倉伸一。

読み上げまして提案にかえさせていただきます。

空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書。

空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移設対象として検討されている問題については、これまで、首長を初め西之表市議会も「馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練施設及び関連する自衛隊施設建設に反対する決議」を採択し、幾度にもわたり防衛省等に申し入れを行ってきたところである。

しかし、防衛省は、今回、空母艦載機離着陸訓練（FCLP）が実施可能な施設の設置場所について、施設の運用による周辺への影響や施設の配置について検討を行うため、基礎的資料の収集に要する調査に着手した。

これまで防衛省は、「地元の意見を無視して進めることはない」と発言したにもかかわらず、地元の意向を無視し、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）施設及び関連する自衛隊施設建設を推進しようとする対応に断固反対するものである。

よって、国におかれては、空母艦載機離着陸訓練（FCLP）が実施可能な施設の検討にかかわる調査を即刻中止するよう強く要請するものであります。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣であります。

以上、議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） 質疑ではないんですけども、提出者の馬毛島対策特別委員会となっておりますが、これはやっぱり正式な名前を出すべきではないですか。この名前じゃないですよ、特別委員会は。正式な名前がありますよ。反対する特別委員会。反対する特別委員会ですよ。

○馬毛島対策特別委員会委員長（小倉伸一君） 委員会名はですね、特別委員会の委員会名は、馬毛島対策特別委員会で間違いありません。

○議長（永田 章君） 下川議員、名称はただいま小倉委員長が申し上げたとおりで、その本会の趣旨が下川議員がおっしゃるような趣旨だと理解しておりますけれども。

○五番（下川和博君） 私は、そういうところもしつかり書いて出したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○馬毛島対策特別委員会委員長（小倉伸一君） 繰り返しになりますけれども、名称は、馬毛島対策特別委員会で間違いありません。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了いたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。
反対討論はありませんか。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） FCLPの馬毛島調査に反対する意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

防衛省の計画は、馬毛島に自衛隊の施設をつくることが主たる目的です。

一つ目は、離島振興対象訓練を行う訓練場の整備。

二つ目が、南西諸島防衛作戦における戦力集中のための拠点の整備。

三つ目が、南西地域における大規模災害に対応するための拠点となる設備。

この三点が主たる目的であります。

このために、二千四百メートル級の滑走路、大型の輸送船あるいは補給艦が接岸できる岸壁、港湾施設の整備、そして、離着陸の訓練ができる演習場の整備、こういったところが主たる目的であります。あわせて、自衛隊のつくった、整備をした滑走路を使ってFCLPを恒常的に行うことができるようにするという事業であります。今回の防衛省の調査については、施設の運用による周辺への影響、施設の配置について検討を行うために基礎的なデータを収集をしよう

う、民間で保有しているデータを提供してもらおうというためのもの
であります。現地調査をするものではございません。

私は、元自衛官として、離着陸訓練が一日も早く馬毛島において
できること、それと、中国の尖閣諸島における動き、これを封じ込
めるためにも、抑止力の増大のために、ぜひともこれを一日も早く
整備をしていただきたいという思いから、意見書の提出には反対の
立場であります。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 先ほどの委員長報告にありました空母
艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書の提
出について、賛成の立場で討論いたします。

そもそも、FCLPは、かつては厚木基地等、国内においても実
施された経緯がございます。さまざまな基地問題がある中で、FC
LPにつきましては、最悪の騒音被害という経緯の中で、今現在、
硫黄島で訓練が行われているものであります。

今回の馬毛島における一連の騒動は、そもそもがツープラスツー
におきまして、馬毛島をFCLPの基地にする計画が発端となつて
おります。これまでに、防衛省はさまざまな形で説明をされておら
れますけれども、防衛副大臣が本市に参りまして、この馬毛島にお
けるFCLP、また自衛隊に関連する施設の説明等につきましては、

明確にFCLPということが盛り込まれております。今回の馬毛島
における調査におきましても、FCLPを目的にした調査であり、
現地に入る、入らないにはかわらず、FCLPを馬毛島に設置す
るための目的でありますので、本議会は明確に反対の趣旨でありま
す。

以上、委員長報告に賛成の討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「三番 濱上幸十君登壇」

○三番（濱上幸十君） 議案第八二号、「空母艦載機離着陸訓練
（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書」の提出について、反
対の立場から討論いたします。

私は、馬毛島にFCLP施設、自衛隊基地を設置することに賛成
の立場であります。

現在の中国の尖閣諸島等に対する領海侵犯への常態化等、中国の
脅威を考慮すれば、国に調査等、早急に進めてほしいと考えていま
すので、本議案に反対します。

以上です。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 「空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬

毛島調査に反対する意見書」につきまして、委員長に反対する立場から討論をいたします。

先ほど、ほかの議員の方もおっしゃっていましたが、今回の調査のほうは、空母艦載機離着陸訓練、FCLPの実施可能な施設の設置場所についての資料を収集するための調査ということになっておりますが、FCLPの離発着訓練、空母艦載機のFCLPですね、離発着の訓練というのは、年間平均十日ほどと言われております。三百六十五日のうちの十日間でございます。

今回、調査目的の中にFCLPと書いてあるんですが、この滑走路は当然、年間平均十日間のFCLP以外にはですね、やはり自衛隊の訓練、それと大規模災害のための訓練、そのときに使われる滑走路でございます。そのことを念頭に置いていただきたいと思っております。

そしてですね、先ほど討論された方が最悪の騒音被害をというところをおっしゃっていました。本当に最悪の騒音被害なんです、真上で飛ばすね。厚木も普天間も真上で飛んでおります。今回、馬毛島の場合は真上を飛んでいるんでしょうか。さも真上を飛んでいるように言うのは、事実を誤解させることではないでしょうか。真上ではなく、十二キロ離れたこちらにある馬毛島を飛んでおります。この点を、防衛省、国としては、市民にきちっとした理解を求めるために、今回調査をするわけでありませぬ。

騒音の問題でいいますと、本当に真上を飛ぶでしたら、討論者

がおっしゃるようなことになるかもしれません。最悪の騒音被害、爆音だということになるのかもしれませんが、今回は十二キロ離れております。そのこと、一番市民が危惧しております騒音被害について、きちっと説明するためには何をやらなければならないのか。やはり、何と言われても、きちっとした調査をして、やはり滑走路の方向、そして騒音被害がどの辺になるか、今現状では滑走路の方向はこの辺になるんじゃないかという説明をしております。騒音被害もこれぐらいじゃないかとしております。

FCLPとか自衛隊施設に反対の方は、曖昧だからどうなるかわからないという、おっしゃって反対する方が多いわけですが、その曖昧な点を拭い去って、きちっと国、防衛省としては、市民に対して、島民に対して説明してまいらなければなりません。こういった市民の知る権利、そういったものを尊重するためにも、今回の調査は基礎的な調査でございます。

何としてでも、この調査を実現して、きちっと市民の方に騒音の問題を理解してもらわなければなりません。そういった意味でも、私はこの意見書には反対をいたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第八二号、「空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の馬毛島調査に反対する意見書」の提出について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

まずもって、提出者は馬毛島対策特別委員会の委員長が提出者であります。馬毛島対策特別委員会の目的は、議会活動、委員会活動の目的は、このFCLP訓練に反対するための委員会活動をするこ
とを主たる目的にしております。

今回の意見書の趣旨であります。八月二十九日に南日本新聞で報道された防衛省が馬毛島に係るさまざまな環境影響調査をするとう
うことであります。私どもは、この馬毛島にそのようなFCLPの
訓練はいらないと反対する姿勢で、これまで議会活動、議員活動を
してまいりました。そういう意味で、さきの日米のツープラスツウの
あの中の合意は、馬毛島をFCLPの訓練候補地になると、そうい
うふう文章でも明言化されております。

そういう中で、例えば、今まで反対討論をされてきた方々は、仮
にこの環境影響調査において、防衛省が馬毛島は適地であると、調
査の結果、何の問題もない、適地であるというふうな結果を防衛省
が出すのであれば、それは馬毛島にFCLP訓練を誘致してもいい
んじゃないかというふうに受け取られるような、私はそういうふう
な受けとめ方をします、すると思えます。

私は、いずれにしても、馬毛島にこのような訓練を行わせないと
めに、そもそもそういった部分で調査はいらないと。調査の結果に
よって、それが適地となればいいじゃないかというふうな論法には
ならないと。したがって、今回のこの意見書の趣旨は、そういう意
味で調査自体は必要ないという趣旨で、この意見書を提出するもの

でありますので、ぜひ皆さんの御理解をいただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△特別委員会委員の辞任の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、特別委員会委員の辞任
の件についてを報告いたします。

去る九月十六日、丸田健次君から一身上の理由により、馬毛島対
策特別委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員
会条例第十四条の規定により、同日これを許可しましたので報告い
たします。

ここでしばらく議会運営委員会開催のため、休憩をいたします。

開会については、庁内放送等でお知らせをいたします。

休憩をいたします。

午後二時三十五分休憩

午後三時二十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第一項の規定により、議案第八三号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議案第八三号を日程に追加し、議題にすることに決しました。

それでは、直ちに議題といたします。

△議案第八三号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための

安全かつ確実な運用に関する意見書」の提

出について

〔七番 小倉伸一君登壇〕

○七番（小倉伸一君） 議案第八三号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出につ

いて、西之表市議会会議規則第十四条の第一項の規定により提出します。

平成二十七年九月十八日。提出者、西之表市議会議員、小倉伸一。賛成者、西之表市議会議員、川村孝則。

読み上げて提案にかえさせていただきます。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

公的年金は、高齢者世帯収入の七割を占め、六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の一七%前後、家計の最終消費支出の二〇%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は成長戦略である日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。

まして、GPIFには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険

者、受給者が害をこうむることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記。

一、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

二、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方式から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

三、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。

「反対討論はありませんか。」

「一一番 榎元一已君登壇」

○一一番（榎元一已君） 本提案に、意見書（案）について、反対の立場で討論をいたします。

提案者のする説明は、一定の評価をいたすところではありますが、まず年金積立金は、確実な運用を維持することということになっていくんですけども、なかなか現状が維持できないからこそ、さまざまな方式で運用をしようというのが一点であります。

二番目にも「安全資産とされてきた国債中心の運用」と書いてありますけれども、やはり、国債の運用も安全ではありませんけれども、さまざまなリスクを背負っていることも、また事実であります。多分、二〇二〇年のプライマリーバランスの状態が、アンバランスになるということになって、さまざまな景気対策ができていなければ、国債そのものが国際的信用を潰してしまつて、運用利益がほとんど出てこないという状況も新たに考えられることでもあります。

いずれにしても、どちらにしても、さまざまなリスクを背負うこととありますけれども、現状でなかなか財政的維持ができない部分があるとするなら、全てを使ってリスクを、全てのリスク、高リスク高リターンにやるということではなくて、リスクに応じた運用をしながら、年金の情勢に努めていくっていうのが、これまでの考え方だと思えます。

そういった意味では、これにいろいろ書いてございますけれども、全て、だから安定するというのではなくて、安定しないからこそ

今のような事業をして、リスクを負いながらも、いろいろな運用をしたいということであろうと思います。これが全て、例えば、八割、九割を運用しようというわけではなくて、リスクの度合いによって、いいときはそっち、悪いときはこっちという具合な運用をして、利益を上げて、国民の皆さんの年金の安定を図るということが、示威的の目標であると思います。

そういう運用について、私は賛成ですので、本案には反対の立場といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第八三号の提出者について、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの反対討論者の意見も踏まえてですけれども、いずれにしても先ほどの請願書、今回の意見書（案）について、この資産運用のリスクの関係で、どちらがどうなのかと、安定的に安心して年金の給付が国民は受けられるのかという部分の資産運用のあり方について、今回の政府が提案したのは、国債の比率を下げて、外国株式を上げて、これでやっていこうじゃないかというふうな提案ですけれども、これで今までの資産運用が、いわゆる国民からしてみればですよ、何も、百五十何兆円の年金の積立金が大幅に目減りをしたとか、何かそういった問題は私は聞いたことがありませんし、そういう部分でいけば、安定的に一定程度、年金保険料と年金給付のバ

ランスを保ちながら、年金積立金は、一定程度積み立ててきているという現状は、やはり、国民から見れば安心して資産運用はされているというふうに私は思います。

そういうのを踏まえるならば、私は先ほども討論で言いましたけれども、今回は、外国株式の比率を上げるわけですから、それがどれほどのリスクを伴うかというのは、誰も想定はできないことです。株式は上がることもあります。でも、下落することもあるわけです、大幅な下落も。そういう中でですよ、今まではこうして安定的にやったのに、何でわざわざ比率を変えてまでそういったところになければならないのかというのが、私はそこはちょっと理解はできないと。

しかも、今回の保険法、厚生年金保険法等によれば、この運用の目的はですね、政府はこれにはかかわってはならないというか、関与するべきではないというふうな、そういった意味合いの条項です。すね、うたわれているわけです。

この年金積立金の百五十五兆円を活用して、日本の経済のあれを、そういった部分で上げていく、経済の浮揚をですね、図ろうとするような、そういったことはやるべきではないと。これはあくまでも国民がもらう年金だから、その中でしっかりと安定的に安心して国民に給付できるように保っていくべきだというふうな趣旨でありますので、そういったところで、ぜひ皆さん方の御理解をいただきたいということであります。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」ですか、提出者について反対の立場から討論させていただきたいと思えます。

こちらのタイトルにもありますように、「被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する」、被保険者のために利益になり、安全に確実に運用できるようにということなのですが、いろいろ考え方があると思えます。難しい話じゃなかかわからないんですが、やはり先ほどの二人の討論者がおっしゃいましたように、リスクの考え方をどう捉えるか、問題だと思えます。国内債券か、国外債券かという問題があります。まずもって今回、政府がこのような方針を出したのはなぜかということを考えていただきたいと思えます。

今、現時点で、被保険者の利益のため、また、安全、確実な運用を図るためだったら、今、現時点なら今のやり方で十分なのかもしれないですね。なぜ、政府が出てきたのか。それは、少子高齢化を迎える日本の中で、これからこのやり方で継続できるか、継続できるかという問題を考えたからであります。

そういった視点を捉えますと、明らかに、やはり国内債券より国外債券のほうが不安である、リスクが多くなるんじゃないかというふうに考える方もいらっしゃいますが、これからこの年金制度を、持続的に、継続的に、少子高齢化の中で持続するためには、やはり

ハイリスクになろうとも、リスクを分散しながら、もうかるときにはもうかる、もうかるという言葉は失礼でございますが、きちっと預かりました年金のほう、年金掛金のほうを運用して、継続的に、持続的にやる必要がある、そういうふうに政府は考えたからだと思います。そういった意味で、現時点でなら、この提出者の意見でよろしいんでしょうが、長い目で見たときどうなのか。やはり、今回見直すべきだと思っております。

以上で反対討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△総務文教委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、総務文教委員会所管事務調査報告を行います。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会は、平成二十七年七月七日から九日にかけて、熊本県玉名市及び佐賀県多久市、小城市において所管事務調査を行いましたので御報告いたします。

一日目、七月七日は玉名市を訪問し、移住・定住促進及び空き家対策について調査を行いました。

玉名市は、人口約六万八千人、世帯数二万六千七百三十一世帯。平成十七年に一市三町が対等合併し、誕生しております。

まず、定住施策の取組みとして、一つ目にU・イターン相談員を配置し、東京、大阪、福岡等の都市圏で行われる定住相談会に毎年参加しています。

二つ目に、おためし暮らし事業。玉名市内へ移住を希望する方へ、市が所有する日常生活を営むための家具・家電製品を備えた住宅を貸し出し、一定期間、実際に住んでもらうことよって定住を促進し、同時に地域の活性化を図ろうとするものです。貸し出しは、月約一万五千元、一日当たり五百円、期間は一週間から六カ月ということ、一軒家を市が整備しているということです。

三つ目に、定住促進補助金、定住取得補助金、二十万円掛ける五年分、五年間です。住宅リフォーム補助金、二十万円のリフォームをした場合、上限を五十万円としております。新幹線通勤定期券購入補助金の三種類の補助制度を平成二十三年度から二十七年度まで

の五年間に実施し、これまでに百七十件の実績があるとのことでした。

四つ目に、空き家バンク事業。売りたい、貸したい空き家の情報と、定住希望者の情報を登録・照会することで、空き家の有効活用、定住の促進、地域の活性化を図ろうとするものです。現在までの実績は、登録物件で十一件、成約三件、利用希望登録者数約四十人とということでした。課題として、登録件数の増大と空き家に残された家具道具の撤去が挙げられ、対策として、継続的、効果的な情報収集や家具道具等整理事業補助金の新設を考えているとのことでした。

本市においても定住促進事業を展開していく上で、移住希望者の相談窓口の充実、相談員の設置など、地域の情報を提供することが重要なポイントだと考えます。おためし暮らし事業については、気軽に定住体験ができるため、移住希望者には魅力的であり、特に種子島などの離島にとっては、より効果が期待されるという意見もありました。また、空き家については、所有者が確認できないものや危険家屋の把握等、校区長などとの連携の必要を再認識しました。

翌七月八日は、佐賀県多久市のまちづくり交流センターについての調査を行いました。

交流センターは、町なかの居場所として、若者、子育て世代、シニア世代などいろいろな世代の方々が集い、イベントや交流によるまちづくり活動をとおして、町なかに交流人口を呼び込み、にぎわいをもたらす施設として整備がなされました。

交流センターは、愛称を「あいぱれっと」といい、一般公募による選考、決定されたそうです。「あいぱれっと」とは、出会い、触れ合い、語り合いの「あい」と絵の具のパレットを合わせ、そこからいろいろな交流が生まれる施設をあらわしているということでした。

事業費は、約六億円。運営は、まちづくり会社「たく二一」が指定管理をしており、施設は、鉄筋コンクリート二階、二階は屋上として使用。施設機能は、ハローワーク、会議室、図書、ラウンジ、ホール、キッズコーナー、多目的広場、屋上、カフェはたく二一経営、店舗三カ所で、来場者目標は、一日三百人、一年間で十万人を見込んでいます。

年間運営費は、二千万円。市からの指定管理料八百万円、家賃、カフェ利益、施設利用料となっています。

また、住民参加の仕組みづくりに段階的に取り組んできており、実績として、ハピたくらぶ、都通りを復活させる会、軽トラ市多久の開催など、自主的なまちづくり活動が行われていました。来場者目標については、現状ではクリアしているものの、課題として、近隣商店街への人の流れがつけられていないこと、イベント時以外の利用者が少ないことが挙げられ、まずは施設を知ってもらい、利用者を増やす取り組みをしたい、商店街まで回遊する仕組みづくりを最重要視して取り組みたいとの説明がなされました。

委員からは、駅を中心にした長期の事業計画と目標に歴史的な積

み上げがあり、住民参加の仕組みにわかりやすい工夫がなされている、過去六年間のアドバイザーの役割が重要であると感じたという意見がありました。

事業実施に当たっては、現状を見きわめ、身の丈に合った中心市街地活性化の方向性を考えるということを基本に、市街地全体を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、小城市にて、ふるさと納税について調査を行いました。小城市では、平成二十年度からふるさと納税を始めました。平成二十五年までは、出郷者団体や市主催のイベントなどでのPR、またお礼の品は、広報紙やふるさと小城市の風景写真等を送っていたようですが、その間、寄附は伸び悩んでいたそうです。

平成二十六年からお礼の品を充実させ、ふるさと納税専門のポータルサイトを利用し、広くPRしたことにより、寄附が大きく伸びたようです。平成二十六年三月議会において、寄附目標額百万円の予算を計上し、四月に観光協会と担当課との協議を行い、五月にふるさと納税サイトへ申し込み、及びお礼の品、写真等の掲載を開始し、十月にはクレジット支払いの開始、ポータルサイトへの特集PRを行っています。

その結果、平成二十六年末の寄附額は、申込件数二万八百九十件、受納金額は、五億一千九百九十六万二千円と、一年間で大きな伸びとなりました。

ふるさと納税受領額五億一千万円のうち、自治体に四割、観光協

会の品物代、送料等が五割、残り一割が事務手数料となります。

なお、市の役割は、受け付けと関係書類の送付、広報等で、お礼の品の選定、発送等については、観光協会を中心に行い、業者との契約についても観光協会が行っているということです。寄附額に対する還元率は五割としており、一万円でも百万円でも、その五割相当の品物をお礼として送っていました。

委員からは、ふるさと納税専門サイトへの申込みや市のホームページ等にお礼の品物の写真を掲載すること、地元の特産物をPRすること等の重要性を実感し、また種子島には日本一早い出荷の早期米やお茶、安納いも等、水産物にしてもミズイカ、イセエビ、ナガラメ、アサヒガニと特産物は豊富にある、生産者にとってもよい取り組みだとの話が出ました。

ふるさと納税は、出郷者だけを対象にしたPRではなく、日本全国を対象に、西之表市のPR、特産物をPRすることによって、観光産業へもリンクしていく取組みになるのではないのでしょうか。

今回の調査をおして、ふるさと納税について、本市ももっと積極的に取り組むべきと強く感じました。

最後に、寄附者から小城市へ寄せられたお礼状の言葉を二、三、紹介いたします。

「小城市は今まで知りませんでした。一度は行ってみたいです」、また、「父方の出身地が佐賀ということで選定させていただきました。千葉から佐賀を少しでも応援できたらと思っています」、もう

一件は、「昨年小城市へのふるさと納税をさせていただきました、お米と佐賀牛をいただきました。とてもおいしい食文化のまちへ再投票です」。

以上、報告を終わりますが、詳しくは資料を事務局に備えておりますので、ぜひごらんください。

以上、報告を終わります。

○議長（永田 章君） 総務文教委員長の報告は終わりました。

△産業厚生委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、産業厚生委員会所管事務調査報告を行います。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本市においては、農村部から中心部への人口の集中が進んでおり、高齢化の進展と相まって大字地域の活性化が課題となっています。そこで、グリーンツーリズムを初めとした体験型観光による交流人口の拡大や農林畜産業の振興、児童福祉の充実、及び子育て支援対策等、総合的な取組みを学ぶために、先進地である鹿児島市と伊佐市の取組みについて、平成二十七年七月二十八日から七月三十日にかけて、所管事務調査を実施しました。ここに報告します。

まず、鹿児島市のグリーンツーリズム計画の主な施策の一つであ

る、都市と農村の交流施設の整備充実を図るための新たな拠点施設として整備を行った都市・農村交流センターは、平成十四年まで県の茶業指導農場として使われていた場所で、旧松元町が県から無償で譲渡を受け、松元町高齢農業振興クラブが敷地の一部を活用して営業していたものです。跡地のさらなる有効活用と地域活性化を図るため、活用策の検討を進め、地元の農産物を中心に取り扱う直売施設を整備するとともに、地域住民の触れ合いの場を整備することを平成二十年度に決定、二十一年度に跡地活用の基本構想、二十二年度に基本計画を策定、二十三年度には整備に向けた施設の基本設計、実施設計を行い、二十四年九月から造成工事に着手した。順次建築設備関係も着工し、約二年六カ月の工事期間を経て、平成二十七年三月に総事業費は約十億円オープンしたものです。

事業計画では計画の実行性を高めるため、三項目の基本方針ごとに計画の進捗状況の目安となる目標指標を掲げています。一つの基本方針、都市部住民の農村地域における交流促進の目標指数を、グリーンツーリズム登録団体や農家民泊などによる農業等の体験者数としており、平成二十八年度目標、年間二万人に対し、二十六年度は約二万一千八百人。

二つ目の基本方針、人材の育成と関係機関への支援連携については、グリーンツーリズム登録団体の目標三十八団体に対して、平成二十六度は四十二団体。

三つ目の基本方針、農村地域の魅力の情報発信については、グリ

ーンツーリズムホームページへのアクセス数としており、目標の年間二万八千件に対し、平成二十六年度は約四万三千件と実績は目標を上回っているとのことです。

一方、目標は達成されているものの、課題としてグリーンツーリズムの実践者、特に農家民泊の受入れ家庭の高齢化が進んでいることや、県内外の自治体とも競争関係にあることから、実践者について質、量ともに向上を図る必要があるとのことです。

また、農産物直売所を核とするグリーンツーリズム施設についても、生産農家の減少や高齢化、類似の商業施設の進出など、利用者売り上げとも減少傾向にあることから、ソフト、ハードの両面から一層の充実を図る必要があるとのことでした。

これらの諸課題や現在の計画の検証結果を踏まえながら、今後五年の指針となる第二期の計画づくりを進めたいとの説明でした。

本市が取り組む中心拠点施設を柱とした町なかにぎわい創出の方向性も、多面的・多角的な見地からの効率・効果が求められています。運用に当たっては、市民の総意を結集した取組みが重要課題であると考えます。

次に、伊佐市における林業振興について。若齢林において、手入れ不足と地元産材の利活用を推進するため、地産地消の推進、生産・流通コストの削減が課題となっています。

そこで、伊佐市における流通機械、高性能機械を利用した間伐材等の地元産の利用促進に係る施策について調査しました。

伊佐市は、総面積の七一％が林野面積に占められており、民有林は全林野面積の五四％です。人工林のほとんどが主木であるヒノキと杉が中心で、三十五年以下の保育作業を必要とする割合は一六％以上を占めており、市内の認定林業事業体は五団体、組合・事業者数は十四、就業者数は二百十一人とのことです。

しかし、人工林が利用段階にきているが、本市と同様に高齢化、不在村化、木材の価格低迷により、経営力は減退の傾向にある。また、公有林の周辺を取り巻く私有林は、小規模分散型で、集約化は相当の労力が必要とのことでした。あわせて、高性能林業機械による森林施設には抵抗感があることから、木材生産の需要の高まりに対応し切れていない状況にあります。今後は、素材生産の拡大に合わせた、資産としての有効活用を図るための森林経営を目指したいとの説明を受けました。

本市の今後の林業振興を考える上で、木質バイオマスの燃料等としての十分な期待が持てるものと考えました。

次に、伊佐市での子育て支援連携システムについての調査では、日本一子育てに優しいまちづくりを目指し、平成二十四年に妊娠中から十八歳までの相談の場として、伊佐市トータルサポートセンターが開設されています。保育園や幼稚園、さらに学校教育が連携する子育て支援システム検討会を二カ月から三カ月に一回開催しております。

また、子ども発達支援センターたんぼぼでは、療育についての理

解を深めるため、年中児、年長児の就学を考える会などを開催するなど、発達支援システムに沿った諸課題解決の早期の対応に取り組んでいるとのことでした。

各事業の円滑な運営助長がなされているなど、積極的な取組みがなされており、行政と子育て現場の一体となった事業推進体系の構築は、本市の子ども施策にも大いに参考にしたい事例でした。

一方、鹿児島市のすこやか子育て交流館は、子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子育て家庭や団体の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設です。この施設では、「ひろがる笑顔、支えあう子育て」をコンセプトに、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子供の一次預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体との連携、情報の共有化を行い、地域の子育て支援機能の充実を目指しています。

本市の子育て支援策には、共通点や施設規模や内容等、幾分か異なる課題がありますが、双方の、すなわち伊佐市、鹿児島市の取組みをも参考として、今後取り組んでいくべきと考えます。

最後に、畜産の振興については、発展的な畜産業を振興するには、優良種子の農家への普及を図ることが重要な課題となっています。本県の肉用牛に関する試験研究の整備拡大を図り、バイオテクノロジー等先端技術を核とした肉用牛の改良、増殖を行い、農家の経営安定と生産振興に資する目的に設置された県肉用牛改良研究所にお

いて、研究内容や普及状況、及び今後の展望について研修し、肉用牛生産に関する見識を深めるために調査を行いました。

鹿児島黒牛の改良増殖の育種改良研究や、先端技術を駆使した開発に取り組みられている研究所の存在と、九百キロを超える実物の県優秀牛の雄姿を直接拝観し、畜産県としてその精力的な取組みに改めて感銘しました。畜産経営は、最短でも五カ年を要するとの説明もあることから、今後の安定的畜産経営農家を堅持する上で、後継者育成対策は不可欠です。農業生産の基盤である畜産振興再構築の必要性を強く感じました。

以上、報告を終わります。

なお、詳しい資料は事務局に備えておりますので、ごらんください。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 産業厚生委員長の報告は終わりました。

ここで議長よりお願いを申し上げます。

午後四時を過ぎましたけれども、このまま議案審議を続行いたします。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管

事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、長野市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 平成二十七年第三回定例市議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

九月一日に開会いたしました九月議会は、本日十八日までの十八日間、平成二十七年議案について熱心に御審議賜りました。大変ありがとうございました。

また、今議会に上程いたしました平成二十六年各会計の決算認定につきましては、決算特別委員会におきまして、今後、閉会中審査をいただくこととなります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

今、全国を見渡しますと、火山の噴火や地震、大雨、河川の氾濫等、自然災害が多く発生しております。昨夜から今朝にかけても、チリ沖地震による津波注意報が発令されました。本市といたしましても、情報連絡体制を敷き、二十四時間での警戒態勢をとってきたところであります。

また、上西校区では行方不明者も発生しております。解決まで努力を続けたいと考えております。ここ数日、消防団を初め、関係の皆様には大変努力をいただきました。その活動に敬意を表しますとともに、謝意を表明したいと思います。

災害や事件、事故は、何の前ぶれもなく人々の生活から多くのものを奪い去ります。本市といたしましても、ふだんの注意を怠ることなく、しっかりと防災・減災体制を整備し、災害に備えたいと考えております。

さて、本市を振り返りますと、九月も中旬を過ぎ、各地で運動会や敬老会など、各種行事が開催されております。各地域でみんなが集まり、天候のよい秋の一日を楽しく過ごしていただけるとは大変喜ばしいことであります。しかしながら、過疎高齢化、人口減少により、大字地域ではその運営自体が大変厳しい集落も出てまいりました。今ある集落の営みや、喜びのひとつがなくならないよう、みんなで話し合いながら、行政としてできることは何か、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

九月十五日には、老人の日ということで永田議長など関係者と一

緒に敬老訪問いたしました。昨日十七日には、八十八歳を祝う会を開催をしたところであります。今年は戦後七十年ということもあり、これまで西之表市を支えていただき、御苦勞をされた皆様には感謝の意を表してきたところであります。現在の西之表市があるのは、これまでの先人の努力のたまものであります。我々は決して、そのことを忘れることなく、このまちを守り続けていかなければならないと思います。

さて、これからのことにも触れたいと思います。

彼岸を迎え、スポーツや文化に親しむのに最もふさわしい季節となりました。あす十九日と二十日には、第六十九回県民体育大会が鹿児島市をメイン会場に二十五の正式競技と十七の公開競技で開催されます。出場されます選手の皆様には、熊毛の代表として、精いつばいの努力をしていただきたいと思えます。

また、本市においても各小学校や地域での運動会、願成就、市民体育祭、市内一周駅伝大会など、スポーツ・文化活動が花盛りとなります。

特に十月三十一日からは、国内最大級の文化の祭典、第三十回国民文化祭が鹿児島県で開催されます。開会初日は、西之表市の日泊みなと公園での開会式とメイン会場の鹿児島アリーナをライブ中継で結んだオープニングフェスティバルが開催されます。開催期間中、本市におきましては、華道の祭典、種子島、黒潮文化交流の祭典が開催されます。国民文化祭を通じて、市民の皆さんがより一層、

文化に親しみを持っていたいただきますよう、今後も準備、広報活動に取り組んでまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

また、十月二十日には、西之表港につぼん丸も入港いたします。観光客数の増は、本市の大きな課題であります。多くの人の来ていただくますよう、心よりの歓迎をしたいと考えております。

さて、秋が深まります。我々は、西之表市の未来を見据え、世の中の状況を見ながら、市民一人一人が幸せのために何ができるかを考えなければなりません。今後もその努力を重ねていきたいと思ます。

最後に、議員各位、市民の皆様のおますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

九月一日開会、延べ十八日間にわたる平成二十七年九月定例会が、議員、理事者各位の御協力のもと、全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

本定例会所信表明の中で、長野市長の発言もありましたが、鹿児島海上保安部種子島海上保安署の設置要請については、私も西之

表市議会としても十数年来にわたり活動を展開してまいりました。西之表港を母港として、百八十トンクラス、十五ないし十六人乗りの巡視船を平成二十八年度当初に配備すると、衆議院森山代議士から報告を受けたところでもあります。これまでに御努力をいただいた歴代の諸先輩議員を初め、各関係各位に感謝を申し上げます。

本定例会において、平成二十六年決算審査を除く付議された議案、陳情、請願、慎重審議の上、請願において不採択一件、二件において継続審査として決しました。今後とも市民の負託に応えたいと思います。

さて、今定例会委員会審査において、議案の内容が両委員会の所管事項に関連することと判断、西之表市議会として初めての連合審査会を開催いたしました。それぞれの委員会との連携を図りながら、議案に対する十分な議論が尽くされたことは大いに評価するものであります。今後とも、議会改革を進めていく上で、必要との判断があれば、議員、理事者の理解のもと取り組んでまいりたいと思ます。

なお、本会冒頭、下川和博君を委員長として、平成二十六年決算特別委員会が設置されました。閉会中、審査ということで大変御苦勞をおかけいたしますが、各委員の皆様方には御配慮をいただければと思います。

最後になりましたが、台風十八号の影響による河川の決壊等において、茨城、栃木、宮城県において発生した大規模災害が、一日でも早く復旧できますことを願うものであります。

議員、理事者各位の御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、挨拶いたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十七年第三回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後四時十二分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

三 番 議 員

四 番 議 員